

全国水道関係担当者会議資料

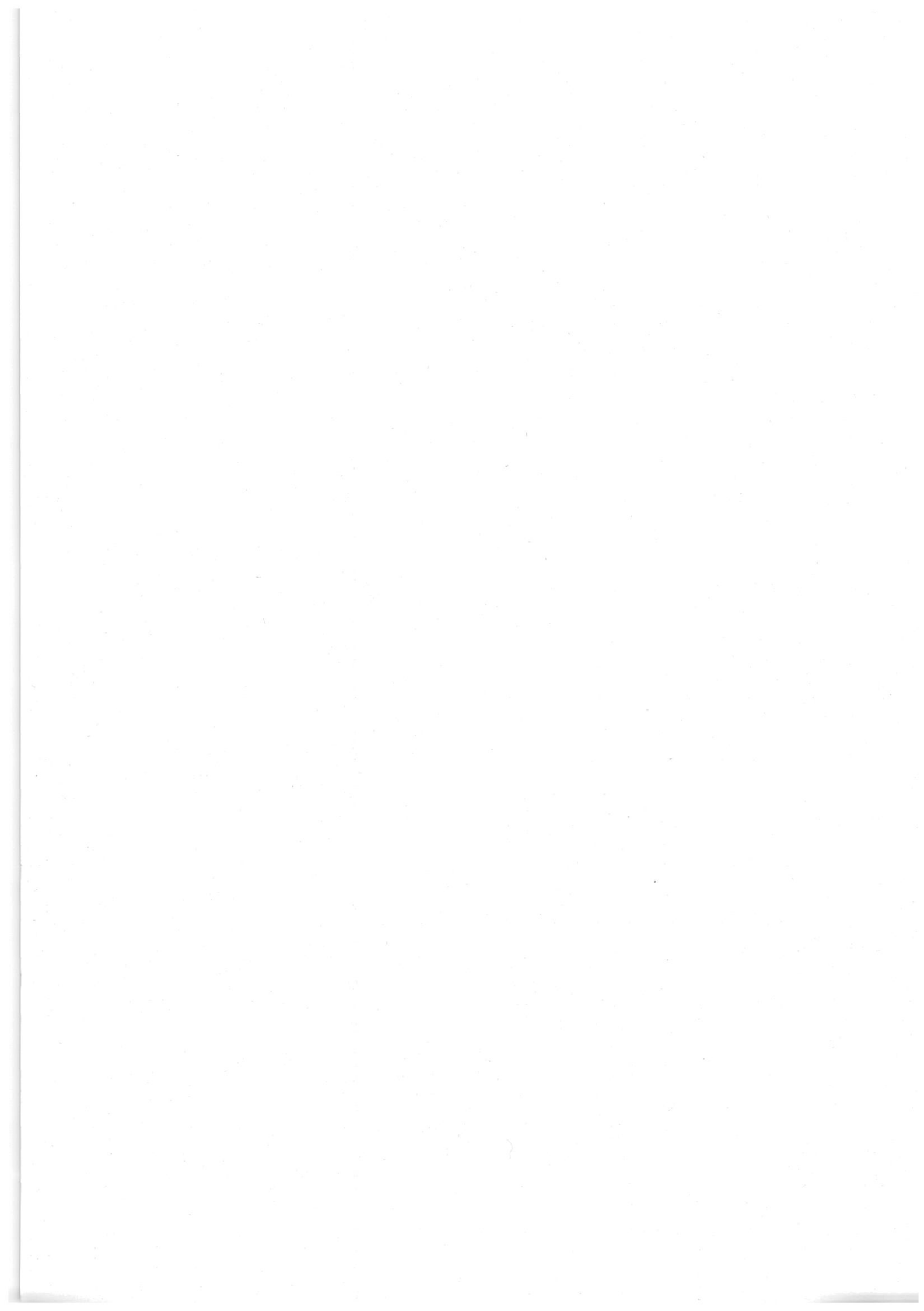
【配布資料】

平成 29 年 3 月 7 日（火）

中央合同庁舎第 5 号館

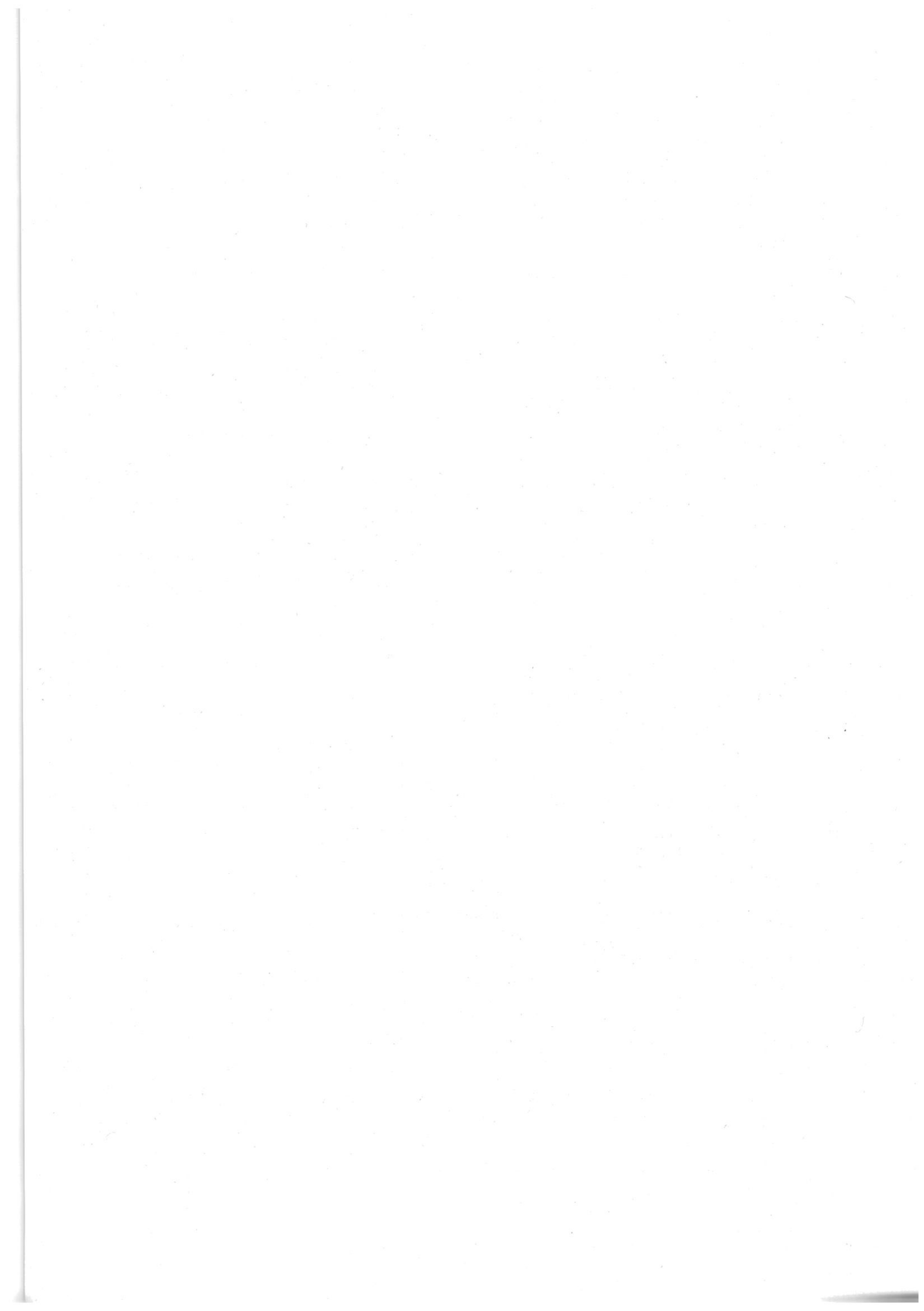
低層棟 2 階講堂

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課



目 次

1. 水道事業に係る予算関係等について	
(1) 平成 29 年度予算 (案)	1
(2) 国庫補助事業等の早期契約締結	3
(3) 生活衛生事業功労者 (水道関係功労) 厚生労働大臣表彰	3
2. 水道法の改正について	
(1) 水道事業の維持・向上に関する専門委員会	4
(2) 水道法の改正について	4
(3) 広域連携の推進	6
(4) 適切な資産管理の推進、持続可能なサービスに見合う水道料金の設定	7
(5) 官民連携の推進	10
(6) 指定給水装置工事事業者制度の改善	11
3. その他水道施策の推進について	
(1) 事業認可に係る留意事項等	13
(2) 事業評価の適正な実施	15
(3) 国土交通省所管ダム事業における検証の動向等	16
(4) 水循環基本法・水循環基本計画の策定等	17
(5) 水道における災害対策・危機管理	17
(6) 給水装置・鉛製給水管の適切な対策	21
(7) 適正な工事等の実施	23
(8) 環境・エネルギー対策	24
4. 東日本大震災について	
(1) 水道施設の被害状況及び復旧・復興	53
(2) 水道水の放射性物質汚染への対応	54
(3) 浄水発生土の放射性物質汚染への対応	54
(4) 原子力損害賠償	55
5. 水道分野における国際貢献について	
(1) 水道分野における国際貢献の背景	56
(2) 水道分野における国際協力	56
(3) 水道産業の国際展開 (水ビジネスの推進)	58
6. 水資源開発関係の動向について (水資源開発基本計画)	64
7. 水道事業者等への指導監督について	
(1) 立入検査	65
(2) 水道技術管理者研修	65
8. 水道水質管理について	
(1) 水質基準制度の円滑な施行	121
(2) 統合的アプローチによる水道水質の向上	121
(3) 水質検査の信頼性確保	123
(4) 水質管理の充実・強化	125
(5) 危機管理対応について	127



1. 水道事業に係る予算関係等について

(1) 平成29年度予算(案)

水道は災害時においても安定した給水を確保することが求められるライフラインであるが、全国の基幹的な水道管の耐震適合率は平成27年度末で37.2%と依然として低い状況にある。

また、全国の水道施設は高度経済成長時代の1970年代に集中整備され、更新時期を迎えつつあり、今後、老朽化した施設の更新需要が急増することが見込まれており、水道施設の耐震化・老朽化対策を推進することが喫緊の課題となっている。このため、災害時でも安全で良質な水道水を供給し、将来にわたり持続可能かつ強靱な水道を構築するため、平成29年度予算案では水道施設の耐震化・老朽化対策等を推進するための経費を計上している。

① 水道施設整備関係予算

水道施設の整備に関する平成29年度予算案については、他府省計上分を含め平成28年度予算額の335億円に比べ、20億円増額の355億円(106.0%)を計上している。

また、地方公共団体等が実施する水道施設及び保健衛生施設等の耐震化等を推進するため、生活基盤施設耐震化等交付金において、平成28年度第2次補正予算160億円及び平成29年度予算案の169億円と合わせて329億円を計上している。

平成28年度補正予算と平成29年度予算案を合わせた総額では755億円となるが、引き続き予算額と要望額に乖離のある状況であり、水道施設整備関係予算のうち生活基盤施設耐震化等交付金においては、査定を行った27年度及び28年度と同様に厳しい状況である。

これらのほか、東日本大震災などの災害復旧費に112億円を計上している。なお、東日本大震災の災害復旧費については、各自治体の復興計画で、平成29年度に予定されている施設の復旧に必要な経費について財政支援を行うため、復興庁に108億円を一括計上している。

○生活基盤施設耐震化等交付金

生活基盤施設耐震化等交付金の制度については、水道施設及び保健衛生施設等の耐震化や水道事業の広域化に関する施設整備を支援する観点から、都道府県が取りまとめた事業計画に基づき、厚生労働省から都道府県に交付金を交付し、更にその交付金を都道府県が地域の実情に応じて各事業者に配分することとなる。

水道施設等の耐震化や水道事業の広域化を推進し、持続可能かつ強靱な水道の構築を実現するために、今後、都道府県の果たす役割が大きくなることから、本交付金制度の取扱いについて、引き続きご理解とご協力をお願いしたい。

また、水道事業の基盤強化の方策として、広域化は一つの有力な手段であるが、特に小規模な水道事業体においては水道台帳が整備されていないことにより、資産状況の把握ができず、広域化の阻害要因となっている場合がある。そのため、本交付金において、広域連携協議会に参加している水道事業体が、将来的に水道事業運営基盤強化推進等事業により広域化事業を展開することを積極的に意思表示している場合に、台帳未整備の事業体に対し台帳整備に必要な経費について、平成29年度から3年間を限度として財政支援することとした。

なお、台帳整備に要する財政支援の要望については、改めて調査を予定している。

○平成 29 年度予算案の概要

(単位：百万円)

区 分	平成 28 年度 予 算 額 A	平成 29 年度 予 算 案 B	対 前 年 度 増 △ 減 額 B-A	対前年度 比率 (%) B/A
水道施設整備費	(78,243) 48,884	(96,809) 46,641	△2,243	95.4
水道施設整備費補助	(23,866) 20,366	(42,479) 18,479	△1,887	90.7
指導監督事務費等	(91) 91	(91) 91	0	100.0
災害復旧費	(1,209) 350	(10,518) 350	0	100.0
耐震化等交付金	(38,000) 13,000	(32,900) 16,900	3,900	130.0
東日本大震災	(15,077) 15,077	(10,821) 10,821	△4,256	71.8
水道施設整備費 ※災害復旧費（東日本含む）を除いた場合	(61,957) 33,457	(75,470) 35,470	2,013	106.0

注 1)：厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計。

注 2)：百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

注 3)：耐震化等交付金の平成 28 年度第 2 次補正予算額には、コンセッション事業費 20 億円を含む。

注 4)：平成 28 年度予算額欄の上段（ ）書きは、平成 27 年度補正予算額を含む。

注 5)：平成 29 年度予算案欄の上段（ ）書きは、平成 28 年度第 2 次補正予算額及び第 3 次補正予算額を含む。

② 非公共予算関係

- ・水道水質管理の向上に関する調査検討費 (0百万円 → 4百万円)

安全で清浄な水道水の供給においては水源から蛇口までの統合的な水質管理が重要である。

それを実現する手段の一つである世界保健機関 (WHO) が提唱している「水安全計画 (Water Safety Plan)」について、昨今の気候変動による集中豪雨の増加等の社会的変化等も踏まえて策定ガイドラインの見直しを行い、水道事業者における計画の継続的運用を推進する。また、水道供給の末端に位置し全国に 100 万基超存在する貯水槽水道については、管理状況が不十分なことによる水質事故事例も報告されているため、指導を管轄する地方公共団体におけるより効率的な管理の向上を図るための方策を検討する。(実施主体：国)
- ・水道施設強靱化推進事業費 (0百万円 → 7百万円)

将来の人口減少社会を見据えた広域化やダウンサイジングを踏まえた施設の再配置や管路更新時におけるルート選定・口径決定及びバックアップのあり方等、管路の耐震化計画や更新計画を策定する上での重要な検討課題である水道管路の再構築のあり方について、水道事業体にアンケートを行い先進的な考え方やノウハウ

を収集し、報告書にとりまとめることで、全国の水道事業体における水道施設全体の早期強靱化に向けた効率的な耐震化対策を加速させる。(実施主体：国)

③ エネルギー特別会計

・上下水道システムにおける省CO2化推進事業（環境省計上） 13億円

上下水道施設の更新等の際し、小水力発電設備や太陽光発電設備等の再エネ設備や、高効率設備やポンプのエネルギー消費を制御するインバータ等の省エネ設備の導入を支援し、上下水道施設における再エネ・省エネ導入を促進する。

(2) 国庫補助事業等の早期契約締結

先般成立した平成28年度第2次補正予算は、「未来への投資を実現する経済対策」を実行する予算であり、その趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるために早期の実施を図る必要がある。

地方公共団体においても、早期の事業執行に積極的に取り組んでいただくことが重要であり、公共工事の実施に当たっては、来年度前半に効果を発揮すべく、円滑な施工確保を図るとともに、公共工事の早期の契約締結、施行の開始及び適時の支払の実施をお願いします。

(3) 生活衛生事業功労者（水道関係功労）厚生労働大臣表彰

生活衛生事業功労者（水道関係功労）厚生労働大臣表彰については、平成20年6月25日健発第0625003号健康局長通知に基づき、各都道府県より、毎年7月1日までに表彰候補者の推薦をいただいているところであるが、ここ数年間推薦実績がない都道府県も見受けられる。推薦基準は下記のとおりであるので、水道事業体関係者に留まらず、各地域において水道の普及発展等に寄与されている民間の方も含め、幅広く検討をいただき、推薦を行うようお願いします。

○推薦基準（抜粋）

3 水道関係功労者

水道の普及発展、水道に関する有益な調査研究、技術の改善若しくは発明発見又は水道行政に対する協力等に特に顕著な功績のあった個人又は団体及び水道事業、水道用水供給事業又は水道行政事業に従事し、抜群の功績があった個人であって、次の各号に該当するもの。

- (1) 水道関係事業従事年数が、当該年4月1日までに30年（首長にあっては水道関係団体の経歴が10年）以上であること。ただし、団体にあっては、事業歴が10年以上であること。
- (2) 個人の場合、年齢が当該年4月1日で50歳以上であること。
- (3) 原則として、都道府県知事又は関係団体の長の表彰を受けたことがあること。

2. 水道法の改正について

(1) 水道事業の維持・向上に関する専門委員会

日本の水道は、97.8%（平成26年度末時点）の高い普及率に達し、国民の生活の基盤として必要不可欠なものとなっている。その一方で、管路をはじめとする水道施設の老朽化、耐震性の不足、職員数の減少、人口減少による料金収入減といった課題に直面し、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには、水道事業の基盤強化を図ることが喫緊の課題となっている。

また、指定給水装置工事事業者制度において、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題となっている。

厚生労働省では、これまで、新水道ビジョン（平成25年3月策定）の提示及び水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月策定）等各種ツールの提供等により、水道事業者による課題の把握及び対策の実施を支援してきた。

加えて、制度的対応についても検討するため、平成27年9月より水道事業基盤強化方策検討会を開催し、同検討会の中間とりまとめを踏まえ、平成28年3月2日に「水道事業の基盤強化に向けた取組について」及び「水道事業の広域連携の推進について」

（いずれも厚生労働省水道課長）を通知した。さらに、平成28年3月からは、厚生科学審議会 生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会を開催し、同専門委員会において、適切な資産管理や広域連携の推進など水道事業の基盤強化を図るための具体策について議論を重ね、平成28年11月22日に報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」がとりまとめられた。

(2) 水道法の改正について

将来にわたって水道事業の持続性を確保するためには、水道事業の基盤強化（適切な管理による健全な施設の保持、財政基盤の確保、及び経営ノウハウや技術力等を有する人材の育成・確保等）を図ることが不可欠である。また、単独で事業の基盤強化を図ることが困難な中小規模の水道事業者及び水道用水供給事業者においては、地域の実情を踏まえつつ、職員確保や経営面でのスケールメリットの創出につながり、災害対応能力の確保にも有効な広域連携を図ることが必要である。民間企業の技術、経営ノウハウ及び人材の活用を図る官民連携も、水道施設等の維持・管理、運営等の向上を図り、水道事業の基盤強化に有効な方策の一つである。

上記の観点を踏まえ、水道法の目的や国・地方公共団体の水道に関する施策の策定・実施の責務を時代に対応したものに改めるとともに、中長期にわたって事業の持続性を確保する観点から、水道事業の基盤強化に向けて関係者それぞれの責務を水道法の中で明確化すべきことが、上記の水道事業の維持・向上に関する専門委員会報告書において提言された。

厚生労働省では、これを踏まえ、今国会において、水道法の一部改正法案を提出し、改正法において以下のとおり規定する予定である。

(水道法の一部を改正する法律案の概要)

1. 関係者の責務の明確化

- (1) 国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。

- (2) 都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- (3) 水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- (1) 国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- (2) 都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- (3) 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- (1) 水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- (2) 水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- (3) 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- (4) 水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権[※]を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

[※]公共施設等運営権とは、PFI の一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、給水装置工事事業者の指定[※]に更新制(5年)を導入する。

[※]各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施工する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定事業者が行う旨を規定。

なお、改正水道法は、平成30年4月1日より施行予定(ただし、3.(2)の水道施設台帳の作成・保管の義務付けは平成32年4月1日)としている。

都道府県及び水道事業者等におかれては、制度改正の動向を注視していただくとともに、平成28年3月2日の2つの通知を踏まえ、引き続き水道事業の基盤の強化のために必要な対応をよろしく願います。

- ・ 水道事業者等においては、引き続き自らの事業基盤の強化を進めていただきたい。
- ・ 都道府県においては、広域連携の推進役として、水道事業者間、水道用水供給事業者間、水道事業者と水道用水供給事業者との間の調整を行うとともに、水道事業者等が行う事業基盤の強化に関し、情報の提供及び技術的な援助を行っていただきたい

い。

(3) 広域連携の推進

1388の上水道事業の内、給水人口5万人未満の中小規模の事業者が952と多数存在しているが、人的体制や財政基礎が脆弱な中小規模の水道事業者においては、単独で事業の基盤強化を図り、将来にわたり持続可能な水道事業を運営することが困難となりつつある。

中小規模の水道事業者等においては、職員確保や経営面でのスケールメリットの創出につながる広域連携の手法を活用することが有効であることから、厚生労働省では、水道ビジョン（平成16年）や新水道ビジョン（平成25年）の策定、予算措置等により、広域化（事業統合）を中心とする広域連携の推進を図ってきたが、広域化のみならず様々な広域連携をより一層推進することが求められている。

厚生労働省では、水道事業の維持・向上に関する専門委員会報告書において示された都道府県が広域連携の推進役を担うべきこと等の提言を踏まえ、より一層の広域連携の推進に資するよう、水道法を改正し、以下の事項について規定する予定である。

- ・都道府県は水道事業者等との間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ・国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ・都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。なお、現行法第5条の2第1項の規定に基づく広域的な水道整備計画は、水道基盤強化計画と発展的に統合することとする。
- ・都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

なお、広域連携には、事業統合、経営の一体化、管理の一体化や施設の共同化のほか、事務代行や技術支援といった様々な形態が考えられる。

また、簡易水道事業と上水道事業の統合も広域連携の一つであり、地域の実情に応じ、さらに市町村の区域を越えた広域連携が実現されれば、一層の基盤強化が図られるものと考えられる。また、水道用水供給事業を活用して広域連携を図ることも考えられる。

厚生労働省では、都道府県が広域連携等の水道事業の基盤強化を推進するに当たり、国は上記枠組みの運用の考え方を示すこととしているほか、都道府県が策定した水道基盤強化計画に基づく一定の事業に対して財政支援する枠組みについて検討を進めている。

また、台帳整備から更新需要と財政収支の見通しの試算に至る水道施設に関する情報の整理は広域連携の前提としても重要であることから、台帳が未整備の事業者が今後、広域連携を積極的に検討している場合には、台帳の整備について、国は必要な支援を行うこととしている。

都道府県及び水道事業者等におかれては、制度改正の動向を注視していただくとともに、水道事業の基盤の強化のために必要な対応をよろしく願います。

都道府県におかれては、平成28年2月29日の総務省通知「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について」、平成28年3月2日の厚生労働省通知「水

道事業の広域連携の推進について」及び「水道事業の基盤強化に向けた取組について」を踏まえ、引き続き広域連携に関する検討体制の構築を進めるようお願いする。また、水道事業の維持・向上に関する専門委員会報告書に示された水道事業基盤強化計画に定めることが考えられる事項も含め、広域的な見地から地域の水道の将来像を示す「都道府県水道ビジョン」の検討・策定に積極的に取り組まれるようお願いする。

(4) 適切な資産管理の推進、持続可能なサービスに見合う水道料金の設定

水道施設は、高度成長期以降に整備した施設が更新時期を迎えるなど、施設の老朽化が進行しており、その対策が急務となっている。水道施設の代表的な施設である管路についてみると、平成27年度末の管路経年化率（管路総延長に対して法定耐用年数40年を超過した管路の割合）は13.6%となっており、年々上昇している。また管路の更新率（管路総延長に対してその年で更新された管路延長の割合）は0.74%であり、全ての管路を更新するのに130年以上を要するものとなっている。

このように水道施設の老朽化が進行し施設の更新に要する費用が今後増大するなか、人口減少や節水型社会の醸成により料金収入の減少に伴う投資額の減少が予想されており、必要な投資量を見極めつつそのための財源を確保することが必要となっている。

このため、中長期的財政収支見通しに基づいて施設の更新、耐震化等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくためには、各水道事業者等において、長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するアセットマネジメントの実践が必要不可欠である。このことを踏まえ、厚生労働省では、全国の水道事業者等において長期的な視点に立った計画的な施設更新・資金確保に関する取組が促進されるよう、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」を平成21年7月7日に公表した。

中小の事業者においては、手引きが詳しいためすぐに実践するには活用しにくい面もあると考えられることから、平成25年6月にアセットマネジメント実践のための簡易支援ツールを全ての水道事業者等へ周知・配布を行った。

平成26年度に実施した運営状況調査の結果によると、調査対象となった1,478事業者のうち、886事業者がアセットマネジメントの出発点である更新需要・財政収支の試算を実施中又は実施済みであり、事業規模が大きくなるほど、実施割合が増加する傾向にあるものの、全体では調査対象範囲の約60%となっており、計画給水人口5万人未満の事業者については、約45%にとどまっている。また、試算実施済みの水道事業者等のうち、試算結果を基本計画等に活用している事業者は約19%にとどまっている。

また、アセットマネジメントに必要不可欠な台帳の整備状況や施設の点検の実施状況について平成28年度に7,372事業者（全ての水道事業者及び水道用水供給事業者）を対象にアンケート調査を行った。台帳整備のアンケート結果によると、水道事業者全体の約61%は水道施設のデータを整理しており、台帳整備がされている状況といえる。上水道事業では、約74%がデータを整理しており、簡易水道事業では約56%が整理しているにとどまり、やや上水道事業に比べて遅れている状況である。台帳のデータが不足している場合の主たる理由は、「全てのデータが保管してあるか不明」「市町村合併や事業統合で過去のデータが揃わない」などである。施設の点検の実施状況については、機械・電気・計装設備では約88%の事業者で日常点検が、約72%で定期点検がそれぞれ実施されているものの、埋設され比較的点検を行うことが困難な管路ではそれぞれ約40%、約26%と実施率が低くなっている。コンクリート構造物については、約61%の事業者で日常点検が行われているものの、定期点検の実施率は約9%にとどまっている

アセットマネジメントは、更新需要や財政収支の試算にとどまらず、その結果を活用した計画等の策定、水道施設の整備（新設・更新）や水道料金の改定等の実践を通じて実施していくものであり、各水道事業者等においては、まずは、簡易支援ツール等を活用し更新需要・財政収支の試算を実施すること、そして試算精度の向上及び試算結果を活用した水道施設の更新計画等の策定をお願いしてきたところである。

このような中、厚生労働省では、平成28年11月の「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」報告書を踏まえ、適切な資産管理の推進のために、水道施設を適切に管理するための台帳の整備及び施設の点検を含む維持・修繕を義務付けるとともに、中長期的な水道施設の更新需要・財政収支の見通しを試算し、施設の重要度や健全度を考慮して具体的な更新施設や更新時期をあらかじめ定める、いわゆるアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）により、計画的な施設更新に努めることを水道法に規定する予定である。

持続可能なサービスに見合う水道料金の設定については、水道が国民生活に欠くことのできないライフラインであることに鑑み、「清浄にして豊富低廉」という文言は維持しつつ、将来にわたり、健全な経営の下で、安定的な水の供給が確保されるべきであることを水道法の体系において明確にすることや、持続可能な水道を保つための料金原価とするため「資産維持費」が計上されるべきことについて周知徹底を図ることを検討している。また、上記の中長期的な更新需要と財政収支の見通しの試算を行った場合は、住民等に対してわかりやすい形で公表するよう努めなければならないことを水道法に規定する予定である。

水道事業者等におかれては、水道法改正等の動向を注視していただくとともに、下記①～③を踏まえ、適切な資産管理の推進、持続可能なサービスに見合う水道料金の設定について必要な対応をよろしく願います。また、都道府県におかれても、水道法改正等の動向を注視していただくとともに、管下の水道事業者等に対し下記の内容を周知し、指導・監督等の際の参考とされるようお願いする。

① 水道施設の台帳整備について

今や国民の生活基盤として必要不可欠なものとなっている水道事業について、今後もその持続性を確保する上で、水道施設の適切な維持・管理及び計画的な更新は極めて重要である。水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記載した台帳は、水道施設を適切に管理するとともに、自己の資産状況について正確に把握し計画的な施設の更新を行う（アセットマネジメント）に当たり、不可欠なものであるとともに、災害等の非常時における対応や、水道事業者等の間での広域連携・官民連携を行う場合の基礎となる情報でもあり極めて重要なものであることから、現在予定している水道法の改正において、水道事業者は、その管理に属する水道施設の台帳を作成し、これを保管することを義務づけることとしている。

水道施設台帳の記載事項等については、今後の検討の中で変更される可能性はあるものの、基本的には必要最小限の内容を義務付けることとし、次のとおりとする予定である。

- ・水道施設台帳は、図面（一般図、施設平面図）、管路延長調書、水道施設調書及びその他の調書により構成するものとする。
- ・また、電子システム等により上記の図面や調書が一元的に出力できる環境が整っ

ている場合は、それをもって今回の水道施設台帳の整備とすることができる。

・水道施設台帳には必ず次の情報を記載すること。

(管路情報) 管路の位置*、口径*、管種*、継手、設置年度、土かぶり

(管路延長に関する情報) 管路区分・設置年度・口径・管種・継手毎の管路延長**

(管路付属設備その他の情

報) 制水弁・消火栓・排水栓・空気弁等付属設備の種類*、位置*、設置年度、形式、口径、給水メータの位置

(河川・軌道・道路上空等横断管路の情報) 位置*、構造形式、口径、条数、延長、材質、設置年度

(管路を除く水道施設の情報) 浄水場系統ごとの給水区域の境界*と給水区域内の地名*、取水・貯水・導水・浄水・送水・配水施設の名称^(*)^(***)、位置*、敷地の境界線*、敷地内の主要な施設の名称・位置*、設置年度^{***}、構造又は形式^{***}、数量^{***}、形質・寸法^{***}、能力又は容量^{***}

(その他地図情報) 市区町村名*とその境界線*、町丁目名*、付近の道路・河川・鉄道の位置*、方位*、縮尺*、凡例*及び調製の年月日*

* 図面に記載すること **管路延長調書に記載すること ***水道施設調書に記載すること

なお、水道施設台帳の整備において、すでに散逸して不明となっている情報については、現地調査の他、過去の工事記録整理や聞き取り等に基づく調査により論理的な推計も活用して、平素の施設管理のほか、アセットマネジメント等を行う上で十分な情報となるよう補完していただくことが求められる。

改正水道法案では、台帳整備義務の施行を平成 32 年 4 月よりとする予定であるため、水道施設台帳を未整備又は整備しているものの内容に不備のある水道事業者におかれては、早期に、台帳に収載すべき情報が記載された書類・図面等を整理し、一部情報が散逸している場合においては現場調査等を行う等、台帳整備にむけた準備作業に着手されたい。

② アセットマネジメントの推進について

アセットマネジメントについても、引き続き、水道施設の更新需要及び財政収支の試算を進めるとともに、試算結果を施設の更新計画の策定等に活用いただけるようお願いする。また、更新需要等の試算を行った場合には、住民等に対して分かりやすい形で公表されるよう努められたい。また、施設規模の見直しについては、水需要が減少している中で更新需要が増大していることを踏まえ、水道事業者等においては、災害対応能力の確保に留意しつつも給水体制を適切な規模に見直し、更新需要及び将来の施設維持費の縮減することの重要性について再度認識されたい。

③ 持続可能なサービスに見合う水道料金について

持続可能なサービスに見合う水道料金の設定に関しては、次の点をご確認いただき、必要に応じて、水道料金の見直しの検討に着手していただくようお願いする。

また、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであることとされていることを踏まえ、主体的に定期的（3～5年）な検証及び必要に応じた見直しをお願いする。

・資産維持費を適切に盛り込んで算定した額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に

に基づき設定されているか（水道法施行規則第 12 条第 2 号）

- ・供給単価が給水原価を下回らない等、財政の均衡が保たれるよう設定されているか（水道法施行規則第 12 条第 1 号）

（５）官民連携の推進

政府全体の取組として、水道についても、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域化を行うとともに、多様な官民連携の活用を検討することが求められている。

官民連携は、単に経費節減の手段としてではなく、水道事業の持続性、公共サービスの質の向上に資するものとしても捉えるべきであり、水道事業及び水道用水供給事業を担う地方公共団体においては、それぞれの置かれた状況に応じ、長期的な視点に立って、優れた技術、経営ノウハウを有する民間企業や、地域の状況に精通した民間企業との連携を一層図っていくことが、事業の基盤強化に有効な方策の一つとして考えられる。

水道事業及び水道用水供給事業における官民連携には、個別の業務を委託する形のほか、複数の業務を一括して委託する包括業務委託や、技術上の業務を委ねる場合に水道法上の責任が受託者に移行する第三者委託、DB、PFI の活用など様々な連携形態がある。

厚生労働省では、各水道事業者が、多様な選択肢の中から、各々の事業のあり方を踏まえた上で、適切なものを選択できるよう、検討に当たって必要となる情報や留意点を詳細に提供することとしている。

さらに、コンセッション方式（公共施設等運営権方式）について、具体的に導入を検討している地方公共団体もあることから、水道事業者等において現実的な選択肢となり得るよう、災害等の不測の事態も想定した官民の権利・義務関係の明確化、適切なモニタリング体制や水質の安全性の確保を含め、事業の安定性、安全性、持続性を確保する観点から、水道法の趣旨・性格、関係法令間の法的整合性に十分留意するとともに、海外の先行事例の教訓も踏まえながら、法制的に必要な対応を検討してきた。

具体的には、地方公共団体に水道事業等の認可を残しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、当該事業に関する公共施設等運営権を民間事業者を設定できる仕組みの導入を検討を進めている。

今国会に提出を予定している水道法の一部改正法案では、最低限の生活を保障するための水道の経営について、市町村が経営するという原則は変えずに、水道の基盤強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるといふ観点から、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者を設定できる方式を創設することとしている。具体的には、地方公共団体は P F I 法に基づく議会承認等の経路を経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定することとなる。

都道府県及び水道事業者等におかれては、制度改正の動向を注視していただくとともに、水道事業の基盤強化のために必要な対応をよろしく願います。

官民連携の推進については、民間企業の技術・経営ノウハウ及び人材の活用により、水道施設等の維持・管理、運営等の向上を図り、水道事業の基盤を強化していく上で有効な方策であることから、水道事業者におかれては、各々の事業のあり方を踏まえた上

で、多様な形態の官民連携の活用を一層検討されるよう取り組んでいただきたい。

また、水道事業者等と民間事業者の交流の場である官民連携推進協議会は平成 29 年度以降も各地の希望に応じて柔軟に開催する予定であるため、積極的な参加をお願いする。

(6) 指定給水装置工事事業者制度の改善

指定給水装置工事事業者制度は、従来、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成 8 年に全国一律の指定基準による現行制度が創設された。これにより、広く門戸が開かれ、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が大幅に増加した。

現行制度では、指定工事事業者の指定についてのみ定められているが、指定の有効期間が無く、指定工事事業者の廃止・休止等の状況も反映されにくいため、指定工事事業者の実体を把握することが困難であり、指定工事事業者の違反行為や利用者からの苦情が発生している。

厚生労働省では、平成 28 年 11 月 22 日「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」報告書からの提言を受け、指定工事事業者制度の改善に向けた水道法の改正等の制度的対応や運用に関する検討を進めている。

制度的対応については、指定工事事業者を巡るトラブルの防止や指定後の実態を把握し、指定工事事業者の資質が継続して保持されるよう、指定に有効期間を設ける更新制を水道法に規定する予定である。指定の有効期間は、実態との乖離防止や水道事業者や指定工事事業者の負担も考慮し、5 年間とする予定である。

現在、約 22 万者以上の指定工事事業者が存在しており、これらの更新時期が 5 年後の一時期に集中することのないようにするためには、更新年度を分散させ、事務の平準化を図ることが必要である。そのため、最初の更新の時期について、指定を受けた日が平成 25 年度以降である者は、施行後 5 年間は現に受けている指定を有効とし、平成 24 年度以前に指定を受けた者については、指定を受けている期間の長さに応じて段階的に 5 年を超えない期間を設定することを予定している。

運用については、指定更新の申請時に、指定工事事業者の講習会の参加実績や主任技術者等への研修機会の確保の状況、配管技能者の配置状況、指定工事事業者の業務内容といった情報を確認し、指定工事事業者を指導することや確認した情報を利用者が指定工事事業者を選択する際に有用な情報となるようなわかりやすい情報発信の一つとして活用するといったことについて検討を進めている。

このほか、厚生労働省では水道事業者の連携による広域的な指定工事事業者講習会の開催促進、主任技術者研修への e ラーニング等の一層の活用等、実効性のある講習会のあり方についての検討や配管技能者として配置されるべき者の考え方について、改めて周知の徹底を図ることも予定している。

厚生労働省としては、更新制の導入にあたり、水道事業者および指定工事事業者の双方において過度な負担にならず、新制度への移行が円滑に行われるよう、関係者と協議、調整を重ね、運用に関する検討を進めていくこととしている。

水道事業者におかれては、制度改正の動向を注視していただくとともに、指定工事事業者制度の改善にあたり、更新手数料などの事項を設定する場合には、条例や関係規程

の改正が伴うことも考えられるため、必要な対応をよろしく願います。

3. その他水道施策の推進について

(1) 事業認可に係る留意事項等

① 事業認可又は届出における水需要予測等について

水道法に基づく事業（変更）認可又は届出（以下、「認可等」という。）については、平成28年3月28日付けで「水道事業等の認可の手引き」（以下、「手引き」という。）を改訂し、認可等に際しての留意事項及び申請書審査上の基本事項を示し、厚生労働省の基本的な考え方について周知を行っている。この手引きに十分留意しつつ、地域の実情、歴史的な沿革等、それぞれの実態を踏まえて適切に取り組みたい。また、認可等の提出の際に、厚生労働省との間で行われる事前協議に要する期間には、十分に余裕をもって取り組んでいただき、提出書類等に不備がないようお願いする。

さらに、広域化や簡易水道統合等に関する案件においては、統合の認可と廃止許可により、厚生労働省と都道府県の間で、手続きの連携が必要となるケースがあるので、手続きを行う水道事業者においては、十分に留意していただきたい。

○手引きのアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000117823.pdf>

近年の水需要は、給水人口の減少により給水量もますます低下傾向にあり、施設規模を縮小させる事業計画も検討する必要性が生じている。事業計画は、従前の拡張、増量を目的とした施設整備から、適正規模での施設の再構築による更新や耐震化を含めた強靱な水道整備のあり方を盛り込んだ内容へと転換していく時期にある。

水道事業の認可制度は、認可された給水区域、給水人口及び給水量の範囲内において事業の経営を行う権限を付与したものと解されており、事業の変更認可は水需要等が増加する場合に受ける仕組みが取られ、給水に支障のない範囲において、水道事業者が当面の給水量、給水人口等を認可値よりも小さく設定して事業を運営することは差し支えないとされている。また、給水人口、給水量の減少及びそれらに伴うダウンサイジング（浄水場の廃止、水源の廃止、管路の廃止等）については、変更認可の要件に当たらないことから、変更認可の手続は不要である。水道事業者等においては、地域の実情に合わせて、施設規模のダウンサイジング（施設の統廃合を含む。）に係る検討を進めていただくようお願いする。

また、認可等に係る審査や手続きの際、都道府県においては、貴管下の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）に対し、水需給計画、施設計画、財政計画が十分な客観性、合理性を有しているか等について適切な指導、助言をお願いする。水道事業者等の認可等の検討にあたっては、目標年度までの適正規模を踏まえた取水施設、浄水施設、配水施設の合理的な規模と配置の計画がなされ、過大すぎる施設を漫然と抱えることのないよう、十分な検討をお願いする。

特に、水道用水供給事業から受水する水道事業者（以下、「受水事業者」という。）にあつては、受水計画と自己水取水計画との関係性が不合理とならないよう、十分に調整のうえ、計画取水量を算出されたい。なお、受水事業者が整備する自己水源にかかる浄水施設等の整備にあつては、水道用水供給事業者が整備する供給量と二重投資になる恐れがあるので、水道用水供給事業者と受水事業者の双方において合理的な事業計画であるか否かの審査において、厳正に対処していくのでご留意いただきたい。

認可等の際には、水需要予測等に基づいて事業規模が設定され、事業計画が立てら

れている。その事業計画が確実かつ合理的であることを確認するため、水需要予測の妥当性に係る審査等によりその事業規模が合理的であることについて厚生労働省において確認しているところであるが、前回認可等の申請年度から10年以内であること等の一定の条件に該当する場合には、予測のための作業重複を避けるため、水需要予測を「簡素化」できるとしている（平成22年3月25日事務連絡）。

また、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）に基づき、平成28年度以降の認可等にあたっては、給水区域の拡張に係る認可等の際においても一定の条件に該当する場合には水需要予測を簡素化できるとし、認可の手引きの改定を行った。

なお、「簡素化」の取り扱いについては、前回認可等の水需要予測の結果を「そのまま」用いることとしているところであるが、前回認可等の水需要予測の結果から、僅かな修正が必要な場合もありうることから、「そのまま」用いるのみでなく、前回認可等の水需要予測に、社会的要因や予測と実績の僅差分を補正する等して、新たな水需要予測とする場合についても、「簡素化」として取り扱うこととしているので、ご留意いただきたい。

② 水道台帳の提出について

認可等を提出する際、水道事業者（簡易水道事業除く）においては、申請した厚生労働大臣又は都道府県知事に対して、水道台帳（2部）の提出を求めているところである。（下記の参照通知にて提出をお願いしている。）

提出された水道台帳については、大臣認可又は都道府県認可であることに関わらず、厚生労働省及び都道府県で1部ずつ保管することとしているところであり、引き続きご留意いただきたい。また、都道府県においては、都道府県が行った認可変更等に係る水道台帳については、厚生労働省に速やかに提出するように願いたい。

《参照通知》

- ・「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の留意事項について」（平成12年3月31日付け水道整備課長通知 衛水第19号）
- ・「改正水道法の施行について」（平成14年3月27日付け水道課長通知 健水発第0327004号）

③ 地方分権改革における区域外給水の対応について

平成28年の地方分権改革に関する提案募集を受けて、平成28年12月20日に閣議決定された「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」において、区域外給水の事務手続の簡素化については、水道事業者を対象とする会議等を活用し、水道事業の認可等の手続の考え方について引き続き、地方公共団体への情報提供を行うとともに、平成28年度からは、参考事例についても情報提供を行うこととされた。

水道事業者Aがその事業の区域外（隣接する他の水道事業者Bの給水区域内）の需要者に給水を行うことは、水道法上の責任の所在が不明確であり受水者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されないことから、水道法の範囲内で給水義務と責任の所在を明確にすることが必要である。

一般的な対応方法としては、水道事業者Aが、

- ①直接需要者に給水する場合には水道事業の認可変更の届出（給水区域の拡張）
- ②水道事業者Bに用水供給するための水道用水供給事業の認可の取得（水利調整が可能な場合に限る。）

が考えられる。

このほか、水道事業者Bが③第三者委託制度（水道事業者Aとの当該需要者への給水に係る施設の共同所有及び水利調整が可能な場合に限る。）を活用することが考えられるが、それぞれの事案によって、地理的条件や水道事業の形態等が当然異なるため、水道法に定められた範囲内で、水道事業上の責任の所在を明確にしつつ、関係者間での十分な調整・協議し、各事案に応じた最適な方策を検討する必要がある。

なお、第三者委託制度の活用により対応した事例を説明資料に示しているので、参考にされたい。

（2）事業評価の適正な実施

水道施設整備事業の事業評価については、平成23年7月に「水道施設整備事業の評価実施要領」（以下、「要領」という。）、「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」及び「独立行政法人水資源機構事業評価実施細目」（以下、「細目」という。）を改正するとともに、水道施設整備事業の評価に携わる実務担当者がより適切、容易に事業評価を行えるよう、「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」を策定している。また、事業評価制度に対して様々な意見が出されており、評価にあたっての費用対効果分析を「水道事業の費用対効果分析マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）を改訂して内容の充実を図り、これを参考に評価を実施している。

一方で、総務省の公共事業に係る政策評価の点検においては、既に公表されている事業評価の費用対効果分析の結果が指摘の対象となり、評価内容を見直さなければならないケースも見られる。

平成27年度の点検結果では、厚生労働省として18件が点検対象となり、そのうち5件が便益の計上方法が過大ではないかなどの指摘を受け評価書の修正を行っている。なお、点検結果については、平成28年3月に「公共事業に係る政策評価の点検結果（平成27年度）について」により事務連絡を発出しているため内容を確認されたい。また、総務省による点検の結果を受け、「マニュアル」の内容を一部修正中である（平成29年3月末完了予定）。修正後改めて関係各位へ周知させていただく。引き続き事業評価の適切な実施と、実施過程の透明性の一層の確保・向上が必要であるので、十分留意されたい。

また、厚生労働省は、事業者から報告された評価の内容を確認し、必要に応じて修正することとなっているが、修正内容によっては、第三者から再び意見を聴取した上で調整する場合があります。事業者が評価の内容をとりまとめるにあたっては、事前に厚生労働省と調整することをお願いしてきているところである。引き続き厚生労働省との事前調整には、十分な時間を確保していただきたい。

なお、平成26年度補正予算から創設された生活基盤施設耐震化等交付金に係る水道事業の評価は、水道施設整備事業の評価実施要領等ではなく、「生活基盤施設耐震化等交付要綱」に基づく評価の実施が必要となるので十分留意されたい。

また、ダム検証で「事業継続」の対応方針が決定し、事業再開されたことに伴い、ダム事業の事業費及び工期が変更される事例がみられる。ダム事業の事業費や工期が大幅に変更された場合、当該変更により事業の見直しの必要性が生じたか否かを検証し、

- ① 事業の見直しが必要な場合には事業再評価
- ② 事業の見直しが不要な場合には、その根拠資料の作成及び提出のいずれかの対応をする必要がある。

水道事業者等が参画するダム事業の事業費や工期が大幅に変更された場合には、事業の見直しが生じているかを速やかに検証し、上記の対応をお願いする。

(3) 国土交通省所管ダム事業における検証の動向等

① ダム事業の検証について

国土交通省においては「できるだけダムによらない治水」への政策転換を進めるため、平成21年12月3日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、検討が進められ、平成22年9月27日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（以下、「中間とりまとめ」という。）が策定された。これを踏まえ、国土交通大臣から、中間とりまとめに示された検証の対象とするダム事業（以下、「検証ダム」という。）について、直轄ダムについては地方整備局等に、水機構ダムについては独立行政法人水資源機構及び地方整備局にそれぞれ検証に係る検討の指示、補助ダムについては都道府県に検証に係る検討の要請が平成22年9月28日になされた。

中間とりまとめによると、各地方整備局等、水資源機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討が行われる。利水に関しては、検討主体から利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意志があるか、開発量として何 m³/s が必要か、また必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請がなされるとともに、代替案が考えられないか検討するよう要請がなされる。検証ダムに参画している水道事業者においては、検討主体から各種の要請がなされた場合において予断を持たずに検討するなど、必要な協力を実施するようお願いする。また、検討にあたっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業（中止や撤退の場合も含む）や代替案の実施に要する水道事業者としてのコストなどについても、検討主体などと積極的に連携・調整を図るとともに、検証ダムのうち、本体工事に着手するダム事業においては、適切な水需要予測に基づく事業評価を実施し、水道水源開発施設整備事業の効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の確保・向上を図るようお願いする。

平成28年8月時点で、引き続きダム検証を実施している事業は4事業（木曾川水系連絡導水路、角間ダム、大島ダム、水無瀬生活貯水池）であり、参画する水道事業者等においては、引き続き、対応をお願いする。

② 河川法協議について

河川法第23条（流水の占用の許可）、第24条（土地の占用の許可）、第26条（工作物の新築等）、第34条（権利の譲渡）に該当する場合は、水道事業者から河川管理者へ申請された後、国土交通省から厚生労働省への協議がなされるが、水道事業者と河川管理者との調整に時間を要するなどし厚生労働省への協議が遅くなる案件が散見される。

特に、河川法第23条（流水の占用の許可）の許可（更新）申請の協議に関して、水利権の許可期限を過ぎてから、厚生労働省への協議書が送付されることがある。安定水利権については、許可期限前に更新の申請をしていれば許可期限を過ぎても不許可の処分があるまでは効力は存すると解されるが、暫定水利権については、許可期間が短期（原則として1年～3年）であり、その期限が過ぎれば失効する。そこで、各水道事業者において、水利権の更新（特に暫定水利権）を申請する場合、水利使用規則に定められた申請期間（許可期限の6ヶ月前～1ヶ月前）のできる限り早い時期に更新許可の申請を河川管理者へ提出して頂くようお願いする。

(4) 水循環基本法・水循環基本計画の策定等

平成 26 年 4 月 2 日に「水循環基本法」が公布され、水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部（本部長：内閣総理大臣）が設置された。法第 13 条では「政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画（水循環基本計画）を定めなければならない」としており、平成 27 年 7 月には、「水循環基本計画」が閣議決定され、流域単位を基本として、地域の関係者から構成される「流域水循環協議会」の設置に努めるなどの施策が盛り込まれている。水道事業者等におかれても、関係機関と協力し、健全な水循環の構築に努めて頂くようお願いする。

<水循環政策本部 HP> http://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/

(5) 水道における災害対策・危機管理

① 水道施設の耐震化の計画的実施

水道施設の耐震化に係る基準については、平成 18 年度から平成 19 年度にかけて検討会・審議会を重ね、その検討結果を反映した施設基準省令の改正を平成 20 年 3 月に公布、同年 10 月に施行した。この改正により、水道施設の重要度を 2 つに区分し、それぞれが備えるべき耐震性能の要件を明確にしている。

既存施設については、全ての水道施設を直ちに省令に適合させることが困難であるという実情を考慮し、当該施設の大規模の改造の時までは、改正後の規定を適用しないとの経過措置が置かれているが、既存施設についても、地震が発生した場合に被害を抑制することが重要であり、できるだけ速やかにこれらの基準に適合させることが望ましい。

なお、管路について更新する際には、当該管路は、当然のことながら施設基準省令が適用される。更新時の管路の管種の選定については、管路の重要度や埋設環境等に応じ、所要の耐震性能を備えたものとするようお願いしたい。

また、既存施設については破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い施設や破損した場合に影響範囲が大きく応急給水で対応できないことが想定される重要な施設など、優先的に耐震化を実施すべき施設については、早期に耐震化が完了することが重要である。新水道ビジョンでは、水道事業者は自らの給水区域内の重要な給水拠点を設定し、当該拠点を連絡する管路、配水池、浄水場の耐震化を完了させることを当面の目標としており、計画的な耐震化の実施をお願いする。

また、平成 23 年 10 月 3 日の水道法施行規則の一部改正により、規則第 17 条の 2 において規定されている、水道事業者が需要者に対して行うべき情報提供の項目に「水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項」を追加している。水道利用者の理解の一助となるよう、水道事業者は年 1 回以上、水道の耐震化に関する情報提供を行う必要があるので、耐震化の推進に向けてより効果的な情報発信に努めて頂くようお願いしたい。

平成 25 年度において、東日本大震災における管路被害を調査・分析し、今後の管路耐震化のための最新の判断材料を整理するとともに、管路の耐震化に向けて水道事業者等が取り組むべき事項を、「管路の耐震化に関する検討会報告書」に取りまとめ、平成 26 年 6 月に公表しているため、水道事業者等においては、喫緊の課題である管路の耐震化に当たり、今般の検討報告書の内容を参考とし、既存管路の更新に係る優先順位付け、管路の耐震化に供する管種・継手の選定等を、各事業の実情を考慮しつ

つ適切かつ効率的に行って頂くようお願いしたい。

さらに、厚生労働省では水道事業者等がそれぞれの水道の状況に応じて計画的に耐震化施策を推進する上で活用できるよう、「水道の耐震化計画等策定指針」をとりまとめているが、平成 27 年 6 月、東日本大震災の経験や新たに得られた知見等を反映するとともに、中小規模の事業者等における計画策定を促進することを目的として、水道の耐震化計画等策定指針検討会の指摘を踏まえた改定版を作成した。本指針の内容を参考として、耐震化計画の策定やさらなる内容の充実を図るようお願いする。

また、本指針の改定に併せて「水道の耐震化計画策定指針・資料編」、「水道の耐震化計画策定ツールの解説と計画事例」および「水道の耐震化計画策定ツール（簡易ソフト）」についてもとりまとめたので、本指針とともに積極的に活用されるようお願いする。

(水道課長通知「水道施設の耐震化の計画的実施について」)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/tuuchi/dl/ks-0408002.pdf>

(「管路の耐震化に関する検討報告書」)

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/taisinkahoukokusyo6_27.pdf

(「水道の耐震化計画等策定指針」)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000089462.pdf>

② 基幹管路・施設の耐震化の状況

平成 27 年度末時点の基幹管路（導水管、送水管及び配水本管）と基幹施設（浄水施設と配水池）の耐震化に係る状況調査を行った。全国の基幹管路の耐震適合率は 37.2%（前年比 1.2%増）、基幹施設においては浄水施設で 25.8%（同 2.4%増）、配水池で 51.5%（同 1.8%増）であったが、耐震化が進んでいるとは言えない状況である。

内閣府が発表した首都直下地震や南海トラフ地震における水道の被害想定は甚大であり、被害の軽減を図るためには水道施設の耐震化が喫緊の課題である。水道事業者等においては、今後も引き続き、水道施設の耐震化に向けた積極的な対応をお願いする。

(耐震化に関する報道発表)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000107887.html>

また、重要給水施設の選定状況及び重要給水施設に至る管路の耐震化状況を調査したところ、水道事業者（用水供給事業者及び重要給水施設を選定できていない水道事業者を除く）あたりの平均選定数は 32 箇所であった。なお、重要給水施設を選定できていない事業者においては、早期に選定するようお願いする。

重要給水施設への基幹管路全体の耐震適合率は 42.6%であり、全基幹管路の耐震適合率の 37.2%より 5.4 ポイント高い数値であった（調査結果は、平成 29 年 2 月 15 日時点の集計値）。

本調査の数値は新水道ビジョンで掲げた当面の目標の進捗状況を示す指標であり、次年度以降も調査を継続し、HP等で公表していく予定である。

③ 水道耐震化推進プロジェクト

水道施設や管路の更新・耐震化を進めていくには、水道を取り巻く多様な関係者に水道耐震化の重要性・必要性を理解してもらうことが重要である。水道界全体が連携して戦略的・効果的な広報活動を行うことを目的として、厚生労働省水道課、(公社)日本水道協会、(一社)日本水道工業団体連合会などの水道関係団体で「水道耐震化推進プロジェクト(平成24年11月～平成27年3月)」を設立した。当プロジェクトでは、これまで水道施設の耐震化推進を広報活動の観点から支援するため、地域住民を対象としたキャンペーン活動や広報効果の検証活動等を行ってきた。今年度は広報支援の一つとして、広報活動に際し広く活用できる事例や素材集を「水道PRパッケージ」としてとりまとめた。日本水道協会のHPでダウンロード可能な体制を整えているので、各水道事業者においては当サイトをご活用いただき、耐震化の推進に向けた積極的な活動をお願いしたい。

(水道PRパッケージの参照先)

<http://www.jwwa.or.jp/>

④ 自然災害の発生状況と対策

平成28年4月14・16日に発生した平成28年熊本地震(震度7)では、九州地方7県34市町村において約44万6,000戸の断水が発生した。発災後は、被災した水道事業者の要請に対して、180を超える全国の水道事業者等から給水タンク車や人員が派遣され、応急給水・応急復旧活動を実施した。これらの応急復旧活動により、7月28日に被災地全域で断水が解消している。

※地震対策については、熊本地震における初動対応の検証等を基に、以下の取組について充実を図るようお願いする。

- ・災害時の連携に係る協定締結
- ・災害対応マニュアルの整備、マニュアルに基づく訓練の実施
- ・確実な情報収集・情報共有につながる体制の整備
- ・水道台帳の整備等による適切な資産管理の促進
- ・施設の更新需要と財政収支の見通しに基づく計画的な更新による耐震化の促進
- ・指定給水装置工事事業者に関するHP等による情報提供の充実

また、近年、気温や降雨等の気象状況が短期間に大きく変動する傾向が見られる。梅雨時期の集中豪雨や台風による大きな被害が毎年のように発生しており、平成28年8月の台風10号では、取水施設や送・配水施設などに甚大な被害を受けた、北海道や東北の4県22市町村において約17万戸の断水が発生した。

地震や水害等の災害対応においては、迅速な応急給水や応急復旧といった応急活動の体制確保が重要であり、被害の大きい災害では日本水道協会や県協議会等の連携と応援による応急活動が不可欠となる。

厚生労働省では水道事業者が危機管理対策マニュアルを作成する際の参考となるよう各災害事象に対応する危機管理対策マニュアル策定指針等とりまとめており、水

道事業者等においては、これを活用した具体的・実践的なマニュアル作成と、マニュアルに基づく訓練の定期的な実施やマニュアルの点検・検証、必要に応じて改定することも願います。

今後は、南海トラフ巨大地震など大規模災害に備えて、水道事業者単独の訓練だけでなく、日本水道協会等による広域的な訓練の実施などにより、災害への対応力を高めていくことも重要である。

(「水道の危機管理対策指針策定調査報告書」について)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/chosa-0603.html>

【平成 28 年度の主な自然災害】

	発生時期	災害名称等	断水戸数	最大断水日数
地震	H28. 4. 14・16	平成 28 年熊本地震 (震度 7)	約 446,000 戸	約 3 ヶ月半 (家屋損壊地域除く)
集中豪雨	H27. 6 下旬	平成 28 年 6 月 梅雨前線に伴う大雨 (熊本道、大分県等)	約 2,000 戸	4 日間
台風	H27. 8 中旬	平成 28 年 8 月 台風 9・11 号 (北海道、茨城県)	約 17,000 戸	7 日間
台風	H27. 8 下旬	平成 28 年 8 月 台風 10 号 (北海道、岩手県等)	約 17,000 戸	40 日間
地震	H28. 10. 21	鳥取県中部地震 (震度 6 弱)	約 16,000 戸	4 日間

※台風 9・11 号で断水戸数が多いのは停電による短時間の断水が多数あったことによる。

⑤ 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図るため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成 24 年法律第 31 号)が制定された。同法には、国や地方公共団体等の行動計画の作成が位置づけられている。また、それらの行動計画等の定めに基づき、水道事業者、水道用水供給事業者である地方公共団体は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水の安定的かつ適切な供給のための措置を講じなければならないとされているので、それぞれの都道府県や市町村の行動計画の策定及び実施に協力されたい。

特措法第 6 条に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(平成 25 年 6 月 7 日)では、全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患し、流行が約 8 週間程度続くと予想されており、また、本人の罹患や家族の罹患等により事業者の従業員の最大 40%が欠勤することが想定されている。新型インフルエンザ発生時においても、最低限の国民生活を維持できるよう、水道事業者等は社会機能維持者として安全確保を前提として水道水を安定的に供給していく必要がある。そのためには各事業者において、新型インフルエンザに対応した事業継続計画を策定し、従業員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、応援要員リストの作成などを事前に行っておくことが重要である。

厚生労働省では平成 19 年 10 月に「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定（平成 21 年 2 月改訂）したところであるが、新型インフルエンザ（A/H1N1）の実際の流行やアンケート結果等を踏まえ、平成 22 年 11 月に「新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針」を水道事業者等に送付した。各水道事業者等においては、本策定指針を参考として事業継続計画を策定し、適切な新型インフルエンザ対策を推進いただくようお願いする。

なお、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対し実施される「特定接種」については、医療分野の登録に続き、国民生活・国民経済安定分野の登録に併せて水道事業についても、平成 29 年 3 月 17 日までに、特定接種管理システムによる登録申請を完了するようお願いしている。

（参考）

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について」（平成 28 年 4 月 13 日付け事務連絡）

（特定接種（国民生活・国民経済安定分野）について）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108661.html>

（新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/dl/101130-03.pdf>

⑥ 健康危機管理の適正な実施並びに危機管理情報の提供について

平成 25 年 10 月 25 日付け厚生労働省健康局水道課長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」により、①「飲料水健康危機管理実施要領」により引き続き危機管理の実施をお願いするとともに、②「風水害、地震等の自然災害や一定規模以上の事故等による水道施設への被害及び水質事故等に関して、所定の様式、方法にて厚生労働省への報告をお願いする。

（水道課長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/index.html>

（6）給水装置・鉛製給水管の適切な対策

① 給水装置工事における誤接合の防止について

給水装置は、水道法施行令第 5 条第 1 項 6 号に当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないことと明記しているが、水道管と他の水管（井戸水、農業用水管、雑用水、消火栓管、地下水貯留タンク等）との誤接合（クロスコネクション）に係る事故が発生している。これらの事故については、いずれも、工事施工後に残留塩素の量の確認が行われていれば事故防止、早期発見ができたものである。

これまでも、平成 14 年 12 月 6 日健水発第 1206001 号厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について」により、給水装置工事における誤接合防止についてお願いしてきたところであるが、これらの事

故事例を踏まえ、水道事業者は、次の事項について再度徹底するようお願いする。

- 水道施設の完工図その他の記録について、必要な情報が明示されたものを整備し、新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、速やかに完工図等を修正すること等、常に最新の記録を整備しておくこと。特に、地下埋設物が錯綜している地区にあつては、他種地下埋設物の状況が把握できるよう十分に配慮すること。
- 給水装置工事主任技術者は配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合、配水管の位置の確認に関して水道事業者と連絡することとされており、水道事業者からも情報提供に努めるなど積極的に対応すること。
- 水道管以外の管が布設されている地区にあつては、給水装置工事の設計及び施行にあたり、埋設管の誤認の有無に特に注意を払うとともに、残留塩素の量を確認するなど誤接合がないかを確認するための適切な措置を徹底すること。
- 適切な技能を有する者が従事又は監督するよう、工事事業者に対する適時、確認及び助言・指導を行うこと。

② 給水装置工事主任技術者の水道法違反行為による免状返納命令について

平成8年の水道法改正により、指定工事事業者制度とともに給水装置工事主任技術者の国家資格が創設された。平成11年8月24日付け「給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る処分基準」においては、水道法違反の事実が明白かつ重大で、水道施設の機能に障害を与えるか、おそれが大きい場合、または過去に警告を受けているにもかかわらず故意に違反行為を繰り返した場合には返納命令を行うこととし、また、水道法違反の事実は明白であるが、処分基準に該当しない場合には、再発防止の観点から文書による警告を行うこととしている。

厚生労働省における返納命令及び警告事案の把握には、水道事業者の協力が不可欠であるので、適切に水道課まで報告いただく等の対応をお願いしたい。

平成28年度の違反行為件数は5件(H29.2.23 現在)であり、全てが1回目の報告であった。2回目の報告の場合には、故意に違反を繰り返したものとして厚生労働大臣から免状の返納命令となることがある。

③ 給水装置工事の技術力（技能を有する者）の確保について

水道法施行規則第36条第2項において、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合には、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させることとしている。また、平成20年3月21日健水発第03210001号厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」により、水道事業者に対して、適切な配管技能者の確保のため指定給水装置工事事業者へ助言、指導をお願いしている。

東日本大震災の津波被害地域では、大量のがれきが水道復旧の障害となり、特に各戸へ接続している給水装置の復旧作業に困難を極めた。様々な状況に対応して復旧作業を迅速かつ的確に進めるためには、幅広い知識と技能を有する工事従事者の全国的な確保が不可欠である。

このような状況を踏まえて、平成23年8月の事務連絡「給水装置工事の適正な施行について」において、給水装置工事で「適切に作業を行うことができる技能を有する者」の確保のために、配管技能に係る資格等に関連する規程等に明示する等の方策

を推進するよう水道事業者等をお願いしている。

なお、平成 28 年 11 月 22 日「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」報告書では、「配管技能者として配置されるべき者の考え方について、国は改めて周知の徹底を図るべきである。」との提言がされており、今後、再周知する予定である。

水道工事における工事事業者の技術力の確保は、災害時の復旧作業の迅速化にも大きく寄与することから、積極的な取組をお願いする。

(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o8_0830_tuchi1.pdf)

④ 鉛製給水管の適切な対策

鉛については、その毒性等を考慮し、段階的に水道水質基準が強化されてきたが、鉛製給水管中に水が長時間滞留した場合等には、鉛製給水管からの溶出により水道水の鉛濃度が水質基準を超過するおそれがあることも否定できない。安全な水道水の供給を確保するためには、鉛製給水管に関する適切な対策が重要であり、そのため、厚生労働省では、平成 19 年 12 月 21 日付で「鉛製給水管の適切な対策について」を通知しているところである。

平成 26 年度末の鉛製給水管の残存状況は延長が 5,657 km、使用戸数が約 303 万件（平成 26 年度水道統計より）で減少は図られているものの近年は鈍化傾向にある。

鉛製給水管が残存している水道事業者は、鉛製給水管使用者（所有者）を特定し、早期布設替えの必要性や注意事項について個別に周知することや布設替計画の策定及び布設替えの促進を図るとともに、布設替えが完了するまでの間は、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握等により水質基準が確保されるようお願いする。周知や広報に当たっては、これら対策の実施の必要性について需要者に理解いただくため、定期的かつ丁寧な説明に努め、需要者から求めがあれば、水質検査を実施するなどの対応をお願いしたい。また、配水管分岐部から水道メータまでは、水道施設と直接接続していること、公道での工事を要すること、布設替えにより漏水を解消し有収率の向上が期待できることから、水道事業者自らが積極的に取り組むようお願いする。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kyusui/01a.html>)

(7) 適正な工事等の実施

① 平成 29 年度水道施設整備費に係る歩掛表の改定概要について

水道施設整備費国庫補助事業に係る補助金や生活基盤施設耐震化等交付金（水道施設に係る事業に限る）の申請に適用する「水道施設整備費に係る歩掛表」について、平成 29 年度の改定は、交通誘導警備員に関する費用を共通仮設費から直接工事費への変更や諸経費計算における管材費の明確化を行うほか、主に以下の項目を予定している。

- 物価資料による設計単価の算定方法に係るもの
- 開削工歩掛に係るもの（標準接合作業幅 [NS 型 E 種の追加]、不断水連絡 [本管呼び径の追加]、鋳鉄管切断管 [φ75 の追加]）
- その他歩掛等に係るもの（既設内配管工の適用内径の追加）
- 設計業務委託標準歩掛に係るもの（構造計算を伴う弁室の考え方、2,000m³/日以上(膜ろ過方式)浄水場実施設計の新設)

② 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の一部改正について

平成 26 年 6 月に一部改正された品確法が施行され、その目的はインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保とし、基本理念に、適切な維持管理の実施、災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮、ダンピング受注の防止、下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金・安全衛生等の労働環境改善のなどが追加されている。

品確法の理念を現場で実現するために、国と地方公共団体は相互に緊密な連携を図りながら協力することとされ、また、平成 27 年 1 月 30 日に国土交通省において「発注関係事務の運用に関する指針」を取りまとめたところである。指針においては、予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等、適切な設計変更、発注者間の連携体制の構築を必ず実施すべき事項として定めている。また、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等（官公需適格組合を含む。）が競争に参加することができるとする方式を活用するなど、工事等の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用や、発注や施工時期の平準化等についても実施に努めることとされているので留意されたい。

各水道事業者等においては、公共工事等の発注者として、品確法改正の目的と基本理念を十分に理解し、適切な発注の実施と多様な入札契約制度の導入活用を行うよう、引き続きお願いする。

(国土交通省ホームページ)

(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html)

(8) 環境・エネルギー対策

① 「地球温暖化対策計画」の策定について

フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）では、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択された。

我が国でも、「日本の約束草案（平成 27 年 7 月 17 日地球温暖化対策本推進本部決定）」及びパリ協定を踏まえ、地球温暖化対策計画を策定し、温室効果ガスの排出削減に向けた道筋を明らかにすることとしている。

② 上水道施設における地球温暖化対策

水道事業は、全国の電力の 0.8%を消費（平成 26 年度水道統計）するエネルギー消費（CO₂ 排出）産業の側面も有しており、今後もエネルギー消費削減に向けた省エネ等対策の促進が求められている。新水道ビジョンにおいても、再生可能エネルギー・省エネルギー対策等の導入促進を求めている。

なお、環境省では、上水道・工業用水道部門について温暖化対策推進法に基づく「温室効果ガス排出抑制等指針」を平成 28 年 4 月に公表し、当該指針に掲げる地球温暖化対策の取組内容等を解説するものとして「上水道・工業用水道部門の温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル」についてとりまとめた。今後、エネルギー対策の推進を

図るべく、水道事業者等においては、当該マニュアルとともに、平成 21 年 7 月に改訂した「水道事業における環境対策の手引書」を合わせて参考の上、積極的なエネルギー対策の推進をお願いしたい。

③ 省エネルギー・再生エネルギー設備の導入促進施策

水道事業における対策促進施策としては、環境省の小水力発電のコンパクト化・低コスト化実証事業が行われており、厚生労働省においても平成 27 年度に環境省と連携して小水力発電導入の有望箇所抽出・整理を行う調査事業を実施した。また、平成 29 年度においては、「上下水道システムにおける省CO2化推進事業」として小水力発電設備やインバータ設備の導入等の財政支援を行う予定であり、再エネ・省エネ設備の導入促進に向けて積極的に活用されたい。

④ 廃棄物・リサイクル対策について

水道事業における環境対策の一環として、浄水発生土等の産業廃棄物の有効利用（リサイクル）は、事業全体における環境負荷低減に向けた重要な取組である。浄水発生土からの園芸土・コンクリート等への有効利用率は、平成 26 年度水道統計によると上水道事業及び水道用水供給事業全体で 74.7%となっている。各水道事業者等及び各都道府県においては引き続き、廃棄物の発生抑制や有効利用の取組をお願いする。

管路状況(平成26年度末)
大臣認可事業(上水道事業)別

(水道統計調査(H26)による)

都道府県名	事業主体名	平成26年度							
		総延長	基幹管路延長	布設替延長	経年管延長	基幹管路の脆弱管延長(注1)	更新率	経年化率	基幹管路の脆弱管率
		(m) (A)	(m) (B)	(m) (C)	(m) (D)	(m) (E)	(%) (C/A)=①	(%) (D/A)=②	(%) (E/B)=③
北海道	* 函館市	1,154,978	150,673	5,628	217,138	1,276	0.49%	18.80%	0.85%
北海道	* 岩見沢市	1,144,499	127,884	6,323	181,621	16,074	0.55%	15.87%	12.57%
北海道	小樽市	642,954	122,515	5,049	61,936	19,622	0.79%	9.63%	16.02%
北海道	* 室蘭市	585,680	81,936	3,941	229,761	2,448	0.67%	39.23%	2.99%
北海道	稚内市	462,494	82,417	3,019	662	0	0.65%	0.14%	0.00%
北海道	* 釧路市	1,037,978	96,489	2,885	240,010	5,758	0.28%	23.12%	5.97%
北海道	札幌市	6,003,176	481,315	67,653	450,857	0	1.13%	7.51%	0.00%
北海道	旭川市	2,234,411	118,972	12,309	263,639	2,192	0.55%	11.80%	1.84%
北海道	* 苫小牧市	1,220,096	94,235	5,246	158,524	8,996	0.43%	12.99%	9.55%
北海道	* 北見市(北見)	873,200	288,499	4,753	171,548	18,968	0.54%	19.65%	6.57%
北海道	帯広市	1,069,597	120,638	11,906	110,513	770	1.11%	10.33%	0.64%
北海道	千歳市	712,057	62,665	10,254	57,248	0	1.44%	8.04%	0.00%
北海道	江別市	915,490	105,429	12,657	15,366	0	1.38%	1.68%	0.00%
北海道	三笠市	146,401	4,683	1,283	9,753	945	0.88%	6.66%	20.18%
北海道	登別市	286,494	5,688	1,110	11,072	2,085	0.39%	3.86%	36.66%
北海道	恵庭市	516,210	34,260	4,972	22,570	0	0.96%	4.37%	0.00%
北海道	北広島市	443,299	64,826	6,023	7,504	2	1.36%	1.69%	0.00%
北海道	石狩市	713,891	58,311	3,636	41,852	256	0.51%	5.86%	0.44%
北海道	中空知広域水道企業団	838,978	40,019	11,396	29,261	0	1.36%	3.49%	0.00%
青森県	* 弘前市	963,367	57,522	3,634	327,265	10,034	0.38%	33.97%	17.44%
青森県	八戸圏域水道企業団	2,248,933	272,043	17,028	233,177	7,643	0.76%	10.37%	2.81%
青森県	五所川原市	470,200	27,468	3,512	22,037	316	0.75%	4.69%	1.15%
青森県	* 青森市	1,365,138	123,585	10,101	379,719	1,210	0.74%	27.82%	0.98%
岩手県	盛岡市	1,563,022	127,752	9,659	162,215	8,871	0.62%	10.38%	6.94%
岩手県	一関市(一関)	823,941	56,905	6,115	39,982	8,722	0.74%	4.85%	15.33%
岩手県	奥州市	1,862,243	178,827	8,497	108,327	32,546	0.46%	5.82%	18.20%
岩手県	岩手中部水道企業団	2,789,308	265,546	33,071	91,297	10,377	1.19%	3.27%	3.91%
宮城県	* 塩竈市	344,159	53,590	1,698	90,824	2,131	0.49%	26.39%	3.98%
宮城県	仙台市	3,639,188	465,182	16,088	328,159	85,753	0.44%	9.02%	18.43%
宮城県	* 気仙沼市	631,360	96,732	1,602	156,977	26,944	0.25%	24.86%	27.85%
宮城県	多賀城市	219,909	24,655	4,622	10,343	1,082	2.10%	4.70%	4.39%
宮城県	* 岩沼市	298,256	44,772	1,727	45,732	70	0.58%	15.33%	0.16%
宮城県	名取市	451,974	28,551	1,364	24,231	2,741	0.30%	5.36%	9.60%
宮城県	石巻地方広域水道企業団	1,581,971	188,490	21,628	826,454	17,101	1.37%	52.24%	9.07%
宮城県	登米市	1,431,208	49,997	9,106	0	0	0.64%	0.00%	0.00%
宮城県	栗原市(栗原)	710,658	35,433	1,083	61,651	7,902	0.15%	8.68%	22.30%
宮城県	* 大崎市	1,145,192	104,116	4,430	141,642	14,946	0.39%	12.37%	14.36%
秋田県	秋田市	1,956,065	252,987	24,050	52,663	2,556	1.23%	2.69%	1.01%
秋田県	由利本荘市	797,126	93,409	4,839	34,186	14,790	0.61%	4.29%	15.83%
秋田県	横手市	1,010,743	148,596	3,285	84,180	10,345	0.33%	8.33%	6.96%
秋田県	大館市(大館)	523,006	45,148	2,805	39,061	5,609	0.54%	7.47%	12.42%
山形県	山形市	1,371,714	110,718	13,791	113,688	3,040	1.01%	8.29%	2.75%
山形県	天童市	475,211	28,483	2,010	17,423	0	0.42%	3.67%	0.00%
山形県	米沢市	518,517	68,215	2,178	12,580	5,422	0.42%	2.43%	7.95%
山形県	酒田市	991,901	67,239	2,499	85,365	5,245	0.25%	8.61%	7.80%
山形県	鶴岡市	1,353,532	156,817	3,674	90,822	31,997	0.27%	6.71%	20.40%
福島県	郡山市	1,761,982	122,094	5,692	171,505	1,938	0.32%	9.73%	1.59%
福島県	* いわき市	2,143,170	214,524	10,220	350,410	1,814	0.48%	16.35%	0.85%
福島県	* 福島市	1,565,438	118,027	4,491	194,982	0	0.29%	12.46%	0.00%
福島県	会津若松市	800,402	50,681	2,363	32,702	7,847	0.30%	4.09%	15.48%
福島県	須賀川市	574,563	53,195	2,648	58,436	10,949	0.46%	10.17%	20.58%
福島県	白河市	424,178	17,731	1,180	13,385	281	0.28%	3.16%	1.58%
福島県	伊達市	616,309	85,174	1,344	14,358	9,008	0.22%	2.33%	10.58%
福島県	相馬地方広域水道企業団	655,538	36,478	16,903	27,347	3,691	2.58%	4.17%	10.12%
福島県	双葉地方水道企業団	581,901	63,360	2,410	8,065	7,642	0.41%	1.39%	12.06%
茨城県	水戸市	1,767,417	157,133	4,788	113,617	8,650	0.27%	6.43%	5.50%
茨城県	日立市	950,079	56,873	8,594	189,985	7,176	0.90%	20.00%	12.62%
茨城県	ひたちなか市	902,148	45,764	7,733	85,451	7,676	0.86%	9.47%	16.77%
茨城県	土浦市	852,408	40,773	5,014	71,591	1,574	0.59%	8.40%	3.86%
茨城県	古河市	999,572	33,364	1,182	96,675	1,429	0.12%	9.67%	4.28%
茨城県	結城市	393,124	6,248	1,203	10,613	5	0.31%	2.70%	0.08%
茨城県	* 茨城県南水道企業団	1,456,080	3,504	4,856	190,632	9	0.33%	13.09%	0.26%
茨城県	湖北水道企業団	302,692	19,531	1,033	0	1,711	0.34%	0.00%	8.76%
茨城県	那珂市	465,178	7,521	2,346	56,063	2,146	0.50%	12.05%	28.53%
茨城県	つくば市	1,324,943	33,481	1,862	107,196	6,483	0.14%	8.09%	19.36%
茨城県	守谷市	375,583	17,905	3,788	3,103	0	1.01%	0.83%	0.00%

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。
※経年化率が12.1%を超え、且つ更新率が0.76%を下回る事業体に*を付した。

注1)基幹管路の脆弱管延長とは、基幹管路における①鑄鉄管、②石綿セメント管、③コンクリート管、④鉛管、⑤硬質塩化ビニル管(TS継手)、⑥管種不明管に区分される延長の和。

都道府県名	事業主体名	平成26年度								
		総延長	基幹管路延長	布設替延長	経年管延長	基幹管路の脆弱管延長(注1)	更新率	経年化率	基幹管路の脆弱管率	
		(m) (A)	(m) (B)	(m) (C)	(m) (D)	(m) (E)	(%) (C/A)=①	(%) (D/A)=②	(%) (E/B)=③	
茨城県	神栖市	676,588	0	0	0	0	0.00%	0.00%	-	
茨城県	常総市	652,395	16,350	0	0	5,427	0.00%	0.00%	33.19%	
茨城県	筑西市	967,697	18,536	6,897	6,503	1,617	0.71%	0.67%	8.72%	
茨城県	笠間市	840,849	20,667	1,864	0	2,373	0.22%	0.00%	11.48%	
栃木県	宇都宮市	3,143,074	155,393	9,580	268,135	3,911	0.30%	8.53%	2.52%	
栃木県	日光市(今市)	754,962	90,298	1,406	74,388	5,246	0.19%	9.85%	5.81%	
栃木県	鹿沼市	528,552	86,514	3,884	44,761	3,590	0.73%	8.47%	4.15%	
栃木県	佐野市	699,751	32,281	2,557	33,035	428	0.37%	4.72%	1.33%	
栃木県	小山市	911,926	46,639	840	19,538	0	0.09%	2.14%	0.00%	
栃木県	真岡市(真岡)	799,966	28,744	414	7,800	2,194	0.05%	0.98%	7.63%	
栃木県	大田原市	773,732	47,518	5,057	4,959	1,115	0.65%	0.64%	2.35%	
栃木県	芳賀中部上水道企業団	547,314	34,212	395	43,325	150	0.07%	7.92%	0.44%	
栃木県	那須塩原市	1,223,222	122,316	16,440	7,307	55,950	1.34%	0.60%	45.74%	
群馬県	高崎市	2,432,017	247,787	8,882	217,848	92,912	0.37%	8.96%	37.50%	
群馬県	前橋市	2,521,022	197,493	12,951	200,920	33,596	0.51%	7.97%	17.01%	
群馬県	* 桐生市	611,119	63,571	3,222	95,413	18,697	0.53%	15.61%	29.41%	
群馬県	太田市	1,432,458	133,909	2,236	68,663	1,445	0.16%	4.79%	1.08%	
群馬県	伊勢崎市	1,340,963	87,688	13,450	89,047	11,599	1.00%	6.64%	13.23%	
群馬県	館林市	548,881	33,776	1,752	47,480	185	0.32%	8.65%	0.55%	
群馬県	安中市	534,429	18,950	3,890	44,262	4,242	0.73%	8.28%	22.39%	
群馬県	富岡市	408,482	45,251	3,359	16,229	4,095	0.82%	3.97%	9.05%	
群馬県	藤岡市	349,558	30,476	1,643	6,608	6,354	0.47%	1.89%	20.85%	
群馬県	みどり市	295,616	27,487	3,200	42,509	9,842	1.08%	14.38%	35.81%	
群馬県	渋川市	643,240	65,069	1,376	35,698	14,039	0.21%	5.55%	21.58%	
埼玉県	秩父市	395,789	157,173	3,248	127,808	35,153	0.82%	32.29%	22.37%	
埼玉県	深谷市	1,082,732	87,678	14,549	166,013	15,989	1.34%	15.33%	18.24%	
埼玉県	飯能市	418,179	41,475	3,501	37,829	844	0.84%	9.05%	2.03%	
埼玉県	さいたま市	3,567,341	198,010	29,594	215,903	101	0.83%	6.05%	0.05%	
埼玉県	所沢市	1,005,304	78,810	9,830	50,210	150	0.98%	4.99%	0.19%	
埼玉県	川口市	1,431,089	133,341	10,565	115,406	7,171	0.74%	8.06%	5.38%	
埼玉県	川越市	1,453,622	65,395	16,902	259,757	1,662	1.16%	17.87%	2.54%	
埼玉県	戸田市	320,584	12,876	1,252	32,900	0	0.39%	10.26%	0.00%	
埼玉県	入間市	492,926	110,987	1,704	25,256	121	0.35%	5.12%	0.11%	
埼玉県	羽生市	307,569	19,796	2,310	15,583	1,707	0.75%	5.07%	8.62%	
埼玉県	草加市	558,711	24,797	2,412	45,350	1,665	0.43%	8.12%	6.71%	
埼玉県	行田市	496,422	32,757	6,076	7,362	1,181	1.22%	1.48%	3.61%	
埼玉県	志木市	151,189	12,086	302	6,443	0	0.20%	4.26%	0.00%	
埼玉県	蕨市	172,690	7,627	371	4,522	41	0.21%	2.62%	0.54%	
埼玉県	狭山市	503,192	82,212	4,081	56,562	1,648	0.81%	11.24%	2.00%	
埼玉県	* 春日部市	845,441	64,649	1,773	156,017	346	0.21%	18.45%	0.54%	
埼玉県	本庄市	551,652	75,842	1,023	26,876	4,565	0.19%	4.87%	6.02%	
埼玉県	幸手市	226,935	34,241	2,132	37,459	4,648	0.94%	16.51%	13.57%	
埼玉県	久喜市	876,919	67,359	12,266	18,063	6,398	1.40%	2.06%	9.50%	
埼玉県	鴻巣市	551,151	24,213	4,187	8,739	4,981	0.76%	1.59%	20.57%	
埼玉県	白岡市	242,651	11,588	1,185	20,415	377	0.49%	8.41%	3.25%	
埼玉県	吉川市	343,970	12,654	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%	
埼玉県	越谷・松伏水道企業団	1,265,219	78,978	8,924	55,390	1,152	0.71%	4.38%	1.46%	
埼玉県	和光市	158,467	8,854	1,949	6,403	5	1.23%	4.04%	0.06%	
埼玉県	上尾市	811,861	45,541	3,848	14,310	2,374	0.47%	1.76%	5.21%	
埼玉県	新座市	398,290	28,787	1,217	22,506	1,547	0.31%	5.65%	5.37%	
埼玉県	* ふじみ野市	324,770	13,845	2,324	77,145	156	0.72%	23.75%	1.13%	
埼玉県	朝霞市	256,211	53,961	2,185	23,976	1,339	0.85%	9.36%	2.48%	
埼玉県	東松山市	334,948	48,214	7,088	46,038	544	2.12%	13.74%	1.13%	
埼玉県	桶川北本水道企業団	409,462	73,840	4,929	99,904	11,846	1.20%	24.40%	16.04%	
埼玉県	富士見市	245,006	29,897	1,156	4,340	0	0.47%	1.77%	0.00%	
埼玉県	熊谷市	1,156,226	66,881	5,363	36,877	1,866	0.46%	3.19%	2.79%	
埼玉県	* 蓮田市	287,988	16,478	561	73,815	2,150	0.19%	25.63%	13.05%	
埼玉県	三郷市	569,795	27,742	6,736	42,414	321	1.18%	7.44%	1.16%	
埼玉県	八潮市	405,039	23,197	3,035	36,388	1,758	0.75%	8.98%	7.58%	
埼玉県	* 坂戸・鶴ヶ島水道企業団	616,325	69,782	2,523	99,656	0	0.41%	16.17%	0.00%	
埼玉県	* 日高市	281,924	23,033	0	40,901	0	0.00%	14.51%	0.00%	
埼玉県	加須市	820,409	296,691	4,172	89,599	67,608	0.51%	10.92%	22.79%	
千葉県	千葉県	8,972,651	670,044	71,191	1,262,496	15,815	0.79%	14.07%	2.36%	
千葉県	千葉県	364,038	25,495	0	305	0	0.00%	0.08%	0.00%	
千葉県	松戸市	215,676	36,931	1,463	12,035	1,383	0.68%	5.58%	3.74%	
千葉県	習志野市	311,412	26,018	2,623	14,842	1,263	0.84%	4.77%	4.85%	
千葉県	野田市	940,407	6,804	4,164	11,849	1,575	0.44%	1.26%	23.15%	
千葉県	柏市	1,375,751	55,850	22,365	47,184	162	1.63%	3.43%	0.29%	

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。
※経年化率が12.1%を超え、且つ更新率が0.76%を下回る事業体に*を付した。
注1)基幹管路の脆弱管延長とは、基幹管路における①鍍鉄管、②石綿セメント管、③コンクリート管、④鉛管、⑤硬質塩化ビニル管(TS継手)、⑥管種不明管に区分される延長の和。

都道府県名	事業主体名	平成26年度							
		総延長	基幹管路延長	布設替延長	経年管延長	基幹管路の脆弱管延長(注1)	更新率	経年化率	基幹管路の脆弱管率
		(m) (A)	(m) (B)	(m) (C)	(m) (D)	(m) (E)	(%) (C/A)=①	(%) (D/A)=②	(%) (E/B)=③
千葉県	流山市	641,148	43,433	5,332	12,590	84	0.83%	1.96%	0.19%
千葉県	八千代市	686,032	55,299	19,756	67,965	4,493	2.88%	9.91%	8.12%
千葉県	*我孫子市	532,976	33,271	3,098	95,517	4,339	0.58%	17.92%	13.04%
千葉県	木更津市	1,019,567	116,207	11,969	254,776	50,930	1.17%	24.99%	43.83%
千葉県	*君津市	840,094	73,692	5,580	212,784	30,833	0.66%	25.33%	41.84%
千葉県	袖ヶ浦市	506,201	19,363	5,068	101,551	4,326	1.00%	20.06%	22.34%
千葉県	成田市	372,559	27,190	437	15,181	37	0.12%	4.07%	0.14%
千葉県	佐倉市	799,821	43,361	5,244	39,284	1,410	0.66%	4.91%	3.25%
千葉県	四街道市	446,951	25,666	3,563	31,077	105	0.80%	6.95%	0.41%
千葉県	*富里市	142,311	8,448	218	36,366	1,922	0.15%	25.55%	22.75%
千葉県	銚子市	435,405	38,828	4,263	41,188	13,882	0.98%	9.46%	35.75%
千葉県	旭市	563,277	2,075	19	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
千葉県	山武郡市広域水道企業団	1,400,269	50,564	5,467	1,955	0	0.39%	0.14%	0.00%
千葉県	*長生郡市広域市町村圏組	1,579,961	67,640	8,620	446,665	2,273	0.55%	28.27%	3.36%
千葉県	*三芳水道企業団	412,133	13,462	968	95,747	8,990	0.23%	23.23%	66.78%
東京都	東京都	27,622,026	3,276,527	556,484	3,201,382	30,554	2.01%	11.59%	0.93%
神奈川県	横浜市	9,291,347	1,047,334	162,771	1,816,918	58,986	1.75%	19.55%	5.63%
神奈川県	*横須賀市	1,545,046	258,801	11,022	432,344	7,537	0.71%	27.98%	2.91%
神奈川県	川崎市	2,525,535	320,878	44,545	573,641	20,620	1.76%	22.71%	6.43%
神奈川県	*小田原市	763,789	49,365	1,493	236,876	2,297	0.20%	31.01%	4.65%
神奈川県	*神奈川県	9,128,453	648,267	53,478	2,107,932	89,395	0.59%	23.09%	13.79%
神奈川県	*三浦市	214,439	34,060	445	41,008	546	0.21%	19.12%	1.60%
神奈川県	座間市	330,027	330,027	5,478	61,623	15,095	1.66%	18.67%	4.57%
神奈川県	*秦野市	694,063	60,370	3,433	113,977	7,643	0.49%	16.42%	12.66%
新潟県	新潟市	4,266,458	328,927	54,763	644,096	53,415	1.28%	15.10%	16.24%
新潟県	長岡市	2,173,994	671,417	18,985	339,856	68,628	0.87%	15.63%	10.22%
新潟県	三条市	781,721	62,577	5,963	135,869	1,647	0.76%	17.38%	2.63%
新潟県	柏崎市	1,005,214	55,195	6,540	80,041	0	0.65%	7.96%	0.00%
新潟県	*新発田市	760,470	39,051	5,701	128,645	8,327	0.75%	16.92%	21.32%
新潟県	燕市(燕)	346,381	19,975	2,996	34,168	4,291	0.86%	9.86%	21.48%
新潟県	見附市	430,270	10,907	2,489	20,397	0	0.58%	4.74%	0.00%
新潟県	上越市	1,748,985	346,936	21,957	36,827	94,480	1.26%	2.11%	27.23%
新潟県	阿賀野市	452,150	32,514	2,377	37,595	0	0.53%	8.31%	0.00%
新潟県	南魚沼市	680,158	88,619	5,530	13,206	4,493	0.81%	1.94%	5.07%
富山県	*高岡市	1,089,272	99,623	7,007	160,221	1,198	0.64%	14.71%	1.20%
富山県	射水市	724,331	76,035	5,723	104,884	69	0.79%	14.48%	0.09%
富山県	富山市	3,128,452	213,808	17,794	212,954	18,338	0.57%	6.81%	8.58%
富山県	南砺市	649,449	39,266	1,261	44,736	3,775	0.19%	6.89%	9.61%
石川県	*金沢市	2,493,665	232,242	15,393	700,508	25,584	0.62%	28.09%	11.02%
石川県	小松市	894,775	61,684	1,338	40,133	0	0.15%	4.49%	0.00%
石川県	七尾市	609,307	49,895	4,550	41,734	10,713	0.75%	6.85%	21.47%
石川県	加賀市	711,257	110,562	6,059	23,143	13,173	0.85%	3.25%	11.91%
石川県	野々市市	318,309	17,532	1,470	2,869	0	0.46%	0.90%	0.00%
石川県	白山市	573,253	14,961	5,528	36,832	2,648	0.96%	6.43%	17.70%
福井県	*福井市	2,083,041	201,168	8,811	523,268	15,151	0.42%	25.12%	7.53%
福井県	鯖江市	618,460	37,620	3,009	60,077	1,596	0.49%	9.71%	4.24%
福井県	越前市	741,836	41,984	3,588	59,146	584	0.48%	7.97%	1.39%
福井県	坂井市	860,336	74,744	4,244	16,189	0	0.49%	1.88%	0.00%
山梨県	甲府市	1,440,891	80,648	16,827	137,841	1,038	1.17%	9.57%	1.29%
山梨県	*南アルプス市	682,927	105,066	2,953	88,338	16,508	0.43%	12.94%	15.71%
山梨県	笛吹市	648,278	326,907	7,514	0	283,761	1.16%	0.00%	86.80%
長野県	長野市	1,848,173	217,179	23,596	233,616	26,781	1.28%	12.64%	12.33%
長野県	上田市(上田)	584,429	52,187	2,819	29,448	1,878	0.48%	5.04%	3.60%
長野県	松本市(松本)	1,299,807	73,840	2,165	103,175	6,069	0.17%	7.94%	8.22%
長野県	須坂市	418,627	61,577	2,083	12,199	6,579	0.50%	2.91%	10.68%
長野県	岡谷市	345,076	20,530	0	3,495	1,203	0.00%	1.01%	5.86%
長野県	伊那市	614,774	65,592	6,561	26,004	10,950	1.07%	4.23%	16.69%
長野県	塩尻市	580,840	72,974	1,175	8,887	7,878	0.20%	1.53%	10.80%
長野県	長野県	1,426,503	158,294	8,435	104,070	798	0.59%	7.30%	0.50%
長野県	飯田市	1,044,050	118,271	1,697	86,388	48,905	0.16%	8.27%	41.35%
岐阜県	*多治見市	723,714	33,120	5,445	105,444	171	0.75%	14.57%	0.52%
岐阜県	*岐阜市	2,358,057	127,526	12,898	329,661	4,064	0.55%	13.98%	3.19%
岐阜県	高山市	744,107	54,702	2,279	5,684	7,055	0.31%	0.76%	12.90%
岐阜県	中津川市	625,697	23,939	8,483	31,998	103	1.36%	5.11%	0.43%
岐阜県	土岐市	564,275	60,682	5,408	32,637	1,658	0.96%	5.78%	2.73%
岐阜県	美濃加茂市	571,418	14,067	5,732	8,771	844	1.00%	1.53%	6.00%
岐阜県	可児市	672,290	79,673	1,271	45,775	0	0.19%	6.81%	0.00%
静岡県	掛川市	1,031,744	89,999	8,522	76,345	4,374	0.83%	7.40%	4.86%

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。
※経年化率が12.1%を超え、且つ更新率が0.76%を下回る事業体には*を付した。

注1)基幹管路の脆弱管延長とは、基幹管路における①鑄鉄管、②石綿セメント管、③コンクリート管、④鉛管、⑤硬質塩化ビニル管(TS継手)、⑥管種不明管に区分される延長の和。

都道府県名	事業主体名	平成26年度							
		総延長	基幹管路延長	布設替延長	経年管延長	基幹管路の脆弱管延長(注1)	更新率	経年化率	基幹管路の脆弱管率
		(m) (A)	(m) (B)	(m) (C)	(m) (D)	(m) (E)	(%) (C/A)=①	(%) (D/A)=②	(%) (E/B)=③
静岡県	伊東市	503,447	77,939	4,044	133,014	14,805	0.80%	26.42%	19.00%
静岡県	* 浜松市	4,665,799	287,487	25,572	577,151	9,808	0.55%	12.37%	3.41%
静岡県	* 静岡市	2,561,135	299,829	14,852	490,334	76,006	0.58%	19.15%	25.35%
静岡県	富士宮市	712,534	167,639	5,578	95,820	36,753	0.78%	13.45%	21.92%
静岡県	* 沼津市	1,053,415	66,115	3,079	179,794	14,277	0.29%	17.07%	21.59%
静岡県	三島市	390,722	27,644	4,310	129,037	397	1.10%	33.03%	1.44%
静岡県	焼津市	881,032	43,497	14,497	43,931	1,458	1.65%	4.99%	3.35%
静岡県	島田市	345,393	22,215	2,937	102,280	977	0.85%	29.61%	4.40%
静岡県	磐田市	1,378,799	40,710	11,219	239,916	812	0.81%	17.40%	1.99%
静岡県	湖西市	379,210	51,231	3,873	0	1,240	1.02%	0.00%	2.42%
静岡県	藤枝市	870,650	87,912	12,703	103,166	1,133	1.46%	11.85%	1.29%
静岡県	袋井市	724,232	201,754	4,095	36,885	1,611	0.57%	5.09%	0.80%
愛知県	名古屋市長古屋市	8,531,356	571,489	95,029	1,006,473	18,500	1.11%	11.80%	3.24%
愛知県	* 豊橋市	2,202,276	115,445	14,802	402,311	5,986	0.67%	18.27%	5.19%
愛知県	半田市	633,303	47,274	4,626	24,198	2,888	0.73%	3.82%	6.11%
愛知県	瀬戸市	741,827	28,784	9,964	58,859	5,108	1.34%	7.93%	17.75%
愛知県	岡崎市	2,140,758	168,905	26,260	335,387	3,553	1.23%	15.67%	2.10%
愛知県	犬山市	467,721	22,489	7,591	6,736	4,464	1.62%	1.44%	19.85%
愛知県	一宮市	2,387,457	59,072	26,564	322,634	2,945	1.11%	13.51%	4.99%
愛知県	* 蒲郡市	579,738	56,249	1,867	116,968	0	0.32%	20.18%	0.00%
愛知県	豊川市	1,255,317	73,186	21,002	186,036	7,611	1.67%	14.82%	10.40%
愛知県	津島市	420,506	10,206	3,601	115,023	362	0.86%	27.35%	3.55%
愛知県	豊田市	2,908,184	195,180	2,420	237,682	13,844	0.08%	8.17%	7.09%
愛知県	安城市	1,022,074	49,587	9,541	84,778	0	0.93%	8.29%	0.00%
愛知県	春日井市	1,312,947	99,826	5,220	67,901	3,757	0.40%	5.17%	3.76%
愛知県	碧南市	483,099	19,829	6,047	20,182	184	1.25%	4.18%	0.93%
愛知県	刈谷市	787,373	56,812	4,783	4,577	4,739	0.61%	0.58%	8.34%
愛知県	* 常滑市	543,686	66,352	1,039	123,700	0	0.19%	22.75%	0.00%
愛知県	東海市	441,261	69,903	1,046	30,595	0	0.24%	6.93%	0.00%
愛知県	知多市	466,378	74,395	1,624	54,882	4	0.35%	11.77%	0.01%
愛知県	東浦町	300,286	26,499	6,841	24,492	0	2.28%	8.16%	0.00%
愛知県	* 尾張旭市	384,936	38,559	1,819	59,175	0	0.47%	15.37%	0.00%
愛知県	海部南部水道企業団	868,895	104,172	13,428	3,667	2,493	1.55%	0.42%	2.39%
愛知県	大府市	355,306	34,365	4,927	22,988	0	1.39%	6.47%	0.00%
愛知県	* 知立市	289,491	11,915	34	51,997	2,202	0.01%	17.96%	18.48%
愛知県	小牧市	905,706	83,218	8,648	168,044	794	0.95%	18.55%	0.95%
愛知県	田原市	680,899	122,793	8,212	37,165	0	1.21%	5.46%	0.00%
愛知県	北名古屋水道企業団	471,926	31,140	11,344	64,833	52	2.40%	13.74%	0.17%
愛知県	岩倉市	214,301	14,803	2,099	88,388	1,220	0.98%	41.24%	8.24%
愛知県	稲沢市	986,944	50,051	13,297	203,216	0	1.35%	20.59%	0.00%
愛知県	丹羽広域事務組合	316,548	8,974	2,996	90,154	746	0.95%	28.48%	8.31%
愛知県	西尾市	1,342,401	58,932	12,840	263,825	3,831	0.96%	19.65%	6.50%
愛知県	江南市	652,656	57,715	21,857	72,751	483	3.35%	11.15%	0.84%
愛知県	* 愛知中部水道企業団	1,799,912	130,020	11,762	270,670	847	0.65%	15.04%	0.65%
三重県	* 桑名市	1,023,335	96,148	1,471	192,989	12,482	0.14%	18.86%	12.98%
三重県	* 津市	1,750,218	134,177	3,624	271,973	35,528	0.21%	15.54%	26.48%
三重県	* 四日市市	2,102,456	236,846	14,280	468,243	19,088	0.68%	22.27%	8.06%
三重県	伊賀市	1,370,433	207,827	3,781	80,660	24,408	0.28%	5.89%	11.74%
三重県	松阪市	1,260,769	73,147	11,142	446,791	9,711	0.88%	35.44%	13.28%
三重県	伊勢市	906,578	66,944	11,469	137,146	5,911	1.27%	15.13%	8.83%
三重県	鈴鹿市	1,338,102	95,788	7,174	155,156	12	0.54%	11.60%	0.01%
三重県	名張市	669,951	76,528	6,611	108,085	616	0.99%	16.13%	0.80%
三重県	志摩市	773,205	144,012	1,373	60,822	0	0.18%	7.87%	0.00%
滋賀県	大津市	1,441,011	96,181	2,570	156,860	391	0.18%	10.89%	0.41%
滋賀県	甲賀市	895,519	70,130	5,588	32,861	6,105	0.62%	3.67%	8.71%
滋賀県	彦根市	776,618	44,181	5,801	72,731	621	0.75%	9.37%	1.41%
滋賀県	草津市	599,191	118,369	1,273	17,904	2,140	0.21%	2.99%	1.81%
滋賀県	栗東市	380,081	108,806	1,417	43,072	6,101	0.37%	11.33%	5.61%
滋賀県	長浜水道企業団(長浜)	505,769	46,145	534	15,390	0	0.11%	3.04%	0.00%
滋賀県	湖南市	369,866	46,265	2,730	0	2,567	0.74%	0.00%	5.55%
滋賀県	野洲市	267,632	6,388	672	2,388	451	0.25%	0.89%	7.06%
滋賀県	守山市	406,512	11,375	1,554	0	0	0.38%	0.00%	0.00%
滋賀県	東近江市	714,840	25,080	191	38,443	0	0.03%	5.38%	0.00%
滋賀県	近江八幡市	548,098	20,931	6,051	42,108	0	1.10%	7.68%	0.00%
京都府	京都市	3,923,363	417,815	30,509	628,653	1,210	0.78%	16.02%	0.29%
京都府	長岡京市	281,269	50,494	1,000	31,947	0	0.36%	11.36%	0.00%
京都府	向日市	165,249	16,847	2,142	17,670	412	1.30%	10.69%	2.45%
京都府	宇治市	670,618	59,660	6,338	131,681	800	0.95%	19.64%	1.34%

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。
*経年化率が1.2%を超え、且つ更新率が0.76%を下回る事業体に*を付した。
注1)基幹管路の脆弱管延長とは、基幹管路における①鑄鉄管、②石綿セメント管、③コンクリート管、④鉛管、⑤硬質塩化ビニル管(TS継手)、⑥管種不明管に区分される延長の和。

都道府県名	事業主体名	平成26年度							
		総延長	基幹管路延長	布設替延長	経年管延長	基幹管路の脆弱管延長(注1)	更新率	経年化率	基幹管路の脆弱管率
		(m) (A)	(m) (B)	(m) (C)	(m) (D)	(m) (E)	(%) (C/A)=①	(%) (D/A)=②	(%) (E/B)=③
京都府	* 城陽市	310,769	36,976	2,047	49,047	9	0.66%	15.78%	0.02%
京都府	* 八幡市	284,529	32,771	1,870	42,168	0	0.66%	14.82%	0.00%
京都府	京田辺市	346,413	23,435	2,559	28,327	744	0.74%	8.18%	3.17%
京都府	木津川市	500,720	135,012	3,951	12,045	9,873	0.79%	2.41%	7.31%
京都府	亀岡市	540,924	57,413	1,342	23,045	1,352	0.25%	4.26%	2.35%
京都府	福知山市	632,176	67,745	1,235	68,970	3,949	0.20%	10.91%	5.83%
京都府	舞鶴市	519,085	102,627	4,455	87,339	19,581	0.86%	16.83%	19.08%
大阪府	大阪市	5,226,219	746,757	66,770	2,265,437	76,650	1.28%	43.35%	10.26%
大阪府	堺市	2,394,438	200,641	36,404	368,615	23,836	1.52%	15.39%	11.88%
大阪府	池田市	311,261	33,395	2,389	118,315	2,160	0.77%	38.01%	6.47%
大阪府	箕面市	496,863	46,578	3,969	134,094	1,989	0.80%	26.99%	4.27%
大阪府	豊中市	808,565	77,939	9,806	180,424	4,900	1.21%	22.31%	6.29%
大阪府	吹田市	715,519	76,740	6,822	260,295	14,996	0.95%	36.38%	19.54%
大阪府	* 摂津市	235,161	21,718	1,623	80,232	5,351	0.69%	34.12%	24.64%
大阪府	茨木市	771,125	86,625	3,474	86,264	2,812	0.45%	11.19%	3.25%
大阪府	* 高槻市	761,076	80,079	5,733	116,479	3,332	0.75%	15.30%	4.16%
大阪府	枚方市	1,144,705	57,007	11,131	246,844	20,518	0.97%	21.56%	35.99%
大阪府	* 寝屋川市	616,866	35,839	2,682	102,536	7,612	0.43%	16.62%	21.24%
大阪府	守口市	312,459	46,539	3,768	85,661	907	1.21%	27.42%	1.95%
大阪府	門真市	224,977	19,047	2,198	85,351	354	0.98%	37.94%	1.86%
大阪府	* 大東市	252,978	15,581	1,566	34,562	642	0.62%	13.66%	4.12%
大阪府	交野市	245,903	21,781	667	19,626	7,792	0.27%	7.98%	35.77%
大阪府	四條畷市	199,947	8,593	452	20,176	0	0.23%	10.09%	0.00%
大阪府	東大阪市	1,022,344	65,646	8,093	312,546	8,829	0.79%	30.57%	13.45%
大阪府	八尾市	715,292	40,560	12,699	169,723	628	1.78%	23.73%	1.55%
大阪府	柏原市	254,678	24,580	2,035	73,390	4,585	0.80%	28.82%	18.65%
大阪府	* 松原市	460,889	13,427	2,339	62,625	253	0.51%	13.59%	1.88%
大阪府	* 羽曳野市	454,087	31,312	2,001	110,753	7,286	0.44%	24.39%	23.27%
大阪府	藤井寺市	146,554	9,724	1,410	21,142	36	0.96%	14.43%	0.37%
大阪府	大阪狭山市	225,923	20,509	3,154	69,469	4	1.40%	30.75%	0.02%
大阪府	富田林市	489,954	52,996	8,187	128,475	4,874	1.67%	26.22%	9.20%
大阪府	河内長野市	524,966	48,842	4,620	99,137	4,517	0.88%	18.88%	9.25%
大阪府	* 和泉市	585,577	34,085	3,538	104,139	42	0.60%	17.78%	0.12%
大阪府	* 泉大津市	257,180	2,332	1,672	56,855	0	0.65%	22.11%	0.00%
大阪府	* 高石市	171,184	4,791	1,251	39,132	1,189	0.73%	22.86%	24.82%
大阪府	岸和田市	722,924	31,863	6,526	169,979	14,828	0.90%	23.51%	46.54%
大阪府	貝塚市	372,513	18,779	3,634	76,542	3,288	0.98%	20.55%	17.51%
大阪府	泉佐野市	453,846	12,018	3,671	106,444	959	0.81%	23.45%	7.98%
大阪府	熊取町	197,392	7,837	525	133	0	0.27%	0.07%	0.00%
大阪府	* 泉南市	393,790	21,759	1,371	97,477	4,704	0.35%	24.75%	21.62%
大阪府	* 阪南市	278,097	29,463	1,502	112,976	5,143	0.54%	40.62%	17.46%
兵庫県	* 神戸市(市街地)	5,048,023	1,098,441	24,637	1,005,272	64,521	0.49%	19.91%	5.87%
兵庫県	尼崎市	1,023,419	144,984	9,261	321,638	0	0.90%	31.43%	0.00%
兵庫県	* 高砂市	434,422	20,691	2,976	103,180	5,295	0.69%	23.75%	25.59%
兵庫県	豊岡市	634,992	85,950	2,025	9,230	8,935	0.32%	1.45%	10.40%
兵庫県	西宮市	1,180,703	179,249	17,856	214,369	9,145	1.51%	18.16%	5.10%
兵庫県	* 姫路市	2,920,731	337,861	9,466	483,702	12,601	0.32%	16.56%	3.73%
兵庫県	* 明石市	891,853	120,202	5,946	181,940	4,253	0.67%	20.40%	3.54%
兵庫県	伊丹市	560,600	42,848	5,706	116,822	348	1.02%	20.84%	0.81%
兵庫県	芦屋市	250,591	31,247	3,133	71,719	2,233	1.25%	28.62%	7.15%
兵庫県	三田市	693,748	36,325	761	1,825	0	0.11%	0.26%	0.00%
兵庫県	西播磨水道企業団	396,741	331,168	1,735	19,914	8,854	0.44%	5.02%	2.67%
兵庫県	赤穂市(南部)	289,472	22,266	2,276	78,577	9,018	0.79%	27.14%	40.50%
兵庫県	* 宝塚市	789,212	93,904	4,457	183,440	23,168	0.56%	23.24%	24.67%
兵庫県	加古川市	1,093,196	92,169	7,433	74,727	4,558	0.68%	6.84%	4.95%
兵庫県	川西市	558,298	27,297	6,313	184,120	0	1.13%	32.98%	0.00%
兵庫県	* 三木市	624,080	85,909	3,299	80,033	20,915	0.53%	12.82%	24.35%
兵庫県	小野市	320,243	39,002	4,154	10,869	0	1.30%	3.39%	0.00%
兵庫県	淡路広域水道企業団	1,967,742	420,741	18,823	221,267	67,261	0.96%	11.24%	15.99%
奈良県	* 奈良市	1,786,334	203,979	3,432	539,602	21,474	0.19%	30.21%	10.53%
奈良県	* 大和郡山市	540,021	23,967	3,687	89,085	580	0.68%	16.50%	2.42%
奈良県	橿原市	596,635	45,608	2,246	52,124	0	0.38%	8.74%	0.00%
奈良県	大和高田市	217,607	13,312	3,915	92,355	8,496	1.80%	42.44%	63.82%
奈良県	天理市	441,027	57,032	4,838	94,737	13,447	1.10%	21.48%	23.58%
奈良県	桜井市	342,891	34,137	1,712	22,686	2,185	0.50%	6.62%	6.40%
奈良県	* 生駒市	675,589	90,742	4,733	103,696	3,902	0.70%	15.35%	4.30%
奈良県	* 香芝市	372,680	18,181	2,057	61,209	0	0.55%	16.42%	0.00%
和歌山県	* 和歌山市	1,464,907	92,706	9,678	190,851	10,599	0.66%	13.03%	11.43%

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。
※経年化率が12.1%を超え、且つ更新率が0.76%を下回る事業体に*を付した。

注1)基幹管路の脆弱管延長とは、基幹管路における①鑄鉄管、②石綿セメント管、③コンクリート管、④鉛管、⑤硬質塩化ビニル管(TS継手)、⑥管種不明管に区分される延長の和。

都道府県名	事業主体名	平成26年度							
		総延長	基幹管路延長	布設替延長	経年管延長	基幹管路の脆弱管延長(注1)	更新率	経年化率	基幹管路の脆弱管率
		(m) (A)	(m) (B)	(m) (C)	(m) (D)	(m) (E)	(%) (C/A)=①	(%) (D/A)=②	(%) (E/B)=③
和歌山県	* 田辺市	507,291	310,911	1,588	67,950	46,031	0.31%	13.39%	14.81%
和歌山県	橋本市	500,422	213,314	1,378	49,599	23,694	0.28%	9.91%	11.11%
鳥取県	鳥取市	1,155,981	159,058	5,039	129,465	19,917	0.44%	11.20%	12.52%
鳥取県	米子市	1,359,333	71,121	9,277	77,983	3,794	0.68%	5.74%	5.33%
島根県	* 松江市(松江)	733,702	55,151	4,399	96,546	10,923	0.60%	13.16%	19.81%
島根県	出雲市	1,446,139	75,729	40,282	312,361	5,476	2.79%	21.60%	7.23%
岡山県	総社市	554,950	48,172	2,720	49,652	0	0.49%	8.95%	0.00%
岡山県	岡山市	4,344,093	223,002	49,547	846,368	14,278	1.14%	19.48%	6.40%
岡山県	* 津山市	946,288	94,786	4,701	377,838	11,575	0.50%	39.93%	12.21%
岡山県	* 笠岡市	490,717	53,170	3,497	67,303	2,896	0.71%	13.72%	5.45%
岡山県	玉野市	436,142	56,779	6,749	80,239	1,200	1.55%	18.40%	2.11%
岡山県	倉敷市	3,208,248	162,542	37,711	389,308	16,538	1.18%	12.13%	10.17%
広島県	東広島市	1,177,476	82,518	3,858	45,016	10,645	0.33%	3.82%	12.90%
広島県	廿日市市	493,178	18,500	6,563	82,011	0	1.33%	16.63%	0.00%
広島県	* 広島市	4,729,688	738,023	26,094	725,627	67,415	0.55%	15.34%	9.13%
広島県	呉市	1,271,233	351,193	11,061	50,474	141,952	0.87%	3.97%	40.42%
広島県	福山市	2,844,032	177,996	23,191	500,111	1,356	0.82%	17.58%	0.76%
広島県	尾道市	1,118,750	186,182	8,775	179,839	15,587	0.78%	16.07%	8.37%
広島県	* 三原市	799,832	137,571	3,328	102,243	9,147	0.42%	12.78%	6.65%
山口県	* 下関市	1,779,887	193,309	5,566	418,951	18,157	0.31%	23.54%	9.39%
山口県	宇部市	1,097,646	72,398	11,941	148,561	14,012	1.09%	13.53%	19.35%
山口県	山口市	1,213,892	70,296	8,702	94,375	410	0.72%	7.77%	0.58%
山口県	周南市	596,938	21,337	8,683	148,320	2,606	1.45%	24.85%	12.21%
山口県	防府市	618,063	44,401	9,205	62,520	2,129	1.49%	10.12%	4.79%
山口県	下松市	293,241	13,218	2,285	80,338	0	0.78%	27.40%	0.00%
山口県	* 岩国市	835,521	64,255	4,010	226,761	4,565	0.48%	27.14%	7.10%
山口県	* 山陽小野田市	415,657	40,010	740	179,929	6,955	0.18%	43.29%	17.38%
山口県	光市	299,286	21,276	5,246	107,998	6,304	1.75%	36.09%	29.63%
徳島県	徳島市	1,159,134	128,298	10,855	144,750	11,089	0.94%	12.49%	8.64%
徳島県	鳴門市	560,466	76,271	4,826	180,827	590	0.86%	32.26%	0.77%
香川県	* 高松市	2,267,444	222,113	7,777	418,333	21,664	0.34%	18.45%	9.75%
香川県	丸亀市	924,583	104,407	7,129	126,806	10,209	0.77%	13.71%	9.78%
香川県	坂出市	463,505	33,870	4,025	184,600	6,418	0.87%	39.83%	18.95%
香川県	* 観音寺市	573,435	39,474	3,223	105,236	13,396	0.56%	18.35%	33.94%
香川県	さぬき市	554,276	165,857	2,879	37,949	34,425	0.52%	6.85%	20.76%
香川県	三豊市	939,015	213,192	11,441	99,643	17,110	1.22%	10.61%	8.03%
愛媛県	宇和島市	739,548	179,137	4,820	56,858	21,075	0.65%	7.69%	11.76%
愛媛県	松山市	2,192,768	253,090	13,470	161,685	11,096	0.61%	7.37%	4.38%
愛媛県	今治市(今治)	920,351	90,720	12,408	119,800	4,137	1.35%	13.02%	4.56%
愛媛県	四国中央市(四国中央)	560,362	20,515	2,824	51,141	0	0.50%	9.13%	0.00%
高知県	高知市	1,475,795	137,455	20,196	105,197	11,966	1.37%	7.13%	8.71%
福岡県	北九州市	4,471,617	619,483	59,250	981,500	101,126	1.33%	21.95%	16.32%
福岡県	福岡市	4,134,245	485,083	43,157	681,879	13,905	1.04%	16.49%	2.87%
福岡県	大牟田市	651,179	83,335	5,813	108,134	36,435	0.89%	16.61%	43.72%
福岡県	久留米市	1,417,120	113,449	7,234	19,362	18,234	0.51%	1.37%	16.07%
福岡県	直方市	478,323	69,578	5,458	93,161	13,916	1.14%	19.48%	20.00%
福岡県	* 飯塚市	909,648	560,937	0	418,951	212,610	0.00%	46.06%	37.90%
福岡県	* 田川市	453,105	53,033	3,019	93,117	6,228	0.67%	20.55%	11.74%
福岡県	柳川市	469,813	9,240	2,203	43,177	867	0.47%	9.19%	9.38%
福岡県	* 大川市	211,678	4,576	0	50,383	0	0.00%	23.80%	0.00%
福岡県	行橋市	336,758	145,019	6,668	47,665	20,287	1.98%	14.15%	13.99%
福岡県	中間市	314,384	124,328	3,048	80,617	33,500	0.97%	25.64%	26.94%
福岡県	三井水道企業団	446,463	24,601	5,535	35,830	0	1.24%	8.03%	0.00%
福岡県	筑紫野市	433,336	59,993	3,047	1,564	6,312	0.70%	0.36%	10.52%
福岡県	春日那珂川水道企業団	464,283	59,605	2,675	7,316	0	0.58%	1.58%	0.00%
福岡県	大野城市	426,216	77,093	2,208	19,957	192	0.52%	4.68%	0.25%
福岡県	* 太宰府市	329,822	21,989	1,848	102,645	7,949	0.56%	31.12%	36.15%
福岡県	古賀市	199,792	21,695	249	11,487	1,396	0.12%	5.75%	6.43%
福岡県	糸島市	611,661	161,188	3,733	22,000	70,362	0.61%	3.60%	43.65%
福岡県	宗像地区事務組合	905,716	82,351	15,898	264,845	4,538	1.76%	29.24%	5.51%
佐賀県	* 佐賀市	993,433	13,896	7,252	139,062	0	0.73%	14.00%	0.00%
佐賀県	唐津市	883,447	252,349	2,362	95,023	60,801	0.27%	10.76%	24.09%
佐賀県	武雄市	493,702	109,716	1,983	26,224	8,545	0.40%	5.31%	7.79%
佐賀県	鳥栖市	419,452	16,170	5,577	14,229	1,076	1.33%	3.39%	6.65%
佐賀県	佐賀東部水道企業団	891,046	0	6,822	64,182	0	0.77%	7.20%	-
長崎県	長崎市(長崎)	1,984,275	203,401	11,298	233,300	37,396	0.57%	11.76%	18.39%
長崎県	* 佐世保市	1,497,614	279,891	6,301	299,771	90,680	0.42%	20.02%	32.40%
長崎県	大村市	530,326	75,005	2,727	24,836	5,372	0.51%	4.68%	7.16%

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。
※経年化率が12.1%を超え、且つ更新率が0.76%を下回る事業体に*を付した。
注1)基幹管路の脆弱管延長とは、基幹管路における①鑄鉄管、②石綿セメント管、③コンクリート管、④鉛管、⑤硬質塩化ビニル管(TS継手)、⑥管種不明管に区分される延長の和。

都道府県名	事業主体名	平成26年度							
		総延長	基幹管路延長	布設替延長	経年管延長	基幹管路の脆弱管延長(注1)	更新率	経年化率	基幹管路の脆弱管率
		(m) (A)	(m) (B)	(m) (C)	(m) (D)	(m) (E)	(%) (C/A)=①	(%) (D/A)=②	(%) (E/B)=③
長崎県	諫早市(諫早)	391,835	73,256	4,350	37,637	0	1.11%	9.61%	0.00%
熊本県	天草市	582,356	136,203	7,442	0	28,049	1.28%	0.00%	20.59%
熊本県	荒尾市	430,298	127,596	1,982	37,810	11,575	0.46%	8.79%	9.07%
大分県	大分市	2,781,444	157,859	18,353	226,050	34,765	0.66%	8.13%	22.02%
大分県	* 別府市	540,249	63,680	3,101	206,210	8,991	0.57%	38.17%	14.12%
大分県	中津市	426,736	7,009	1,523	18,817	557	0.36%	4.41%	7.95%
大分県	* 佐伯市	511,878	41,226	1,336	87,911	5,783	0.26%	17.17%	14.03%
宮崎県	* 宮崎市	2,492,967	238,821	17,409	334,971	9,598	0.70%	13.44%	4.02%
宮崎県	延岡市	693,281	50,177	7,544	35,400	0	1.09%	5.11%	0.00%
宮崎県	日向市	383,137	18,328	4,069	81,114	1,057	1.06%	21.17%	5.77%
鹿児島県	* 鹿児島市	3,321,721	411,887	19,565	581,808	65,523	0.59%	17.52%	15.91%
鹿児島県	鹿屋市	1,030,693	251,742	6,014	111,886	15,948	0.58%	10.86%	6.34%
鹿児島県	薩摩川内市	782,365	48,611	3,442	0	31,395	0.44%	0.00%	64.58%
沖縄県	那覇市	827,087	118,828	2,483	11,417	5,867	0.30%	1.38%	4.94%
沖縄県	名護市	527,555	75,124	0	17,743	351	0.00%	3.36%	0.47%
沖縄県	宜野湾市	282,973	21,225	1,309	6,474	3,405	0.46%	2.29%	16.04%
沖縄県	浦添市	333,157	54,310	252	5,132	370	0.08%	1.54%	0.68%
沖縄県	南部水道企業団	453,124	62,096	739	2,181	74	0.16%	0.48%	0.12%
沖縄県	うるま市	756,546	102,317	4,775	13,736	2,770	0.63%	1.82%	2.71%
沖縄県	糸満市	365,232	85,681	4,331	0	0	1.19%	0.00%	0.00%
沖縄県	豊見城市	292,269	23,689	2,831	3,612	187	0.97%	1.24%	0.79%
沖縄県	沖縄市	565,386	33,595	6,090	11,810	0	1.08%	2.09%	0.00%

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。
※経年化率が12.1%を超え、且つ更新率が0.76%を下回る事業体に*を付した。

注1)基幹管路の脆弱管延長とは、基幹管路における①铸铁管、②石綿セメント管、③コンクリート管、④鉛管、⑤硬質塩化ビニル管(TS継手)、⑥管種不明管に区分される延長の和。

都道府県名	事業主体名	平成26年度							
		総延長	基幹管路延長	布設替延長	経年管延長	基幹管路の脆弱管延長(注1)	更新率	経年化率	基幹管路の脆弱管率
		(m) (A)	(m) (B)	(m) (C)	(m) (D)	(m) (E)	(%) (C/A)=①	(%) (D/A)=②	(%) (E/B)=③
北海道	桂沢水道企業団	32,768	32,768	276	24,521	0	0.84%	74.83%	0.00%
北海道	* 石狩東部広域水道企業団	34,998	34,998	0	10,483	0	0.00%	29.95%	0.00%
北海道	十勝中部広域水道企業団	105,839	105,839	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
北海道	石狩西部広域水道企業団	44,412	44,412	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
青森県	津軽広域水道企業団	93,674	93,674	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
岩手県	奥州金ヶ崎行政事務組合	55,458	55,458	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
宮城県	* 宮城県(大崎)	131,626	131,626	145	16,885	0	0.11%	12.83%	0.00%
宮城県	宮城県(仙南・仙塩)	201,376	201,376	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
山形県	山形県(村山)	113,271	113,271	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
山形県	山形県(置賜)	61,979	61,979	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
山形県	山形県(庄内)	66,116	66,116	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
福島県	会津若松地方広域市町村	40,736	40,736	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
福島県	福島地方水道用水供給(企)	122,183	122,183	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
茨城県	茨城県(県南)	192,120	192,120	0	5,939	0	0.00%	3.09%	0.00%
茨城県	茨城県(県西)	262,441	262,441	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
茨城県	* 茨城県(鹿行)	178,965	178,965	0	26,326	0	0.00%	14.71%	0.00%
茨城県	茨城県(県中央)	200,829	200,829	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
栃木県	栃木県(北那須)	28,584	28,584	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
栃木県	栃木県(鬼怒)	35,514	35,514	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
群馬県	群馬県(県央第一)	34,924	34,924	12	0	0	0.03%	0.00%	0.00%
群馬県	群馬県(新田山田)	18,236	18,236	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
群馬県	群馬県(県央第二)	96,731	96,731	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
群馬県	群馬県(東部地域)	40,553	40,553	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
埼玉県	埼玉県	794,985	794,985	6,063	210,234	10,353	0.76%	26.45%	1.30%
千葉県	九十九里地域水道企業団	85,562	85,562	0	7,285	0	0.00%	8.51%	0.00%
千葉県	北千葉広域水道企業団	114,419	114,419	0	5,898	0	0.00%	5.15%	0.00%
千葉県	東総広域水道企業団	32,464	32,464	0	0	3,109	0.00%	0.00%	9.58%
千葉県	君津広域水道企業団	82,187	82,187	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
千葉県	印旛都市広域市町村圏組	60,607	60,607	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
千葉県	南房総広域水道企業団	173,286	173,286	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
神奈川県	* 神奈川県内広域水道(企)	231,246	231,246	0	31,496	0	0.00%	13.62%	0.00%
新潟県	新潟東港地域水道用水(企)	43,516	43,516	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
新潟県	三条地域水道用水供給(企)	64,669	64,669	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
富山県	* 富山県(西部)	43,958	43,958	0	30,810	0	0.00%	70.09%	0.00%
富山県	砺波広域圏事務組合	30,013	30,013	33	0	0	0.11%	0.00%	0.00%
富山県	## 富山県(熊野川)	0	0	0	0	0	-	-	-
富山県	## 富山県(東部)	0	0	0	0	0	-	-	-
石川県	石川県	185,355	185,355	0	19,902	0	0.00%	10.74%	0.00%
福井県	福井県(坂井)	39,784	39,784	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
福井県	福井県(日野川)	60,613	60,613	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
山梨県	峡北地域広域水道企業団	84,927	84,927	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
長野県	長野県	48,181	48,181	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
長野県	長野県上伊那広域水道(企)	70,243	70,243	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
岐阜県	岐阜県	174,446	174,446	0	14,510	0	0.00%	8.32%	0.00%
静岡県	* 静岡県(榛南)	29,299	29,299	0	25,475	0	0.00%	86.95%	0.00%
静岡県	* 静岡県(遠州)	295,786	295,786	0	57,375	0	0.00%	19.40%	0.00%
静岡県	* 静岡県(駿豆)	24,144	24,144	0	22,521	0	0.00%	93.28%	0.00%
静岡県	大井川広域水道企業団	190,750	190,750	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
愛知県	* 愛知県	764,069	764,069	914	323,593	232	0.12%	42.35%	0.03%
三重県	* 三重県(北中勢)	305,086	305,086	0	57,047	0	0.00%	18.70%	0.00%
三重県	三重県(南勢志摩)	120,130	120,130	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
滋賀県	滋賀県	203,359	203,359	0	403	403	0.00%	0.20%	0.20%
京都府	* 京都府	87,783	87,783	0	14,931	0	0.00%	17.01%	0.00%
大阪府	* 大阪広域水道企業団	573,190	573,190	29	334,470	35,586	0.01%	58.35%	6.21%
兵庫県	* 阪神水道企業団	167,437	167,437	785	69,587	10,858	0.47%	41.56%	6.48%
兵庫県	* 兵庫県	260,624	260,624	0	61,789	0	0.00%	23.71%	0.00%
奈良県	* 奈良県	305,180	305,180	53	123,666	0	0.02%	40.52%	0.00%
島根県	島根県(島根県)	123,141	123,141	0	71	7	0.00%	0.06%	0.01%
島根県	島根県(江の川)	58,715	58,715	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
岡山県	* 岡山県南部水道企業団	93,064	93,064	0	59,142	18,587	0.00%	63.55%	19.97%
岡山県	* 備南水道企業団	24,623	24,623	1	15,897	10,832	0.00%	64.56%	43.99%
岡山県	* 岡山県西南水道企業団	26,083	26,083	0	12,336	0	0.00%	47.30%	0.00%
岡山県	岡山県広域水道企業団	315,218	315,218	0	0	419	0.00%	0.00%	0.13%
広島県	* 広島県(広島)	188,397	188,397	0	46,595	0	0.00%	24.73%	0.00%
広島県	* 広島県(広島西部)	41,061	41,061	0	16,088	0	0.00%	39.18%	0.00%
広島県	* 広島県(沼田川)	118,676	118,676	223	43,253	0	0.19%	36.45%	0.00%
山口県	柳井地域広域水道企業団	112,118	112,118	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
香川県	* 香川県	312,140	312,140	578	115,902	0	0.19%	37.13%	0.00%
愛媛県	南予水道企業団	55,594	55,594	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。
※経年化率が12.1%を超え、且つ更新率が0.76%を下回る事業体に*を付した。
注1)基幹管路の脆弱管延長とは、基幹管路における①鑄鉄管、②石綿セメント管、③コンクリート管、④鉛管、⑤硬質塩化ビニル管(TS継手)、⑥管種不明管に区分される延長の和。

都道府県名	事業主体名	平成26年度							
		総延長	基幹管路延長	布設替延長	経年管延長	基幹管路の脆弱管延長(注1)	更新率	経年化率	基幹管路の脆弱管率
		(m) (A)	(m) (B)	(m) (C)	(m) (D)	(m) (E)	(%) (C/A)=①	(%) (D/A)=②	(%) (E/B)=③
福岡県	福岡県南広域水道企業団	155,368	155,368	257	0	0	0.17%	0.00%	0.00%
福岡県	福岡地区水道企業団	187,877	187,877	0	11,584	0	0.00%	6.17%	0.00%
福岡県	田川地区水道企業団	57,730	57,730	0	0	6,509	0.00%	0.00%	11.27%
佐賀県	佐賀東部水道企業団	119,218	119,218	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
佐賀県	佐賀西部広域水道企業団	86,107	86,107	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
長崎県	長崎県南部広域水道(株)	9,961	9,961	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
沖縄県	* 沖縄県	691,333	691,333	2,761	103,679	102,630	0.40%	15.00%	14.85%

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。
※経年化率が12.1%を超え、且つ更新率が0.76%を下回る事業体に*を付した。

注1)基幹管路の脆弱管延長とは、基幹管路における①鑄鉄管、②石綿セメント管、③コンクリート管、④鉛管、⑤硬質塩化ビニル管(TS継手)、
⑥管種不明管に区分される延長の和。

平成 28 年 12 月 22 日

【照会先】

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課
課長 宮崎 正信 (内線 4021)
課長補佐 近藤 才寛 (内線 4023)
技術係 甲斐紗由美 (内線 4030)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2368

報道関係者 各位

水道事業における耐震化の状況（平成 27 年度）

水道施設の耐震化の状況は、基幹的な水道管の耐震適合率が 37.2%、浄水施設の耐震化率が 25.8%、また配水池の耐震化率が 51.5%となっており、依然として低い状況にあります。

厚生労働省では、引き続き、水道事業者等に対し技術的、財政的支援を行い、耐震化率等の向上を図ります。

I 調査結果の概要

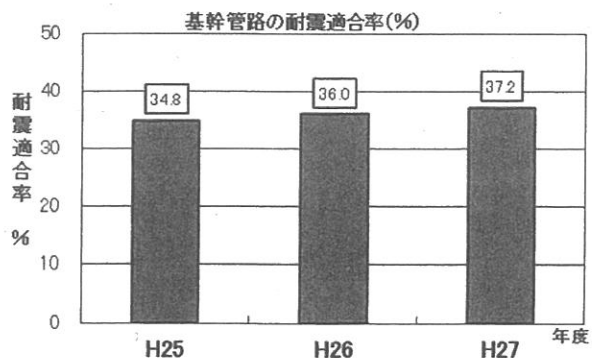
厚生労働省では、水道事業における耐震化の推進施策の一環として、平成 20 年度から、全国の水道管や浄水施設など水道施設の耐震化状況を調査しています。

平成 27 年度末時点の調査結果がまとまりましたので、公表します。

① 基幹管路の耐震化状況

導水管や送水管など、「基幹管路」（＜補足説明 1＞参照）と呼ばれる水道管の耐震適合率は全国平均で 37.2%であり、昨年度（36.0%）から 1.2 ポイント上昇した。都道府県別に見ると、神奈川県 67.0%、愛知県 58.4%に対し、鹿児島県 20.2%、和歌山県 23.3%などとなっている（P4＜別紙 1＞1-1 参照）。また、水道事業体別（自治体、一部事務組合など）でも進み具合に大きな開きがある状況となっている（P5～15＜別紙 1＞1-2、1-3 参照）。

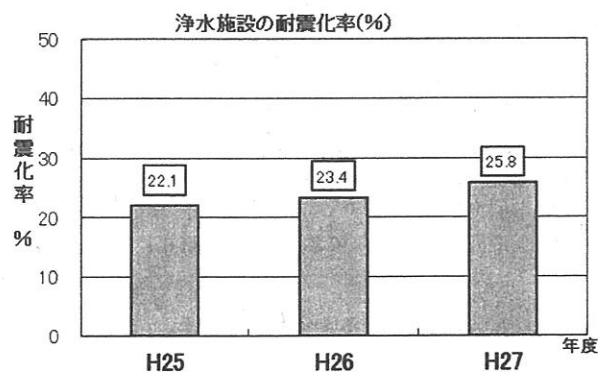
	基幹管路の 総延長 A(km)	耐震適合性 のある管の延長 B(km)	耐震 適合率 B/A(%)
H25 年度	96,815	33,692	34.8
H26 年度	97,476	35,059	36.0
H27 年度	98,341	36,568	37.2



② 浄水施設の耐震化状況

浄水施設の耐震化率は25.8%で、昨年度(23.4%)から2.4ポイント上昇した。浄水施設は施設の全面更新時に耐震化が行われる場合が多く、基幹管路や配水池に比べ耐震化が進んでいない状況となっている(P16<別紙2>参照)。

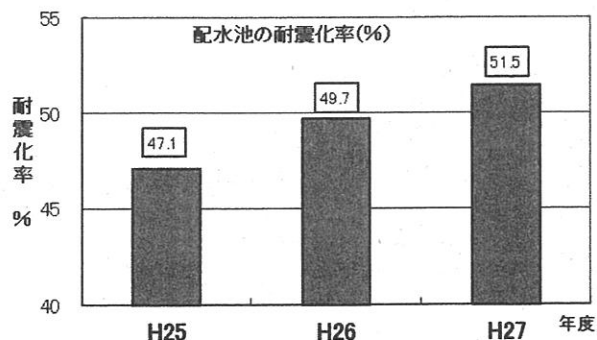
	全施設能力 A(千m ³ /日)	耐震化能力 B(千m ³ /日)	耐震化率 B/A(%)
H25 年度	69,311	15,289	22.1
H26 年度	69,081	16,159	23.4
H27 年度	68,840	17,780	25.8



③ 配水池の耐震化状況

配水池の耐震化率は51.5%で、昨年度(49.7%)から1.8ポイント上昇した。浄水施設に比べ耐震化が進んでいるのは、個々の配水池毎に改修が行いやすいためと考えられる(P17<別紙3>参照)。

	全施設容量 A(千m ³)	耐震化容量 B(千m ³)	耐震化率 B/A(%)
H25 年度	40,045	18,861	47.1
H26 年度	40,080	19,924	49.7
H27 年度	40,081	20,624	51.5

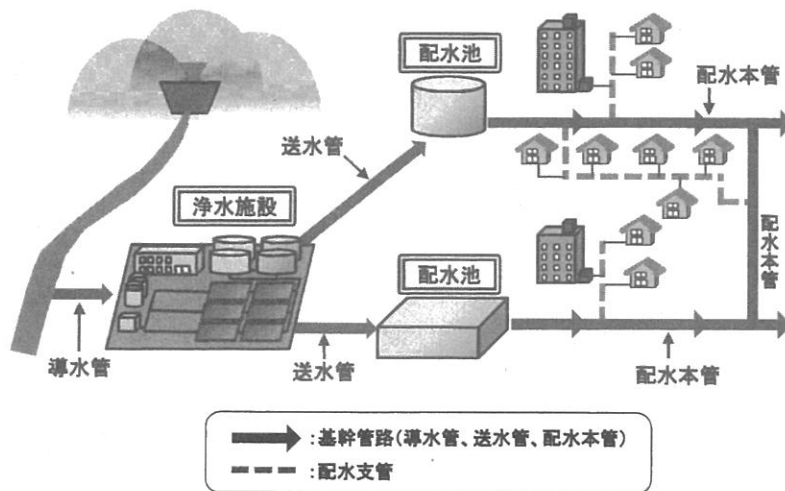


II 今後の取り組み

国では、南海トラフ地震や首都直下地震など、発生が想定される大規模自然災害に対し、水道も含めた強靱な国づくりに関する取り組みとして、国土強靱化基本計画及び国土強靱化アクションプラン2016を策定し、水道施設については、基幹管路の耐震適合率を平成34年度末までに50%以上に引き上げる目標を掲げています。

厚生労働省としても、水道事業者における耐震化の取り組みを支援するため、全国の水道事業者における策定事例や東日本大震災の状況等も踏まえて「水道の耐震化計画等策定指針」の実用面も重視した改定を行い、平成27年6月に公表しました。今後も引き続き、本指針の普及に努めます。

<補足説明1> 一般的な水道施設の説明



注) 上水道事業の中には、水道用水供給事業から全量を受水して基幹管路を持たない事業もある。

<補足説明2> 基幹管路における耐震管及び耐震適合性のある管について

管路の場合、管自体の耐震性能に加えて、その管が布設された地盤の性状（例えば軟弱地盤、液状化しやすい埋立地など）によって、その耐震性が大きく左右される。

耐震管とは、地震の際でも継ぎ目の接合部分が離脱しない構造となっている管のことをいう。それに対して、耐震管以外でも管路が布設された地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる管等があり、それらを耐震管に加えたものを「耐震適合性のある管」と呼んでいる。

<参考> 水道耐震化への支援策

○財政的支援 ～ 建設事業費の負担軽減

- ・平成 28 年度生活基盤施設耐震化等交付金 380 億円（平成 27 年度補正予算 250 億円、平成 28 年度予算 130 億円）の内数、交付率 1/4～1/2

○技術的支援 ～ 計画的な耐震化実施のための手引き書等の整備

- ・「水道の耐震化計画等策定指針」（H27.6 厚生労働省）
- ・「管路の耐震化に関する検討報告書」（H26.6 厚生労働省）
- ・「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（H21.7 厚生労働省）
- ・「アセットマネジメント「簡易支援ツール」」（H25.6 厚生労働省）
- ・「水道施設耐震工法指針・解説 2009」（日本水道協会） ほか

○その他 ～ 水道関係団体と連携して「水道耐震化推進プロジェクト」を設立

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成27年度末)

1-1 都道府県別一覧表(基幹管路) ※1

都道府県名	H27年度					(参考)H26年度		耐震適合率 の増減 ※2 (H27-H26)
	基幹管路 総延長 (km) (A)	耐震適合性の ある管の延長		耐震適合率 (%) (B/A)=①	耐震化率 (%) (C/A)	耐震適合率 (%) ②	耐震化率 (%)	
		(km) (B)	耐震管の 延長 (km) (C)					
北海道	5,268.3	2,157.3	1,372.0	40.9%	26.0%	40.4%	24.4%	0.5%
青森県	1,800.6	754.0	584.4	41.9%	32.5%	47.8%	37.4%	-5.9%
岩手県	1,303.8	617.5	288.8	47.4%	22.1%	46.2%	20.7%	1.2%
宮城県	1,924.9	951.7	639.9	49.4%	33.2%	46.5%	30.6%	2.9%
秋田県	2,237.3	543.1	376.4	24.3%	16.8%	24.2%	16.5%	0.1%
山形県	1,832.8	717.0	526.1	39.1%	28.7%	43.4%	30.1%	-4.3%
福島県	1,731.6	898.2	340.0	51.9%	19.6%	42.8%	15.3%	9.1%
茨城県	2,286.2	778.4	364.6	34.0%	15.9%	32.3%	14.9%	1.7%
栃木県	1,698.7	526.4	127.3	31.0%	7.5%	30.3%	6.9%	0.7%
群馬県	1,853.4	756.0	137.3	40.8%	7.4%	41.5%	6.8%	-0.7%
埼玉県	3,972.2	1,655.9	1,031.7	41.7%	26.0%	35.7%	25.5%	6.0%
千葉県	2,307.1	1,260.2	635.8	54.6%	27.6%	53.7%	26.8%	0.9%
東京都	3,439.9	1,390.0	1,373.1	40.4%	39.9%	38.8%	38.3%	1.6%
神奈川県	3,137.9	2,102.4	1,620.9	67.0%	51.7%	64.5%	51.9%	2.5%
新潟県	3,037.5	909.4	600.2	29.9%	19.8%	29.0%	18.9%	0.9%
富山県	741.4	273.2	255.6	36.8%	34.5%	36.6%	34.5%	0.2%
石川県	1,097.0	427.7	368.9	39.0%	33.6%	38.9%	33.0%	0.1%
福井県	1,518.4	491.1	175.3	32.3%	11.5%	31.8%	10.9%	0.5%
山梨県	1,111.5	366.5	126.7	33.0%	11.4%	32.0%	10.6%	1.0%
長野県	2,663.5	918.8	470.9	34.5%	17.7%	31.4%	18.2%	3.1%
岐阜県	1,813.6	725.5	521.3	40.0%	28.7%	36.8%	19.6%	3.2%
静岡県	3,750.4	1,348.3	907.5	35.9%	24.2%	35.2%	23.4%	0.7%
愛知県	3,693.4	2,158.7	1,458.3	58.4%	39.5%	55.4%	38.5%	3.0%
三重県	3,025.9	826.0	428.6	27.3%	14.2%	26.0%	13.1%	1.3%
滋賀県	1,336.4	384.9	292.8	28.8%	21.9%	28.5%	21.4%	0.3%
京都府	1,374.4	427.0	385.4	31.1%	28.0%	30.1%	27.1%	1.0%
大阪府	2,779.1	1,067.9	928.2	38.4%	33.4%	37.8%	32.7%	0.6%
兵庫県	5,790.7	2,367.8	1,476.1	40.9%	25.5%	41.2%	25.2%	-0.3%
奈良県	1,418.3	566.1	361.8	39.9%	25.5%	35.7%	21.0%	4.2%
和歌山県	1,599.7	372.8	211.3	23.3%	13.2%	22.9%	12.8%	0.4%
鳥取県	430.5	115.1	115.1	26.7%	26.7%	26.1%	26.1%	0.6%
島根県	876.5	308.3	176.4	35.2%	20.1%	34.0%	20.0%	1.2%
岡山県	1,983.4	525.6	358.2	26.5%	18.1%	26.0%	17.6%	0.5%
広島県	2,267.1	686.0	670.2	30.3%	29.6%	29.9%	29.3%	0.4%
山口県	852.9	318.5	201.6	37.3%	23.6%	36.3%	22.5%	1.0%
徳島県	957.6	255.6	197.0	26.7%	20.6%	24.3%	18.6%	2.4%
香川県	1,378.9	515.5	215.7	37.4%	15.6%	36.0%	14.5%	1.4%
愛媛県	1,456.2	348.2	208.4	23.9%	14.3%	23.2%	13.6%	0.7%
高知県	400.3	137.6	96.1	34.4%	24.0%	32.6%	22.8%	1.8%
福岡県	4,510.6	1,587.7	663.3	35.2%	14.7%	34.1%	14.5%	1.1%
佐賀県	1,450.0	401.5	257.4	27.7%	17.8%	26.5%	16.3%	1.2%
長崎県	2,093.6	594.2	374.6	28.4%	17.9%	24.4%	14.0%	4.0%
熊本県	1,764.5	460.6	319.5	26.1%	18.1%	25.4%	17.4%	0.7%
大分県	610.5	223.5	142.4	36.6%	23.3%	34.4%	21.4%	2.2%
宮崎県	974.2	297.6	205.9	30.6%	21.1%	29.5%	20.0%	1.1%
鹿児島県	2,996.5	606.1	271.3	20.2%	9.1%	23.2%	10.3%	-3.0%
沖縄県	1,791.3	446.0	314.1	24.9%	17.5%	23.6%	16.3%	1.3%
合計	98,340.8	36,567.7	23,174.4	37.2%	23.6%	36.0%	22.5%	1.2%

※1 各都道府県の水道事業(簡易水道事業を除く。)及び用水供給事業が有している基幹管路の状況を集計したもの。

※2 一部で耐震適合率が昨年度に比べ減少した主な理由は、事業統合による管路延長の増加や配水本管と配水支管の分類を見直したこと、集計ミスの修正等による。

<別紙1>基幹管路の耐震化状況(平成27年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別 ※

	都道府県名	事業主体名	平成27年度				
			基幹管路 総延長	耐震適合性の ある管の延長		耐震適合率	耐震管の 割合
				(m)	(m)		
(A)	(B)	(C)	(B/A)	(C/A)			
1	北海道	函館市	150,823	82,734	59,490	54.9%	39.4%
2	北海道	岩見沢市	117,397	19,416	19,416	16.5%	16.5%
3	北海道	小樽市	99,377	27,582	27,582	27.8%	27.8%
4	北海道	室蘭市	81,955	55,748	48,122	68.0%	58.7%
5	北海道	稚内市	84,840	46,231	46,231	54.5%	54.5%
6	北海道	釧路市	96,640	36,107	36,107	37.4%	37.4%
7	北海道	札幌市	485,415	184,627	184,627	38.0%	38.0%
8	北海道	旭川市	121,927	75,098	7,672	61.6%	6.3%
9	北海道	苫小牧市	95,022	57,713	57,713	60.7%	60.7%
10	北海道	北見市(北見)	288,953	72,689	34,024	25.2%	11.8%
11	北海道	帯広市	137,361	68,061	27,842	49.5%	20.3%
12	北海道	千歳市	62,935	28,599	13,784	45.4%	21.9%
13	北海道	江別市	104,345	37,479	12,000	35.9%	11.5%
14	北海道	三笠市	4,683	3,738	3,362	79.8%	71.8%
15	北海道	登別市	5,782	1,512	843	26.2%	14.6%
16	北海道	恵庭市	34,288	22,578	3,626	65.8%	10.6%
17	北海道	北広島市	64,663	17,478	17,478	27.0%	27.0%
18	北海道	石狩市	58,361	56,405	37,707	96.6%	64.6%
19	北海道	中空知広域水道企業団	40,019	40,019	7,835	100.0%	19.6%
20	青森県	弘前市	57,522	38,050	20,833	66.1%	36.2%
21	青森県	八戸圏域水道企業団	272,646	195,523	195,523	71.7%	71.7%
22	青森県	五所川原市	27,180	11,641	11,641	42.8%	42.8%
23	青森県	青森市	125,940	75,867	36,930	60.2%	29.3%
24	岩手県	盛岡市	129,119	88,538	40,071	68.6%	31.0%
25	岩手県	一関市(一関)	58,015	23,260	23,260	40.1%	40.1%
26	岩手県	奥州市	179,863	52,554	40,070	29.2%	22.3%
27	岩手県	岩手中部水道企業団	274,560	188,227	80,829	68.6%	29.4%
28	宮城県	塩竈市	53,824	33,749	31,716	62.7%	58.9%
29	宮城県	仙台市	466,526	342,780	215,866	73.5%	46.3%
30	宮城県	気仙沼市	96,736	8,472	8,472	8.8%	8.8%
31	宮城県	多賀城市	24,836	4,679	4,679	18.8%	18.8%
32	宮城県	岩沼市	44,702	31,426	21,920	70.3%	49.0%
33	宮城県	名取市	28,968	16,427	16,427	56.7%	56.7%
34	宮城県	石巻地方広域水道企業団	191,353	50,438	50,438	26.4%	26.4%
35	宮城県	登米市	73,499	60,984	40,463	83.0%	55.1%
36	宮城県	栗原市(栗原)	35,433	7,011	7,011	19.8%	19.8%
37	宮城県	大崎市	105,575	18,850	18,850	17.9%	17.9%
38	秋田県	秋田市	254,328	133,433	133,433	52.5%	52.5%
39	秋田県	由利本荘市	84,143	18,613	18,613	22.1%	22.1%
40	秋田県	横手市	149,602	42,421	42,421	28.4%	28.4%
41	秋田県	大館市(大館)	47,867	41,039	12,617	85.7%	26.4%
42	山形県	山形市	244,206	104,998	104,998	43.0%	43.0%
43	山形県	天童市	72,999	30,098	13,867	41.2%	19.0%
44	山形県	米沢市	68,215	9,771	9,771	14.3%	14.3%
45	山形県	酒田市	67,236	37,268	37,268	55.4%	55.4%
46	山形県	鶴岡市	244,534	71,138	71,138	29.1%	29.1%
47	福島県	郡山市	122,937	83,086	78,196	67.6%	63.6%
48	福島県	いわき市	216,178	106,781	91,018	49.4%	42.1%
49	福島県	福島市	122,182	108,331	15,613	88.7%	12.8%
50	福島県	会津若松市	49,201	18,369	15,944	37.3%	32.4%
51	福島県	須賀川市	53,195	23,307	4,206	43.8%	7.9%
52	福島県	白河市	17,731	12,191	1,404	68.8%	7.9%

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成27年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別

	都道府県名	事業主体名	平成27年度					
			基幹管路 総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率 (%) (B/A)	耐震管の割合 (%) (C/A)	
				(m)	(m)			(m)
				(A)	(B)			(C)
53	福島県	伊達市	86,074	76,837	3,788	89.3%	4.4%	
54	福島県	相馬地方広域水道企業団	36,478	22,136	385	60.7%	1.1%	
55	福島県	双葉地方水道企業団	63,793	41,907	9,285	65.7%	14.6%	
56	茨城県	水戸市	156,590	65,302	32,014	41.7%	20.4%	
57	茨城県	日立市	56,873	28,569	28,569	50.2%	50.2%	
58	茨城県	ひたちなか市	45,709	38,083	7,768	83.3%	17.0%	
59	茨城県	土浦市	40,523	8,348	8,348	20.6%	20.6%	
60	茨城県	古河市	33,364	11,069	11,069	33.2%	33.2%	
61	茨城県	結城市	6,248	1,932	11	30.9%	0.2%	
62	茨城県	茨城県南水道企業団	3,504	1,051	36	30.0%	1.0%	
63	茨城県	湖北水道企業団	19,531	6,410	1,955	32.8%	10.0%	
64	茨城県	那珂市	7,521	1,992	1,992	26.5%	26.5%	
65	茨城県	つくば市	33,481	17,938	17,938	53.6%	53.6%	
66	茨城県	守谷市	17,905	3,709	3,709	20.7%	20.7%	
67	茨城県	神栖市	0	0	0	0.0%	0.0%	
68	茨城県	常総市	16,350	894	858	5.5%	5.2%	
69	茨城県	筑西市	17,869	7,295	557	40.8%	3.1%	
70	茨城県	笠間市	20,756	745	24	3.6%	0.1%	
71	栃木県	宇都宮市	155,529	76,436	11,123	49.1%	7.2%	
72	栃木県	日光市(今市)	90,298	28,944	881	32.1%	1.0%	
73	栃木県	鹿沼市	86,783	20,933	6,852	24.1%	7.9%	
74	栃木県	佐野市	31,554	7,445	4,727	23.6%	15.0%	
75	栃木県	小山市	48,119	28,605	634	59.4%	1.3%	
76	栃木県	真岡市(真岡)	28,744	14,330	2,050	49.9%	7.1%	
77	栃木県	大田原市	47,532	8,150	1,250	17.1%	2.6%	
78	栃木県	芳賀中部上水道企業団	35,354	34,923	262	98.8%	0.7%	
79	栃木県	那須塩原市	109,989	29,543	27,300	26.9%	24.8%	
80	群馬県	高崎市	249,378	114,873	7,255	46.1%	2.9%	
81	群馬県	前橋市	197,843	91,624	4,356	46.3%	2.2%	
82	群馬県	桐生市	65,175	33,843	3,642	51.9%	5.6%	
83	群馬県	太田市	133,903	65,725	34,913	49.1%	26.1%	
84	群馬県	伊勢崎市	87,688	46,800	5,090	53.4%	5.8%	
85	群馬県	館林市	36,497	27,933	11,851	76.5%	32.5%	
86	群馬県	安中市	9,821	4,731	0	48.2%	0.0%	
87	群馬県	富岡市	45,251	22,147	1,877	48.9%	4.1%	
88	群馬県	藤岡市	27,236	17,077	174	62.7%	0.6%	
89	群馬県	みどり市	27,734	17,892	4,758	64.5%	17.2%	
90	群馬県	渋川市	65,273	7,613	259	11.7%	0.4%	
91	埼玉県	秩父市	157,483	91,932	12,534	58.4%	8.0%	
92	埼玉県	深谷市	85,468	27,186	27,186	31.8%	31.8%	
93	埼玉県	飯能市	41,690	10,730	8,029	25.7%	19.3%	
94	埼玉県	さいたま市	199,540	148,688	77,384	74.5%	38.8%	
95	埼玉県	所沢市	79,343	55,080	55,080	69.4%	69.4%	
96	埼玉県	川口市	133,466	95,695	95,695	71.7%	71.7%	
97	埼玉県	川越市	66,487	28,605	10,785	43.0%	16.2%	
98	埼玉県	戸田市	12,876	7,237	7,237	56.2%	56.2%	
99	埼玉県	入間市	113,073	44,009	10,362	38.9%	9.2%	
100	埼玉県	羽生市	19,796	18,496	4,571	93.4%	23.1%	
101	埼玉県	草加市	24,797	11,593	11,593	46.8%	46.8%	
102	埼玉県	行田市	32,757	6,748	2,611	20.6%	8.0%	
103	埼玉県	志木市	12,086	4,454	2,717	36.9%	22.5%	
104	埼玉県	蕨市	7,960	7,268	7,268	91.3%	91.3%	

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成27年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別

	都道府県名	事業主体名	平成27年度					
			基幹管路 総延長	耐震適合性の ある管の延長		耐震適合率	耐震管の 割合	
				(m)	(m)			耐震管の 延長
								(%)
(A)	(B)	(C)	(B/A)	(C/A)				
105	埼玉県	狭山市	80,952	36,750	11,102	45.4%	13.7%	
106	埼玉県	春日部市	64,640	19,253	19,253	29.8%	29.8%	
107	埼玉県	本庄市	75,831	25,897	6,383	34.2%	8.4%	
108	埼玉県	幸手市	34,215	6,361	5,799	18.6%	16.9%	
109	埼玉県	久喜市	69,407	13,022	13,022	18.8%	18.8%	
110	埼玉県	鴻巣市	24,213	18,718	1,184	77.3%	4.9%	
111	埼玉県	白岡市	11,645	1,380	1,380	11.9%	11.9%	
112	埼玉県	吉川市	12,654	6,110	6,110	48.3%	48.3%	
113	埼玉県	越谷・松伏水道企業団	79,280	23,418	23,418	29.5%	29.5%	
114	埼玉県	和光市	8,855	4,195	2,560	47.4%	28.9%	
115	埼玉県	上尾市	44,764	18,198	18,198	40.7%	40.7%	
116	埼玉県	新座市	28,881	7,632	4,336	26.4%	15.0%	
117	埼玉県	ふじみ野市	13,845	8,419	8,419	60.8%	60.8%	
118	埼玉県	朝霞市	53,624	17,460	10,119	32.6%	18.9%	
119	埼玉県	東松山市	48,214	22,367	22,367	46.4%	46.4%	
120	埼玉県	桶川北本水道企業団	74,478	30,395	30,395	40.8%	40.8%	
121	埼玉県	富士見市	29,897	13,595	13,595	45.5%	45.5%	
122	埼玉県	熊谷市	66,881	27,987	12,491	41.8%	18.7%	
123	埼玉県	蓮田市	16,479	4,853	4,853	29.4%	29.4%	
124	埼玉県	三郷市	27,779	8,510	8,510	30.6%	30.6%	
125	埼玉県	八潮市	23,300	5,199	5,199	22.3%	22.3%	
126	埼玉県	坂戸・鶴ヶ島水道企業団	69,782	19,262	16,590	27.6%	23.8%	
127	埼玉県	日高市	22,831	8,893	5,305	39.0%	23.2%	
128	埼玉県	加須市	295,875	62,638	26,842	21.2%	9.1%	
129	千葉県	千葉県	669,569	356,782	208,731	53.3%	31.2%	
130	千葉県	千葉市	25,498	16,694	10,666	65.5%	41.8%	
131	千葉県	松戸市	36,662	12,503	5,982	34.1%	16.3%	
132	千葉県	習志野市	26,018	11,813	2,688	45.4%	10.3%	
133	千葉県	野田市	6,804	4,508	0	66.3%	0.0%	
134	千葉県	柏市	55,207	39,444	19,144	71.4%	34.7%	
135	千葉県	流山市	43,934	18,013	15,185	41.0%	34.6%	
136	千葉県	八千代市	55,299	35,609	27,291	64.4%	49.4%	
137	千葉県	我孫子市	33,273	15,319	3,641	46.0%	10.9%	
138	千葉県	木更津市	116,208	16,464	16,464	14.2%	14.2%	
139	千葉県	君津市	73,666	12,168	7,707	16.5%	10.5%	
140	千葉県	袖ヶ浦市	18,863	6,303	3,165	33.4%	16.8%	
141	千葉県	成田市	33,222	26,919	26,888	81.0%	80.9%	
142	千葉県	佐倉市	43,408	26,997	9,346	62.2%	21.5%	
143	千葉県	四街道市	25,705	13,644	4,758	53.1%	18.5%	
144	千葉県	富里市	8,507	6,834	1,271	80.3%	14.9%	
145	千葉県	銚子市	38,828	21,059	21,059	54.2%	54.2%	
146	千葉県	旭市	2,075	196	196	9.4%	9.4%	
147	千葉県	山武郡市広域水道企業団	50,590	26,681	9,353	52.7%	18.5%	
148	千葉県	長生郡市広域市町村圏組合	67,640	16,711	2,544	24.7%	3.8%	
149	千葉県	三芳水道企業団	13,466	80	80	0.6%	0.6%	
150	東京都	東京都	3,303,183	1,348,939	1,348,939	40.8%	40.8%	
151	神奈川県	横浜市	1,052,082	710,856	547,032	67.6%	52.0%	
152	神奈川県	横須賀市	253,949	208,317	185,922	82.0%	73.2%	
153	神奈川県	川崎市	313,435	272,376	250,894	86.9%	80.0%	
154	神奈川県	小田原市	49,365	25,481	25,481	51.6%	51.6%	
155	神奈川県	神奈川県	630,696	436,842	338,106	69.3%	53.6%	
156	神奈川県	三浦市	33,745	32,884	32,884	97.4%	97.4%	

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成27年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別

	都道府県名	事業主体名	平成27年度					
			基幹管路 総延長	耐震適合性の ある管の延長		耐震適合率	耐震管の 割合	
				(m)	(m)			耐震管の 延長
								(m)
(A)	(B)	(C)	(B/A)	(C/A)				
157	神奈川県	座間市	330,135	109,318	49,425	33.1%	15.0%	
158	神奈川県	秦野市	60,370	18,539	9,710	30.7%	16.1%	
159	新潟県	新潟市	324,713	176,027	120,637	54.2%	37.2%	
160	新潟県	長岡市	675,507	119,677	119,677	17.7%	17.7%	
161	新潟県	三条市	62,856	5,573	5,573	8.9%	8.9%	
162	新潟県	柏崎市	55,188	38,545	29,938	69.8%	54.2%	
163	新潟県	新発田市	35,480	10,352	10,352	29.2%	29.2%	
164	新潟県	燕市(燕)	19,975	12,889	12,889	64.5%	64.5%	
165	新潟県	見附市	10,907	558	558	5.1%	5.1%	
166	新潟県	上越市	345,114	119,166	119,166	34.5%	34.5%	
167	新潟県	阿賀野市	32,514	31,172	6,249	95.9%	19.2%	
168	新潟県	南魚沼市	88,664	7,224	7,224	8.1%	8.1%	
169	富山県	高岡市	99,948	33,712	32,551	33.7%	32.6%	
170	富山県	射水市	76,591	60,160	60,148	78.5%	78.5%	
171	富山県	富山市	215,099	65,843	65,843	30.6%	30.6%	
172	富山県	南砺市	39,266	17,067	17,067	43.5%	43.5%	
173	石川県	金沢市	230,524	128,350	107,642	55.7%	46.7%	
174	石川県	小松市	61,684	18,047	18,047	29.3%	29.3%	
175	石川県	七尾市	49,895	13,069	13,069	26.2%	26.2%	
176	石川県	加賀市	110,623	19,084	19,084	17.3%	17.3%	
177	石川県	野々市市	18,033	14,427	10,191	80.0%	56.5%	
178	石川県	白山市	14,173	4,554	4,024	32.1%	28.4%	
179	福井県	福井市	200,837	55,974	55,974	27.9%	27.9%	
180	福井県	鯖江市	38,859	10,232	10,232	26.3%	26.3%	
181	福井県	越前市	41,978	14,499	14,499	34.5%	34.5%	
182	福井県	坂井市	75,686	44,248	14,295	58.5%	18.9%	
183	山梨県	甲府市	81,341	23,025	11,825	28.3%	14.5%	
184	山梨県	南アルプス市	110,369	32,650	18,536	29.6%	16.8%	
185	山梨県	笛吹市	332,643	31,875	31,606	9.6%	9.5%	
186	長野県	長野市	216,964	74,796	74,796	34.5%	34.5%	
187	長野県	上田市(上田)	52,905	6,144	2,066	11.6%	3.9%	
188	長野県	松本市(松本)	76,358	9,464	2,166	12.4%	2.8%	
189	長野県	須坂市	61,577	2,972	906	4.8%	1.5%	
190	長野県	岡谷市	20,530	1,551	430	7.6%	2.1%	
191	長野県	伊那市	66,671	39,821	6,702	59.7%	10.1%	
192	長野県	塩尻市	72,200	30,962	7,364	42.9%	10.2%	
193	長野県	長野県	159,598	139,564	54,735	87.4%	34.3%	
194	長野県	飯田市	202,144	45,033	8,716	22.3%	4.3%	
195	岐阜県	多治見市	32,745	22,078	7,275	67.4%	22.2%	
196	岐阜県	岐阜市	128,849	59,548	57,415	46.2%	44.6%	
197	岐阜県	高山市	153,280	30,427	15,070	19.9%	9.8%	
198	岐阜県	中津川市	23,939	9,070	9,070	37.9%	37.9%	
199	岐阜県	土岐市	60,679	37,243	37,243	61.4%	61.4%	
200	岐阜県	美濃加茂市	21,022	15,883	10,323	75.6%	49.1%	
201	岐阜県	可児市	82,921	31,720	12,491	38.3%	15.1%	
202	静岡県	掛川市	89,597	37,192	19,967	41.5%	22.3%	
203	静岡県	伊東市	78,011	29,897	21,589	38.3%	27.7%	
204	静岡県	浜松市	290,292	158,445	89,589	54.6%	30.9%	
205	静岡県	静岡市	302,340	109,031	109,031	36.1%	36.1%	
206	静岡県	富士宮市	175,098	71,978	47,807	41.1%	27.3%	
207	静岡県	沼津市	66,348	20,265	9,890	30.5%	14.9%	
208	静岡県	三島市	27,644	16,283	1,582	58.9%	5.7%	

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成27年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別

	都道府県名	事業主体名	平成27年度				
			基幹管路 総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率 (%)	耐震管の 割合 (%)
				(m)	耐震管の 延長 (m)		
209	静岡県	焼津市	44,060	8,854	8,854	20.1%	20.1%
210	静岡県	島田市	22,215	5,096	2,138	22.9%	9.6%
211	静岡県	磐田市	41,149	26,211	17,022	63.7%	41.4%
212	静岡県	湖西市	51,558	11,233	11,233	21.8%	21.8%
213	静岡県	藤枝市	88,186	21,454	20,122	24.3%	22.8%
214	静岡県	袋井市	201,872	83,366	76,715	41.3%	38.0%
215	愛知県	名古屋市	572,321	430,357	186,807	75.2%	32.6%
216	愛知県	豊橋市	115,443	24,745	24,745	21.4%	21.4%
217	愛知県	半田市	47,867	25,435	25,435	53.1%	53.1%
218	愛知県	瀬戸市	28,728	16,194	11,283	56.4%	39.3%
219	愛知県	岡崎市	171,714	85,758	55,181	49.9%	32.1%
220	愛知県	犬山市	22,489	9,732	2,370	43.3%	10.5%
221	愛知県	一宮市	55,825	15,187	15,187	27.2%	27.2%
222	愛知県	蒲郡市	57,403	17,958	17,355	31.3%	30.2%
223	愛知県	豊川市	67,232	37,799	32,996	56.2%	49.1%
224	愛知県	津島市	10,206	3,365	2,500	33.0%	24.5%
225	愛知県	豊田市	193,619	109,771	31,581	56.7%	16.3%
226	愛知県	安城市	49,619	27,102	14,637	54.6%	29.5%
227	愛知県	春日井市	100,605	71,852	31,858	71.4%	31.7%
228	愛知県	碧南市	20,604	13,560	13,560	65.8%	65.8%
229	愛知県	刈谷市	58,521	29,918	29,918	51.1%	51.1%
230	愛知県	常滑市	66,198	27,805	27,805	42.0%	42.0%
231	愛知県	東海市	70,033	31,921	18,522	45.6%	26.4%
232	愛知県	知多市	75,082	38,624	7,993	51.4%	10.6%
233	愛知県	東浦町	28,149	27,979	6,678	99.4%	23.7%
234	愛知県	尾張旭市	38,525	22,144	9,272	57.5%	24.1%
235	愛知県	海部南部水道企業団	104,192	26,509	26,509	25.4%	25.4%
236	愛知県	大府市	34,353	24,206	10,015	70.5%	29.2%
237	愛知県	知立市	11,960	3,220	2,326	26.9%	19.4%
238	愛知県	小牧市	83,490	65,209	38,194	78.1%	45.7%
239	愛知県	田原市	123,197	35,904	21,512	29.1%	17.5%
240	愛知県	北名古屋水道企業団	31,372	2,826	2,826	9.0%	9.0%
241	愛知県	岩倉市	15,670	2,940	2,940	18.8%	18.8%
242	愛知県	稲沢市	50,193	32,685	32,685	65.1%	65.1%
243	愛知県	丹羽広域事務組合	9,181	3,390	3,390	36.9%	36.9%
244	愛知県	西尾市	58,508	18,314	18,314	31.3%	31.3%
245	愛知県	江南市	57,714	729	729	1.3%	1.3%
246	愛知県	愛知中部水道企業団	133,617	90,780	45,464	67.9%	34.0%
247	三重県	桑名市	96,106	16,992	16,992	17.7%	17.7%
248	三重県	津市	134,183	10,805	8,175	8.1%	6.1%
249	三重県	四日市市	238,039	104,190	39,962	43.8%	16.8%
250	三重県	伊賀市	204,948	64,419	17,105	31.4%	8.3%
251	三重県	松阪市	72,084	21,107	8,316	29.3%	11.5%
252	三重県	伊勢市	72,366	21,668	21,668	29.9%	29.9%
253	三重県	鈴鹿市	96,953	37,222	37,222	38.4%	38.4%
254	三重県	名張市	75,982	32,351	9,067	42.6%	11.9%
255	三重県	志摩市	144,777	38,115	21,185	26.3%	14.6%
256	滋賀県	大津市	96,270	46,955	28,985	48.8%	30.1%
257	滋賀県	甲賀市	72,025	13,124	13,124	18.2%	18.2%
258	滋賀県	彦根市	44,181	10,999	10,999	24.9%	24.9%
259	滋賀県	草津市	120,690	35,249	32,477	29.2%	26.9%
260	滋賀県	栗東市	110,513	33,093	19,270	29.9%	17.4%

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成27年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別

	都道府県名	事業主体名	平成27年度				
			基幹管路 総延長	耐震適合性の ある管の延長		耐震適合率	耐震管の 割合
				(m)	耐震管の 延長		
(A)	(B)	(C)	(B/A)	(C/A)			
261	滋賀県	長浜水道企業団(長浜)	46,273	11,762	6,047	25.4%	13.1%
262	滋賀県	湖南市	46,923	12,414	5,365	26.5%	11.4%
263	滋賀県	野洲市	6,388	4,875	2,368	76.3%	37.1%
264	滋賀県	守山市	11,447	10,349	7,052	90.4%	61.6%
265	滋賀県	東近江市	25,080	15,331	15,331	61.1%	61.1%
266	滋賀県	近江八幡市	20,931	7,438	1,410	35.5%	6.7%
267	京都府	京都市	411,872	128,190	128,190	31.1%	31.1%
268	京都府	長岡京市	50,749	24,191	16,394	47.7%	32.3%
269	京都府	向日市	16,847	3,057	592	18.1%	3.5%
270	京都府	宇治市	69,062	16,391	7,497	23.7%	10.9%
271	京都府	城陽市	36,980	7,706	7,706	20.8%	20.8%
272	京都府	八幡市	32,760	9,222	4,099	28.2%	12.5%
273	京都府	京田辺市	23,435	5,671	5,671	24.2%	24.2%
274	京都府	木津川市	135,012	29,263	25,394	21.7%	18.8%
275	京都府	亀岡市	59,721	26,865	26,865	45.0%	45.0%
276	京都府	福知山市	67,013	31,790	29,218	47.4%	43.6%
277	京都府	舞鶴市	102,393	44,713	44,713	43.7%	43.7%
278	大阪府	大阪市	746,300	311,028	311,028	41.7%	41.7%
279	大阪府	堺市	201,126	60,469	40,437	30.1%	20.1%
280	大阪府	池田市	47,302	17,108	168	36.2%	0.4%
281	大阪府	箕面市	46,937	20,069	19,920	42.8%	42.4%
282	大阪府	豊中市	78,273	46,007	32,039	58.8%	40.9%
283	大阪府	吹田市	77,800	35,388	30,437	45.5%	39.1%
284	大阪府	摂津市	22,190	4,041	4,041	18.2%	18.2%
285	大阪府	茨木市	86,944	57,311	30,865	65.9%	35.5%
286	大阪府	高槻市	78,705	38,445	23,667	48.8%	30.1%
287	大阪府	枚方市	56,015	17,216	17,216	30.7%	30.7%
288	大阪府	寝屋川市	36,468	7,553	7,233	20.7%	19.8%
289	大阪府	守口市	46,549	14,804	14,804	31.8%	31.8%
290	大阪府	門真市	18,899	8,320	8,320	44.0%	44.0%
291	大阪府	大東市	15,612	8,363	7,069	53.6%	45.3%
292	大阪府	交野市	23,698	11,736	8,453	49.5%	35.7%
293	大阪府	四條畷市	8,461	6,066	6,066	71.7%	71.7%
294	大阪府	東大阪市	66,958	19,716	19,241	29.4%	28.7%
295	大阪府	八尾市	40,559	5,055	5,055	12.5%	12.5%
296	大阪府	柏原市	24,332	8,303	4,646	34.1%	19.1%
297	大阪府	松原市	12,875	6,752	6,752	52.4%	52.4%
298	大阪府	羽曳野市	31,364	15,015	15,015	47.9%	47.9%
299	大阪府	藤井寺市	9,947	2,708	2,336	27.2%	23.5%
300	大阪府	大阪狭山市	20,509	10,101	6,247	49.3%	30.5%
301	大阪府	富田林市	52,898	20,516	20,516	38.8%	38.8%
302	大阪府	河内長野市	50,692	26,607	26,607	52.5%	52.5%
303	大阪府	和泉市	33,591	30,958	21,923	92.2%	65.3%
304	大阪府	泉大津市	2,332	2,096	2,096	89.9%	89.9%
305	大阪府	高石市	5,059	1,528	1,528	30.2%	30.2%
306	大阪府	岸和田市	31,950	3,039	3,039	9.5%	9.5%
307	大阪府	貝塚市	18,902	5,405	5,405	28.6%	28.6%
308	大阪府	泉佐野市	12,018	8,549	8,514	71.1%	70.8%
309	大阪府	熊取町	5,037	3,935	1,418	78.1%	28.2%
310	大阪府	泉南市	21,759	7,500	7,500	34.5%	34.5%
311	大阪府	阪南市	29,463	9,280	217	31.5%	0.7%
312	兵庫県	神戸市(市街地)	1,109,612	801,818	614,570	72.3%	55.4%

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成27年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別

	都道府県名	事業主体名	平成27年度				
			基幹管路 総延長	耐震適合性の ある管の延長		耐震適合率	耐震管の 割合
				(m)	耐震管の 延長		
(A)	(B)	(C)	(B/A)	(C/A)			
313	兵庫県	尼崎市	145,470	62,222	62,222	42.8%	42.8%
314	兵庫県	高砂市	20,691	201	201	1.0%	1.0%
315	兵庫県	豊岡市	87,376	16,088	16,088	18.4%	18.4%
316	兵庫県	西宮市	180,943	103,911	70,316	57.4%	38.9%
317	兵庫県	姫路市	337,201	87,946	63,414	26.1%	18.8%
318	兵庫県	明石市	120,248	79,636	10,665	66.2%	8.9%
319	兵庫県	伊丹市	42,321	36,564	6,731	86.4%	15.9%
320	兵庫県	芦屋市	31,329	19,742	9,864	63.0%	31.5%
321	兵庫県	三田市	36,325	25,325	6,519	69.7%	17.9%
322	兵庫県	西播磨水道企業団	331,385	123,614	6,416	37.3%	1.9%
323	兵庫県	宝塚市	93,904	20,271	15,813	21.6%	16.8%
324	兵庫県	加古川市	92,314	23,618	23,618	25.6%	25.6%
325	兵庫県	川西市	27,199	2,939	2,939	10.8%	10.8%
326	兵庫県	三木市	85,991	26,911	20,339	31.3%	23.7%
327	兵庫県	小野市	39,002	19,376	6,467	49.7%	16.6%
328	兵庫県	淡路広域水道企業団	424,644	103,455	95,738	24.4%	22.5%
329	奈良県	奈良市	206,418	71,468	71,468	34.6%	34.6%
330	奈良県	大和郡山市	24,358	123	123	0.5%	0.5%
331	奈良県	橿原市	45,828	6,744	3,875	14.7%	8.5%
332	奈良県	大和高田市	0	0	0	0.0%	0.0%
333	奈良県	天理市	57,032	17,204	14,765	30.2%	25.9%
334	奈良県	桜井市	34,137	10,999	10,569	32.2%	31.0%
335	奈良県	生駒市	90,391	35,486	13,200	39.3%	14.6%
336	奈良県	香芝市	18,181	1,889	1,889	10.4%	10.4%
337	和歌山県	和歌山市	92,253	35,259	35,259	38.2%	38.2%
338	和歌山県	田辺市	313,107	112,990	59,160	36.1%	18.9%
339	和歌山県	橋本市	213,922	56,440	23,887	26.4%	11.2%
340	鳥取県	鳥取市	159,595	72,606	72,606	45.5%	45.5%
341	鳥取県	米子市	66,374	14,161	14,161	21.3%	21.3%
342	島根県	松江市(松江)	55,454	23,475	23,475	42.3%	42.3%
343	島根県	出雲市	77,572	19,552	19,552	25.2%	25.2%
344	岡山県	総社市	48,503	14,659	3,218	30.2%	6.6%
345	岡山県	岡山市	222,077	92,815	75,819	41.8%	34.1%
346	岡山県	津山市	94,893	25,749	21,527	27.1%	22.7%
347	岡山県	笠岡市	53,170	22,612	20,110	42.5%	37.8%
348	岡山県	玉野市	58,093	9,466	9,466	16.3%	16.3%
349	岡山県	倉敷市	162,876	61,374	55,842	37.7%	34.3%
350	広島県	東広島市	82,550	3,459	3,459	4.2%	4.2%
351	広島県	廿日市市	19,113	3,134	1,566	16.4%	8.2%
352	広島県	広島市	737,630	260,318	260,318	35.3%	35.3%
353	広島県	呉市	348,282	46,015	46,015	13.2%	13.2%
354	広島県	福山市	180,304	117,955	117,955	65.4%	65.4%
355	広島県	尾道市	189,542	72,016	66,735	38.0%	35.2%
356	広島県	三原市	139,341	45,795	45,795	32.9%	32.9%
357	山口県	下関市	194,453	61,724	36,329	31.7%	18.7%
358	山口県	宇部市	72,715	44,807	18,465	61.6%	25.4%
359	山口県	山口市	70,723	26,992	26,992	38.2%	38.2%
360	山口県	周南市	21,380	14,795	4,390	69.2%	20.5%
361	山口県	防府市	44,401	15,761	15,746	35.5%	35.5%
362	山口県	下松市	13,101	10,410	2,596	79.5%	19.8%
363	山口県	岩国市	69,233	17,336	17,336	25.0%	25.0%
364	山口県	山陽小野田市	44,314	17,808	17,785	40.2%	40.1%

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成27年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別

	都道府県名	事業主体名	平成27年度				
			基幹管路 総延長	耐震適合性の ある管の延長		耐震適合率 (%)	耐震管の 割合 (%)
				(m)	耐震管の 延長 (m)		
365	山口県	光市	21,276	12,870	12,870	60.5%	60.5%
366	徳島県	徳島市	128,786	60,989	60,989	47.4%	47.4%
367	徳島県	鳴門市	76,898	15,326	15,326	19.9%	19.9%
368	香川県	高松市	222,792	84,301	44,202	37.8%	19.8%
369	香川県	丸亀市	104,371	33,979	33,979	32.6%	32.6%
370	香川県	坂出市	33,870	578	578	1.7%	1.7%
371	香川県	観音寺市	39,408	12,625	12,612	32.0%	32.0%
372	香川県	さぬき市	166,200	62,618	13,458	37.7%	8.1%
373	香川県	三豊市	214,062	57,947	8,114	27.1%	3.8%
374	愛媛県	宇和島市	179,377	19,049	19,049	10.6%	10.6%
375	愛媛県	松山市	258,189	67,213	52,547	26.0%	20.4%
376	愛媛県	今治市(今治)	91,350	61,092	28,272	66.9%	30.9%
377	愛媛県	四国中央市(四国中央)	21,582	957	957	4.4%	4.4%
378	高知県	高知市	144,124	53,418	43,458	37.1%	30.2%
379	福岡県	北九州市	611,142	237,342	154,342	38.8%	25.3%
380	福岡県	福岡市	485,123	260,417	108,532	53.7%	22.4%
381	福岡県	大牟田市	83,233	30,601	18,868	36.8%	22.7%
382	福岡県	久留米市	113,449	32,919	32,919	29.0%	29.0%
383	福岡県	直方市	70,084	50,221	11,471	71.7%	16.4%
384	福岡県	飯塚市	562,511	38,204	32,744	6.8%	5.8%
385	福岡県	田川市	52,861	7,901	5,214	14.9%	9.9%
386	福岡県	柳川市	10,083	6,249	6,249	62.0%	62.0%
387	福岡県	大川市	4,576	14	14	0.3%	0.3%
388	福岡県	行橋市	144,074	52,099	11,876	36.2%	8.2%
389	福岡県	中間市	125,132	75,662	15,250	60.5%	12.2%
390	福岡県	三井水道企業団	24,601	10,760	548	43.7%	2.2%
391	福岡県	筑紫野市	59,993	1,311	959	2.2%	1.6%
392	福岡県	春日那珂川水道企業団	59,994	23,370	5,390	39.0%	9.0%
393	福岡県	大野城市	77,723	43,490	3,844	56.0%	4.9%
394	福岡県	太宰府市	21,989	9,489	9,489	43.2%	43.2%
395	福岡県	古賀市	22,243	2,895	0	13.0%	0.0%
396	福岡県	糸島市	161,398	88,021	0	54.5%	0.0%
397	福岡県	宗像地区事務組合	86,135	42,203	24,645	49.0%	28.6%
398	佐賀県	佐賀市	13,896	6,439	3,018	46.3%	21.7%
399	佐賀県	唐津市	237,827	99,252	99,252	41.7%	41.7%
400	佐賀県	武雄市	110,704	14,340	13,146	13.0%	11.9%
401	佐賀県	鳥栖市	16,170	5,537	304	34.2%	1.9%
402	佐賀県	佐賀東部水道企業団	188,031	13,809	13,809	7.3%	7.3%
403	長崎県	長崎市(長崎)	218,256	142,588	142,588	65.3%	65.3%
404	長崎県	佐世保市	280,244	56,176	28,089	20.0%	10.0%
405	長崎県	大村市	75,009	8,246	8,246	11.0%	11.0%
406	長崎県	諫早市(諫早)	73,256	35,018	16,231	47.8%	22.2%
407	熊本県	天草市	137,009	16,304	16,304	11.9%	11.9%
408	熊本県	荒尾市	127,649	58,075	24,219	45.5%	19.0%
409	大分県	大分市	183,143	116,596	71,667	63.7%	39.1%
410	大分県	別府市	63,889	27,620	19,820	43.2%	31.0%
411	大分県	中津市	7,083	6,714	296	94.8%	4.2%
412	大分県	佐伯市	39,470	20,807	12,224	52.7%	31.0%
413	宮崎県	宮崎市	242,937	87,026	85,653	35.8%	35.3%
414	宮崎県	延岡市	50,156	12,858	10,528	25.6%	21.0%
415	宮崎県	日向市	18,328	12,288	12,288	67.0%	67.0%
416	鹿児島県	鹿児島市	412,266	177,051	133,380	42.9%	32.4%

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成27年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別

	都道府県名	事業主体名	平成27年度				
			基幹管路 総延長	耐震適合性の ある管の延長		耐震適合率	耐震管の 割合
				(m)	耐震管の 延長		
(A)	(B)	(C)	(B/A)	(C/A)			
417	鹿児島県	鹿屋市	251,600	144,824	16,333	57.6%	6.5%
418	鹿児島県	薩摩川内市	48,611	2,967	2,967	6.1%	6.1%
419	沖縄県	那覇市	118,357	27,525	27,525	23.3%	23.3%
420	沖縄県	名護市	75,210	13,653	13,653	18.2%	18.2%
421	沖縄県	宜野湾市	20,264	9,289	9,289	45.8%	45.8%
422	沖縄県	浦添市	54,037	8,827	8,827	16.3%	16.3%
423	沖縄県	南部水道企業団	62,010	16,302	16,302	26.3%	26.3%
424	沖縄県	うるま市	102,666	18,447	18,447	18.0%	18.0%
425	沖縄県	糸満市	85,436	3,875	1,810	4.5%	2.1%
426	沖縄県	豊見城市	23,684	2,430	2,430	10.3%	10.3%
427	沖縄県	沖縄市	36,264	10,413	7,840	28.7%	21.6%

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成27年度末)

1-3 大臣認可事業(用水供給事業)別※

	都道府県名	事業主体名	平成27年度				
			総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率	耐震管の割合
				(m)	(m)		
(A)	(B)	(C)	(%)	(%)			
1	北海道	桂沢水道企業団	32,255	21,741	21,741	67.4%	67.4%
2	北海道	石狩東部広域水道企業団	105,974	80,334	80,334	75.8%	75.8%
3	北海道	十勝中部広域水道企業団	105,839	85,989	986	81.2%	0.9%
4	北海道	石狩西部広域水道企業団	44,412	35,163	35,163	79.2%	79.2%
5	青森県	津軽広域水道企業団(津軽)	93,674	60,399	31,649	64.5%	33.8%
6	岩手県	奥州金ヶ崎行政事務組合	55,458	28,415	28,415	51.2%	51.2%
7	宮城県	宮城県(大崎)	131,626	85,009	24,855	64.6%	18.9%
8	宮城県	宮城県(仙南・仙塩)	201,376	160,568	108,859	79.7%	54.1%
9	山形県	山形県(村山)	113,271	81,208	58,440	71.7%	51.6%
10	山形県	山形県(置賜)	61,979	25,139	20,550	40.6%	33.2%
11	山形県	山形県(庄内)	66,116	61,506	45,638	93.0%	69.0%
12	福島県	会津若松地方広域市町村圏整備組合	40,736	5,706	5,706	14.0%	14.0%
13	福島県	福島地方水道用水供給企業団	122,183	113,232	8,227	92.7%	6.7%
14	茨城県	茨城県(県南)	192,798	143,331	63,505	74.3%	32.9%
15	茨城県	茨城県(県西)	269,706	116,574	29,564	43.2%	11.0%
16	茨城県	茨城県(鹿行)	182,442	82,327	26,150	45.1%	14.3%
17	茨城県	茨城県(県中央)	203,265	147,590	87,540	72.6%	43.1%
18	栃木県	栃木県(北那須)	28,584	18,982	388	66.4%	1.4%
19	栃木県	栃木県(鬼怒)	35,514	11,715	2,196	33.0%	6.2%
20	群馬県	群馬県(県央第一)	34,924	34,723	8,355	99.4%	23.9%
21	群馬県	群馬県(新田山田)	18,236	18,236	436	100.0%	2.4%
22	群馬県	群馬県(県央第二)	96,320	83,470	25,432	86.7%	26.4%
23	群馬県	群馬県(東部地域)	40,553	40,275	440	99.3%	1.1%
24	埼玉県	埼玉県	796,119	514,563	313,767	64.6%	39.4%
25	千葉県	九十九里地域水道企業団	85,620	58,437	32,001	68.3%	37.4%
26	千葉県	北千葉広域水道企業団	114,419	104,519	28,377	91.3%	24.8%
27	千葉県	東総広域水道企業団	32,464	18,671	8,211	57.5%	25.3%
28	千葉県	君津広域水道企業団	89,599	41,127	24,480	45.9%	27.3%
29	千葉県	印旛郡市広域市町村圏事務組合	60,607	45,397	20,446	74.9%	33.7%
30	千葉県	南房総広域水道企業団	173,408	165,265	70,415	95.3%	40.6%
31	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	231,246	231,246	130,875	100.0%	56.6%
32	新潟県	新潟東港地域水道用水供給企業団	43,516	22,082	16,686	50.7%	38.3%
33	新潟県	三条地域水道用水供給企業団	64,669	64,669	33,479	100.0%	51.8%
34	富山県	富山県(西部)	43,958	36,989	29,384	84.1%	66.8%
35	富山県	砺波広域圏事務組合	30,013	2,888	2,888	9.6%	9.6%
36	富山県	富山県(東部)[未供用]	-	-	-	-	-
37	石川県	石川県	185,355	79,411	79,411	42.8%	42.8%
38	福井県	福井県(坂井)	39,784	14,900	701	37.5%	1.8%
39	福井県	福井県(日野川)	60,613	60,613	5,009	100.0%	8.3%
40	山梨県	峡北地域広域水道企業団	84,927	58,945	0	69.4%	0.0%
41	長野県	長野県	48,059	37,907	30,260	78.9%	63.0%
42	長野県	長野県上伊那広域水道	70,243	64,385	17,353	91.7%	24.7%
43	岐阜県	岐阜県	174,458	140,784	122,158	80.7%	70.0%
44	静岡県	静岡県(榛南)	29,618	6,026	6,026	20.3%	20.3%
45	静岡県	静岡県(遠州)	295,786	117,656	117,656	39.8%	39.8%
46	静岡県	静岡県(駿豆)	24,144	12,438	12,438	51.5%	51.5%
47	静岡県	大井川広域水道企業団	190,750	78,027	62,157	40.9%	32.6%
48	愛知県	愛知県	764,983	671,384	611,155	87.8%	79.9%
49	三重県	三重県(北中勢)	309,499	192,657	84,520	62.2%	27.3%
50	三重県	三重県(南勢志摩)	120,130	73,196	34,270	60.9%	28.5%
51	滋賀県	滋賀県	208,836	70,977	70,977	34.0%	34.0%
52	京都府	京都府	87,792	38,818	38,818	44.2%	44.2%
53	大阪府	大阪広域水道企業団	570,760	178,148	178,148	31.2%	31.2%
54	兵庫県	阪神水道企業団	167,075	106,508	106,508	63.7%	63.7%
55	兵庫県	兵庫県	260,705	176,896	93,587	67.9%	35.9%
56	奈良県	奈良県	304,990	230,303	188,740	75.5%	61.9%

※大臣認可事業(水道用水供給事業)とは、一日最大給水量が25,000m3を超える比較的大規模な水道用水供給事業をいう。ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成27年度末)

1-3 大臣認可事業(用水供給事業)別

	都道府県名	事業主体名	平成27年度				
			総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率	耐震管の割合
				(m)	(m)		
			(A)	(B)	(C)	(B/A)	(C/A)
57	島根県	島根県(島根県)	123,141	93,649	55,766	76.1%	45.3%
58	島根県	島根県(江の川)	15,752	13,083	1,482	83.1%	9.4%
59	岡山県	岡山県南部水道企業団	93,064	48,960	48,960	52.6%	52.6%
60	岡山県	備南水道企業団	24,623	4,778	4,778	19.4%	19.4%
61	岡山県	岡山県西南水道企業団	26,083	5,794	1,967	22.2%	7.5%
62	岡山県	岡山県広域水道企業団	315,237	140,241	54,100	44.5%	17.2%
63	広島県	広島県(広島)	191,969	54,142	54,142	28.2%	28.2%
64	広島県	広島県(広島西部)	41,061	16,602	16,602	40.4%	40.4%
65	広島県	広島県(沼田川)	118,676	30,064	30,064	25.3%	25.3%
66	山口県	柳井地域広域水道企業団	112,118	56,215	10,511	50.1%	9.4%
67	香川県	香川県	315,355	207,046	57,788	65.7%	18.3%
68	愛媛県	南予水道企業団	55,594	2,569	2,569	4.6%	4.6%
69	福岡県	福岡県南広域水道企業団	155,368	84,218	15,897	54.2%	10.2%
70	福岡県	福岡地区水道企業団	187,887	32,836	32,836	17.5%	17.5%
71	福岡県	田川地区水道企業団	58,350	35,171	0	60.3%	0.0%
72	佐賀県	佐賀東部水道企業団	119,208	41,077	41,077	34.5%	34.5%
73	佐賀県	佐賀西部広域水道企業団	86,107	69,295	39,929	80.5%	46.4%
74	沖縄県	沖縄県	689,032	275,332	162,732	40.0%	23.6%

〈別紙2〉浄水施設の耐震化状況(平成27年度末)

都道府県別一覧表(浄水施設) ※1

都道府県名	H27年度			(参考)H26年度			耐震化率の増減 ※2 (H27-H26) ①-②
	全施設能力 (m ³ /日)	耐震化能力 (m ³ /日)	耐震化率 (%)	全施設能力 (m ³ /日)	耐震化能力 (m ³ /日)	耐震化率 (%)	
	(A)	(B)	(B/A)=①	(C)	(D)	(D/C)=②	
北海道	2,499,727	474,058	19.0%	2,517,072	452,715	18.0%	1.0%
青森県	670,090	194,659	29.0%	679,570	148,093	21.8%	7.2%
岩手県	567,289	155,546	27.4%	571,859	148,704	26.0%	1.4%
宮城県	1,219,083	100,670	8.3%	1,211,193	103,870	8.6%	-0.3%
秋田県	490,441	175,278	35.7%	490,052	156,668	32.0%	3.7%
山形県	655,939	128,425	19.6%	663,147	101,253	15.3%	4.3%
福島県	1,021,557	246,352	24.1%	1,046,946	246,352	23.5%	0.6%
茨城県	1,361,764	219,094	16.1%	1,364,943	206,934	15.2%	0.9%
栃木県	1,025,706	243,791	23.8%	1,026,746	229,659	22.4%	1.4%
群馬県	1,291,001	128,842	10.0%	1,339,169	65,063	4.9%	5.1%
埼玉県	3,939,643	383,448	9.7%	3,938,171	391,701	9.9%	-0.2%
千葉県	2,740,934	1,020,672	37.2%	2,758,274	1,027,102	37.2%	0.0%
東京都 ※3	6,974,300	272,210	3.9%	6,974,300	259,910	3.7%	0.2%
神奈川県	5,345,758	1,218,617	22.8%	5,403,158	1,076,817	19.9%	2.9%
新潟県	1,488,533	257,552	17.3%	1,487,871	219,732	14.8%	2.5%
富山県	537,306	245,398	45.7%	537,306	245,197	45.6%	0.1%
石川県	781,303	580,870	74.3%	779,703	550,870	70.7%	3.6%
福井県	501,564	106,737	21.3%	492,362	106,067	21.5%	-0.2%
山梨県	507,575	278,872	54.9%	545,535	103,572	19.0%	35.9%
長野県	1,163,386	261,655	22.5%	1,218,372	246,252	20.2%	2.3%
岐阜県	1,186,826	508,304	42.8%	1,172,488	504,446	43.0%	-0.2%
静岡県	2,397,793	1,072,505	44.7%	2,386,552	1,003,516	42.0%	2.7%
愛知県	3,849,255	1,732,748	45.0%	3,863,135	1,508,220	39.0%	6.0%
三重県	1,253,105	901,935	72.0%	1,270,940	890,300	70.1%	1.9%
滋賀県	772,436	116,786	15.1%	772,176	65,386	8.5%	6.6%
京都府	1,355,707	450,718	33.2%	1,350,883	411,228	30.4%	2.8%
大阪府	5,435,272	896,773	16.5%	5,435,565	874,673	16.1%	0.4%
兵庫県	3,315,658	1,412,720	42.6%	3,303,063	1,390,136	42.1%	0.5%
奈良県	858,789	490,100	57.1%	858,609	490,100	57.1%	0.0%
和歌山県	638,616	70,098	11.0%	636,531	64,598	10.1%	0.9%
鳥取県	293,313	125,044	42.6%	287,166	119,294	41.5%	1.1%
島根県	303,399	84,295	27.8%	303,424	84,295	27.8%	0.0%
岡山県	1,061,826	307,527	29.0%	1,066,552	281,987	26.4%	2.6%
広島県	1,514,208	204,300	13.5%	1,512,688	165,700	11.0%	2.5%
山口県	866,860	90,034	10.4%	866,410	90,034	10.4%	0.0%
徳島県	509,578	94,835	18.6%	509,789	94,835	18.6%	0.0%
香川県	552,175	119,612	21.7%	548,039	54,045	9.9%	11.8%
愛媛県	685,002	340,226	49.7%	682,254	326,766	47.9%	1.8%
高知県	397,598	54,381	13.7%	401,353	58,136	14.5%	-0.8%
福岡県	2,592,167	866,016	33.4%	2,575,723	601,921	23.4%	10.0%
佐賀県	466,789	132,390	28.4%	465,182	38,390	8.3%	20.1%
長崎県	558,840	95,392	17.1%	573,527	66,872	11.7%	5.4%
熊本県	694,038	376,076	54.2%	694,306	376,076	54.2%	0.0%
大分県	479,632	150,130	31.3%	478,759	144,130	30.1%	1.2%
宮崎県	527,854	85,562	16.2%	526,034	83,742	15.9%	0.3%
鹿児島県	783,423	73,022	9.3%	784,528	44,822	5.7%	3.6%
沖縄県	707,337	235,942	33.4%	710,943	239,542	33.7%	-0.3%
合計	68,840,395	17,780,217	25.8%	69,082,368	16,159,721	23.4%	2.4%

※1 各都道府県の水道事業(簡易水道事業を除く。)及び用水供給事業が有している浄水施設の状況を集計したもの。

※2 一部で耐震化率が昨年度に比べ減少した主な理由は、耐震診断の精度を高めたことにより耐震性が十分でないことと判明したこと、集計ミスの修正等による。

※3 東京都水道局についてはH25年度の値を使用。

〈別紙3〉配水池の耐震化状況(平成27年度末)

都道府県別一覧表(配水池) ※1

都道府県名	H27年度			(参考)H26年度			耐震化率の増減 ※2 (H27-H26) ①-②
	全施設容量 (m ³)	耐震化容量 (m ³)	耐震化率 (%)	全施設容量 (m ³)	耐震化容量 (m ³)	耐震化率 (%)	
	(A)	(B)	(B/A)	(C)	(D)	(D/C)=②	
北海道	1,370,463	651,930	47.6%	1,364,941	601,825	44.1%	3.5%
青森県	426,773	170,562	40.0%	427,643	166,907	39.0%	1.0%
岩手県	347,941	135,632	39.0%	346,777	125,828	36.3%	2.7%
宮城県	914,056	333,069	36.4%	962,545	314,522	32.7%	3.7%
秋田県	254,547	107,131	42.1%	254,453	105,437	41.4%	0.7%
山形県	344,405	165,152	48.0%	336,292	142,173	42.3%	5.7%
福島県	592,384	183,898	31.0%	582,126	181,106	31.1%	-0.1%
茨城県	691,732	281,960	40.8%	691,992	274,775	39.7%	1.1%
栃木県	603,578	202,841	33.6%	601,477	202,231	33.6%	0.0%
群馬県	704,966	243,949	34.6%	675,874	239,549	35.4%	-0.8%
埼玉県	2,681,489	1,670,941	62.3%	2,624,561	1,485,251	56.6%	5.7%
千葉県	1,796,617	900,740	50.1%	1,797,429	879,976	49.0%	1.1%
東京都	3,258,296	2,226,997	68.3%	3,257,000	2,221,284	68.2%	0.1%
神奈川県	2,998,948	1,567,716	52.3%	2,982,444	1,382,364	46.4%	5.9%
新潟県	727,101	293,193	40.3%	721,446	282,068	39.1%	1.2%
富山県	314,147	143,136	45.6%	314,562	141,874	45.1%	0.5%
石川県	400,910	206,467	51.5%	400,939	203,407	50.7%	0.8%
福井県	268,015	101,192	37.8%	264,764	97,694	36.9%	0.9%
山梨県	227,527	132,236	58.1%	234,030	112,286	48.0%	10.1%
長野県	820,201	263,052	32.1%	816,739	233,125	28.5%	3.6%
岐阜県	599,567	349,943	58.4%	584,355	331,836	56.8%	1.6%
静岡県	1,232,594	805,075	65.3%	1,230,498	790,725	64.3%	1.0%
愛知県	2,193,344	1,715,321	78.2%	2,225,342	1,861,712	83.7%	-5.5%
三重県	658,460	400,264	60.8%	740,270	446,209	60.3%	0.5%
滋賀県	445,494	233,630	52.4%	438,866	229,168	52.2%	0.2%
京都府	781,753	301,363	38.5%	783,138	287,364	36.7%	1.8%
大阪府	3,283,159	1,210,227	36.9%	3,270,828	1,144,730	35.0%	1.9%
兵庫県	1,951,915	1,162,064	59.5%	1,928,720	1,097,395	56.9%	2.6%
奈良県	675,750	420,208	62.2%	677,504	416,769	61.5%	0.7%
和歌山県	312,270	137,612	44.1%	330,663	144,484	43.7%	0.4%
鳥取県	168,622	68,009	40.3%	172,345	65,049	37.7%	2.6%
島根県	187,911	89,218	47.5%	186,458	82,654	44.3%	3.2%
岡山県	711,175	378,209	53.2%	711,474	377,139	53.0%	0.2%
広島県	1,002,065	511,293	51.0%	997,442	503,528	50.5%	0.5%
山口県	485,222	146,137	30.1%	485,158	136,736	28.2%	1.9%
徳島県	231,137	69,618	30.1%	228,121	66,618	29.2%	0.9%
香川県	428,771	199,606	46.6%	428,771	195,606	45.6%	1.0%
愛媛県	405,366	210,634	52.0%	404,642	195,192	48.2%	3.8%
高知県	196,244	71,770	36.6%	195,819	70,200	35.8%	0.8%
福岡県	1,377,539	790,542	57.4%	1,404,466	756,607	53.9%	3.5%
佐賀県	265,668	159,307	60.0%	264,666	140,841	53.2%	6.8%
長崎県	403,083	116,162	28.8%	402,411	107,680	26.8%	2.0%
熊本県	420,734	238,468	56.7%	418,699	236,668	56.5%	0.2%
大分県	342,233	171,795	50.2%	340,608	175,177	51.4%	-1.2%
宮崎県	333,617	127,665	38.3%	335,121	123,168	36.8%	1.5%
鹿児島県	594,906	90,772	15.3%	592,186	86,005	14.5%	0.8%
沖縄県	647,916	467,040	72.1%	644,898	461,340	71.5%	0.6%
合計	40,080,611	20,623,746	51.5%	40,081,503	19,924,282	49.7%	1.8%

※1 各都道府県の水道事業(簡易水道事業を除く。)及び用水供給事業が有している配水地の状況を集計したもの。

※2 一部で耐震化率が昨年度に比べ減少した主な理由は、耐震診断の精度を高めたことにより耐震性が十分でないことが判明したこと、集計ミスの修正等による。

上下水道システムにおける省CO₂化推進事業(一部厚生労働省・国土交通省連携事業)

(担当:地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室)

29年度予算額(案) 13.0億円

目的・意義

上下水道事業は、それぞれ全国の電力消費の約1%を消費しており、資源の有効利用やエネルギー使用量の見直しにより環境負荷低減を図り、地球温暖化防止に努めていくことができます。

本事業においては、水道事業に関して更新時期を迎えた施設の改築・更新・再編にあたり、設備等の省エネ化を推進するとともに、再エネの活用を進め、購入電力の抑制を図り、電力使用量の削減や石油代替エネルギーの導入等を推進します。一方、下水処理場においてエネルギーを大量に消費している水処理工程を中心に、省エネ型機器・処理システムの導入による消費エネルギーの削減を図るとともに、再エネ設備を活用することにより、施設のエネルギー自立を促進します。

事業内容

1. 上水道システムにおける省CO₂促進モデル事業

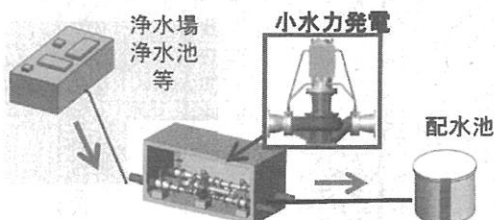
小水力発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備の導入を支援します。

2. 下水処理場における省CO₂化推進事業

常用电源として整備する太陽光発電設備等の再エネ設備、IoT等を用いた下水処理場の省エネ化のために付加的に設置する監視システム、運転制御システム等の導入・改修を支援します。

●未利用圧力等の有効利用による再生可能エネルギー設備導入例

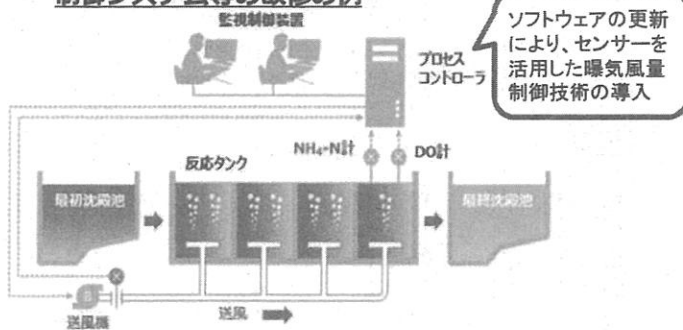
- ・ 受水・導水・送水・配水の残存圧力が利用できる場所
- ・ 減圧弁等により減圧を行っている場所



●ポンプへのインバータ導入による省エネ例



●IoT等を用いた下水処理場の省エネ化のために運転制御システム等の改修の例



●常用电源として整備する再エネ設備の例



補助内容

[間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 1. 補助対象者: 地方公共団体、民間企業等
 2. 対象事業: (1) 上水道システムにおける省CO₂促進モデル事業
(2) 下水処理場における省CO₂化推進事業
 3. 補助割合: (1) (2) 太陽光発電設備のみ 対象経費の1/3
(1) (2) 上記以外 対象経費の1/2以下

4. 東日本大震災について

(1) 水道施設の被害状況及び復旧・復興

① 水道の被災状況

東日本大震災による水道施設の被害状況について、災害査定資料や被災水道事業者等の情報を基にとりまとめを行い、津波浸水地域等の給水困難地域の被害状況も含め、最終版の報告書（東日本大震災水道施設被害状況調査最終報告書、厚生労働省、平成25年3月）を平成25年7月に発表している。詳細は、厚生労働省のホームページに掲載しているので、適宜参照されたい。

水道施設の復旧状況については、総断水戸数257万戸に及ぶ大きな被害を受けたが、津波の被災地域や東京電力福島第一原発の事故による避難指示区域を除いて復旧はほぼ完了している状況である。現在、高台移転などの新たなまちづくりとともに水道の復興が進展している中で、こうした地域の水道の復興を支援するため、引き続き復興予算の迅速な執行に努めていく。

（東日本大震災水道施設被害状況調査最終報告書）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/houkoku/suidou/130801-1.html>

② 水道施設の復旧・復興

国の東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧事業については、従来の災害復旧補助金交付要領とは別に、「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助交付金要綱」を制定し、補助率の嵩上げ等の特例措置を定めて実施している。加えて、東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業であって、被災自治体の復興計画が策定中のため復旧方法を確定することができず、早期の災害査定の実施が困難な場合においては、災害査定方法等の特例を定めて事業を実施しているところである。今年度の実施状況としては、平成29年1月末現在、福島県の2事業者から申請があり、2件の災害査定（通常査定）を実施している。なお、これら2件の査定後の調査額は、約2百万円となっている。

岩手・宮城・福島の3県で実施している特例査定については平成25年度までに完了しており、特例査定の最終的な金額は約1,024億円となっている。これまでの保留解除状況については、平成24、25年度に57件（60.4億円）、平成26年度に63件（143.8億円）、平成27年度に93件（122.8億円）の解除を行うとともに、平成28年度においては平成29年2月末時点で99件（180.4億円）の解除を行っている。震災発生から6年目を迎えるに辺り、年々申請件数は増加しており、全体復旧額（復興計画未定事業の調査額を含む）に対して約42.7%（前年度約34%）の解除状況である。保留解除の手続きについては、これまでも申請書類の簡素化などに取り組んで来たところであるが、町の復興事業が進展している中、水道施設の復旧計画についても具体的な内容把握が必要となっている。今後も国庫補助金を円滑な執行に向け、保留解除を迅速かつ計画的に行うべく、関係者間での緊密な連携体制をもって対応していきたいと考えており、関係する県行政部局には引き続きご支援・ご協力をお願いしたい。

また、被災地の中には十分な職員数を確保できない事業者もあることから、そのような事業者を支援するため「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」を設置し、関係者による支援の枠組みを構築している。協議会は、有識者、被災・支援水道事業者、

県、(公社)日本水道協会ほか関係機関、厚生労働省で構成され、被災地の状況・課題等について情報共有、意見交換し、被災事業者が求めている支援ニーズを把握するとともに、被災事業者の求めに応じて個別に支援する事業者をマッチングしている。こうした人的支援においては、支援事業者から被災事業者への職員の派遣により、被災事業体における水道復興計画の立案や災害査定国庫補助事務等の業務に従事していただいております。復興の原動力として多大な貢献を頂いている。関係者の方々には引き続きのご協力をお願いします。

(2) 水道水の放射性物質汚染への対応

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応については、平成24年3月5日付け健水発0305第1号～第3号厚生労働省健康局水道課長通知により都道府県及び水道事業者等に対し通知し、平成24年4月1日から適用している。

本通知においては、セシウム134及び137の合計で10Bq/kgを、衛生上必要な措置に関する水道施設の管理目標とすることとされている。また、浄水場の浄水を基本とし、表流水及び表流水の影響を受ける地下水を水源とする浄水場にあつては取水地点の水道原水についても対象に、セシウム134及び137それぞれについて検出限界値1Bq/kg以下の確保を目標とした十分な検出感度でのモニタリングの実施等の対応を定めているほか、検出状況に応じて検査頻度及び検査地点を減ずることができることとしているので、留意されたい。

なお、水道水中の放射性物質のモニタリング結果については、引き続き厚生労働省で集約して公表することとしている。平成24年4月1日以降、平成29年1月現在では、水道水等の放射能検査の結果は概ね不検出の状況が継続しており、管理目標値を超過した事例はない。今後とも、モニタリング結果の提供についてお願いします。

(3) 浄水発生土の放射性物質汚染への対応

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、水道関係では水道水のほか、浄水発生土からも放射性物質が検出された。このため、原子力災害対策本部から平成23年6月16日付けで「放射性物質が検出された上下水道副次産物の当面の取扱いに関する考え方」が示され、厚生労働省も同日付けで関係14都県に周知した。また、浄水発生土も含め放射性物質で汚染された廃棄物等の取扱いを定める法律としては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が平成24年1月1日から全面施行されている。この法律では、国(環境省)が指定廃棄物(8千Bq/kgを超える浄水発生土を含む)の処理を実施することになっている。

国が処理を行うもの以外は、排出者である水道事業者が処理を行うことになるが、放射性物質を含む浄水発生土の処分や保管、モニタリングなど原子力災害に伴い新たに生じた追加的費用は、後述の原子力損害賠償制度で東京電力が賠償することとなっている。

また、浄水発生土の有効利用については、平成25年3月13日付け健康局長通知「放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方について」にて、園芸用土(浄水場出口時点400Bq/kg以下)、グラウンド土(浄水場出口時点200Bq/kg以下)への再利用の安全性評価を行い、再利用を可能

としている。最近では、毎月平均で数千トンの量が発生しているが、水道事業者のご努力により、発生量以上の量が最終処分及び再利用されており、全体的な保管量としては平成 27 年 12 月時点の約 17.1 万トンから平成 29 年 1 月時点で約 13.0 万トンと減少傾向で推移している状況となっている。関係者の方々には引き続き、放射性物質が検出された浄水発生土の適切な取扱いがなされるようお願いしたい。

(4) 原子力損害賠償

東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う放射性物質により被った損害に対する賠償については、平成 28 年 7 月 13 日付け事務連絡にて、平成 28 年 3 月末までを対象とする請求受付開始の連絡があったことを周知しており、現在損害賠償請求の受付と支払いが行われている。平成 28 年度分の損害賠償の受付開始時期については、来年度初めに東京電力から案内が行われる見通しである。なお、東京電力の示す基準に合意出来ない場合は原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てることも可能であり、賠償に関する課題の情報共有が重要であることから、水道事業体より東京電力との賠償交渉に関する相談があった場合には厚生労働省水道課への情報提供をお願いする。

5. 水道分野における国際貢献について

(1) 水道分野における国際貢献の背景

ア. ミレニアム開発目標(MDGs)から持続可能な開発目標(SDGs)へ

国連ミレニアム開発目標(MDGs)では、安全な飲料水を利用できない人口の割合を、1990年を基準として2015年までに半減することが掲げられていた。我が国としても、世界トップクラスの水道を築いてきた経験と技術力を活用して、MDGs達成に向け取り組んできたところ。同目標は2010年に達成され、現在では世界全体で約66億人(2015年)が安全な飲料水の供給が受けられるようになった。しかしながら、飲料水の供給には依然として、パイプによる給水が行われていないなど各国によって大きな差があることが問題視されている。今後は、新たに掲げられた持続可能な開発目標(SDGs)の目標6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」の達成に向けて、継続的な支援が求められている。

イ. 日本経済再生本部及び経協インフラ戦略会議

日本経済の再生のための司令塔として内閣に設置された日本経済再生本部において「我が国の世界最先端インフラシステムの輸出を後押しする」ことが決定され、実現に向けた具体的な検討のための関係閣僚会議として経協インフラ戦略会議が設置された(平成25年3月)。同会議において決定されたインフラシステム輸出戦略では、中小・中堅企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進を後押しする特定分野の1つとして「水」が取り上げられ、その後の改訂において、新たなフロンティアとなるインフラ分野として「水道分野」が選定された(平成28年5月)。同時に発表された「質の高いインフラシステム輸出拡大イニシアティブ」において、対象地域はアフリカ、ロシアを含む世界全体に拡大された。

(2) 水道分野における国際協力

ア. 国際協力機構(JICA)が実施する国際協力(ODA)事業(大臣官房国際課担当)

水と衛生分野において、日本は多大な貢献を行っており、1990年代から継続的に経済開発協力機構の開発援助委員会(OECD-DAC)諸国の中でトップドナーとなっている。日本の水供給分野における援助は、平成23年度から平成27年度の5年間で、無償資金協力が58件、約756億円、有償資金協力が16件、約2,975億円となっている(厚生労働省調べ)。技術協力事業においても平成23年度から平成27年度の5年間で、延べ206名の専門家派遣、856名の外国研修員受入れを行っている。

これまで、水道分野の国際協力は施設整備に主眼を置いてきたが、近年は、施設整備とその後の運営維持管理等を組み合わせた開発援助も事業継続性の観点から重要度が増している。特に最近の都市水道に関する技術協力では、浄水場・配水施設の運転、無収水(漏水、盗水、料金未収)対策、水質管理等の維持管理に関する人材育成に加え、料金徴収、業務指標(PI)を用いた水道事業経営に関する協力のニーズが増してきている。

二国間協力の大部分はJICAによって実施され、厚生労働省はJICAの技術協力事業等で要求される専門家の推薦を行っている。水道分野の専門家は、主に水道事業者等の職員が派遣されており、水道事業者等の多大な協力のもと、技術協力が実施されている。

研修員受入事業についても多くの水道事業者等の協力を得て実施されているところであり、水道事業者等においては、専門家の派遣や研修員の受入等に対するなお一層の協力をお願いしたい。

また、国際協力人材の育成のため、JICAでは能力強化研修「水道コース」(年1回：11月頃)を来年度も実施する予定であるので、積極的な活用をお願いしたい。

水道課では、JICA技術協力専門家派遣、研修員受け入れ等の国際協力に関する情報の共有をより円滑に実施するため、情報の連絡等を希望される地方自治体の担当窓口を登録させていただいている。登録の希望がある場合には、水道課までお知らせ願いたい。

イ. 厚生労働省が実施する国際協力事業(大臣官房国際課担当)

水道分野の国際協力検討事業では、産学官の水道専門家で構成する検討委員会を設置し、水道分野の国際協力を取り巻く現状や課題について調査、分析を実施するとともに、優先的、積極的に取り組むべき課題について、解決の方策や支援の方向性を検討・提案している。

水道プロジェクト計画作成指導事業では、開発途上国においてODAプロジェクト形成の候補となる案件について民間企業等から提案を受け、現地に1週間から2週間程度調査団を派遣し、熟度の高い優良案件となるよう当該国に対する助言指導を実施している。なお、事業実施に当たっては、民間企業等が各々把握している開発途上国の水道分野の個別具体的な課題(施設整備や経営・維持管理)や潜在ニーズに係る情報について、日本が有する知見及び技術を活用するため、調査団には水道事業体等からの専門家を加えることを必須としている。

ウ. 国際機関との連携、二国間連携等

国際社会における中核的な役割を果たし続けるため、海外の諸機関と強固な国際的ネットワークを形成するとともに、世界保健機関(WHO)や国際水協会(IWA)などの国際機関等を通じて各国への知見の提供や情報交換等を積極的に行っている。

◆世界保健機関(WHO)等との連携

●WHO飲料水水質ガイドライン改定

- ・WHO飲料水水質ガイドラインの改定に向けた調査、検討
- ・WHOへの活動費の拠出
- ・専門家会合への専門家の派遣

※WHO飲料水水質ガイドライン

各国が飲料水の安全基準を策定する際の基礎資料としてWHOが勧告した飲料水の目標水質のこと。ガイドラインにおいては、発癌物質などの汚染物質ごとに個別の基準がある。

●O&Mネットワーク(Operation and Maintenance Network(水道施設維持管理ネットワーク))

国際水協会(IWA)がWHOの協力を得て、主に開発途上国の施設維持管理の改善に向け研修ツール作成、セミナー開催等の活動を行っている。厚生労働省は活動費の拠出、専門家の派遣により貢献している。我が国の実施主体は、国立保健

医療科学院生活環境研究部水管理研究領域。

◆ISO・(国際標準化機構) / TC224 の活動への関与

- ・平成 19 年 12 月、ISO24510 シリーズが発行。

ISO24510 (飲料水及び下水事業に関する活動—サービスの評価及び改善に関する指針)

ISO24511 (飲料水及び下水事業に関する活動—下水事業のマネジメントに関する指針)

ISO24512 (飲料水及び下水事業に関する活動—飲料水事業のマネジメントに関する指針)

※ISO/TC224：上下水道サービス及びマネジメントに関する国際規格専門委員会
(ISO の第 224 番目の専門委員会 TC: Technical Committee)

上記規格は、国内事情に合わせた修正が加えられた上で、それぞれ、国内規格 JIS Q 24510、JIS Q 24511、JIS Q 24512 として平成 24 年 3 月 21 日に制定。

- ・日本水道協会に設置された ISO/TC224 上水道国内対策委員会において、TC224 下水道国内対策委員会 (日本下水道協会) と連携を取りつつ、国内水道事業運営への影響の調査研究や国内の意見を ISO/TC224 の規格に反映させるための検討を実施。

(3) 水道産業の国際展開 (水ビジネスの推進)

人口増加や経済発展を続ける途上国において、今後、水需要の高まりが見込まれており、水ビジネスの成長性が国際的に注目されている。今後は、ODA による協力にとどまらず、日本の水道産業が有する技術・ノウハウを海外市場において提供することによって、世界全体において衛生的な水供給の確保に貢献する。また、インフラシステム輸出戦略を踏まえ、日本の技術・経験を活用し、途上国の成長を日本の成長に確実に結実させるよう、日本の水道産業の国際展開を進めている。厚生労働省水道課における具体の取組は以下のとおり。

ア. 水道産業国際展開推進事業

◆日本企業の海外市場への売り込み

日本の水道産業の海外展開を支援するため、アジア諸国を対象として、平成 20 年度から、水道産業の国際展開推進事業を実施しており、民間企業及び地方自治体が参加する現地セミナーや案件発掘のための現地調査を実施し、日本の水道技術や企業を PRするとともに、相手国関係者との意見交換等を行っている。本年度は、カンボジア (平成 28 年 10 月)、タイ (同年 12 月)、インドネシア (平成 29 年 1～2 月) の 3ヶ国においてセミナーの開催や調査等を実施した。来年度も実施する予定であるので、関心のある地方公共団体等におかれては調査等への参加をお待ちしている。

◆日本企業や水道事業者が海外市場に参画できるようにするための枠組み作り

●官民連携型案件形成調査

個別のプロジェクト形成を支援するため、平成 23 年度から、地方公共団体等と民間企業が共同で調査を行う、官民連携型の案件発掘形成調査を公募している。本年度はインドネシアにおける調査を採択した。来年度も実施予定であるので、地方公共団体として水道事業の海外展開を検討されている場合には、民間企業等と連携して公募に参加して頂きたい。

● 水道関係機関とのパートナーシップの形成

企業や水道事業者による海外のプロジェクト情報へのアクセスや相手国担当機関や担当者との関係作りなどを支援する仕組みを構築するため、平成 23 年度から、アジア各国の水道協会と日本水道協会との協力関係をベースに、ビジネス展開に関する協力体制パートナーシップの形成に取り組んでいる。本年度は、昨年度に引き続き、日本水道協会全国会議（京都市）に合わせて国際水道フォーラムを実施（参加者約 100 名）し、海外水道関係者（8 カ国）との意見交換の場を提供した。

イ. 海外水インフラ PPP 協議会

海外の水インフラプロジェクトに関し、官民連携による海外展開に向けた取組を推進するため、国土交通省、経済産業省、厚生労働省の 3 省連携により「海外水インフラ PPP 協議会」を設置した。平成 22 年 7 月に第 1 回を開催して以降、これまで 5 回開催しており、民間企業、地方公共団体、関係機関、関係省庁、海外からの招聘者等が意見交換等を行っている。

ウ. 国際標準化戦略の検討

- ・平成 22 年 5 月、「知的財産推進計画 2010」が知的財産戦略本部決定され、国際標準化の特定戦略分野(7 分野)の一つに水分野が位置づけられた。
- ・平成 22 年 11 月、国交省と連携し、水分野の国際標準戦略を検討するための「水分野国際標準化戦略検討委員会」を設置。水道については、日本水道協会と連携し、水道部会を設置。
- ・平成 23 年 3 月、知的財産戦略本部において国際標準化戦略アクションプラン(水分野)が策定され、水道については、施設設計指針等の日本の設計思想の普及等が盛り込まれた。
- ・平成 23 年度からは、水分野国際標準化戦略検討委員会水道部会を開催し、新たなビジネスモデルの検討、漏水防止や水質監視等に関する国際規格化の動きへの対応、水道技術資料の英語要約版の策定に取り組んでいる。

エ. 日本の水道技術の PR

これまでに英語要約版を作成した水道施設設計指針 2012 について、JICA の国際研修資料や各国の JICA 事務所等における参考資料として利用していただくなど、日本の水道技術を海外の水道事業者や政府関係者等に紹介することに活用されている。平成 26 年度からは水道維持管理指針の英語要約版の作成を始めている。これまで作成した水道施設設計指針、水道維持管理指針の要約版および英訳版は、厚生労働省水道課ホームページに掲載しているので、活用されたい。

J I C A が実施する国際協力事業（ODA）

●水道分野の専門家派遣数（人）の推移（厚生労働省推薦分）

年度(平成)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
長期	6	5	6	7	5	4	9	7	6	8
短期	14	15	20	14	27	30	45	49	29	19
合計	20	20	26	21	32	34	54	56	35	27

- ・年度ごとに当該年度内に派遣されている（本邦出発日及び帰着日を含む。）延べ人数を集計
- ・短期は調査団員も含む。

●平成 27 年度長期専門家派遣状況（水道事業者等派遣分）

国名	派遣機関名	指導科目	専門家所属
東ティモール	公共事業省	給水改善アドバイザー	千葉県水道局
東ティモール	公共事業省	給水改善アドバイザー	千葉県水道局
ミャンマー	ヤンゴン市 開発委員会 給水衛生局	ヤンゴン市生活用水給水 アドバイザー	福岡市水道局
ミャンマー	ヤンゴン市 開発委員会 給水衛生局	ヤンゴン市水供給・衛生アドバイ ザー	福岡市水道局
カンボジア	工業手工芸省	水道人材育成 プロジェクト・フェーズ 3	北九州市上下水道局
インドネシア	公共事業・国民住宅省 人間居住総局	上水政策アドバイザー	(公社)国際厚生事業団
ラオス	公共事業運輸省 住宅都市計画局	水道公社事業管理能力向上 プロジェクト	(公社)日本水道協会
サモア	サモア水道公社	沖縄連携によるサモア水道公社 維持管理能力強化プロジェクト	(公社)日本水道協会

●平成 27 年度短期専門家派遣状況（水道事業者等派遣分）

国名	指導科目	専門家所属
サモア	サモア・沖縄連携によるサモア水道公社維持管理強化プロジェクト（資産管理 GIS）	那覇市上下水道局
	サモア・沖縄連携によるサモア水道公社維持管理強化プロジェクト（水質管理）	沖縄県企業局
	サモア・沖縄連携によるサモア水道公社維持管理強化プロジェクト（配水量管理）	沖縄市水道局
	サモア・沖縄連携によるサモア水道公社維持管理強化プロジェクト（無収水削減）	沖縄県水道局
ラオス	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（配給水管施設計画）	川崎市上下水道局
	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（水道事業経営管理）	さいたま市水道局

	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（配給水管施設計画）	さいたま市水道局
	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（水道事業経営管理）	横浜市水道局
	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（水道事業経営管理）	横浜市水道局
	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（行政機能／水道事業指標）	埼玉県企業局
	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（水質管理）	川崎市上下水道局
	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（水道事業経営管理）	さいたま市水道局
	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（水道事業経営管理）	横浜市水道局
	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（配給水管施設計画）	さいたま市水道局
カンボジア	水道人材育成プロジェクト・フェーズ3（拡張整備計画）	北九州市上下水道局
	水道人材育成プロジェクト・フェーズ3（会計基準）	北九州市上下水道局
	水道人材育成プロジェクト・フェーズ3（施設運転／運転維持管理計画）	北九州市上下水道局
	水道人材育成プロジェクト・フェーズ3（施設運転／運転維持管理計画）	北九州市上下水道局
	水道人材育成プロジェクト・フェーズ3（拡張整備計画）	北九州市上下水道局
	水道人材育成プロジェクト・フェーズ3（財政計画）	北九州市上下水道局

●平成 27 年度調査団員派遣状況（水道事業者等派遣分）

国名	指導科目	専門家所属
東ティモール	フォローアップ協力予備調査（維持管理）	千葉県水道局
	給水改善アドバイザー運営指導調査（水質管理）	千葉県水道局
	給水改善アドバイザー運営指導調査（運転管理）	千葉県水道局
	給水改善アドバイザー運営指導調査（運転管理）	千葉県水道局
	給水改善アドバイザー運営指導調査（運転管理）	千葉県水道局
	給水改善アドバイザー運営指導調査（組織経営）	千葉県水道局
	給水改善アドバイザー運営指導調査（技術管理）	千葉県水道局
インドネシア	上水政策アドバイザー運営指導調査（水道行政）	厚生労働省
カンボジア	水道人材育成プロジェクト・フェーズ3（水道事業経営）	北九州市上下水道局
	水道人材育成プロジェクト・フェーズ3（水道法策定支援）	厚生労働省

●平成 26 年度技術協力プロジェクト（平成 27 年度協力開始分）

国名	プロジェクト名	協力開始日	協力終了日
該当無し			

●水道分野の研修員受入数（人）の推移

年度(平成)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
JICA 集団研修	39	38	44	64	76	69	65	80	100	136
JICA 個別研修等	62	97	72	42	100	121	115	90	52	26

※厚生労働省実施研修にはセミナー等で参加した人数も含む

●平成 27 年度 JICA 研修員受入状況（水道事業者等受入分）

形態	対象国等	内容	受入事業者（機関）	人数
課題別研修		水道管理行政及び水道事業経営（B）	（公社）国際厚生事業団	11
		都市上水道維持管理（浄水・水質）（B）	（公社）国際厚生事業団	16
		上水道施設技術総合（A）	（公社）日本水道協会	10
		アフリカ地域都市上水道技術者養成	横浜市水道局	11
		都市上水道維持管理（給・配水）（B）	広島市水道局	10
		上水道施設技術総合（B）	札幌市水道局	9
		都市上水道維持管理（浄水・水質）（B）	神戸市水道局	13
		都市上水道維持管理（浄水・水質）（A）	大阪市水道局	10
		都市上水道維持管理（給・配水）（A）	大阪市水道局	7
		上水道無収水量管理対策（漏水防止対策）（D）	東京都水道局	8
		上水道無収水量管理対策（漏水防止対策）（C）	福岡市水道局	10
		上水道無収水量管理対策（漏水防止対策）（A）	名古屋市上下水道局	11
	上水道無収水量管理対策（漏水防止対策）（B）	名古屋市上下水道総合サービス株式会社	10	
国別研修	ラオス	水道公社事業管理能力向上プロジェクト	さいたま市水道局	14
	ナイジェリア	連邦首都区無収水削減プロジェクト	横浜市水道局	4
国別(有償)		ジャイプール無収水対策プロジェクト	横浜市水道局	8

●水道分野開発調査件数（件）の推移

年度(平成)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
件数	4	4	3	1	0	0	0	0	0	0

※厚生労働省調べ

●水供給分野の無償資金協力の状況

年度(平成)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
件数	22	27	30	30	18	14	11	14	9	10
金額(百万円)	16,131	15,664	14,693	28,111	21,796	15,773	10,500	19,054	11,387	18,861

※厚生労働省調べ

●水供給分野の平成27年度無償資金協力の状況

国名	案件名	金額(百万円)
セネガル	農村地域における安全な水の供給と衛生環境改善計画	788
パラオ	上水道改善計画	1,843
ミャンマー	マンダレー市上水道整備計画	2,555
カンボジア	カンポット上水道拡張計画	2,985
パキスタン	ラホール給水設備エネルギー効率化計画	2,554
パキスタン	ファイサラバード市中継ポンプ場及び最終配水池ポンプ機材改善計画	1,616
タジキスタン	第2次ハトロン州ピアンジ県給水改善計画	265
スーダン	コスティ市浄水場施設改善計画(詳細設計)	59
ネパール	ネパール地震復旧・復興計画	4,000
ベトナム	ハイフォン市アンズオン浄水場改善計画	2,196
合計		18,861

※厚生労働省調べ

●水供給分野の有償資金協力の状況

年度(平成)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
件数	14	6	9	5	0	6	5	3	1	1
金額(百万円)	180,825	114,130	148,838	75,464	0	83,218	88,291	42,442	23,638	59,910

※厚生労働省調べ

●水供給分野の平成26年度有償資金協力の状況

国名	案件名	金額(百万円)
ベトナム	ドンナイ省水インフラ整備事業	14,910
トルコ	地方自治体インフラ改善事業	45,000
合計		59,910

※厚生労働省調べ

6. 水資源開発関係の動向について（水資源開発基本計画）

水資源開発促進法に基づく水資源開発基本計画（以下「フルプラン」という。）は、国土交通省水管理・国土保全局水資源部が中心となり、指定水系（利根川・荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川）ごとに、水利用の安定性の確保、既存施設の有効活用等について十分な検討を行い、水需給上の必要性等を吟味した上で、経済社会状況の変化等を踏まえて適宜変更が行われてきた。

国土交通大臣は、フルプランを決定（変更を含む。）しようとする際には、利水関係行政機関の長（厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣）や、その他関係行政機関の長に協議し、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴く。その上で、閣議決定がなされることとなっている。

現行フルプランは、吉野川水系が平成22年度を目途とする需要の見通し及び供給の目標を示したものの、それ以外の水系が平成27年度を目途とするものとなっており、フルプランの全部変更に向けた動きが数年前から見られる。

平成25年10月には、国土交通大臣から国土審議会長に対し、今後の水資源政策のあり方について諮問され、水資源開発分科会調査企画部会において11回、水資源開発分科会において2回の審議のほか、中間とりまとめの公表や広く国民からの意見募集が行われ、平成27年3月に答申「今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを楽しむことができる「幅を持った社会システム」への転換～」が公表された。

国土交通省は、上述の答申を踏まえるとともに水循環基本計画（平成27年7月に策定）との整合性に留意して、水循環の過程を見据えた安定的な水需給バランスを確保し、また、大規模災害等の水供給に影響の大きいリスクに対しても良質な水を安定して供給する観点から、フルプランの全部変更について抜本的な検討が必要であり、各水系の具体的な内容の作成に向け、できるだけ速やかに方針を定めたい旨、水資源開発分科会において示していた。

今般、昨年12月に、国土交通大臣から国土審議会長に対し、リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について諮問され、水資源開発分科会調査企画部会において調査・検討が行われているところである。部会における2度の審議の後、現在、パブリックコメントの募集が行われており、これを踏まえて分科会に結果が報告される予定となっている。

来年度もフルプランの全部変更に向けた動きが継続し、その過程で国土交通省から関係都府県に対する調査が実施されることが想定される。関係都府県においては、計画変更に必要な需給想定調査等が行われた場合には、十分に精査したデータを提供していただけるよう、よろしく願います。

7. 水道事業者等への指導監督について

(1) 立入検査

① 目的

水道法第39条第1項等の規定に基づき、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供する者に限る。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保することを目的として実施している。

② 立入検査実施状況

平成28年度における立入検査については、平成28年7月から平成28年2月にかけて、厚生労働大臣認可の454の水道事業及び水道用水供給事業のうち、48事業者に対して実施したところである。

立入検査においては、需要者の安心・安全の確保に重点を置きつつ、主として水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況などを確認している。

具体的には、

- 1) 水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況
- 2) 認可（変更認可）や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況
- 3) 施設基準の遵守等、水道施設管理の実施状況
- 4) 健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況
- 5) 水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況
- 6) 水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況
- 7) 自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況
- 8) 情報提供の実施状況や供給規程の周知等、住民対策の実施状況
- 9) 環境保全対策の実施状況（水質汚濁防止法の遵守状況等）等

の項目について、適切に実施されているかを書類検査及び現地検査にて確認しており、水道の管理について技術上の業務を担当する水道技術管理者に説明をお願いしているところである。立入検査終了後は、検査内容について講評を行うとともに、改善を必要とする事項については、講評内容の重要性や水道法令との整合性等に応じて、文書指摘又は口頭指摘を行い、その改善状況について報告を得ることとしている。

また、今年度より、管路の経年化率、更新率等に課題のある事業者を中心に、立入検査を活用した指導・助言等を行っているところである。

③ 立入検査の結果の公表

平成28年度に実施した立入検査の結果については、現在取りまとめ中であるが、すべての結果が確定次第、昨年度と同様に厚生労働省のホームページで水道事業体実名入りで公表することとしているので、おってご確認いただきたい。

(2) 水道技術管理者研修

厚生労働大臣認可の水道事業等の水道技術管理者を対象とした研修を平成14年度より実施しており、平成28年11月3日に開催した。平成29年度も開催するので、水道事業者等にあつては、水道技術管理者が出席できるようご配慮願いたい。

平成28年度 厚生労働大臣認可水道事業等立入検査実施状況

都道府県			大臣認可事業数			立入検査事業数		
			上水道	用水供給	計	上水道	用水供給	計
01	北海道		0	0	0	0	0	0
02	北海道		4	1	5	1	0	1
03	青森県		4	1	5	0	0	0
04	岩手県		10	2	12	2	1	3
05	宮城県		4	0	4	0	0	0
06	秋田県		5	3	8	0	0	0
07	山形県		9	2	11	0	0	0
08	福島県		15	4	19	1	0	1
09	茨城県		9	2	11	0	0	0
10	栃木県		9	4	13	1	0	1
11	群馬県		38	1	39	3	0	3
12	埼玉県		21	6	27	0	0	0
13	千葉県		1	0	1	0	0	0
14	東京都		8	1	9	2	0	2
15	神奈川県		10	2	12	2	0	2
16	新潟県		4	3	7	0	0	0
17	富山県		6	1	7	0	0	0
18	石川県		4	2	6	0	0	0
19	福井県		4	1	5	0	0	0
20	山梨県		9	2	11	0	0	0
21	長野県		7	1	8	1	0	1
22	岐阜県		13	4	17	2	0	2
23	静岡県		32	1	33	1	0	1
24	愛知県		9	2	11	3	0	3
25	三重県		11	1	12	0	0	0
26	滋賀県		11	1	12	0	1	1
27	京都府		10	1	11	1	1	2
28	大阪府		17	2	19	2	0	2
29	兵庫県		8	1	9	1	0	1
30	奈良県		3	0	3	2	0	2
31	和歌山県		2	0	2	0	0	0
32	鳥取県		2	2	4	1	1	2
33	島根県		6	4	10	0	2	2
34	岡山県		7	3	10	2	0	2
35	広島県		9	1	10	4	0	4
36	徳島県		2	0	2	1	0	1
37	香川県		6	1	7	1	1	2
38	愛媛県		4	1	5	0	0	0
39	高知県		1	0	1	0	0	0
40	福岡県		20	3	23	2	0	2
41	佐賀県		5	2	7	2	0	2
42	長崎県		4	0	4	0	0	0
43	熊本県		2	0	2	0	0	0
44	大分県		4	0	4	0	0	0
45	宮崎県		3	0	3	2	0	2
46	鹿児島県		3	0	3	1	0	1
47	沖縄県		9	1	10	0	0	0
合計			384	70	454	41	7	48

上水道:上水道事業 用水供給:水道用水供給事業

**平成27年度立入検査における指摘事項
(文書指摘、口頭指摘、助言) 延べ件数**

指摘事項		件数	割合
1 資格に関すること	①水道技術管理者	39	12.5%
	②布設工事監督者	2	0.6%
小計(資格に関すること)		41	13.2%
2 認可等に関すること	①認可	18	5.8%
	②各種届出	14	4.5%
	③給水開始前検査	2	0.6%
小計(認可等に関すること)		34	10.9%
3 水道施設管理に関すること	①耐震化、アセットマネジメント	29	9.3%
	②鉛製給水管	22	7.1%
	③水道施設管理(その他)	5	1.6%
小計(水道施設管理に関すること)		56	18.0%
4 衛生管理に関すること	①衛生上の処置	11	3.5%
	②健康診断	1	0.3%
小計(衛生管理に関すること)		12	3.9%
5 水質検査に関すること	①妥当性評価	27	8.7%
	②水質検査計画	15	4.8%
	③採水地点	5	1.6%
	④水質検査(その他)	11	3.5%
小計(水質検査に関すること)		58	18.6%
6 水質管理に関すること	①クリプトスポリジウム等対策	4	1.3%
小計(水質管理に関すること)		4	1.3%
7 危機管理対策に関すること	①各種マニュアル	27	8.7%
	②水安全計画	18	5.8%
	③事業継続計画	9	2.9%
	④危機管理対策(その他)	24	7.7%
小計(危機管理対策に関すること)		78	25.1%
8 住民対応に関すること	①情報提供	25	8.0%
	②福祉部局との連携	3	1.0%
小計(住民対応に関すること)		28	9.0%
計		311	100%

平成27年度立入検査 指摘事項（具体例）

項目	指摘事項
1 資格に関すること	
①水道技術管理者	
	<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設工事竣工時の施設検査の書類 定期の施設検査時の施設点検記録 配水場において業務に従事する職員が受診した健康診断結果 毎日の水質検査結果 <p>において、水道技術管理者の監督状況が明確になっていなかったため、点検記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p>
	<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設検査について、定期的な施設の検査を行っていたが、一部施設において点検記録が作成されていないなど内容が不十分であるとともに、点検結果を水道技術管理者が確認していなかった 水質検査の一部となる水に注入される薬品について、納品時には計量証明書等を納品業者より受け取っていたが、薬品基準（仕様書）に適合しているかどうかを確認した記録が作成されていなかった <p>ため、点検記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、水道技術管理者が従事・監督していることを明確にすること。</p>
	<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について、取水及び導水施設の点検記録が作成されておらず、点検結果を水道技術管理者が確認していなかったため、点検記録に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p>
	<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、給水装置の構造及び材質について、給水申込の承認、施工、検査までの一連の書類は整理されていたが、水道技術管理者が確認していなかったため、今後は確認を行うとともに、検査書類等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p>
	<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、一部の施設検査、薬品基準に基づく確認等の事務について、水道技術管理者の監督状況が不十分であったため、水道技術管理者は当該事項に関する事務に適切に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督すること。</p>

項目	指摘事項
	<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、一部の施設検査の事務について、水道技術管理者の監督状況が不十分であったため、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこの業務に従事する他の職員を監督すること。</p>
	<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について、定期的な施設の検査を行っていたが、土木施設において点検記録が作成されておらず内容が不十分であるとともに、点検結果を水道技術管理者が確認していなかったため、点検記録に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p>
	<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について、定期的な施設の検査を行い、記録の整理はされていたが、水道技術管理者が監督していなかったため、今後は確認を行うとともに、点検記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、その業務を監督していることを明確にすること。</p>
	<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について、定期的な施設の検査を行っていたが、土木施設において点検記録が作成されておらず内容が不十分であるとともに、点検結果を水道技術管理者が確認していなかったため、点検記録に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、その業務を監督していることを明確にすること。</p>
	<p>水道法第31条において準用する第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について、定期的な施設の検査を行っていたが、土木施設において点検記録が作成されておらず内容が不十分であるとともに、点検結果を水道技術管理者が確認していなかったため、点検記録に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p>
	<p>水道法第31条において準用する第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について、定期的な施設の検査を行っていたが、土木施設において点検記録が作成されておらず内容が不十分であるとともに、点検結果を水道技術管理者が確認していなかったため、点検記録に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p>
	<p>水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業は、役割、責務及び権限について、規定等で明定しておらず、明確な立場となりうる可能性があるため、水道技術管理者となる者の役割、責務及び権限について明定すること。</p>

項目	指摘事項
	<p>水道事業管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適合する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業は、水道技術管理者となる者の役割、責務及び権限について規定等で明定しておらず、明確な立場となりうる可能性があるため、水道技術管理者となる者の役割、責務及び権限について明定すること。</p>
	<p>水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適合する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業は、水道技術管理者となる者の責務及び権限に関する規定はあるものの、役割については明定されていなかったため、明定すること。</p>
	<p>水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適合する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業は、水道技術管理者となる者の役割、責務及び権限について、規定等で明定しておらず、明確な立場となりうる可能性があるため、水道技術管理者となる者の役割、責務及び権限について明定すること。</p>
	<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 次亜塩素酸ナトリウムの納品時の分析報告書等 毎日の水質検査結果 <p>において、水道技術管理者の監督状況が明確になっていなかったため、記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p>
	<p>水道法第19条第2項各号の規定において、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について、定期的な施設検査の点検記録が残されていないなど内容が不十分であるとともに、点検結果を水道技術管理者の押印欄を設けるなど、確認体制を構築し、その業務を監督していることを明確にすること。</p>

項目	指摘事項
	<p>水道法第19条第2項各号の規定において、水道技術管理者は、当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、各事務について、水道技術管理者の補助者の確認は行われていたが、水道技術管理者の最終的な確認が行われていることが不明確であったため、押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p>
	<p>水道法第31条において準用する第19条第2項各号の規定において、水道技術管理者は、当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、浄水場において業務に従事する委託業者が受診した健康診断について、水道技術管理者の代務者の確認は行われていたが、水道技術管理者の関与が見受けられなかったため、決裁欄を設けるなど、その業務を監督していることを明確にすること。</p>
	<p>水道法第31条において準用する第19条第2項各号の規定において、水道技術管理者は、当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設点検記録等一部の事務について、水道技術管理者の補助者の確認は行われていたが、水道技術管理者への最終的な確認が押印等により行われていなかったため、水道技術管理者及び補助者の役割を明確化し、適切に水道技術管理者による従事・監督が行われるようにすること。</p>
	<p>水道技術管理者の従事・監督について、次亜塩素酸ナトリウムの納品時に分析報告書等により薬品の仕様を確認しているが、水道技術管理者の従事・監督状況が明確になっていないことから、検査記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p>
	<p>水道技術管理者による監督について、水道施設の定期点検、給水装置の新設、増設及び改造に係る給水開始前検査に関する記録は整理されていたが、水道技術管理者の監督状況が明確になっていないことから、今後は、検査記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、その業務を監督していることを明確にすること。</p>
	<p>水道技術管理者の監督について、健康診断結果の書類において、水道技術管理者の監督状況が明確になっていないことから、水道技術管理者の押印欄を設けるなど、その書類を確認していることを明確にすること。</p>
	<p>水道技術管理者による監督について、浄水場において業務に従事する委託業者が受診した健康診断において、診断結果書の整理はされていたが、水道技術管理者の監督状況が明確になっていないことから、今後は、診断結果書に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、監督していることを明確にすること。</p>
	<p>水道技術管理者の関与について、薬品納入時の水道技術管理者の確認が不明確であったこと、及び1日1回以上行う定期的な水質検査時（消毒の残留効果）における水道技術管理者の確認が行っていないもの、その記録が明確となっていないことから、水道技術管理者の押印欄を設けるなど、その業務を監督していることを明確にすること。</p>

項目	指 摘 事 項
	水道技術管理者の監督について、関係書類においては、水道技術管理者の職にある者の決裁は認められたが、水道技術管理者としての決裁とはならず、責任の所在が明確でないため、押印欄に水道技術管理者であることを記載するなど、その業務を監督していることを明確にすること。
	水道技術管理者の代務者を設置した場合、水道技術管理者の確認に至るまでに時間を要するおそれがあるため、水道技術管理者として判断を遅滞なく行えるような体制の整備に努めること。
	水道技術管理者による監督について、次亜塩素酸ナトリウムの精製時や日常の水道施設の点検等についての記録の整理はされているが、水道技術管理者の監督状況が明確になっていないことから、検査記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、その業務を監督していることを明確にすること。
	水道技術管理者の監督について、水道法第21条第1項の規定による健康診断を監督しなければならないが、貴水道用水供給事業は、水道技術管理者の職にある者の決裁は認められたが、水道技術管理者としての決裁とはならず、責任の所在が明確でないため、押印欄に水道技術管理者であることを記載するなど、その業務を監督していることを明確にすること。
	水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適合する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業は、水道技術管理者となる者の職に関する規定はあるものの、責務及び権限については明定されていないことから、規定すること。
	第三者委託では、受託者は水道事業者等との契約に係る水道の管理に関する技術上の業務の遂行にあたり、委託の範囲内において水道法上の規定が適用されるため、第三者委託を行う際には、責任関係等が明確であることが必要であるが、貴水道事業は、水道事業者及び受託者の責任に係る認識が不明確であったため、関係者間で共通認識を持つこと。
	水道技術管理者の従事・監督について、次亜塩素酸ナトリウムの納品時時分析報告書等により薬品の仕様を確認しているが、水道技術管理者の従事・監督状況が明確になっていないことから、検査記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。
②布設工事監督者	
	布設工事以外の工事の監督者について、貴水道事業は、資格を有しない者を指名している事例が見受けられたため、資格を有する者を指名し監督業務を行わせること。

項目	指 摘 事 項
	予備水源としている第8-1水源及び第11-1水源について、これまで認可を受けることなく常時取水を行っていたこと。また、今後、同様の認可外水源から取水を行う場合は、水道法第10条の規定に基づく、水源種別の変更及び取水地点の変更の認可申請を行うこと。
	貴水道事業は、平成26年1月に実施された立入検査において、市内の簡易水道事業を計画的に統合するとされていたものの、予定時期を過ぎてなお未統合であったため、統合までのスケジュールを明らかにしたうえで、統合にあたって、愛知県と調整を図るよう口頭指摘を受けていた。 今回の立入検査において、現状を確認したところ、簡易水道事業関係者と調整を図るなど、統合に向けての取り組みは進められているものの、簡易水道事業の統合には至っていないことから、引き続き、当該簡易水道事業や愛知県と調整のうえ、統合に向けて取り組むこと。
	現在予備水源として保有している地下水源について、現状は維持管理のため定期的に取水し、給水していることだが、今後、定期的な取水・給水するのであれば、水道法第10条の規定による事業認可の変更要件を確認のうえ、今後の対応について厚生労働省健康局水道課技術係に協議すること。
	現在、原水の水質悪化により予備水源として保有している下地給水所について、濁水などにより取水し、給水していることだが、毎年度継続して取水・給水している状況であるため、今後、定期的な取水・給水するのであれば、今後の対応について厚生労働省水道課技術係に協議すること。
	水道法第10条第1項の規定により、水道事業者は給水人口を増加させようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業においては、現在給水人口が既届出値を上回っているため、認可の手続きについて、厚生労働省と協議を行うこと。
	分水は、水道法上の責任の所在が不明確であり、分水の受水者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていないため、法的措置が可能な場合は、水道用水供給事業の認可を受けることと給水区域の拡張による分水区域の編入など、諸般の状況等を勘案した上で、分水状態の解消に計画的に取り組むよう努めること。
	分水は、水道法上の責任の所在が不明確であり、分水の受水者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていないため、法的措置が可能な場合は、給水区域の拡張による分水区域の編入など、諸般の状況等を勘案した上で、分水状態の解消に計画的に取り組むよう努めること。
	分水は、水道法上の責任の所在が不明確であり、分水の受水者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていないため、法的措置が可能な形で整理できる場合、関係水道事業者との協議を進め、分水状態の解消に向けて計画的に取り組むこと。
	分水は、水道法上の責任の所在が不明確であり、分水の受水者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていないため、法的措置が可能な形で整理できる場合、引き続き関係水道事業者との協議を進め、分水状態の解消に向けて計画的に取り組むこと。

項目	指 摘 事 項
	貴水道事業の条例では、布設工事以外の水道施設工事について監督業務を行う者の資格は必要としないとしているが、昭和44年6月24日環水第9059号厚生省環境衛生局長通知「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」の趣旨にかんがみ、布設工事以外の水道施設工事についても、布設工事に準じた監督者を置いて監督業務を実施させること。
2 認可等に関する事	
①認可	
	水道法第10条第1項の規定により、水道事業者は、浄水方法を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業においては、浄水方法の変更認可を受けられなかったため、当該変更後の浄水方法で配水されていなかったため、変更認可の申請若しくは事業の変更の認可を要しない軽微な変更による届出を提出すること。
	水道法第10条第1項の規定により、水道事業者は、給水人口を増加させようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業は、現在給水人口が認可給水人口を上回っているにもかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けられなかったため、認可の取得又は事業の変更の認可を要しない軽微な変更による届出等の手続を行うこと。
	水道法第10条第1項の規定により、水道事業者は、給水人口を増加させようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業は、現在給水人口が認可給水人口を上回っているにもかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けられなかったため、認可の取得又は事業の変更の認可を要しない軽微な変更による届出等の手続を行うこと。
	貴水道事業は、平成26年1月に実施された立入検査において、地下水取水量が、認可計画取水量と比べて、長期にわたり大きく超過している状況にあり、是正する運用方針も確認することができなかったため、改善するよう口頭指摘を受けていた。 今回の立入検査において、現状を確認したところ、前回検査後に回答のあった伏流水取水を削減するとして一部改善を図る取り組みが進められているものの、地下水取水量を適正化する改善計画は見られず、現在も前回指摘と同様の地下水取水が継続されている状況であった。 したがって、愛知県地域広域的水道整備計画と地下水揚水規制等を踏まえて、愛知県や愛知県水道用水供給事業、近隣水道事業者と調整のうえ、認可計画に整合した地下水取水量の運用を図るよう改善すること。 また、具体的な改善方法や目標時期について、厚生労働省水道課に報告すること。
	分水については、暫定的な措置として、解消に向けて関係水道事業者と協議が進められているところであるが、今なお解消の目途が立っていない地域が見られた。分水は、水道法上の責任の所在が不明確であり、分水の受水者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていないため、法的措置が可能な形で整理できる場合、関係水道事業者との協議を進め、分水状態の解消に向けて計画的に取り組むこと。 なお、貴水道事業が隣接水道事業者から分水を受けている地域については、解消の時期（目途）を示したうえで緊急取り組むこと。 また、上記指摘に対する改善報告に併せて、前回指摘以降の関係機関との協議状況を報告すること。

項目	指 摘 事 項
	分水については、暫定的な措置として、解消に向けて関係水道事業者と協議が進められているところであるが、今なお解消の目途が立っていない地域が見られた。 分水は、水道法上の責任の所在が不明確であり、分水の受水者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていないため、法的措置が可能な形で整理できる場合、関係水道事業者との協議を進め、分水状態の解消に向けて計画的に取り組むこと。
	紫外線処理施設として認可を受けている東部第1水源、東部第3水源、東部第5水源及び清音水源について、現状は紫外線処理施設が整備されているが、貴市が策定に向けて現在検討している施設統廃合計画を踏まえ、必要に応じて、水道法第10条の規定に基づく変更認可申請を行うこと。
②各種届出	
	水道法第13条第1項の規定により、水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合には、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届けなければならないが、貴水道事業は、経年浄水場取水施設を平成23年7月に給水開始したにもかかわらず、適切な時期に届出がなされていなかったため、今後対象施設の給水を開始しようとするときは、適切に届出を行うこと。
	水道法第7条第3項の規定により、水道事業経営の認可の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届けなければならないが、貴水道事業は、平成〇年〇月に代表者である市長が交代した際に、その届出を行っていないため、届け出ること。
	水道法第14条第5項の規定により、供給規程に定められた事項のうち、料金を変更したときは、厚生労働大臣に届けなければならないが、貴水道事業は、平成26年3月に消費税に相当する額を給水条例で変更した際に、その届出を行っていないため、届け出ること。
	水道法第14条第5項の規定により、供給規程に定められた事項のうち、料金を変更したときは、厚生労働大臣に届けなければならないが、貴水道事業は、消費税に相当する額を給水条例で変更しているにもかかわらず、届け出がなされていないため、届け出ること。
	水道法第27条第3項の規定により、水道用水供給事業経営の認可の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届けなければならないが、貴水道用水供給事業は、平成21年7月に代表者である知事が交代した際、その届出を行っていないため、届け出ること。

項目	指 摘 事 項
	<p>水道法第31条において準用する水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならないが、貴水道事業においては、対象施設の工事に伴う給水開始前の水質検査及び施設検査は行っていたものの、適切な時期に届出がなされていなかったため、今後同様の工事を実施する場合は、速やかに届け出ること。</p> <p>東総広域水 道用水供給 事業</p>
	<p>法第31条において準用する法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならないが、貴水道事業においては、対象施設の工事に伴う給水開始前の水質検査及び施設検査は行っていたものの、適切な時期に届出がなされていなかったため、今後同様の工事を実施する場合は、速やかに届け出ること。</p> <p>群馬県新田 山田水道用 水供給事業</p>
	<p>③給水開始前検査</p> <p>水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならないが、貴水道事業においては、対象施設の工事に伴う給水開始前の水質検査及び施設検査は行っていたものの、適切な時期に届出がなされていなかったため、今後同様の工事を実施する場合は、速やかに届け出ること。</p> <p>千葉県水道 事業</p>
	<p>水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならないが、貴水道事業においては、対象施設の工事に伴う給水開始前の水質検査を行っていないため、今後対象施設の給水を開始しようとするときは、適切に水質検査を行うこと。</p> <p>宝塚市水道 事業</p>
3	水道施設管理に関すること
	<p>①耐震化、アセットマネジメント</p> <p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、計画を策定していなかったため、施設の耐震化については、現在策定中の施設統廃合計画を踏まえて施設耐震化計画を策定し、 ・管路の耐震化については、施設統廃合計画と直接的には関係しないため、速やかに管路耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を推進すること。</p> <p>総社市水道 事業</p>

項目	指 摘 事 項
	<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業（又は「貴水道用水供給事業」）は、基幹管路の耐震化計画が未策定であるため、速やかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。</p> <p>佐賀東部水 道企業団水 道事業、佐 賀東部水道 用水供給事 業</p>
	<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、基幹管路及び施設の耐震化計画が未策定であるため、速やかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。</p> <p>東松山市水 道事業、須 坂市水道事 業、飯塚市 水道事業、 藤井寺市水 道事業</p>
	<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、基幹管路及び施設の耐震化計画が未策定であるため、速やかにアセットマネジメントの実施結果を踏まえた耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。</p> <p>近江八幡市 水道事業</p>
	<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、基幹管路及び施設の耐震化計画が未策定であるため、速やかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。</p> <p>群馬県東部 地域水道用 水供給事業 、群馬県 新田山田水 道用水供給 事業、群馬 県東部第一 水道用水供 給事業、群 馬県東部第 二水道用水 供給事業</p>
	<p>水道施設（浄水場、配水池等）の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、一部の水道施設（浄水場）について耐震診断が完了してはいるが、早期に耐震診断を終え、その結果を踏まえて耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を推進すること。</p> <p>八戸圏域水 道企業団水 道事業</p>
	<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、一部の水道施設（浄水場）について耐震診断が完了してはいるが、早期に耐震診断を実施するとともに、現在検討中の県営水道送水計画を踏まえて施設耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を推進すること。</p> <p>大和高田市 水道事業</p>

項目	指 摘 事 項
	<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、基幹管路、浄水場及び配水池の耐震化計画が未策定であるため、速やかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。</p> <p>古河市水道 事業</p>
	<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、施設の耐震化計画は策定しているものの、基幹管路の耐震化計画が未策定であるため、速やかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。</p> <p>環屋川市水 道事業</p>
	<p>耐震性能が特に低い石綿セメント管については、基幹管路として布設されているものを中心にできるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進めるとともに、今後遅くとも概ね平成30年度までに転換を完了するよう努めることとされているが、貴水道事業においては、石綿セメント管の更新計画が定められておらず、その更新が滞っている状況にあるため、更新に向けた検討を速やかにを行い、更新を行うよう努めること。</p> <p>八戸圏域水 道企業団水 道事業</p>
	<p>災害時に重要な拠点となる病院や避難所などの配水管路について、優先的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業においては、これらの重要給水施設への基幹管路については重要管路の選定がされているが、配水支管については重要管路の選定がされていなかったため、速やかに選定すること。</p> <p>越谷・松伏 水道企業団 水道事業</p>
	<p>水道施設の耐震化について、貴水道事業は、既存施設の耐震診断の結果を踏まえ、配水池の耐震化に取り組んでいるが、耐震化計画が未策定であったため、速やかに耐震化計画を策定し、より計画的に耐震化を推進すること。</p> <p>旭市水道 事業</p>
	<p>水道施設の耐震化について、貴水道事業は、優先順位をつけて耐震補強に取り組んでいるが、耐震化計画が未策定であったため、速やかに耐震化計画を策定し、より計画的に耐震化を推進すること。</p> <p>上田市上水 道事業</p>
	<p>水道施設（浄水場、配水池等）の耐震化について、貴水道事業は、既存施設の耐震診断を含めた耐震化計画が策定中であったため、速やかに耐震化計画（施設）を策定し、より計画的に耐震化を推進すること。</p> <p>会津若松市 水道事業</p>
	<p>水道施設の耐震化について、貴水道事業において、統合予定の高岡水道施設も踏まえた耐震化計画を策定されたい。</p> <p>鳥取市水道 事業</p>
	<p>水道施設の耐震化について、貴水道用水供給事業は、耐震診断を含む耐震化計画が長期財政計画案に記載されていたものの、策定途中であることから、速やかに耐震化計画を策定し、より計画的に耐震化を推進すること。</p> <p>会津若松地方 広域水供給 事業</p>

項目	指 摘 事 項
	<p>地域防災計画における指定避難所等の重要給水施設に至る管路等については、優先的に耐震化を図ることが求められている。貴市地域防災計画では、現在のところ、指定避難所等は位置付けられていないが、今後、地域の実情に応じた避難場所の整備に努めることとしていることから、その状況を踏まえて重要管路を選定し、計画的・優先的に耐震化に取り組むこと。</p> <p>総社市水道 事業</p>
	<p>アセットマネジメントの実施、施設の更新計画の策定及び管路の耐震化計画の策定について、現在、貴水道用水供給事業において取り組んでいるものの、計画の策定途上であるため、関係者（水道事業者等）との調整を迅速進めて計画を策定し、これに基づいて必要な対応を実施すること。</p> <p>駿豆水道用 水供給事業 、榛南水 道用水供給 事業、遠州 広域水道用 水供給事業</p>
	<p>アセットマネジメント及び水道事業ビジョンについて、現在のところ未実施及び未策定であるため、速やかにこれらを実施及び策定し、安定した事業運営に努めること。</p> <p>須坂市水道 事業</p>
	<p>アセットマネジメントについて、来年度までに実施予定とのことであるが、できるだけ速やかに実施し、安定した事業運営に努めること。</p> <p>甲府市水道 事業</p>
	<p>②鉛製給水管</p> <p>鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めることとされているが、貴水道事業は、布設替計画が未策定であるため、速やかに策定し、鉛製給水管の布設替を推進すること。</p> <p>東松山市水 道事業</p>
	<p>鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替の必要性と布設替までの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、計画が策定されておらず、また、個別の周知を行っていないため、適切に実施すること。</p> <p>姫路市水道 事業</p>
	<p>鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替の必要性と布設替までの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、全体としての広報は行っているものの、個別の周知を定期的に行っていないため、（当該水道使用者（所有者）の把握に努め、）適切に実施すること。</p> <p>佐賀東部水 道企業団水 道事業、西 宮市水道事 業、堺市水 道事業、八 戸圏域水道 企業団水道 事業、藤井 寺市水道事 業、宝塚市 水道事業、 枚方市水道 事業</p>

項目	指 摘 事 項
	鉛製給水管について、布設替え計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替えを進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、全体としての広報や工事対象範囲の使用者には周知を行っているものの、個別の周知を行っていなかったため、適切に実施すること。 鳥取市水道事業
	鉛製給水管について、布設替え計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替えを進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、鉛製給水管の使用件数を把握しておらず、布設替え計画を策定していないうえ、個別の周知も行っていないため、適切に実施すること。 大和高田市水道事業
	鉛製給水管について、布設替え計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替えを進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、宅地部における鉛製給水管の使用件数を把握しておらず、個別の周知を行っていなかったため、適切に実施すること。 近江八幡市水道事業
	鉛製給水管について、布設替え計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替えを進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、計画が策定されておらず、また、個別の周知も行っていないため、適切に実施すること。 八尾市水道事業
	鉛製給水管について、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、布設替え計画に基づき、布設替え工事が予定されている水道使用者に対する個別周知は行っていないものの、鉛製給水管を使用しているすべての水道使用者に対する個別周知を行っていなかったため、適切に実施すること。 大阪市水道事業、松原市水道事業
	鉛製給水管について、布設替え計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替えを進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、布設替え計画の策定にとどまらず、布設替えの実施に至っており、また、定期的な個別に周知されていないため、適切に実施すること。 甲府市水道事業
	鉛製給水管について、布設替え計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替えを進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、布設替え計画と更新されていないため、また、定期的な個別に周知されていないため、適切に実施すること。 会津若松市水道事業

項目	指 摘 事 項
	鉛製給水管については、布設替え計画を策定し、計画的に布設替えを進めることとされており、特に公道部（配水部岐部から水道メーターまで）は、水道事業者自らが積極的に布設替えに取り組みようとしているところであるが、貴水道事業は、公道部の鉛製給水管について、布設替え計画を策定しておらず、積極的に布設替えを行っていないため、布設替え計画を策定し、計画的かつ積極的に布設替えを推進すること。 福山市水道事業
	鉛製給水管について、布設替え計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替えを進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、計画は策定されているものの、個別に周知されていないため、適切に実施すること。 環屋川市水道事業
	鉛製給水管について、布設替え計画を策定し、計画的に布設替えを進めることとされているが、貴水道事業は、布設替え計画を策定して布設替えを進めているものの、公道下における鉛製給水管の残存状況について一部把握できておらず、布設替えに遅れが生じているため、実態把握に努め、計画的に布設替えを進めること。 総社市水道事業
	鉛製給水管の更新について、貴水道事業では、宅地部については個別の事情によって残存している箇所があるため、引き続き個別に対応を行うなど、解消に向けた取組を推進すること。 千葉県水道事業
	鉛製給水管について、布設替え計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替えを進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、公道部を含めて個別の事情によって残存している箇所があるため、引き続き個別に対応を行うなど、解消に向けた取組を推進すること。 北九州市水道事業
	③水道施設管理（その他）
	施設点検について、定期的に水道施設の検査を行うことにより、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業は一部水道施設において定期点検が行われていなかったため、点検項目等を作成した上で定期点検を行うこと及び点検実施項目の確認体制を構築すること。 甲府市水道事業
	次亜塩素酸ナトリウムの薬品基準を遵守するため、適正な管理が求められており、購入時に次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、購入時に次亜塩素酸ナトリウムにより付加される各評価項目の濃度等が仕様を満たしたものであることを確認する必要があるが、貴水道事業は、必要な対応がなされていないため、使用する次亜塩素酸ナトリウムについて最大注入率を設定のうえ、薬品基準への適合を確認すること。 愛知中部水道企業団水道事業

項目	指 摘 事 項
	次亜塩素酸ナトリウムの薬品基準を遵守するため、適正な管理が求められており、購入時に次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、購入時に次亜塩素酸ナトリウムにより付加される各評価項目の濃度等が仕様を満たしたものであることを確認する必要があるが、貴水道事業は、必要な対応がなされていないため、使用する次亜塩素酸ナトリウムについて最大注入率を設定のうえ、薬品基準への適合を確認すること。 一宮市水道事業
	次亜塩素酸ナトリウムの適正な管理について、塩素酸のpH基準及び薬品基準を遵守するため、保管時における保管温度及び保管期間に配慮すること。 会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業
	施設検査について、定期的に水道施設の検査を行うことにより、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業は土木設備の点検は実施されているものの、点検状況に関する記録がなかったため、その記録を行うこと。 南アルプス市水道事業
4 衛生管理に関すること	
①衛生上の措置	
	水道法第22条及び同法施行規則第17条第1項第1号及び第2号の規定により、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にするとともに、当該施設にはかぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、一部の送水場において、敷地の一部が河川区域という理由から柵を設けておらず、また、河川管理者と柵の設置に関する協議も行われていなかったため、協議を行うとともに、汚染防止対策の徹底に取り組むこと。 西尾市水道事業
	水道法第22条及び同法施行規則第17条第1項第2号の規定により、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、日中に門扉が開放されており、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があるため、通常は門扉を閉鎖するなど、警備を強化することにより、汚染防止対策の徹底を図ること。 東松山市水道事業
	水道法第22条及び同法施行規則第17条第1項第2号の規定により、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、浄水場施設建屋には錠錠が設けられているものの、一部の浄水場において門扉が開放されており、また、さくが設置されているものの、さくの下の隙間が大きく、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があるため、早期に汚染防止対策の徹底を図ること。 会津若松市水道事業

項目	指 摘 事 項
	施設検査について、定期的に水道施設の検査を行うことにより、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業（又は「貴水道用水供給事業」）においては、土木施設の点検記録が整備されていないため、点検リストなどの記録を作成し、水道技術管理者が点検実施状況を確認できる体制を構築すること。 越谷・松伏水道企業団、佐賀西部広域水道用水供給事業
	水道事業者は、取水場、導水きよ、配水池ポンプせいの周辺は、常に十分な清掃を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意することとされているが、貴水道事業においては、水源である井戸の付近で廃油入りのドラム缶が壁外に保管され、破損や漏洩に対する十分な対策が実施されていないため、保管場所やその管理について、改善すること。 一宮市水道事業
	水道事業者は、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいの周辺は、常に十分な清掃を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意するとともに、当該施設には柵を設け、錠錠設備を有する等が汚染防止のため一般の注意喚起に必要とされ、立札、掲示等を行うこととされているが、貴水道事業は、一般の注意喚起に必要な立入禁止表示等を設置していないため、設置すること。 大和高田市水道事業
	水道事業者は、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じなければならないが、貴水道用水供給事業は、正門前の車道が狭く車両の往来も多いことから、門扉の開閉の際に安全が確保されないとの理由で、日中に門扉が開放されているが、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があるため、警備を強化するなど、立ち入り管理を徹底することにより、汚染防止を図ること。 鬼怒水道用水供給事業
	水道事業者は、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じなければならないが、貴水道用水供給事業は、日中は浄水場の門扉が開放されており、また、冬期は積雪により門扉が操作できなくなることから常に開放されているが、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があることから、警備を強化するなど、立ち入り管理を徹底することにより、汚染防止を図ること。 会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業
	施設検査について、定期的に水道施設の検査を行うことにより、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業においては、土木施設の一部について点検記録が整備されていないため、点検項目を作成するとともに、記録を残すこと。 伊丹市水道事業
	水道施設においては、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図ることとされているが、貴水道事業においては、防犯設備を設置していない施設が検出されたことから、監視体制の充実を図ること。 鳥取市水道事業
	②健康診断

項目	指 摘 事 項
	<p>水道法第21条第1項の規定に基づく健康診断について、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、定期及び臨時の健康診断を行わなければならないとされているが、貴水道事業は、配水池の清掃に従事している作業員の健康診断を行っていないため、水道施設の業務に従事しているすべての者について実施すること。</p> <p>佐賀東部水道企業団水道事業</p>
5	水質検査に関すること
	①妥当性評価
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業の水質検査方法においては、妥当性評価ガイドラインに基づく確認が未実施であるため、速やかに実施に努めること。</p> <p>古河市水道事業</p>
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業（又は「貴水道用水供給事業」）は、自己検査項目について妥当性評価ガイドラインに基づく確認が未実施であるため、速やかに実施すること。（佐賀東部水道企業団水道事業、佐賀東部水道用水供給事業）</p> <p>佐賀東部水道企業団水道事業、佐賀東部水道用水供給事業</p>
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道用水供給事業では、水質検査機関に委託する部分については妥当性評価の内容は確認していたものの、自己で検査する部分については行っていないため、速やかに実施すること。</p> <p>会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業</p>
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業の水質検査方法においては、妥当性評価ガイドラインに基づく確認が未実施であるため、速やかに実施に努めること。</p> <p>飯塚市水道事業</p>

項目	指 摘 事 項
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業においては、妥当性評価は順次進めているものの、一部検査対象物について評価が未実施であるため、速やかに実施すること。</p> <p>越谷・松伏水道企業団水道事業、東葛広域水道用水供給事業、甲府市水道事業、安城市水道事業、愛知中部水道企業団水道事業、八戸圏域水道企業団水道事業、八尾市水道事業、福山市水道事業、伊丹市水道事業、豊橋市水道事業、宝塚市水道事業、枚方市水道事業</p>
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業において、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」による評価が一部（3項目）について実施されているものの、未実施項目があったため、速やかに実施すること。</p> <p>一宮市水道事業</p>
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業においては、妥当性評価は順次進めているものの、一部検査対象物について妥当性評価ガイドラインの目標を満足していないため、目標を満たせるよう検査方法の一部の改良、定量下限の見直し等を行うこと。</p> <p>寝屋川市水道事業</p>
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業は、水質検査を委託している検査機関の妥当性評価の実施状況の確認をしていなかったため、その確認を行うこと。</p> <p>須坂市上水道事業</p>
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業においては、妥当性評価は順次進めているものの、室内精度について評価が未実施であるため、速やかに実施すること。</p> <p>北九州市水道事業</p>

項目	指 摘 事 項
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業は、妥当性評価は順次進めているものの、一部検査対象物について評価が未実施であり、また、水質検査を委託している検査機関の妥当性評価の実施状況の確認をしていなかったため、未実施の項目の妥当性評価を速やかに行うとともに、委託検査機関の妥当性評価についても実施状況を確認すること。</p> <p>上田市上水道事業</p>
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道用水供給事業においては、妥当性評価は順次進めているものの、一部検査対象物について妥当性評価ガイドラインの目標を満足していないため、目標を満たせるよう検査方法の一部の改良、定量下限の見直し等を行うこと。</p> <p>北都須水道用水供給事業、鬼怒水道用水供給事業</p>
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道用水供給事業は、水質検査を委託している検査機関の妥当性評価の実施状況を確認していなかったため、その確認を行うこと。</p> <p>駿豆水道用水供給事業、蒲郡市水道事業</p>
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業は、共同検査体制により設置した奈良広域水質検査センターが実施する水質検査方法の妥当性を確認していなかったため、確認すること。</p> <p>大和高田市水道事業</p>
	②水質検査計画
	<p>水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、定期的な水質検査を省略する項目及びその理由、水質検査を委託する場合における当該委託の内容、水質検査結果の評価に関する事項、原水の水質検査に関する事項が未記載であったため、記載すること。</p> <p>寝屋川市水道事業</p>
	<p>水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項、水質検査結果の評価に関する事項及び水質検査計画の見直しに関する事項が未記載であったため、記載すること。</p> <p>大和高田市水道事業</p>
	<p>水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、水質検査結果の精度及び信頼性保証に関する事項が未記載であったため、記載すること。</p> <p>蒲郡市水道事業</p>

項目	指 摘 事 項
	<p>水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、水質検査計画の見直しに関する事項が未記載であるため、記載すること。</p> <p>東松山市水道事業、豊橋市水道事業</p>
	<p>水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、関係者との連携に関する事項が未記載であったため、記載すること。</p> <p>福山市水道事業</p>
	<p>水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質管理目標設定項目の検査に関する事項、原水の水質検査に関する事項が未記載であったため、記載すること。</p> <p>愛知中部水道企業団水道事業、八尾市水道事業</p>
	<p>水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項が未記載であるため、記載すること。</p> <p>安城市水道事業</p>
	<p>水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、水質検査結果の評価に関する事項及び水質検査計画の見直しに関する事項が未記載であったため、記載すること。</p> <p>綿社市水道事業</p>
	<p>水道法施行規則第52条において準用する第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、水質検査計画の見直しに関する事項が未記載であるため、記載すること。</p> <p>駿豆水道用水供給事業、橋南水道用水供給事業、遠州広域水道用水供給事業</p>
	<p>水道法施行規則第52条において準用する第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道用水供給事業は、原水の水質検査に関する事項が未記載であったため、記載すること。</p> <p>佐賀西部広域水道用水供給事業</p>
	<p>水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、計画に記載された同条第7項の規定による検査の回数に誤りがあったため、適切な計画とすること。</p> <p>古河市水道事業</p>
	③採水地点

項目	指摘事項	
	<p>水質検査に供する水の採取場所について、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選定することが必要とされているが、貴水道事業は、採水地点がない配水区域があり、採水場所の選定理由についての説明が不十分であったため、採水地点の追加等について検討し、より適切な採取場所を選定すること。</p>	古河市水道事業
	<p>水質検査に供する水の採取場所については、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選定することが必要とされているが、貴水道事業は、ジェオスミン及び2-MIBの検査に供する水を採取する給水管配水管の末端等適切な採取場所となっていないため、適切な採取場所とすること。</p>	安城市水道事業
	<p>水質検査に供する水の採取場所について、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、配水管の末端等、水が停滞しやすい場所を選定することが必要とされているが、貴水道事業は、採水場所の選定理由が不明確であったため、採水場所について、適切な選定をすること。</p>	一宮市水道事業
	<p>水質検査に供する水の採取場所について、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選定することが必要とされているが、貴水道事業は、一部の配水区域で採水地点が配水管の末端になっておらず、採水場所の選定理由についての説明が不十分であったため、採水地点の選定について検討し、より適切な採取場所を選定すること。</p>	近江八幡市水道事業
	<p>水質検査に供する水の採取場所について、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選定することが必要とされているが、一部の配水区域で配水管の末端等水が停滞しやすい場所では採取していないため、より適切な採取場所について検討すること。</p>	佐賀東部水道企業団水道事業
④水質検査（その他）		
	<p>水道法第20条第1項の規定により行う定期的水質検査については、同法施行規則第15条第1項第1号の規定に基づき、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を1日1回以上行わなければならないが、貴水道事業は、欠測日が生じていたため、適切に実施すること。</p>	姫路市水道事業
	<p>水道法第31条において準用する同法第20条第1項の規定により行う定期的水質検査のうち、1日1回以上行う色及び濁りに関する検査について、貴水道事業では、一部の箇所において、1週間に1回しか行われておらず、水質基準を満たしていることが確認できる体制になっていないことから、早急に改善し、1日1回以上の検査を行うこと。</p>	会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業
	<p>水道法施行規則第15条第8項第1号の規定に基づき、委託契約書には同号イからヘまでに掲げる事項を記載しなければならないが、貴水道事業は、一部未記載であったため、記載すること。</p>	総社市水道事業

項目	指摘事項	
	<p>水道法施行規則第15条第8項第2号の規定に基づき、委託契約書はその契約の終了日から五年間保存することとされているが、貴水道事業は、三年間保存としていたため、五年間保存とすること。</p>	総社市水道事業
	<p>水道法施行規則第15条第8項第6号の規定に基づき、委託先の水質検査の実施状況を水質検査の結果の根拠となる書類又は調査その他の方法により確認することとされているが、貴水道事業は、水質検査の根拠となる書類等の確認をしていないため、委託契約書に水質検査の根拠となる書類に関する事項を記載し、水質検査の実施状況の確認を行うこと。</p>	近江八幡市水道事業
	<p>水道事業者は、水質検査結果の根拠となる書類、精度管理等の実施状況及び水道GLPやISO取得状況を書類で確認し、水質検査機関の技術能力の把握に努めることとされているが、貴水道事業では、検査施設へ立入はしているものの、その水質検査業務の確認に関する取組が不十分であったため、水質検査機関の技術能力把握に努めること。</p>	古河市水道事業
	<p>貴水道事業は、水道法施行規則第15条第1項第4号の規定に基づき、カビ臭物質の水質検査を省略しているが、その場合であっても、概ね3年に1回程度は省略をした項目について水質検査を行い、水道水質の状況を確認すること。</p>	西宮市水道事業
	<p>すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで、少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査を実施することとされているが、貴水道事業では、水道用水供給事業者から定期的に浄水の水質試験結果の共有を受けるなど、適切に原水の水質管理を実施すること。</p>	八尾市水道事業、寝屋川市水道事業
	<p>委託先の水質検査について、実施状況を水質検査の結果の根拠となる書類又は調査その他の方法により確認することとされているが、貴水道事業においては、水質検査の根拠となる書類の提示は受け取っていないものの水道技術管理者は検査状況を判断できる書類が整備されていたため、確認欄を設けるなど、水道技術管理者が委託先の水質検査を監督していることを明確にすること。</p>	越谷・松伏水道企業団水道事業
	<p>すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで、少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査を実施することとされているが、貴水道事業では、地下水及び伏流水源においては、2-MIB及びジェオスミンが検査項目から省略されていたので、上記2項目についても原水の水質検査を実施すること。</p>	豊橋市水道事業
6 水質管理に関すること		
①クリプトスポリジウム等対策		
	<p>クリプトスポリジウム等の対策について、施設整備が完了していない施設においては、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査の結果、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高くなったと判断される場合には、取水停止の対策を講じるなど、適切な運転管理を実施すること。</p>	須坂市上水道事業

項目	指摘事項	
	<p>クリプトスポリジウム等の対策について、貴水道事業は、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度がレベル3の施設については、平成29年度に施設を廃止する予定とのことであるが、廃止までの期間、クリプトスポリジウム及び指標菌の検査回数を増やす等、監視体制を強化すること。</p>	西尾市水道事業
	<p>水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じた対策として、レベル2の施設においては、3ヶ月に1回以上、原水の指標菌の検査を実施することとされているが、貴水道事業は、当該頻度での検査を実施していないため、適切に実施すること。</p>	宝塚市水道事業
	<p>クリプトスポリジウム等の対策について、レベル1に分類される施設においては、3年に1回、井戸内部の撮影等により、ケーシング及びストレーナーの状況、堆物の状況等の点検を行うこととされているが、貴水道事業においては、井戸開口部からの目視による点検は実施されていたものの、井戸内部の撮影等の点検が実施されていなかったため、適切に実施すること。</p>	鳥取市水道事業
7 危機管理対策に関すること		
①各種マニュアル		
	<p>テロ対策、濁水対策及びクリプトスポリジウム等対策について、貴水道事業は、危機管理マニュアルが未策定であり、また、その他のマニュアルについても、緊急時における連絡先として厚生労働省水道課や大阪府など外部への連絡体制の整備が不十分であったため、マニュアルの策定及び内容の充実を図ること。</p>	八尾市水道事業
	<p>テロ対策及びクリプトスポリジウム対策について、貴水道事業は、危機管理マニュアルが未策定であり、また、その他のマニュアルについても、給水停止時の指揮命令系統及び緊急時の連絡体制について未記載のものが見受けられたため、マニュアルの策定及び内容の充実を図ること。</p>	東松山市水道事業
	<p>テロ対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者の周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業は、マニュアルを整備していないため、速やかに策定すること。</p>	群馬県東部地域水道用水供給事業、群馬県新田山田水道用水供給事業、群馬県第一水道用水供給事業、群馬県第二水道用水供給事業
	<p>地震、風水害等により停電が発生した場合の対応措置に関するマニュアルについて、電気事業者の意見を参考として、電力供給が停止するケースも想定したマニュアルを策定することとされているが、貴水道事業は、停電時のマニュアルを策定していないため、策定すること。</p>	総社市水道事業

項目	指摘事項	
	<p>クリプトスポリジウム等の対策について、感染症の発生を迅速に把握するとともに、応急対応が遅滞なく実施されるよう、都道府県、水道事業者、水道用水供給事業者等の関係者の間における連絡マニュアル・連絡網を予め策定しておくこととされているが、貴水道事業は、マニュアルを策定していないため、策定すること。</p>	古河市水道事業
	<p>クリプトスポリジウム等の対策について、感染症の発生を迅速に把握するとともに、応急対応が遅滞なく実施されるよう、都道府県、水道事業者、水道用水供給事業者等の関係者の間における連絡マニュアル・連絡網を予め策定しておくこととされているが、貴水道事業は、マニュアルを策定していないため、速やかに策定すること。</p>	群馬県東部地域水道用水供給事業、群馬県新田山田水道用水供給事業、群馬県第一水道用水供給事業、群馬県第二水道用水供給事業、群馬県東部第一水道用水供給事業、群馬県東部第二水道用水供給事業
	<p>各種危機管理マニュアルについて、貴水道事業は、緊急時における給水停止時の指揮命令系統で水道技術管理者の役割が明確になっていないことから、マニュアルに記載すること。</p>	愛知中部水道企業団水道事業
	<p>危機管理マニュアルについて、貴水道事業は、給水停止時の指揮命令系統が未記載であったため、マニュアルの内容の充実を図ること。</p>	近江八幡市水道事業
	<p>水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第8号の規程に基づき、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合においては、これらを除去することができる等の設備を設置しなければならないが、貴水道事業は、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがあるにもかかわらず、施設統廃合計画が未策定であることを理由に当該設備の設置を遅延させていたため、必要な設備を設置すること。 なお、施設統廃合計画の策定及び施設整備に時間を要する場合には、取水停止等の応急対応が遅滞なく実施されるようクリプトスポリジウム対策マニュアルに基づき適切な措置を講じ、必要に応じてマニュアルの充実を図るとともに、原水のクリプトスポリジウム等を3箇月に1回以上、指標菌を月1回以上検査し、水質管理を徹底すること。</p>	総社市水道事業
	<p>運転手引書について、緊急時における水道施設の操作要領を整備することとされているが、貴水道事業は、整備していないため、運転手引書を整備すること。なお、運転手引書は、緊急時対応のみならず、技術の継承においても有効であることを申し添える。</p>	蒲郡市水道事業
	<p>運転手引書について、緊急時における水道施設の操作要領を整備することとされているが、貴水道事業は、整備していないため、運転手引書を整備すること。なお、運転手引書は、緊急時対応のみならず、技術の継承においても有効であることを申し添える。</p>	総社市水道事業

項目	指 摘 事 項
	各種危機管理マニュアルについて、緊急時における連絡体制として内部の体制は整備されているものの、緊急時における連絡先として厚生労働省水道課や愛知県（又は「大阪府」）など外部への連絡体制の整備が不十分なので、連絡体制を整備し、マニュアルに記載すること。
	各種危機管理マニュアルについて、貴水道事業は、第三者委託を含め、マニュアルの整備は行われていたが、第三者委託先が策定しているマニュアルとの連携を図ることで総合的な運用が出来るよう、水道部のマニュアルの内容を精査すること。
	危機管理マニュアル（水質事故・テロ対策・停電時対策・濁水対策）について、貴水道事業は平成17年度に整備を行っているが、内容が現状に即しているか確認の上、関係者に周知徹底を行うこと。
	テロ対策マニュアルについて、貴水道事業は、テロ発生時の送水停止に関する体制の整備が未記載であるため、内容の充実を図ること。
	危機管理訓練を実施した結果を踏まえて、各危機管理マニュアルを適切に見直すこと。
	供給する水が人の健康を害するおそれがある場合における給水停止の判断は、水道法第19条第2項第7号の規定により水道技術管理者が行うこととされているが、貴水道事業の危機管理マニュアルにおいては、水道技術管理者が給水停止を判断する指揮命令系統になっていなかったため、見直すこと。
	供給する水が人の健康を害するおそれがある場合における給水停止の判断は、水道法第19条第2項第7号の規定により水道技術管理者が行うこととされているが、貴水道事業の危機管理マニュアルにおいては、水道技術管理者が給水停止を判断する指揮命令系統になっていなかったため、見直すこと。
	地震、風水害等により停電が発生した場合の対応措置に関するマニュアルについて、電気事業者の意見を参考として、電力供給が停止するケースも想定したマニュアルを策定することとされているが、貴水道事業は、その対策内容が、自家発電設備によって対応することについての事柄のみの記載にとどまり、不十分であるため、燃料確保策にも言及するなど、マニュアルの内容の充実を図ること。
②水安全計画	
	水安全計画について、貴水道事業は、水安全計画策定ガイドラインに沿った計画が未策定であるため、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこと。

項目	指 摘 事 項
	水安全計画について、貴水道事業は、水安全計画策定ガイドラインに沿った計画が未策定であるため、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこと。
	水安全計画について、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこと。
	水安全計画の策定について、貴水道事業は、内容の充実を図りながら取り組んでいるところであるが、速やかに策定を完了させ、良質で安全な水道水の供給確保について、より一層取り組みを推進すること。
	水安全計画について、貴水道事業は、水安全計画策定ガイドラインに沿った計画が一部浄水場において未策定であるため、自らの水安全計画の策定により、良質で安全な水道水の供給確保が行えるようすみやかに策定すること。
	水安全計画について、貴水道事業は、水安全計画策定ガイドラインに沿った計画が一部浄水場において未策定であるため、自らの水安全計画の策定により、良質で安全な水道水の供給確保が行えるようすみやかに策定すること。
	アセットマネジメントの実施及び水安全計画の策定について、貴水道事業は、内容の充実を図りながら取り組んでいるところであるが、速やかにこれらの実施・策定を完了させ、良質で安全な水道水の供給確保について、より一層取り組みを推進すること。

③事業継続計画

項目	指 摘 事 項
	新型インフルエンザ対策について、水道事業者は、ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進しなければならないとあるが、貴水道事業は、計画が未策定であり、適切な対策がとられていなかったため、新型インフルエンザ対策として事業継続計画を策定すること。
	水道事業者は、新型インフルエンザ対策ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な対策を推進することとされているが、貴水道事業は、計画が未策定であり、適切な対策がとられていなかったため、事業継続計画を策定すること。
	新型インフルエンザ対策について、水道事業者は、ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進しなければならないとあるが、貴水道事業は、事業継続のための最低人員や人員計画等について検討途中であったため、内容の充実を図ること。
	新型インフルエンザ対策について、水道事業者は、ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進しなければならないが、貴水道事業は、八戸市新型インフルエンザ対策に準じた対応としているが、企業団としての計画策定がされていないため、新型インフルエンザ対策として事業継続計画を策定すること。
④危機管理対策（その他）	
	濁水対策について、濁水時に予想されるすべての事態を想定して、濁水対策活動に関する計画を作成することとされているが、貴水道事業（又は「水道事業」）は作成していなかったため、濁水対策活動を効果的に進めるよう計画を作成すること。
	基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制について、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ることとされているが、貴水道事業は、関係機関との応急給水体制について未整備であるため、整備すること。

項目	指 摘 事 項
	クリプトスポリジウム等の対策について、貴水道事業は、クリプトスポリジウム等対策指針に定める施設点検を実施していたものの、一部の水源において、その頻度が同指針に定める適切な頻度で行われていなかったため、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染の程度を分類し、各分類に対応した施設点検等を適切な頻度で実施すること。
	薬剤等の保管・管理について、各通知等によりその管理を強化・徹底することとされているが、貴水道事業においては、薬品の管理を薬品台帳で管理していたものの瓶ごとの管理とされており使用量の記録がされていないため、使用量の記録も取り、より一層の適正管理に努めること。
	薬剤等の保管・管理については、各通知等によりその管理を強化・徹底することとされているが、貴水道事業（又は「貴水道事業」）においては、薬品の管理を薬品台帳で行っているものの購入本数の把握にとどまり、使用量等の記録がされていないため、使用量等の記録を行い、より一層の適正管理に努めること。
	水道施設においては、水源監視の強化、水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図ることとされているが、貴水道事業においては、夜間は施設周辺全体での赤外線センサーによる警備を行っているが、日中は赤外線センサーを稼働させていないことから、水道施設の警備の強化を図るため、日中の赤外線センサーの停止は必要最小限の区間及び時間とするなど、水道施設の防護対策を徹底すること。
	水道施設においては、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図ることとされているが、貴水道事業は、対策が十分でないことから警備強化を検討し、水質管理を徹底すること。
	水道施設関係者等の管理の一環として、来訪者、施設出入業者の管理を徹底することとされているが、貴水道事業は、来訪者等を職員等が確認しているものの、その記録を残していないため、管理簿を作成するなど来訪者や施設出入業者の管理を徹底すること。
	施設内への出入り者の管理について、貴水道事業は工事業業者のみ記録していたため、工事業業者以外の来訪者についても記録・管理すること。
	水道事業者等は、水道施設に係る災害時応急体制を整備するため、地方公共団体の防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備することとされているが、貴水道事業は、地方公共団体等との緊急時における連絡網整備が不十分であったため、整備すること。
	応急給水活動は、他都市との連携を図り、医療機関等に対して配慮するなど、十分な体制と準備のもと計画的に行うこととされているが、貴水道事業は緊急時に対する応急給水体制について事前に取り決めが無く受水団体等との連携体制を十分図れていないため、連携を図るよう努めること。

項目	指摘事項	
	<p>応急給水体制について、関係機関と連携し、基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制を構築、確認するなど、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ることとされているが、貴水道用水供給事業は、水道事業者との連携は行っているものの、重要給水施設に係る応急給水体制を構築、確認していないため、水道事業者との連携を活用し重要給水施設の把握等を実施し、応急給水体制の充実を図ること。</p>	<p>駿豆水道用水供給事業、榛南水道用水供給事業、遠州広域水道用水供給事業</p>
	<p>滝沢浄水場出口の緊急遮断弁について、弁が手動となっており、緊急時の対策としては不十分となる可能性があることから、改善策を検討すること。</p>	<p>会津若松市水道事業</p>
	<p>重要給水施設管路について、災害時に重要な地点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要保護者の避難地点など、人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高いものとして地域防災計画等へ位置付けられている施設へ配水する管路については、優先的に耐震化を進めるようお願いしているところであるが、貴水道事業は、重要給水施設管路の位置付けが行われていないため、早急に選定し計画的・優先的に耐震化に取り組みこと。</p>	<p>飯塚市水道事業</p>
	<p>平常より水源付近及びその後背地域について汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の有無の把握に努めることとされているが、貴水道用水供給事業においては、汚染源となるおそれのある工場等の位置を、地図等で把握していないため、位置図を作成するなどして、その把握に努めること。</p>	<p>愛知県水道用水供給事業</p>
	<p>滝沢浄水場の非常用発電設備燃料の保管において、安全性に配慮し、改善を行うこと。</p>	<p>会津若松市水道事業</p>

8 住民対応に関すること

①情報提供

<p>水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第2号の規定に基づき、水道事業の実施体制に関する事項を、同条第5号の規定に基づき、貯水槽水道の管理に関する事項を、同条第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、毎年1回以上定期に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は、これらの情報提供を行っていないため、毎年1回以上定期に水道の需要者に対して情報提供を行うこと。</p>	<p>飯塚市水道事業</p>
<p>水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、毎年1回以上定期に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は、ホームページ及び広報紙で情報提供されているものの、定期的に更新、掲載が行われていないため、毎年1回以上定期に水道の需要者に対して情報提供すること。</p>	<p>東松山市水道事業</p>

項目	指摘事項	
	<p>水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、毎年一回以上定期に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は、情報提供を行っていないため、毎年一回以上定期に水道の需要者に対して情報提供すること。</p>	<p>大和高田市水道事業</p>
	<p>水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第3号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は情報提供をしていなかったため、水道の需要者に対して情報提供すること。</p>	<p>南アルプス市水道事業</p>
	<p>水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第5号の規定に基づき、給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項を、毎年1回以上定期に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は定期に情報提供を行っていないため、毎年1回以上定期に水道の需要者に対して情報提供すること。</p>	<p>南アルプス市水道事業</p>
	<p>水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第1号の規定に基づき、水道により供給される水の安全に関する事項を、同条第5号の規定に基づき、貯水槽水道の管理に関する事項を、同条第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は、情報提供をしていなかったため、水道の需要者に対して情報提供すること。</p>	<p>古河市水道事業</p>
	<p>水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第5号の規定に基づき、貯水槽水道の管理等に関する事項を、同条第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、毎年1回以上定期に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は、情報提供を行っていないため、毎年1回以上定期に水道の需用者に対して情報提供を行うこと。</p>	<p>巖手市水道事業</p>
	<p>水道法第31条において準用する法第24条の2及び同法施行規則第52条において準用する第17条の2第6号の規定に基づき毎年1回以上定期に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道用水供給事業は、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項が1年以上更新されず内容の見直しも行っていなかったため、情報提供の内容を定期的に見直し、毎年1回以上定期に水道用水供給を受ける水道の需要者に対して情報提供すること。</p>	<p>群馬県東部地域水道用水供給事業、群馬県新田山田水道用水供給事業、群馬県東部第一水道用水供給事業、群馬県東部第二水道用水供給事業、群馬県北都水供給事業、群馬県東部第一水道用水供給事業、群馬県東部第二水道用水供給事業、群馬県東部第三水道用水供給事業、群馬県東部第四水道用水供給事業、群馬県東部第五水道用水供給事業</p>

項目	指摘事項	
	<p>水道法施行規則第52条において準用する第17条の2の規定に基づき、水道用水供給事業者は、水道の需要者が水道事業に関する情報を容易に入手することができるような方法で情報提供を行うこととされているが、貴水道用水供給事業は、構成団体向けに情報提供を行っているものの、一般の需要者に対する情報提供が不十分であるので、ホームページを活用する等幅広い広報手段での情報提供を行うこと。</p>	<p>会津若松市地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業</p>
	<p>水道法施行規則第15条第6項の規定により、毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査計画を策定し、第17条の2第1項の規定により、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対し情報提供をしなければならないが、貴水道事業は、事業年度の開始後の4月に情報提供をしていたため、毎事業年度の開始前に情報提供すること。</p>	<p>佐賀東部水道企業団水道事業</p>
	<p>水道法施行規則第52条において準用する第15条第6項の規定により、毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査計画を策定し、第17条の2第1項の規定により、毎事業年度の開始前に水道用水供給を受ける水道の需要者に対し情報提供をしなければならないが、貴水道用水供給事業は、事業年度の開始後の4月に情報提供をしていたため、毎事業年度の開始前に情報提供すること。</p>	<p>佐賀東部水道用水供給事業</p>
	<p>水道法第31条において準用する法第24条の2及び同法施行規則第52条において準用する第17条の2第5号の規定に基づき、給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項を、毎年1回以上定期に水道用水供給を受ける水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道用水供給事業は、情報提供を行っていないため、項目として盛り込むこと。</p>	<p>群馬県東部地域水道用水供給事業、群馬県新田山田水道用水供給事業、群馬県東部第一水道用水供給事業、群馬県東部第二水道用水供給事業、群馬県北都水供給事業、群馬県東部第一水道用水供給事業、群馬県東部第二水道用水供給事業、群馬県東部第三水道用水供給事業、群馬県東部第四水道用水供給事業、群馬県東部第五水道用水供給事業</p>
	<p>水道用水供給を受ける水道の需用者に対する情報提供について、貴水道用水供給事業は、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項、給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項を毎年1回以上定期に情報提供していないため、項目として盛り込むこと。</p>	<p>佐賀西部広域水道用水供給事業</p>
<p>②福祉部局との連携</p>		
	<p>生活困窮者など要保護者の把握のための福祉部局との連携について、給水停止に至るまでは諸般の事情が推察されるので、要保護者の把握が行えるよう、福祉部局との連絡・連携体制の構築に向けて検討を行うこと。</p>	<p>安城市水道事業、姪野市水道事業</p>

項目	指摘事項	
	<p>生活困窮者など要保護者の把握のための福祉部局との連絡・連携体制について、貴水道事業は、業務における担当者つながらりによる連携はあるものの、人事異動等により消失するおそれがあり、体制構築が不十分であるため、連絡・連携体制の強化を図ること。</p>	<p>巖手市水道事業</p>

平成28年度厚生労働省立入検査における確認項目

検査事項	確認項目	根拠法令等																	
I. 資格関係																			
(1) 水道技術管理者の選任・資格	① 水道技術管理者は選任されているか。	<p>○法第19条第1項(水道技術管理者) 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者1人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。</p> <p>○法第31条(準用) (略)第19条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)</p>																	
	② 水道技術管理者は資格要件を満たしているか。	<p>○法第19条第3項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、政令で定める資格(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参照して当該地方公共団体の条例で定める資格)を有する者でなければならない。</p> <p>○平23健水発1118第1号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の留意事項等について」第1(1) 水道技術管理者の資格基準について、水道事業又は水道用水供給事業を営むすべての地方公共団体が条例で定めること。(中略)施行日(平成24年4月1日)から1年を超えない期間内において、条例が制定施行されるまでの間は、従前のおり政令で定める資格とみなす経過措置を設けている。</p> <p>○法第31条(準用) (略)第19条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>○施行令第6条(水道技術管理者の資格) 法第19条第3項に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。(略)</p> <p>○施行令第10条(水道用水供給事業者について準用する法の規定の読替え) 法第31条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">(読み替える規定)</td> <td style="width: 33%;">(読み替えられる字句)</td> <td style="width: 33%;">(読み替える字句)</td> </tr> <tr> <td>第19条第2項第2号</td> <td>第13条第1項</td> <td>第31条において準用する第13条第1項</td> </tr> <tr> <td>第19条第2項第4号</td> <td>次条第1項</td> <td>第31条において準用する次条第1項</td> </tr> <tr> <td>第19条第2項第5号</td> <td>第21条第1項</td> <td>第31条において準用する第21条第1項</td> </tr> <tr> <td>第19条第2項第6号</td> <td>第22条</td> <td>第31条において準用する第22条</td> </tr> <tr> <td>第19条第2項第7号</td> <td>第23条第1項</td> <td>第31条において準用する第23条第1項</td> </tr> </table>	(読み替える規定)	(読み替えられる字句)	(読み替える字句)	第19条第2項第2号	第13条第1項	第31条において準用する第13条第1項	第19条第2項第4号	次条第1項	第31条において準用する次条第1項	第19条第2項第5号	第21条第1項	第31条において準用する第21条第1項	第19条第2項第6号	第22条	第31条において準用する第22条	第19条第2項第7号	第23条第1項
(読み替える規定)	(読み替えられる字句)	(読み替える字句)																	
第19条第2項第2号	第13条第1項	第31条において準用する第13条第1項																	
第19条第2項第4号	次条第1項	第31条において準用する次条第1項																	
第19条第2項第5号	第21条第1項	第31条において準用する第21条第1項																	
第19条第2項第6号	第22条	第31条において準用する第22条																	
第19条第2項第7号	第23条第1項	第31条において準用する第23条第1項																	

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○施行規則第14条(水道技術管理者の資格) 令第6条第1項第4号の規定により同項第2号及び第3号と同等の以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。(略)</p>
	③ 水道技術管理者となる者の要件(役職等)、責務、権限等が明確に定められているか。	<p>○平14健水発第0327001号(課長通知)「水道法の施行について」第4の1 水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要である。</p>
	④ 水道技術管理者は法19条2項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しているか。(責務規定違反)	<p>○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 2 第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査 3 給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査 4 次条第1項の規定による水質検査 5 第21条第1項の規定による健康診断 6 第22条の規定による衛生上の措置 7 第23条第1項の規定による給水の緊急停止 8 第37条前段の規定による給水停止 <p>○法第31条(準用) (略)第19条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)</p>
(2) 布設工事の監督者の指名・資格要件	① 布設工事監督者は適切に指名されているか。	<p>○法第12条第1項(技術者による布設工事の監督) 水道事業者は、水道の布設工事(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。)を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。</p> <p>○法第31条(準用) 第11条から第13条まで、(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)</p> <p>○水道法逐条解説(法第12条関係) 指名は、辞令形式を用いることもあるが、必ずしも形式は問わず、監督する工事の範囲と本条による技術上の監督を担任する者であることが明らかにならなければならない。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○昭44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(1) 水道施設の工事監督については、水道法第12条の規定により、水道の布設工事を施工する場合には、資格を有する監督者を指名し又は委嘱して、技術上の監督業務を行わせなければならないとされているので、これを遵守すること。(略)</p> <p>○法第3条第10項(用語の定義) この法律において「水道の布設工事」とは水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。</p> <p>○水道法逐条解説(法第3条関係) 「水道施設の新設」とは、本条第8項に定める水道施設すなわち取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、及び配水施設であって水道事業者等の管理に属するものの全て又はいずれかの区分の施設を全く新しく設置することをいう。 「政令で定めるその増設又は改造の工事」とは、大規模又は重要部分の工事であって、(1)一日最大給水量、水源の種類、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事、(2)沈殿池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設または大規模の改造に係る工事をいう(略)</p>
	②布設工事監督者は資格要件を満たしているか。	<p>○法第12条(技術者による布設工事の監督) 水道事業者は、水道の布設工事(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。)を自ら施工し、(略)</p> <p>2 前項の業務を行う者は、政令(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。)で定める資格を有する者でなければならない。</p> <p>○施行令第4条(布設工事監督者の資格) 法第12条第2項に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。(略)</p> <p>○施行規則第9条(布設工事監督者の資格) 令第4条第1項第6号の規定により同項第1号から第5号までに掲げる者と同等の以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。(略)</p> <p>○平23健水発1118第1号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の留意事項等について」第1(1) 布設工事監督者の配置基準及び資格基準について、水道事業又は水道用水供給事業を営むすべての地方公共団体が条例で定めること。(中略)施行日(平成24年4月1日)から1年を超えない期間内において、条例が制定施行されるまでの間は、従前のおり水道法第3条第10項に定める水道布設工事とともに、布設工事監督者の資格は従前のおり政令で定める資格とみなす経過措置を設けている。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○施行規則第51条(準用) (略)第9条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)</p>
(3)布設工事監督者の業務・責任	①布設工事監督者の業務内容、責任は明確か。	<p>○水道法逐条解説(第12条関係) 工事監督者を各工事現場ごとにおくか、1人とするかは、法第19条の水道技術管理者と異なり1人に限られていないためいづれでもよいと解されるが、布設工事の規模等を勘案し、適切な人員を確保する必要がある。</p> <p>○昭44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(2) 水道事業者においては、これらの工事監督が適正に実施しうよう監督者及びその補助者の組織を整備するとともに、監督業務の内容を定め、責任の所在を明確にすること。(略)</p>
	②工事に関する報告、記録等は整備されているか。	<p>○昭44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(2) (略)また、工事に関する報告、記録等についても整備しておくこと。(略)</p>
	③水道の布設工事以外の水道施設の工事についても、監督者を置いて監督業務を行っているか。	<p>○昭44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(1) (略)また、これ以外の水道施設の工事についても、これに準じて監督者を置いて監督業務を実施させること。</p>
(4)工事監督業務の委嘱	工事監督業務を第三者に委嘱している場合は、責任区分が明確となっているか。	<p>○法第12条第1項(技術者による布設工事の監督) 水道事業者は、水道の布設工事(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。)を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。</p> <p>○法第31条(準用) 第11条から第13条まで、(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○水道法逐条解説 資格を有する第三者に委嘱する場合、当該工事の請負人あるいは請負人の被雇用者に委嘱して監督業務を行わせることはできない。請負人は、水道事業者との利害が対立する者であって、本条で規定する第三者ではないからである。</p> <p>○昭37環水第6号(課長通知)「水道の布設工事の監督の強化と事業認可の申請等について」 1 水道事業者において資格ある技術職員を有しない場合は、第三者に委嘱して工事の施工に関する技術上の監督業務を行わせなければならないが、このさい設計の責任を明らかにするため当初の設計者に一貫して監督業務まで行わせることが望ましい。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
Ⅱ. 認可・届出関係		
(1) 認可内容との整合性	① 事業認可内容と実際の施設との整合はとれているか。	<p>○法第7条(認可の申請) 1 水道事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 給水区域、給水人口及び給水量 (2) 水道施設の概要 (3) 給水開始の予定年月日 (4) 工事費の予定総額及びその予定財源 (5) 給水人口及び給水量の算出根拠 (6) 経営収支の概算 (7) 料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件 (8) その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>5 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。(略)</p> <p>○法第8条(認可基準) 1 水道事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。 (1) 当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。 (2) 当該水道事業の計画が確実かつ合理的であること。 (3) 水道施設の工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合すること。 (4) 給水区域が他の水道事業者の給水区域と重複しないこと。 (5) 供給条件が第14条第2項各号に掲げる要件に適合すること。 (6) 地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足る経理的基礎があること。 (7) その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。</p> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。</p> <p>○法第9条(附款) 1 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道事業経営の認可を与える場合には、これに必要な期限又は条件を附することができる。</p> <p>2 前項の期限又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該水道事業の確実な遂行を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該水道事業者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○法第26条(事業の認可) 水道用水供給事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>○法第27条(認可の申請) 1 水道用水供給事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)給水対象及び給水量 (2)水道施設の概要 (3)給水開始の予定年月日 (4)工事費の予定総額及びその予定財源 (5)経常収支の概算 (6)その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>5 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。(略)</p> <p>○法第28条(認可基準) 1 水道用水供給事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。 (1)当該水道用水供給事業の計画が確実かつ合理的であること。 (2)水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。 (3)地方公共団体以外の者の申請に係る水道用水供給事業にあつては、当該事業を遂行するに足る経理的基礎があること。 (4)その他当該水道用水供給事業の開始が公益上必要であること。 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。</p> <p>○法第29条(附款) 1 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道用水供給事業経営の認可を与える場合には、これに必要な条件を附することができる。 2 第9条第2項の規定は、前項の条件について準用する。</p> <p>○施行規則第1条の2(認可申請書の添付書類等) (略)</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○施行規則第2条(事業計画書の記載事項) 法第7条第4項第8号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 (1)工事費の算出根拠 (2)借入金の償還方法 (3)料金の算出根拠 (4)給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法</p> <p>○施行規則第3条(工事設計書に記載すべき水質検査の結果) (略)</p> <p>○施行規則第4条(工事設計書の記載事項) 法第7条第5項第8号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。(略)</p> <p>○施行規則第5条(法第8条第1項各号を適用するについて必要な技術的細目) 法第8条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第1号に関するものは、次に掲げるものとする。 (1)当該水道事業の開始が、当該水道事業に係る区域における不特定多数の者の需要に対応するものであること。 (2)当該水道事業の開始が、需要者の意向を勘案したものであること。</p> <p>○施行規則第6条 法第8条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第2号に関するものは、次に掲げるものとする。 (1)給水区域が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。 (2)給水区域が、水道の整備が行われていない区域の解消及び同一の市町村の既存の水道事業との統合について配慮して設定されたものであること。 (3)給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 (4)給水量が、過去の用途別の給水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 (5)給水人口、給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、経常収支が適切に設定できるよう期間が設定されたものであること。 (6)工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが確実かつ合理的なものであること。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>(7)水質検査、点検等の維持管理の共同化について配慮されたものであること。</p> <p>(8)広域的水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。</p> <p>(9)水道用水供給事業者から用水の供給を受ける水道事業者にあつては、水道用水供給事業者との契約により必要量の用水の確実な供給が確保されていること。</p> <p>(10)取水に当たつて河川法第23条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあっては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること。</p> <p>(11)取水に当たつて河川法第23条の規定に基づく流水の占用の許可を必要としない場合にあっては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。</p> <p>(12)ダム建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法第4条第1項に規定する基本計画においてダム使用権の設定予定者とされている等により、当該ダムを使用できることが確実であると見込まれること。</p> <p>○施行規則第7条 法第8条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第6号に関するものは、当該申請者が当該水道事業の遂行に必要な資金の調達及び返済の能力を有することとする。</p> <p>○施行規則第49条(認可申請書の添附書類等) (略)</p> <p>○施行規則第50条(事業計画書の記載事項) 法第27条第4項第6号に規定する厚生労働省令で定める事項は、工事費の算出根拠及び借入金の償還方法とする。</p> <p>○施行規則第51条の2(法第28条第1項各号を適用するについて必要な技術的細目) 法第28条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第1号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)給水対象が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。</p> <p>(2)給水量が、給水対象の給水量及び水源の水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。</p> <p>(3)給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、経常収支が適切に設定できるような期間が設定されたものであること。</p> <p>(4)工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが確実かつ合理的なものであること。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>(5)広域的水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。</p> <p>(6)取水に当たつて河川法第23条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあっては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること。</p> <p>(7)取水に当たつて河川法第23条の規定に基づく流水の占用の許可を必要としない場合にあっては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。</p> <p>(8)ダム建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法第4条第1項に規定する基本計画においてダム使用権の設定予定者とされている等により、当該ダムを使用できることが確実であると見込まれること。</p> <p>○施行規則第51条の3 法第28条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第3号に関するものは、当該申請者が当該水道用水供給事業の遂行に必要な資金の調達及び返済の能力を有することとする。</p> <p>○施行規則第52条(準用) 第3条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において第3条中「法第7条第5項第3号」とあるのは「法第27条第5項第3号」と、「法第10条第2項」とあるのは「法第30条第2項」と、第4条中「法第7条第5項第8号」とあるのは「法第27条第5項第7号」と(略)それぞれ読み替えるものとする。</p>
	②認可された施設整備の進捗状況は計画どおりか。	<p>○法第35条第1項(認可の取消し) 厚生労働大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなく、事業認可の申請書に添付した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後1年以内に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後1年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の1年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。この場合において、工事完了の予定年月日の経過後1年を経過した時に一部の工事を完了していたときは、その工事を完了していない部分について事業の認可を取り消すこともできる。</p> <p>○水道法逐条解説(法第35条関係) 水道事業者及び水道用水供給事業者は、当該地域において事業経営の認可を受けた事業者として、事業を開始する義務がある。(略)取消しができない「正当な理由」としては、災害、社会経済情勢の変動、関連する許認可の遅延等が考えられる。すなわち、災害の発生により工事が遅れたほか、需要の発生を見込んだ団地開発が遅れたり、経済情勢の急変によって所要の資金や資材の調達が困難となり、あるいは工事を進める上で必要な行政庁の許認可が事業者の正当な手続きにもかかわらず遅延している場合等工事の遅れの責任を当該事業者に戻すことが適当でないことが判断される場合がこれである。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
	③水道施設の一部を休止又は廃止している場合が、変更認可の対象となっていないか。	<p>○法第11条(事業の休止及び廃止)</p> <p>1 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。ただし、その水道事業の全部を他の水道事業者に移譲することにより、その水道事業の全部を廃止することとなるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の場合においては、水道事業者は、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>○法第31条(準用)</p> <p>第11条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、第11条第1項中「水道事業」とあるのは「水道用水供給事業」と、「水道事業者」とあるのは「水道用水供給事業者」と(略)読み替える(略)。</p>
■分水について	分水の解消に計画的に取り組んでいるか	<p>○平14機水発第0327001号(課長通知)「水道法の施行について」第1の3</p> <p>水道用水供給事業は、水道用水を供給する事業であり、分水については適用除外とする旨規定されているが、これは水道事業者又は専用水道の設置者が当該水の分与をその主たる目的としない場合をいうものであり、水道用水の供給が一時的なものでなく継続する事業として実施される場合については、併せて水道用水供給事業としての認可が必要である。</p> <p>○昭60「水道事業等の認可の手引」参考2(1)</p> <p>なお、他の水道事業者への浄水の分水は、それ自体、水道の認可を要しないが、分水を行おうとする水道事業者が当該浄水の分与を恒久的に行おうとする場合は、その部分について水道用水供給事業となるので、併せて、水道用水供給事業の認可が必要となる。</p> <p>(参考)平21.2「全国水道担当会議」資料(抜粋) 3. 水道施策の推進について</p> <p>(4)事業認可等に係る留意事項について</p> <p>オ. 分水に関する取扱い等について</p> <p>分水については、水道法において水道用水供給事業の適用除外とする旨規定されているが、当時の様々な事情により近隣水道事業者からの依頼を受けた水道事業者が、一時的な措置として、両者間の任意契約により、浄水を分水することとしたというのが、その背景にあったものと思料される。その一方で、分水は、当該分水の供給を受けている地域の需要者に対して安全かつ安定的な水を供給するために遵守されるべき様々な水道法上の規定(水質管理・水道施設維持管理・危機管理等)に関する責任の所在が不明確な状態にある。</p> <p>水道事業においては、高度成長期等を中心に集中的に整備された水道施設の老朽化が進展し、更新需要が今後大幅に増大していく中で、施設の維持管理・更新・再構築に向けた計画的な対策の重要性がこれまでに高くなっており、また、施設の老朽化が災害や事故等への脆弱性を高め、災害時の被害を極めて大きくする可能性がある。需要者への安全かつ安定的な水の供給の確保に対する責任を果たし、持続可能な水道事業を確立するためには、これらの重要な諸課題に対する円滑かつ計画的な対策が非常に重要である。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>これらの状況を踏まえ、水道事業者におかれては、当該分水地域の需要者への水の供給に支障を生じさせないことを大前提とし、分水に関わる責任の所在を明確にした上で、分水の背景・経緯等や現在の水利用形態等を踏まえつつ、法的位置付けが可能な形で整理できるよう、関係する水道事業者等間での十分調整・協議を通じて共通認識や合意形成を図り、大規模施設更新・危機管理対策・広域化検討等の様々な機会を捉えて、分水状態の解消に向け計画的に取り組んでいただくようお願いする。</p> <p>分水状態の解消に際しては、いくつかの方策(被分水事業者における既存水道用水供給事業からの受水、被分水事業者における代替水源確保及び施設整備、分水事業者における水道用水供給事業の創設、分水事業者の給水区域への分水区域編入、被分水事業者から分水事業者への第三者委託、分水事業者及び被分水事業者間の水道事業統合等)が考えられるが、それぞれの分水事業によって、その背景や経緯、分水の利用形態、地理的条件等が異なるため、採るべき方策を一律に定めることは適当ではなく、分水に係る諸態の状況等を勘案した上で、関係水道事業者等間での十分な調整・協議を通じ、各事案に応じた最適な解消方策の検討を進めていただくようお願いする。</p> <p>都道府県におかれては、都道府県認可の水道事業者に対しての周知、助言及び指導をお願いする。</p>
	④事業の変更の認可を受けているか。 水源の種類、取水地点又は浄水方法の変更であって、当該変更を要する工事費の総額が1億円以下であるものについては、あらかじめ都道府県知事に変更認可申請が行われているか。	<p>○法第10条(事業の変更)</p> <p>1 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき(次の各号のいずれかに該当するときは除く)は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければ、当該認可を受けることができない。</p> <p>(1)その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。 (2)その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。 第7条から前条までの規定は、前項の認可について準用する。</p> <p>○法第30条(事業の変更)</p> <p>1 水道用水供給事業者は、給水対象若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき(次の各号のいずれかに該当するときは除く)は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(1)その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。 (2)その変更が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。</p> <p>2 前3条の規定は、前項の認可について準用する。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○施行令第14条第3項(都道府県の処理する事務) 給水人口が5万人を超える水道事業(特定水源水道事業に限る)又は1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業の水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更であつて、当該変更に関する工事費の総額が1億円以下であるものに係る法第10条第1項又は第31条第1項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。</p> <p>○施行規則第8条(変更認可申請書の添付書類等) (略)</p> <p>○昭60「水道事業等の認可の手引」参考2</p> <p>(1)給水区域の拡張 水道事業者は、給水区域外の需要者(専用水道、工場等を含む)に対して給水を行おうとするときは、当該需要者を給水区域に含むよう、給水区域の拡張について認可を受けなければならない。(略)</p> <p>(2)給水対象の増加 水道用水供給事業者は、既存の事業計画で給水対象とされていない水道事業者に供給を行おうとする場合は、変更認可を受けなければならない。</p> <p>(3)給水人口の増加 水道事業者は、給水人口が計画給水人口を上回ることが予測される場合には、予め計画給水人口の増加について認可を受けなければならない。</p> <p>(4)給水量の増加 需要者の増加により、計画給水人口の範囲内では十分な給水が確保されないことが予測される場合には、予め計画給水量の増加について認可を受ける必要がある。</p> <p>(5)水源の種別の変更 水源の種別の変更とは、工事設計書に記載された水源の受別の区分を変更することをいう。(略)なお、ある種別の水源を廃止すること自体は、水源の種別の変更にあたらないが、これに伴い既存水源と異なる種別の水源を設ける場合は、変更認可が必要である。</p> <p>(6)取水地点の変更 取水地点とは、工事設計書に記載され、かつ、水道施設の位置を明らかにする地図(規則第3条第8号)に示された取水地点をいう。取水地点の変更は、工事設計書等によって特定された地点を変更(取水地点を増加させることを含む。)する場合のほか、地下水にあっては採水層を変更する場合も含まれ、これらに該当する場合、変更認可を受けなければならない。変更の有無は取水地点の原水水質と既存の浄水処理工程の関係を踏まえて判断する。なお、取水地点の廃止、他の水道からの受水地点の位置変更は取水地点の変更に該当しない。また、井戸の深度を変えることによって、水源の種別が同時に変更される場合は、取水地点の変更と共に、水源の種別の変更としても扱うものとする。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>(7)浄水方法の変更 浄水方法の変更とは、工事設計書に記載された浄水処理の工程に変更を加えること、または、沈澱地やろ過池等の形式を変更することにより、当該施設の処理機能又は処理能力に変更を及ぼすことをいい、浄水場毎に変更の有無を判断する。(略)</p> <p>○平15(事務連絡)「市町村合併の際の水道事業認可及び統合について」2 水道用水供給事業の給水対象である水道事業者が給水対象でない水道事業者と市町村合併を行うことは、当該水道用水供給事業に係る「給水対象の増加」に該当しないものであること。</p> <p>○施行規則第7条の2(事業の変更の認可を要しない軽微な変更) 法第10条第1項第1号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。</p> <p>1 水道施設(送水施設(内径が250mm以下の送水管及びその附属設備(ポンプを含む)に限る)並びに配水施設を除く)の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であつて次の各号のいずれにも該当しないものとする(ただし、水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水人口のみが増加する場合においては、ロ及びハの規定は適用しない。)</p> <p>(イ)変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複するものであるとき。</p> <p>(ロ)変更後の給水人口と認可給水人口(法7条第4項の規定により事業計画書に記載した給水人口(法第10条第1項又は第3項の規定により給水人口の変更(同条第1項第1号に該当するものを除く)を行ったときは、直近の変更後の給水人口とする)をいう。次号において同じ)との差が当該認可給水人口の十分の一を超えるものであること。</p> <p>(ハ)変更後の給水量と認可給水量(法7条第4項の規定により事業計画書に記載した給水量(法第10条第1項又は第3項の規定により給水量の変更(同条第1項第1号に該当するものを除く)を行ったときは、直近の変更後の給水量とする)をいう。次号において同じ)との差が当該認可給水量の十分の一を超えるものであること。</p> <p>2 現在の給水量が認可給水量を超えない事業における水道施設の整備を伴う変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは取水地点の変更を伴わないもの。ただし、又又はルに掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更については、変更前の浄水方法に当該浄水施設を用いるものを追加する場合に限る。</p> <p>(イ)普通沈澱池 (ロ)薬品沈澱池 (ハ)高速凝集沈澱池 (ニ)緩速濾過池 (ホ)急速濾過池 (ヘ)膜濾過池</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>(ト)エアレーション設備 (フ)除鉄設備 (リ)除マンガン設備 (ス)粉末活性炭処理設備 (ル)粒状活性炭処理設備</p> <p>3 河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種類若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点から変更後の取水地点までの区間における原水の水质が大きく変わるおそれがないもの。 イ 特定区間に流入する河川がないとき。 ロ 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。</p> <p>○施行規則第8条の2(事業の変更の届出) 法第10条第3項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。(略)</p> <p>○施行規則第51条の4(事業の変更の認可を要しない軽微な変更) 法第30条第1項第1号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。</p> <p>1 給水対象又は給水量の増加に係る変更であつて、次の各号のいずれにも該当しないもの。 (イ)変更後の給水量と認可給水量(法第27条第4項の規定により事業計画書に記載した給水量(法第30条第1項又は第3項の規定により給水量の変更(同条第1項第1号に該当するものを除く)を行ったときは、直近の変更後の給水量とする)をいう。ロ及び次号において同じ)との差が2,500百立方メートルを超えるものであること。 (ロ)変更後の給水量と認可給水量との差が認可給水量の百分の1を超えるものであること。</p> <p>2 現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げるいずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更を伴うもの。 (イ)普通沈澱池 (ロ)薬品沈澱池 (ハ)高速凝集沈澱池 (ニ)緩速濾過池 (ホ)急速濾過池 (ヘ)膜濾過設備 (ト)エアレーション設備 (フ)除鉄設備</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>(リ)除マンガン設備 (ス)粉末活性炭処理設備 (ル)粒状活性炭処理設備</p> <p>3 河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種類若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点から変更後の取水地点までの区間(イ及びロにおいて「特定区間」という。)における原水の水质が大きく変わるおそれがないもの。 イ 特定区間に流入する河川がないとき。 ロ 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。</p> <p>○施行規則第51条の5(事業の変更の届出) 法第30条第3項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。(略)</p> <p>○平14健水発第0327001号(課長通知)「水道法の施行について」第3の3 事業の軽微な変更及び他の水道事業又は水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴う変更については、認可を要せず、届出によることとしており、この旨水道事業者及び水道用水供給事業者等に周知徹底を図るとともに、事業の廃止許可手続きの簡素化と併せてこれらの規定を活用し、水道の広域化による管理体制の強化等を図られたい。ここで、軽微な変更と認められるものの要件については、直近の認可変更内容を基準に判断されるべきものである。また、市町村合併等により、新たに設置された市町村等が新たに事業の認可申請を行う際に添付書類についての特例措置が設けられている。</p> <p>○平14健水発第0327004号(課長通知)「改正水道法の施行について」1 水道法施行規則第8条の2及び第51条の5第1号に規定する給水人口及び給水量は、事業の変更に当たり事業者が当面の事業計画として新たに設定するものであり、第7条の2第2号及び第4号並びに第51条の4第1項に規定される認可給水人口及び認可給水量とは異なることに留意されたい。(略)</p> <p>○平15健発第1010004号(局長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」第3の1(1) 水道法施行規則第7条の2に定める事業の変更の認可を要しない軽微な変更は、内径が250mm以下の送水管及びその付属設備(ポンプを含む)の整備を伴う変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であつて、水道法施行規則第7条の2の各号のいずれにも該当しないものが加えられたこと。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
(2)各種届出	各種届出は適切に行われているか。	<p>○法第7条(用水供給事業は法27条)(認可の申請)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)</p> <p>(2)水道事務所の所在地</p> <p>3 水道事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>○法第13条第1項(給水開始前の届出及び検査)</p> <p>水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、(略)</p> <p>○水道法逐条解説(法第13条関係)</p> <p>本条の届出は、認可した事業の開始を知らせるとともに、監督庁において必要と認めるときは、法第39条の規定による検査ができるようにするためである。</p> <p>○法第14条第5項(供給規程)</p> <p>水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>○施行規則第12条の5(料金の変更の届出)</p> <p>法14条第5項の規定による料金の変更の届出は、届出書に、料金の算出根拠及び経常収支の概算を記載した書類を添えて、速やかに行うものとする。</p> <p>○法第24条の3第2項(業務の委託)</p> <p>水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。</p> <p>○施行規則第17条の4(業務の委託の届出)第1項</p> <p>法第24条の3第2項の規定による業務の委託の届出に係る厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。(略)</p> <p>○水道法逐条解説(法第24条の3関係)</p> <p>これは、本条の委託が行われた場合は、水道法上の責任の一部が水道事業者から受託者に移ることになり、水道事業の監督者である国又は都道府県は、受託者を直接監督する責任を負うことから、受託の事実を把握しておく必要があるため事後の届出を義務としたものである。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
(3)検査の実施 【給水開始前検査】 【給水装置検査】	①給水開始前検査は、適切に実施されているか。	<p>○法第13条第1項(給水開始前の届出及び検査)</p> <p>水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、(略)厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。</p> <p>○法第31条(準用)</p> <p>第11条から第13条まで、(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)</p> <p>○施行規則第10条(給水開始前の水質検査)</p> <p>1 法第13条第1項の規定による水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。</p> <p>2 前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。</p> <p>○施行規則第11条(給水開始前の施設検査)</p> <p>法第13条第1項の規定による施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関し、新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる水道施設(給水装置を含む)について行うものとする。</p> <p>○施行規則第52条(準用)</p> <p>(略)第9条から第11条までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、第11条中「水道施設(給水装置を含む)」とあるのは「水道施設」と(略)それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>○昭44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(3)</p> <p>配水施設以外の水道施設又は配水池を新設、増設、改造した場合においては、法第13条の規定に基づいて、水道法施行規則第10条及び第11条の水質検査及び施設検査の実施が義務づけられているので、これを遵守すること。(略)</p> <p>特に、工業用水道管等が布設されている地区における水道の工事については、その施工にあたって十分留意し、その検査に際しても水質の確認を行うなど、格別の注意を払うこと。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の2 給水開始前の水質検査は新設、増設又は改造に係る施設を経た給水栓水についての全項目検査(新基準省令の表の上欄に掲げるすべての事項の検査をいう。以下同じ)及び残留塩素の検査を行うこと。この場合、(略)また、全項目検査は検査方法告示により、残留塩素検査方法告示により、それぞれ行うこと。</p> <p>○法第13条第2項(給水開始前の届出及び検査) 水道事業者は、水質検査及び施設検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。</p>
	②水質検査の採水場所は適切か。	<p>○施行規則第10条(給水開始前の水質検査)第1項 法第13条第1項の規定による水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。</p> <p>○水道法逐条解説(法第13条関係) ここで「水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所」とは、当該新設、増設又は改造に係る施設を経た水道水の末端をいい、必ずしも給水栓を意味しない。</p> <p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の2 この場合、採水場所の選定は、水道法施行規則第15条第1項第2号の規定の例に準ずるものとし、(略)なお、必要に応じて水源、配水池、浄水池等における水質についても検査すること。</p>
	③配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	<p>○昭44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(3) また、配水施設(配水池を除く)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、これに準じて必要な検査を行うこと。</p> <p>○水道法逐条解説(法第13条関係) 配水池を除く配水施設の新設、増設又は改造の場合が届出及び確認の対象となっていないのは、これらの工事(配水管工事等)が頻繁に施行されていることから生ずる実際上の困難を考慮したものである。しかし、配水池以外の配水施設についても、本条による届出を要しないというにすぎず、水道事業者は清掃、消毒その他衛生上の措置や水圧試験等を実施し、当該施設が適切に施工され、かつ、その供給される水が水質基準に適合するものであることを確認する必要があることはいうまでもない。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
	誤接合防止措置(対策)は実施されているか。	<p>○平14健水発第1206001号(課長通知)「給水装置工事における工業用水道管等の誤接合の防止について」1 (略)なお、地下埋設物が錯綜している地区にあつては、他種地下埋設物の状況が把握できるよう十分に配慮すること。</p>
	④指定給水装置工事事業者に対して工法、工期その他工事上の条件に承認を行っているか。	<p>○施行規則第36条(事業の運営の基準)</p> <p>2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において(略)</p> <p>3 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
Ⅲ 水道施設管理		
(1) 施設基準	<p>①水道施設は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。</p>	<p>○法第5条(施設基準) 1 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。</p> <p>(4)浄水施設を、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なろ過池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。</p> <p>(6)配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。</p> <p>○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」 1 一般事項 (1)水道法第4条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を所要の水圧で連続して供給することができること。</p> <p>(14)浄水又は浄水処理過程における水に凝集剤、凝集補助剤、水素イオン濃度調整剤、粉末活性炭その他の薬品又は消毒剤(薬品等)を注入する場合にあっては、当該薬品等の特性に応じて、必要量の薬品等を注入することができる設備(薬品等注入設備という)が設けられているとともに、(略)</p> <p>(15)薬品等注入設備を設ける場合にあっては、予備設備が設けられていること。ただし、薬品等注入設備が停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5 浄水施設 (5)消毒設備は、次に掲げる要件を備えること。 イ 消毒の効果を得るために必要な時間、水が消毒剤に接触する構造であること。 ロ 消毒剤の供給量を調節するための設備が設けられていること。 ハ 消毒剤の注入設備には、予備設備が設けられていること。 ニ 消毒剤を常時安定して供給するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 液化塩素を使用する場合にあっては、液化塩素が漏出したときに当該液化塩素を中和するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(8)原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができるろ過等の設備が設けられていること。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>ただし、次に掲げる要件を備えている場合は、この限りではない。</p> <p>イ 地表水を原水としないこと。</p> <p>ロ 紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものであること。</p> <p>ハ 原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。</p> <p>(10)ろ過設備の洗浄排水、沈殿池等からの排水その他の浄水処理過程で生じる排水(浄水処理排水という)を公共用水域に放流する場合にあっては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な設備が設けられていること。</p> <p>7 配水施設 (8)配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最小動水圧が150キロパスカルを下回らないこと。ただし、給水に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>(9)消火栓の使用時においては、前号にかかわらず、配水管内が正圧に保たれていること。</p> <p>(10)配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最大動水圧が740キロパスカルを超えないこと。ただし、給水に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>(15)前各号に掲げるもののほか、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な設備を有すること。</p> <p>○平12衛水第20号(課長通知)「水道施設の技術的基準を定める省令等の留意事項について」第1 5 第5条(浄水施設)関係 (2)第2項から第8項までに規定する浄水方法は、その機能、性能等が確認され、実用されている方法であることから規定したものであり、これら以外の浄水処理方法を排除するものではないこと。ただし、第2項から第8項までに規定する浄水方法以外の浄水方法を用いる場合には、処理の安全性、確実性等について十分確認するものであること。</p> <p>○平16健水発第0209001号(課長通知)「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」J5(3) 平成16年4月1日時点で現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等であって、改正後の基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造のときは、改正後の規定の適用を猶予することとした。なお、資機材等に係る単純な交換工事であっても、当該工事により新規に設置される資機材等については、新基準を満たす必要がある。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
	<p>②水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。</p>	<p>○法第5条(施設基準) 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。</p> <p>○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第16号 浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質は、別表第1の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合すること。</p> <p>○平15健水発第1010001号(課長通知)第3の2(3) 浄水又は浄水処理過程で二酸化塩素を注入する水道事業者等においては、二酸化塩素及び亜塩素酸について、水質基準に準じて取扱うこととし、これらの項目及び塩素酸について毎日水質検査を行い、これらの目標値又は水質基準値を超過しないことを確認し、それらを越えた場合には、二酸化塩素の使用の中止等、直ちに対策を実施すること。</p> <p>○平19健水発第1115002号(課長通知)「水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について」第1の2 留意事項 塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、特に塩素注入率の高い水道事業者等においては、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理が求められ、購入時、保管時、注入時において以下の事項に十分留意する必要がある。</p> <p>(1)購入時 購入仕様書に次亜塩素酸ナトリウム中の塩素酸濃度を規定すること及び仕様を満たしたものが納入されていることを確認すること。</p> <p>(2)保管時 保管温度及び保管期間に配慮すること。保管タンク内の不純物も塩素酸の生成促進作用があるため、保管タンクの清掃を行うことが望ましいこと。</p> <p>(3)注入時 次亜塩素酸ナトリウム中の塩素酸濃度が最も上昇していると考えられる時点において、薬品基準への適合確認を行うこと。なお、塩素注入率が高い水道事業者等においても、可能な限り薬品由来の汚染物質の混入を低減すべきことであること及び次亜塩素酸ナトリウムが本質的に分解性のある物質であることに配慮し、上記の点に留意することが望ましい。</p> <p>○平16事務連絡「次亜塩素酸ナトリウム等水道用薬品の使用に当たっての留意事項について」 次亜塩素酸ナトリウムには高濃度の臭素酸が含有している場合があるので、次亜塩素酸ナトリウムを購入するときは、含有する臭素酸の濃度等を確認する必要があること。また、次亜塩素酸ナトリウムの生成に用いられる原料塩についても高濃度の臭素酸を含有している場合があるので、生成される次亜塩素酸ナトリウムの臭素酸の濃度を確認する必要があること。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○平12衛水第21号(課長通知)「水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて」 (略)本ガイドラインは、評価を行うための標準的な試験方法を示したものであり、その手順の概要は以下のとおりである。①水道用薬品の最大注入率を設定する。②最大注入率における水道用薬品から付加される各評価項目の濃度等を確定する。(略)</p>
<p>(2)施設検査 【施設検査】</p>	<p>定期的な水道施設の検査が行われているか。</p>	<p>○法第5条(施設基準) 1 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。</p> <p>(4)浄水施設を、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。</p> <p>(6)配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。</p> <p>○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。</p> <p>1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査</p> <p>○昭44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」2(2) 水道事業者は、定期的に水道施設の検査を行なうことによつて、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこと。また、異状が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施すること。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
(3)鉛給水管の更新	<p>①鉛給水管の布設状況を把握しているか。</p> <p>②鉛給水管の更新計画が策定されているか。</p> <p>③鉛低減化対策が実施されているか。</p> <p>④利用者に対する広報活動を行っているか。</p>	<p>○昭45環水第119号(課長通知)「赤水等対策の強化について」</p> <p>(2)水質の改善 管等の素材あるいは塗装材等から鉄、亜鉛、銅、炭酸カルシウム等が多量に溶出あるいは析出するとき、およびそのおそれがあるときは、pH値ランゲリア指数等を指標として、アルカリ剤の添加(pH値調整)等によって、水の腐食性の軽減を図ること。(略)</p> <p>(3)管の材質の選定と計画的な布設替 赤水の発生している管の大部分は、内面塗装のはく離した鑄鉄管ならびに鋼管である。(略)また、既設の赤水等の原因となっている管については耐食性のある新管に取り替えることが効果的であるので、その緊急度に応じて、計画的に布設替えを行うこと。</p> <p>○平元衛水第177号(課長通知)「給水管等に係る衛生対策について」</p> <p>○平13健水第57号(課長通知)「給水管等に係る衛生対策について」</p> <p>○平15健水第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の6</p> <p>○平26健水第0319第4号(課長通知)「水道事業ビジョンの作成について」「水道事業ビジョン」作成の手引き」別表2「安全」 ・鉛製給水管の解消 ・鉛製給水管更新計画の策定と実施</p> <p>○平成19健水第1221001号(課長通知)「鉛製給水管の適切な対策について」</p> <p>鉛に係る水質基準確保のためには、以下の内容が重要と考えられる(略)1 鉛製給水管使用者等への広報活動</p> <p>(1)鉛製給水管を使用している住宅を特定できない場合は、当該水道使用者(所有者に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項(開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること)を個別に周知されたいこと。なお、個別の周知は一度実施するだけでなく、定期的に行われることが望ましい。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>(2)鉛製給水管を使用している住宅を特定できない場合においては、給水台帳等の保有情報を確認することにより特定に努められたいこと。</p> <p>併せて、例えば給水開始時期等から推定し、使用の可能性のある住宅を中心に、検針時及びメーター交換時に水道メーターます内の鉛製給水管使用状況を確認するほか、水道使用者に調査の方法(鉛製給水管の写真などを提示して、水道管の色による判別を呼びかけるなど)を明らかにするとともに、判別がつかない時の措置として水道事業者への相談を呼びかけるなど、対応を図られたいこと。</p> <p>2 鉛製給水管の布設替計画の策定と布設替えの促進</p> <p>(1)布設替計画の策定 (略)次の(2)及び(3)に留意の上、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進められたいこと。</p> <p>(2)配水管分岐部～水道メーターまでの布設替え 配水管分岐部から水道メーター(水道メーターまわりを含む)までは、水道施設と直接接続していること、公道で工事を要すること、布設替えにより漏水を解消し有収率の向上が期待できることから、水道事業者自らが積極的に布設替えに取り組むようお願いする。</p> <p>また、配水管の布設替えと合わせて鉛製給水管の布設替えを実施する例があるが、配水管更新予定が定まっていない路線においても、鉛製給水管の解消が遅れることがないようにすべきである。</p> <p>なお、公道下部分の布設替えにあたっては、起債制度の活用も検討されたい。</p> <p>(3)水道メーター～給水栓までの布設替え 水道メーター下流部～給水栓は、早期に布設替えするよう給水装置の所有者の意識向上を図るとともに、可能な場合には、水道事業者が助成制度や融資制度を設けるなど、所有者による布設替えを促進する支援策を講じられたいこと。</p> <p>なお、水道事業者自らが、(2)で記述した水道メーター上流部分の布設替えに積極的に取り組むことは、給水装置の所有者の負担軽減につながり、メーター下流側の布設替実施の契機となるものと思料される。</p> <p>3 鉛の水質基準の確保 鉛製給水管の布設替えが完了するまでの間においては、以下の(1)から(3)等により、鉛の水質基準の確保に万全を期されたい。</p> <p>(1)鉛の溶出対策 鉛製給水管が数多く残存している場合等には、pH調整の実施について検討すること。</p> <p>(2)鉛濃度の把握 鉛製給水管を使用している給水栓における鉛濃度の把握に努めること(例えば、定期水質検査の採取場所に含めることや鉛製給水管に着目した水質調査の実施等)。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>(3)鉛濃度が高い給水栓への対応 水質調査等により鉛濃度が高いことが把握されている給水栓について、水道事業者が実施する配水管分岐部から水道メーターまでの布設替えを優先的に実施する、使用者に布設替えを働きかける等の対応を図り、水質基準の確保に万全を期されたいこと。</p>
(4)水道施設の耐震化	<p>構造物及び管路の耐震化対策が適切に進められているか。</p>	<p>○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)厚生省防災業務計画」第1編第5章第2節第1の2 水道事業者等は、水道耐震化計画策定指針(案)を参考に、各地域の特性を踏まえて、具体的目標を定めて、計画的に耐震化を進めるよう努める。</p> <p>○平成19事務連絡「基幹病院等及び透析医療機関に至る水道施設の耐震化等について」 別添のとおり厚生労働省関係各局局長連名で、(略)災害時における基幹病院等及び透析医療機関への給水を確保するため、下記について留意の上、一層の取り組みをお願いします。</p> <p>1.基幹病院等の重要給水施設に至る管路等について、優先的に耐震化を図ることが求められることから、引き続き重要給水施設に至る水道施設の耐震化の促進に努めること。(略)</p> <p>○平成19健水発第0823001号(課長通知)「災害時の人工透析提供体制の確保について」 災害時の人工透析提供体制の確保については、慢性腎不全の患者は2、3日に1回人工透析を実施することが生命維持に不可欠であるため、災害時においても、人工透析を継続することがきわめて重要であり、(略)今後も災害時に適切に人工透析を提供することができるようにすることが重要であることから、このたび、災害時の人工透析提供体制の確保について求められる取組を、下記のとおりまとめたので、参考の上、災害時の人工透析の確保体制に遺漏がないよう、平時よりマニュアルの策定等、一層の取組をお願いするとともに、貴管下市町村及び関係機関に周知方お願いする。</p> <p>2.水・医薬品等及び医療機関の確保 都道府県は、平時においては、透析医療機関の耐震化に努めるとともに、水道事業者等と連携し当該施設に至る水道施設の耐震化の促進に努める。また、水等の供給が絶たれた場合の対応について、自己水源や自家発電装置の確保状況の把握、他の地方自治体との応援態勢の構築など事前に対策を講じておくことが望ましい。(略)</p> <p>都道府県は、災害発生時には、(社)日本透析医学会等と連携しながら透析医療機関の状況を把握し、断水等により水の供給がないため人工透析を実施できない恐れのある医療機関に対しては、市町村、水道事業者等と連携し給水車による応急給水を実施する。(略)</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○平成20健水発第0408002号(課長通知)「水道施設の耐震化の計画的実施について」 (略)現に設置されている水道施設等についても適切な耐震性能を備えるよう計画的に整備することが望ましいことから、下記事項についての取り組み方、よろしくをお願いします。</p> <p>1.現に設置されている水道施設の耐震化</p> <p>(1)(略)既存施設についても、地震が発生した場合に被害の発生を抑制し、影響を小さくすることが重要であることから、できるだけ速やかにこれらの規定に適合させることが望ましい。他方、既存施設の耐震化は、水道水の供給に支障を与えない対策を講じて実施する必要がある。工期が長期間に及ぶものも多い。このため、水道事業者等においては、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めるよう努められたい。</p> <p>(2)既存施設の耐震化にあたっては、以下に示す事項を踏まえつつ、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に実施されたい。 ア 破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い水道施設や破損した場合に影響範囲が大きく応急給水で対応できないような水道施設については、優先的に耐震化を図る。</p> <p>イ 耐震性能が特に低い石綿セメント管については、順次耐用年数に達しつつあること、経年劣化に伴い漏水事故の発生も多数みられることなどから、基幹管路(導水管、送水管及び配水本管をいう。以下同じ。)として布設されているものを中心にできるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進めるとともに、今後遅くとも概ね10年以内に転換を完了するよう努める。さらに、基幹管路として布設されている鋼鉄管及び塩化ビニル管(TS継手)についても、老朽化の進行度を踏まえつつ、遅滞なく適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進める。</p> <p>ウ 災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高いものとして地域防災計画等へ位置付けられている施設へ配水する管路については、優先的に耐震化を進める。その際、災害時においても給水を確保するため、基幹管路に該当しない管路についても、より高い耐震性能を有する管種、継手を採用することが望ましい。</p> <p>(3)各水道においてそれぞれ最も優先して耐震化を図るべき水道施設については、平成25年度を目途に耐震化を完了できるよう、耐震化計画の中で事業の実施計画を明らかにし、確実な実施に努められたい。</p> <p>(4)水道事業者等がそれぞれの水道の状況に応じて計画的に耐震化施策を推進する上で活用できるよう、「水道の耐震化計画策定指針」(厚生労働省健康局水道課ホームページに掲載) (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/index.html)を取りまとめているので、参考にされたい。同指針は、従前の「水道の耐震化計画策定指針(案)」の公表から10年以上が経過し、その間の地震等災害での水道施設の被害を踏まえ、内容の充実を図ったものである。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>(5)既設管路の耐震性能の評価や布設する管路の管種、継手の選定に当たっては、「管路の耐震化に関する検討会報告書」(厚生労働省健康局水道課ホームページに掲載http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/index.html)において、代表的な管種、継手について、過去の地震における被害データ等をもとに耐震性能への適合性の整理を行っているので、参考とされるとともに、各水道事業者等において地質分布・断層の有無を的確に把握するなど地盤条件について十分検討した上で判断されたい。</p> <p>2.水道の利用者に対する情報の提供 水道施設の耐震化のために必要な投資を行っていく上で、水道の利用者の理解を得ることが不可欠であることから、水道事業者等は水道の利用者に対し、水道施設の耐震性能や耐震化に関する取り組みの状況、断水発生時の応急給水体制などについて定期的に情報を提供できるよう努められたい。</p> <p>【耐震化関係指針・報告書・技術書等】</p> <p>○平成25年度管路の耐震化に関する検討会報告書(平成26年6月 管路の耐震化に関する検討会)</p> <p>○平成19年度水道施設の耐震化に関する検討会報告書(平成19年3月 水道施設の耐震化に関する検討会)</p> <p>○水道の耐震化計画等策定指針(平成27年6月 厚生労働省健康局水道課)</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
4. 衛生管理関係		
(1) 定期の健康診断 【健康診断】	<p>①定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保有者を含む。)の有無に関して実施されているか。</p> <p>②健康診断の実施項目は適切か。</p> <p>③健康診断の受診者は適切か。</p>	<p>○法第21条第1項(健康診断) 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。</p> <p>○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)</p> <p>○施行規則第16条第1項(健康診断) 定期の健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保有者を含む)の有無に関して、行うものとする。</p> <p>○施行規則第16条第4項(健康診断) 他の法令(地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項について同じ)に基づいて行われた健康診断の内容が、第1項に規定する感染症の全部又は一部に関する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分の健康診断とみなす。(略)</p> <p>○施行規則第52条(準用) (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)</p> <p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の4 (1)病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとし、急性灰白髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意すること。 (2)病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行うこと。</p> <p>○法第21条(健康診断)第1項 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。</p> <p>○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○水道法逐条解説(法第21条関係)</p> <p>取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者の全員が本条の健康診断受診対象者である。これらの者に伝染病(感染症)等の保菌者がいた場合には、水道水が汚染されるおそれがあるからである。臨時の職員、作業人等についても、本条は適用される。</p>
(2)臨時の健康診断 【健康診断】	臨時の健康診断が必要となるような状況が生じていると認められる場合に、臨時の健康診断を行っているか。	<p>○法第21条(健康診断)第1項</p> <p>水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、以下により、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。</p> <p>○法第31条(準用)</p> <p>(略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)</p> <p>○施行規則第16条(健康診断)第2項</p> <p>法第21条第1項の規定により行う臨時の健康診断は、同項に掲げる者に前項の感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合、発生した感染症又は発生するおそれのある感染症について、前項の例により行うものとする。</p> <p>○施行規則第52条(準用)</p> <p>(略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)</p>
(3)記録の保存 【健康診断】	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	<p>○法第21条第2項(健康診断)</p> <p>水道事業者は、前項の健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間、これを保存しなければならない。</p> <p>○法第31条(準用)</p> <p>(略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)</p> <p>○施行規則第16条(健康診断)第4項</p> <p>他の法令(地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項について同じ)に基づいて行われた健康診断の内容が、定期健康診断の感染症の全部又は一部に関する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分に相当する健康診断とみなす。この場合において、健康診断に関する記録は、他の法令に基づいて行われた健康診断の記録をもって代えるものとする。</p> <p>○施行規則第52条(準用)</p> <p>(略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
(4)汚染防止対策 【衛生上の措置】	①取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止が充分になされているか。	<p>○法第22条(衛生上の措置)</p> <p>水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○法第31条(準用)</p> <p>(略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)</p> <p>○施行規則第17条第1項第1号(衛生上必要な措置)</p> <p>取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。</p> <p>○施行規則第52条(準用)</p> <p>(略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)</p> <p>○平15機水第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の5(1)</p> <p>水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者は、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせい等の周辺は、常に充分な清掃を励行し、(略)</p>
	②上記の施設には、かぎを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。また、施設の構内においては、便所、廃棄物集積所及び汚水溜等の施設は、汚水の漏れない構造とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿等を用いた耕作及び園芸並びに家畜及び家禽の放し飼等がなされていないか。	<p>○法第22条(衛生上の措置)</p> <p>水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○施行規則第17条第2号(衛生上必要な措置)</p> <p>取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。</p> <p>○施行規則第52条(準用)</p> <p>(略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)</p> <p>○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」</p> <p>1 一般事項</p> <p>(10)水の汚染のおそれがないように、必要に応じて、暗渠とし、又はさくの設置の他必要な措置が講じられていること。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の5</p> <p>1 水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者は、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせい等の周辺は、常に十分な清掃を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意するとともに、当該施設には柵を設け、施設設備をする等のほか汚染防止のため一般の注意を喚起するに必要な標札、立札、掲示等を行うこと。</p> <p>2 前項の施設の構内においては、便所、廃棄物集積所及び汚水溜等の施設は、汚水の漏れない設備とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿を用いる耕作及び園芸並びに家畜等の放し飼等をしてはならないこと。</p>
(5)遊離残留塩素濃度の管理 【衛生上の措置】	①給水栓における残留塩素濃度は基準値以下とならないよう管理されているか。	<p>○法第22条(衛生上の措置) 水道事業者は、厚生労働省令の定めるとにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)</p> <p>○施行規則第17条第1項第3号(衛生上必要な措置) 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/l(結合残留塩素の場合は、0.4mg/l)以上保持するように塩素消毒をすること。(略)</p> <p>○施行規則第52条(準用) (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)</p> <p>○平8衛水第230号(課長通知)「水道における衛生上の措置の徹底等について」1 病原性大腸菌等による感染症を防止するためには、水道法第22条に規定する衛生上の措置を徹底することが基本であり、特に、同法施行規則第17条第3項に規定する塩素消毒が確実に行われることが重要であるので、その旨管下水道事業者への指導を徹底されたい。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
(6)消毒 【衛生上の措置】	①消毒が中断しないよう必要な措置が講じられているか。	<p>○法第5条(施設基準) 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。</p> <p>○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」 5 浄水施設 (5) 消毒設備は、次に掲げる要件を備えること。 ロ 消毒剤の供給量を調節するための設備が設けられていること。 ハ 消毒剤の注入設備には、予備設備が設けられていること。 ニ 消毒剤を常時安定して供給するために必要な措置が講じられていること。 ホ 液化塩素を使用する場合にあっては、液化塩素が漏出したときに当該液化塩素を中和するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の5 (4)消毒設備については、水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第5号の規定によるほか、消毒が中断しないよう、常に整備を行うこと。</p>
	②消毒剤の注入点は適切か。	<p>○法第5条(施設基準) 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。</p> <p>○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。</p> <p>1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査</p> <p>○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」第5条第1項第5号 消毒設備は、次に掲げる要件を備えること。 イ 消毒の効果を高めるために必要な時間、水が消毒剤に接触する構造であること。</p> <p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の5(5) 消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が充分水に混合するように行うこと。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
5. 水質検査関係		
(1) 定期的水質検査の回数及び項目 【水質検査】	① 毎日の水質検査(色、濁り、消毒の残留効果)は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。	<p>○法第20条第1項(水質検査) 水道事業者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。</p> <p>○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)</p> <p>○施行規則第15条(定期及び臨時の水質検査) 1 法第20条第1項の規定により行う定期的水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)次に掲げる検査を行うこと。 イ 1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査 4 第1項第1号イの検査のうち色及び濁りに関する検査は、同号ロの規定により色度及び濁度に関する検査を行った日においては、行うことを要しない。</p> <p>○施行規則第52条(準用) (略)第15条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)</p>
	② 基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。	<p>○法第20条第1項(水質検査) 水道事業者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。</p> <p>○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)</p> <p>○施行規則第15条(定期及び臨時の水質検査) 1 法第20条第1項の規定により行う定期的水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。(別表参照)</p> <p>○施行規則第52条(準用) (略)第15条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)</p> <p>○平15厚労省令第101号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。(略)</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○平15厚労省告示第261号「水質基準に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ該当各号に掲げるとおりとする。(略)</p> <p>○平15健発第1010004号(局長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正について」(略)</p> <p>○平25健発0331第30号(局長通知)「水質基準に関する省令の一部改正等について(施行通知)」 第3 水道法施行規則の一部改正について (略) なお、過去3年間における検査結果については、同規則の施行前に実施されたものを含むことができるが、採水時に検水の残留塩素を消去する検査方法によって得られたものに限ることに留意されたいこと。</p>
(2) 採水地点 【水質検査】	① 採水場所は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。	<p>○施行規則第15条第1項第2号(定期及び臨時の水質検査) 検査に供する水の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。(一定の場合の例外については別表参照)</p> <p>○施行規則第52条(準用) (略)第15条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、(略)第15条中「給水栓」とあるのは「当該水道用水供給事業者が水を水道事業者に供給する場所と(略)読み替えるものとする。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3</p> <p>(3)検査に供する水の採取場所の数については、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、水道の規模に応じ、水源の種類、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となるよう設定することともに、配水管の末端等水が停滞しやすい場所も選定することが必要であること。また、必要に応じて水源、浄水池及び配水池における水質も検査すること。</p> <p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」別添1の注1</p> <p>一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採水することができる。</p> <p>○水道法逐条解説(第20条関係)</p> <p>1 (略)「判断できる場所」とは、給水栓のほか配水管の末端等水が停滞しやすい場所を含むものであり、(略)</p>
<p>■水質管理目標設定項目</p>	<p>水質管理目標設定項目について、水源の種類や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表しているか</p>	<p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3</p> <p>(8)水道法施行規則第15条第6項において策定することとされた水質検査計画に関しては、以下のとおりとすること。</p> <p>ニ 水質検査計画は水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査を対象としたものであるが、水質管理目標設定項目(略)についても必要に応じて当該水質検査に準じて当該計画に位置付けられたいこと。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第3</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(1)水質管理目標設定項目は、浄水中で一定の検出の実績はあるが、毒性の評価が暫定的であるため水質基準とされなかったもの、又は、当該濃度を超過して浄水中で検出される可能性があるもの等水質管理上留意すべきものであること。このため、水質管理目標設定項目については、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努め、水質管理活用されたいこと。また、水質管理目標設定項目の結果については、水道事業者等においてとりまとめ、(略)公表し、関係者の注意喚起等に努められたいこと。</p> <p>(2)なお、水質管理上、着目すべき水質管理項目を以下のとおり水源の種類等ごとにまとめたので、参考にされたいこと。</p> <p>イ 水源が湖沼等停滞性の水域である場合に着目すべき項目 アンチモン及びその化合物、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、農薬類、カルシウム及びマグネシウム等(硬度)、マンガン及びその化合物、遊離炭酸、1,1,1-トリクロロエタン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度(TON)、蒸発残留物、濁度、pH値、腐食性(ランゲリア指数)、従属栄養細菌</p> <p>ロ 水源が河川水である場合に着目すべき項目 上記イに掲げる項目、ウラン及びその化合物</p> <p>ハ 水源が地下水である場合に着目すべき項目 上記ロに掲げる項目、1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トルエン、メチルtertブチルエーテル、1,1-ジクロロエチレン</p> <p>ニ 使用する資機材及び薬品の観点から着目すべき項目 ニッケル及びその化合物、亜塩素酸、二酸化塩素、臭気強度(TON)、pH値、アルミニウム及びその化合物</p> <p>ホ 消毒副生成物等の観点から着目すべき項目 亜塩素酸、二酸化塩素、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、残留塩素、臭気強度(TON)、pH値</p> <p>2 水質の測定等</p> <p>(1)水質検査にあたっての地点や頻度設定の考え方は水質基準に係る検査に準じ、基本的には水質検査を行う地点と同一とすること。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○平15健発第1010004号(局長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」第4 将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じて、体系的・組織的な監視によりその検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目として「水質管理目標設定項目」を別添1のとおり定めたこと。(略)</p> <p>○平15健発第1010004号(局長通知)水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」第4の2 水質管理目標設定項目のうち農業類については、下記の式で与えられる検出指標値が1を超えないこととする「総農業方式」により水質管理目標設定項目に位置づけることとしたこと。(略)測定を行う農業については、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定するものであるが、検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農業を別添2のとおりリストアップしたこと。なお、これらの農業以外の農業についても、地域の実情に応じて測定を行い、総農業方式による評価を行うこと。</p>
(3)水質検査の委託	①水質検査を適切な機関に委託しているか。	<p>○法第20条第3項(水質検査) 水道事業者は、第1項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。</p> <p>○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)</p>
	②委託の方法は適切か	<p>○施行規則第15条第8項第1号(定期及び臨時の水質検査) 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項(第二項の検査のみを委託する場合にあつては、ロ及びへを除く。)を含むこと。</p> <p>イ 委託する水質検査の項目 ロ 第一項の検査の時期及び回数 ハ 委託に係る料金(以下この項において「委託料」という。) ニ 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法 ホ 水質検査の結果の根拠となる書類 ヘ 第二項の検査の実施の有無</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○平23健水発1003第1～4号水道法施行規則の一部改正について第2の2 (2)改正規則第15条第8項第1号ニに定める「採取又は運搬の方法」には、採取日程、採取地点、試料容器、採取方法、運搬主体及び運搬方法を含めること。</p> <p>(3)改正規則第15条第8項第1号ホに定める「水質検査の結果の根拠となる資料」には、分析日時及び分析を実施した規則第15条の2第5号に定める検査員(以下「検査員」という。)の氏名を示した資料、検量線のクロマトグラム並びに濃度計算書を含めること。</p> <p>○施行規則第15条第8項第3号(定期及び臨時の水質検査) 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。</p> <p>○平23健水発1003第1～4号水道法施行規則の一部改正について第2の2 (5)(略)水道事業者等は、委託する水質検査業務の内容を契約において明らかにし、検査価格を積算した上で水質検査業務を発注すること。</p>
		<p>○平23健水発1003第1～4号水道法施行規則の一部改正について第2の2 (5)(略)地方公共団体の入札制度にのっとり低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を活用するとともに、法第20条の10第2項の規定に基づいて、登録水質検査機関に財務諸表等の閲覧又は謄写を請求し、登録水質検査機関の経理状況や事業の状況の把握、落札した検査料金の積算等を確認するよう努めること。</p>
		<p>○施行規則第15条第8項第6号(定期及び臨時の水質検査) 水質検査の実施状況を第一号ホに規定する書類又は調査その他の方法により確認すること。</p> <p>○平23健水発1003第1～4号水道法施行規則の一部改正について第2の2 (7)(略)水道事業者等は、水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び厚生労働省等による外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証(水道GLP、ISO/IEC17025等)取得やこれに類する取組の状況に関する書類を確認するとともに、検査施設への立入検査及び試料のクロスチェック等、実施の水質検査機関における水質検査の業務の確認に関する調査(以下「日常業務確認調査」という。)を実施し、水質検査機関の技術能力の把握に努めること。(略)</p> <p>○施行規則第15条第8項第2号(定期及び臨時の水質検査) 委託契約書とその契約の終了の日から五年間保存すること。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
(4)水質検査結果	①妥当性評価ガイドラインに基づく妥当性評価を行っているか。	<p>○平24健水発0906第1～4号水道課長通知「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインについて」</p> <p>1 妥当性評価の目的は、各検査機関が日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当であることを確認することにあること。</p> <p>○平25事務連絡「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインに関する質疑応答集(Q&A)について」</p> <p>A 3-1) 標準検査法(「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号)、「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成15年10月10日付健水発第1010001号。以下、「通知」という。))により定められた検査法をいう。以下同じ。))による検査の場合、妥当性が未評価の検査結果を基準値等への適合判定に用いることは原則としてできない。(略)</p>
	②水質検査結果は、水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。	<p>○法第4条(水質基準)</p> <p>1 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。</p> <p>(1)病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。</p> <p>(2)シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。</p> <p>(3)銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。</p> <p>(4)異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。</p> <p>(5)異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。</p> <p>(6)外観は、ほとんど無色透明であること。</p> <p>2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>○法第20条第1項(水質検査)</p> <p>水道事業者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。</p> <p>○平15厚生省令第101号「水質基準に関する省令」</p> <p>水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。(略)</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○平26健発0331第30号「水質基準に関する省令の一部改正等について」</p> <p>第2 水質基準に関する省令の一部改正について</p> <p>同省令の表について、9の項から50の項までを1項ずつ繰り下げ、新たに9の項として亜硝酸態窒素に係る基準値(0.04mg/L)を追加する改正を行ったものであること。</p>
	③水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。	<p>○法第20条第1項(水質検査)</p> <p>水道事業者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。</p> <p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」の第2</p> <p>1 水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たすため下記2から5に基づき必要な対策を講じること。なお、水質検査結果に異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行うこと。</p> <p>2 一般細菌および大腸菌については、その水道水中の存在状況は病原微生物による汚染の可能性を直接的に示すものであるため、それらの評価は、検査ごとの結果を基準値と照らし合わせて行うべきであり、基準を超えている場合には、水質異常時とみて直ちに別添3に従い、所要の措置を講ずる必要があること。また、塩化物イオンなど病原性微生物の存在を疑わせる指標としての性格も有する項目(水道法施行規則第15条第1項第4号において省略が可能とされていない項目のうち、総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、臭素酸およびホルムアルデヒド以外の項目をいう。)についても、その値が大きな変動を示した場合に、上記に準じて対応する必要があること。</p> <p>3 シアン化物イオン及び塩化シアン並びに水銀及びその化合物については、生涯にわたる連続的な摂取をしても、人の健康に影響が生じない水準を基とし安全性を十分考慮して基準値が設定されているが、従前からの扱いを考慮して、上記2に準じて対応をとることが適当であること。</p> <p>4 新基準省令の表中1の項から31の項までの上欄に掲げる事項のうち上記2及び3に示した項目を除いては、長期的な影響を考慮して基準設定がなされているが、検査ごとの結果の値が基準値を超えていることが明らかになった場合には、直ちに原因究明を行い所要の低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保すべきであること。基準値超過が継続すると見込まれる場合には、水質異常時とみて別添3に従い所要の対応を図るべきであること。</p> <p>5 新基準省令の表中32の項から51の項までの上欄に掲げる事項については、その基準値を超えることにより利用上、水道水としての機能上の障害を生じるおそれがあることから、検査ごとの結果の値を基準値と照らし合わせることで評価を行い、基準値を超えていることが明らかになった場合には、水質異常時とみて別添3に従い所要の対応を図るべきであること。(略)</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
(5) 原水の水質検査	すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物を除く。)を実施しているか。	<p>○平5衛水第187号(課長通知)「『水道法の施行について』の一部改正について」留意事項等について」2 水道用水供給事業又は他の水道事業から供給を受ける水のみを水源とする水道事業については、従前どおり原則として水質基準の全ての事項を対象に水質検査を行うものであるが、水を供給する水道用水供給事業又は水道事業が行う浄水の採水場所と、供給を受ける水道事業が行う浄水の水質検査の採水場所とが隣接している場合には、双方が調整を図ることにより、水を供給する水道用水供給事業又は水道事業が行う浄水の水質検査を、供給を受ける水道事業が行う原水の水質検査として取り扱うことも差し支えない。</p> <p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の2 すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで、少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味を除く)を実施し、(略)その結果を一定期間保存されたいこと。(略)</p>
	必要に応じて水質管理目標設定項目についても検査を実施しているか	<p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の2 すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで、少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(略)を実施し、また必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施し、その結果を一定期間保存されたいこと。(略)</p> <p>○平26健発0331第30号「水質基準に関する省令の一部改正等について」 第10 水質管理目標設定項目の一部改正について 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について(平成15年10月10日付け健発第1010004号)本文並びに別添1及び別添2を、別紙1新旧対照表(別紙1略)のとおり改正したこと。</p>
(6) 水質検査計画	①水質検査計画は、毎事業年度の開始前に策定されているか。	<p>○施行規則第15条第6項(定期及び臨時の水質検査) 水道事業者は、毎事業年度の開始前に第1項及び第2項の検査の計画を策定しなければならない。</p> <p>○施行規則第52条(準用) (略)第15条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
	②記載しなければならない事項は記載されているか。	<p>○施行規則第15条第7項(定期及び臨時の水質検査) 水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの (2)第1項の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由 (3)第1項の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由 (4)第2項の検査に関する事項 (5)法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容 (6)その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項</p> <p>○施行規則第52条(準用) (略)第15条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)</p> <p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3 (8)水道法施行規則第15条第6項において策定することとされた水質検査計画に関しては、以下のとおりとすること。</p> <p>イ「水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの」とは、原水から給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項であって、水質検査計画を策定する上で関係する事項であること。</p> <p>ロ「臨時の水質検査に関する事項」とは、臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目等であること。</p> <p>ハ「その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項」とは、水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項、関係者との連携に関する事項等であること。</p> <p>ニ 水質検査計画は水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査を対象としたものであるが、水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査についても、必要に応じて当該計画に位置付けられたいこと。(中略)</p> <p>ヘ 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき実施する、原水の指標菌の検査及びクリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設における原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、平成20年度以降においては水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査に準じて、水質検査計画に位置付けられたいこと。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
水質検査の精度管理	①水質検査の精度管理を行っているか ②正確な検査結果を得るための体制の構築に努めているか ③水質検査を委託している場合は、精度管理の結果について確認しているか	○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の5 水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査の実施に当たっては、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、当該検査を行う水道事業者等においては、信頼性保証部門と水質検査部門に各責任者を配置した組織体制の整備や標準作業書の作成等を行うなどにより、正確な検査結果を得るための体制の構築に努められたいこと。
(7)記録の保存	①水質検査の記録を適正に作成しているか。	○法第20条第2項(水質検査) 水道事業者は、水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、(略) ○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)
	②過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○法第20条第2項(水質検査) 水道事業者は、水質検査を行ったときは、(略)水質検査を行った日から起算して5年間、これを保有しなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)

検査事項	確認項目	根拠法令等
6. 水質管理関係		
(1) 原水のクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断	指標菌の検出レベル等から適切にリスクレベルの判断を行っているか。	○平19健水発第0330005号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策指針の実施について」 第2 留意事項1 定期的な原水に係る検査の実施について 水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、指針に基づき、平成19年度以降できるだけ早期に原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じ、定期的に原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること ○平23年健水発第0331第3号課長通知「水道における指標菌の検査について」 第1 原水中の指標菌検査の実施について 指標菌の検査を行わず、リスクレベルの判断が行えない施設は、(略)、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関への委託を活用する等して、速やかに指標菌の検査を行い、リスクレベルを判定すること。 ○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(平19健水発第0330005号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」) 2、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断 (1)レベル4(クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高い) 地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設 (2)レベル3(クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある) 地表水以外の水を水道の原水としており当該原水から指標菌が検出されたことがある施設 (3)レベル2(当面、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い) 地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設 (4)レベル1(クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い) 地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設 ○指標菌 大腸菌及び嫌気性芽胞菌は水道水源の糞便による汚染の指標として有効である。また、その感染経路から、糞便により汚染された水源の水にはクリプトスポリジウム等が混入するおそれがある。このため原水にいずれかの指標菌が検出された場合には「原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合」に該当することとなる。

検査事項	確認項目	根拠法令等
(2)汚染のおそれの程度に応じた予防対策	①原水にクリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある施設では、ろ過施設の整備等又は水源対策の措置を講じているか。	<p>○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」第5条第1項第8号 原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができるろ過等の設備が設けられていること。</p> <p>ただし、次に掲げる要件を備えている場合は、この限りではない。</p> <p>イ 地表水を原水としないこと。</p> <p>ロ 紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものであること。</p> <p>ハ 原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。</p> <p>○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(平19健水発第0330005号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」)</p> <p>3 予防対策 水道事業者等は、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じ、次の対応措置を講じること。</p> <p>(1)施設整備 (7)レベル4 ろ過池またはろ過膜(以下、「ろ過池等」という。)の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過施設(急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等)を整備すること。</p> <p>(イ)レベル3 以下のいずれかの施設を整備すること。</p> <p>(a)ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過施設(急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等)</p> <p>(b)クリプトスポリジウム等を不活化することができる紫外線処理施設。具体的には以下の要件を満たすもの</p> <p>①紫外線照射槽を通過する水量の95%以上に対して、紫外線(253.7nm付近)の照射量を常時10mj/cmf以上確保できること。</p> <p>②処理対象とする水が以下の水質を満たすものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濁度 2度以下 ・色度 5度以下 ・紫外線(253.7nm付近)の透過率が75%を超えること(紫外線吸光度が0.125abs./10mm未満であること) <p>③十分に紫外線が照射されていることを常時確認可能な紫外線強度計を備えていること。</p> <p>④原水の濁度の常時測定が可能な濁度計を備えていること(過去の水質検査結果等から水道の原水の濁度が2度に達しないことが明らかである場合を除く。)</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>(4)水源対策 地表水若しくは伏流水の取水施設の近傍上流域又は浅井戸の周辺にクリプトスポリジウム等を排出する可能性のある汚水処理施設等の排水口がある場合には、当該排水口を取水口等より下流に移設し、又は、当該排水口より上流への取水口等の移設が恒久的対策として重要であるので、関係機関と協議うえ、その実施を図ること。</p> <p>また、レベル3又はレベル4の施設においてクリプトスポリジウム対策に必要な施設を整備することが困難な場合には、クリプトスポリジウム等によって汚染される可能性の低い原水を取水できる水源に変更する必要があること。</p> <p>○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(平19健水発第0330005号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」)</p> <p>3 予防対策 水道事業者等は、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じ、次の対応措置を講じること。</p> <p>(3)運転管理 (7)ろ過</p> <p>①ろ過池等の出口の水の濁度を常時監視し、ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持すること。</p> <p>②ろ過方式ごとに適切な浄水管理を行うこと。特に急速ろ過法を用いる場合にあっては、原水が低濁度であっても、必ず凝集剤を用いて処理を行うこと。</p> <p>③凝集剤の注入量、ろ過池等の出口濁度等、浄水施設の運転管理に関する記録を残すこと。</p> <p>○共通の留意事項 ・ろ過池等の出口の水の濁度は各ろ過池等ごとに測定することとするが、不可能な場合は、各処理系統ごとに測定することとし、いずれの場合も測定記録を残すこと。</p> <p>(イ)紫外線処理 ①紫外線強度計により常時紫外線強度を監視し、水量の95%以上に対して紫外線(253.7nm付近)の照射量が常10mj/cmf以上得られていることを確認すること。</p> <p>②原水濁度が2度を超えた場合は取水を停止すること。ただし、紫外線処理設備の前にはろ過施設を設けている場合は、この限りではない。</p> <p>③常に設計性能が得られるように維持管理(運転状態の点検、保守部品の交換、センサー類の校正)を適正な頻度と方法で実施すること。</p>
	②汚染のおそれのある施設において適切な運転管理を行っているか。	

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>(ウ)施設整備中の管理</p> <p>①レベル4 クリプトスポリジウム等対策のために施設整備を早急に完了する必要があるが、整備中の期間においては、原水の濁度を常時計測して、その結果を遅滞なく把握できるようにし、濁水等により原水の濁度レベルが通常より高くなった場合には、原則として原水の濁度が通常のレベルに低下するまでの間、取水停止を行うこと。ただし、上流の河川工事等が水道原水の濁度を上昇させている場合、底泥をまき上げない工事等のように必ずしもクリプトスポリジウム等による汚染を生じさせないものもあるため、当該工事の種類、場所その他を勘案して取水停止の必要性を判断すること。</p> <p>②レベル3 クリプトスポリジウム等対策のために必要な施設整備に時間を要する場合には、以下のいずれかの措置をとること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の水質検査結果等から濁水等により原水の濁度レベルが高くなることが明らかである場合には、原水の濁度を常時監視して、その結果を遅滞なく把握できるようにし、原水の濁度レベルが通常のレベルに低下するまでの間、取水停止を行うこと。 ・その他の場合には、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査の結果、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高くなると判断される場合には、取水停止等の対策を講じること。
③汚染のおそれの程度に応じた原水等の検査を適切に行っているか		<p>○平19健水発第0330005号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策指針の実施について」</p> <p>第2 留意事項 1 定期的な原水に係る検査の実施について 水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、指針に基づき、平成19年度以降できるだけ早期に原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じ、定期的に原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。</p> <p>○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(平19健水発第0330005号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」)</p> <p>3 予防対策 水道事業者等は、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じ、次の対応措置を講じること。</p> <p>(2)原水等の検査</p> <p>(ア)レベル4及びレベル3 ・水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査をすること。ただし、クリプトスポリジウム等の除去又は不活化のために必要な施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査すること。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>(イ)レベル2 ・3ヶ月に1回以上、原水の指標菌の検査を実施すること。</p> <p>(ウ)レベル1 ・年1回、原水の水質検査を行い、大腸菌、トリクロロエチレン等の地表からの汚染の可能性を示す項目の検査結果から被圧地下水以外の水の混入の有無を確認すること。</p> <p>・3年に1回、井戸内部の撮影等により、ケーシング及びストレーナーの状況、堆物の状況等の点検を行うこと。</p> <p>○留意事項 レベル4及びレベル3の場合、浄水を毎日1回20リットル採水し、ポリタンクに注入した水または採水した水から得られるサンプルを14日間保存することが望ましい。そのための採水は浄水施設で行うことが望ましいが、当該浄水場からの給水を受ける配水系統内の給水栓の水でも差し支えない。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
7. 危機管理対策関係		
(1) 危機管理マニュアル類	危機管理マニュアル類(テロ対策、震災対策、クリプトスポリジウム等対策、水質事故)は整備されているか。	<p>○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。</p> <p>7 第23条第1項の規定による給水の緊急停止</p> <p>○法第23条第1項(給水の緊急停止) 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。</p> <p>○法第31条(準用) (略)第23条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、(略)第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と(略)読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(地震対策)</p> <p>○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について」 (略)貴管下の水道事業者等においてもこれに準じて地域の実情に即した地震防災の計画を策定するよう指導されたい。</p> <p>(別添)大規模地震対策特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災強化計画等の作成について 1 組織、体制に関する事項 (略) 2 地震予知情報、応急対策実施状況等の情報の伝達に関する事項 (略) 3 緊急貯水槽に関する事項 (略) 4 施設点検及び工事中の中止に関する事項 (略) 5 応急給水に関する事項 (略) 6 応急復旧に関する事項 (略) 7 職員に対する教育、訓練に関する事項 別添 (略)</p> <p>(停電対策) ○昭61環水第116号(課長通知)「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」3 地震、風水害等に備えた防災計画について、電気事業者の意見を参考として、電力供給が停止するケースも想定した防災計画の策定・充実</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>(湯水対策)</p> <p>○昭49環計第36号(部長通知)「湯水対策について」II 3 湯水時に予想されるすべての事態を想定して、おおむね次に掲げる湯水対策活動に関する計画をあらかじめ作成し、湯水対策活動を効果的に行えるよう備えること。</p> <p>(1)広報活動、(2)給水制限の実施、(3)応急給水の実施、(4)緊急水源の確保、(5)保健衛生対策</p> <p>○昭59衛水第46号(課長通知)「湯水対策指針の送付について」(略)</p> <p>(テロ対策)</p> <p>○平13健水発第87号(課長通知)「米国の同時多発テロを契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2</p> <p>○平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) さらに、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者の周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ること。</p> <p>○平26健水発0319第4号(課長通知)「水道事業ビジョンの作成について」別添「水道事業ビジョン作成の手引き」別表2 強韌・実働的な災害対策マニュアルの策定、充実化。 (参考)平9.1水道の耐震化計画策定指針(厚生省) (参考)平19.3「危機管理対策マニュアル策定指針」(厚生労働省) (参考)平20.3「水道の耐震化計画等策定指針」(見直し) (参考)平19目録「広域的災害対策計画策定指針」</p> <p>(クリプトスポリジウム等対策)</p> <p>○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(平19健水発第0330005号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」1)</p> <p>4 クリプトスポリジウム症等が発生した場合の応急対応 クリプトスポリジウム症等が発生し、水道水がその原因であるおそれがある場合には、関係者は次の対応措置を講ずること。</p> <p>(1)応急対応の実施 水道事業者等をはじめ、都道府県の関係部局は連携して応急対応を実施すること。</p> <p>○連絡体制の整備 感染症の発生を迅速に把握するとともに、応急対応が滞りなく実施されるよう、都道府県(水道行政担当部局、感染症担当部局、食中毒担当部局、保健所等)、水道事業者、水道用水供給事業者等の関係者の間における連絡マニュアル・連絡網を予め策定しておくこと。(略)</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>(水質事故対策)</p> <p>○平25環水発0328第2号「水道水源における水質事故への対応の強化について」12(1)</p> <p>①水質事故による甚大な被害を受けた場合に、(略)給水への影響を想定し、実働的なマニュアルの整備及び定期的な訓練等を通じた見直しを行うこと。</p>
(2)連絡体制	①緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。	<p>○法第23条第1項(給水の緊急停止)</p> <p>水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。</p> <p>○法第31条(準用)</p> <p>(略)第23条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、(略)第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と(略)読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>○昭49環計第36号(部長通知)「濁水対策について」II 2</p> <p>濁水の状況に応じ、水道事業体に濁水対策本部を設置するなど、体制を整備し、関係行政機関との連絡調整を円滑にするとともに(略)</p> <p>○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)大規模地震対策特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災強化計画等の作成について」</p> <p>2 地震予知情報、応急対策実施状況等の情報の伝達に関する事項 応急対策が適格に実施されるよう必要な情報の入手並びに関係機関への報告及び要請のための情報伝達等に関し、次の事項に係る内容を明示すること。</p> <p>(1)県の水道担当部局等との間及び組織内部における情報伝達経路 (2)情報伝達方法 別添 厚生省防災業務計画 第2 災害時応急体制の整備 3 水道事業等は、(略)以下の措置を行う。 (2)地方公共団体の防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備すること。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○昭61環水第116号(課長通知)「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」1</p> <p>電気事業者との連絡体制に関し、次の点に配慮した点検及び整備・強化</p> <p>(1)連絡責任者の設置及び連絡系統の整備 (2)電話による連絡体制の確立 (3)水道事業者等からの電気系統の復旧に関する希望優先順位の提示 (4)双方の施設配置等に関する情報の交換 (5)停電時の双方の体制に関する情報の交換</p> <p>○平13健水発第87号(課長通知)「米国の同時多発テロを契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2)</p> <p>緊急時対応の体制の確立の観点から、一般住民からの連絡窓口を設定し関係情報の周知を図り、情報収集に努めること及び緊急時における水道事業体内外の関係者に対する連絡体制を確立すること。(略)さらに、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者の周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ること。</p> <p>○平16健水発第0226002号(課長通知)「不法行為の未然防止のための警備強化について」</p> <p>2 連絡責任者の再確認 警察等との連絡体制の再確認と関係情報及び不審情報の通報の徹底</p> <p>○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3</p> <p>・関係機関との緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。</p> <p>・緊急時における関係者に関する連絡体制を確認すること。</p> <p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」の第4の4</p> <p>(略)また、水源の汚染又はそのおそれのある事実を発見したときは、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておくこと。(略)</p> <p>○平15厚生科学審議会「水質基準の見直し等について(答申)」</p> <p>VI.水質検査における精度と信頼性保証</p> <p>6 精度と信頼性保証の制度を導入する場合の留意点</p> <p>(2)指定検査機関(今後登録検査機関に移行)</p> <p>(略)また、中小水道事業者と民間検査機関との間で水道水質危機管理マニュアルを明確に設定しておく必要がある。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○平25健水発0328第2号「水道水源における水質事故への対応の強化について」2(1) ②(略)事故発生時の状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備すること。</p> <p>○平25健水発1025第1号「水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」 1.自然災害による断水等水道施設への被害が確認された場合 2.漏水による断水が発生した場合 3.事故その他の原因による断水が発生した場合 4.健康に影響を及ぼす(おそれのある)水質事故の発生が確認された場合 5.断水及び水質事故発生事態以外で連絡をお願いしたい場合 (1)水道に対するテロが発生した場合 (2)水道における情報システム障害等が発生した場合</p>
	②停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。	<p>○昭61環水第116号(課長通知)「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」4 (1)送・配水系統、給水区域等の実態に即した浄水場、ポンプ場等の自家発電施設(保安電力を含む)の整備又は地域の条件に応じた電源の二系統化、二回線化の推進 (3)停電のない系統等の水道利用者の節水等により水道水の緊急融通を可能とする運用体制の整備</p>
(3)給水停止の指揮命令系統	①給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。	<p>○法第23条第1項(給水の緊急停止) 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。</p> <p>○法第31条(準用) (略)第23条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、(略)第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と(略)読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的代替は、政令で定める。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○昭49環計第36号(部長通知)「漏水対策について」II 2 (略)水道事業者内部における各種漏水対策活動に関する指揮命令系統の明確を期すること。</p> <p>○平13健水発第87号(課長通知)「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) (略)また、給水停止措置等の緊急事態対応の指揮命令系統を明確化し、対応の迅速化等に努めること。(略)</p> <p>○平17事務連絡「国民の保護に関する基本方針について」 (略)については、それぞれの国民保護計画又は国民保護業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じられるようお願いいたします。</p> <p>○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。</p>
	②給水の緊急停止を行った場合、関係者に周知させる措置が講じられていたか。(過去5年以内で、緊急停止の実績はあるか。また、その理由は何か。)	<p>○法第23条第1項(給水の緊急停止) 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。</p>
(4)応急復旧・応急給水体制	①応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか。	<p>○昭49環計第36号(部長通知)「漏水対策について」II 8(3) 応急給水活動は、他都市等との連携を十分図り、医療機関等に対し十分に配慮するなど、十分な体制と準備のもと計画的に行うこと。</p> <p>○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)大規模地震対策特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災強化計画等の作成について」 5 発災後、市町村長等が行う応急給水に対する水道事業者等の協力については、その役割分担、必要水量、時期及び給水拠点の把握を行った上、必要に応じて次の事項に係る内容を明示すること。 (1)手順、方法等に関する応急給水要領 (2)人員、資機材の確保対策 (3)応援給水の受入体制 (4)応急給水における衛生対策</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>6 応急復旧に関する事項</p> <p>被災した水道施設は可及的速やかに復旧する必要があるため、その被災状況の想定を行った上、次の事項に係る内容を明示すること。</p> <p>(1)手順、方法等に関する応急復旧要領 (2)復旧組織の整備 (3)管、弁類の備蓄等復旧資機材の確保対策 (4)建設業者等の協力の確保</p> <p>別添 厚生省防災業務計画 第1編第5章第2節 第1 水道施設の耐震化等 3 水道事業者等は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に推進するよう努める。</p> <p>第2 災害時応急体制の整備 3 水道事業者等は、水道施設に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。</p> <p>(1)応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成すること。 (2)地方公共団体の防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備すること。 (3)他の水道事業者等と調整し、災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を可能な限り広域にわたって確立すること。 (4)応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。 (5)消防水利の多様化促進、緊急輸送手段の確保等について、平常時から、関係機関と協議・調整を行うこと。</p> <p>第2編第5章第2節 第2 応急給水及び応急復旧 1 被災水道事業者等は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。 2 被災水道事業者等は、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、相互応援協定等に基づき、都道府県を通じて、他の水道事業者等に支援を要請する。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>第3 被災者への情報伝達 (略)水道事業者等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、(略)応急給水及び応急復旧状況に関して保健衛生上留意すべき事項等についての的確な情報提供を行う。</p> <p>○平13健水発第87号(課長通知)「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2)</p> <p>(略)さらに、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立する(略)</p> <p>○平26健水発0319第4号(課長通知)「水道事業ビジョンの作成について」別添「水道事業ビジョン作成の手引き」別表2 強靱 (災害時の応急活動体制の構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の水道事業者等との応援協定の締結及び共同防災訓練等の実施 <p>(具体的な応急給水体制の構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急給水拠点の整備、応急給水栓の設置 ・他の水道事業者間での緊急時用連絡管の整備 <p>(災害時の資機材調達体制の構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の水道事業者や業者との連携により、災害時においても資機材の調達が可能な体制を構築する。 <p>(住民との連携体制の構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民との共同防災訓練の実施 ・各種メディアを活用した効果的な広報の実施

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○平成18健水発第1109001号(課長通知)「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について」 (略) 水道用水供給事業者の送水施設(隧道)破損事故により、広範囲かつ長時間の断水が発生したことに鑑み(略) 貴事業の基幹施設(導水管渠、送水管、配水本管等)について次の内容を適切に実施されたい。</p> <p>2.事故時の応急給水や、より迅速な復旧を図るための体制を確保すること。 3.上記の実施にあたっては、別紙フロー図に基づき現状分析を行い、維持管理及び事故対応に係る水準に応じた対応策を講ずること。</p> <p>○平成25健水発0328第2号「水道水源における水質事故への対応の強化について」2(1) ①水質事故による甚大な被害を受けた場合に、緊急措置、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に実施する(略)</p>
	②関係機関と連携し、基幹病院等及び透析医療機関の重要施設に係る応急給水体制を構築しているか。	<p>○平成19事務連絡「基幹病院等及び透析医療機関に至る水道施設の耐震化等について」 別添のとおり厚生労働省関係各部課長連名で、(略)災害時における基幹病院等及び透析医療機関への給水を確保するため、下記について留意の上、一層の取り組みをお願いします。</p> <p>2 関係機関と連携し、基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制を構築、確認するなど、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ること。</p> <p>○平成19健水発第0823001号(課長通知)「災害時の人工透析提供体制の確保について」 災害時の人工透析提供体制の確保については、慢性腎不全の患者は2、3日に1回人工透析を実施することが生命維持に不可欠であるため、災害時においても、人工透析を継続することがきわめて重要であり、(略) 今後も災害時に適切に人工透析を提供することができるようにすることが重要であることから、このたび、災害時の人工透析提供体制の確保について求められる取組を、下記のとおりまとめたので、参考の上、災害時の人工透析の確保体制に遺漏がないよう、平時よりマニュアルの策定等、一層の取組をお願いするとともに、貴管下市町村及び関係機関に周知方願いする。</p> <p>2 水・医薬品等及び医療機関の確保 都道府県は、平時においては、透析医療機関の耐震化に努めるとともに、水道事業者等と連携し当該施設に至る水道施設の耐震化の促進に努める。また、水等の供給が絶たれた場合の対応について、自己水源や自家発電装置の確保状況の把握、他の地方自治体との応援態勢の構築など事前に対策を講じておくことが望ましい。(略)</p> <p>都道府県は、災害発生時には、(社)日本透析医会等と連携しながら透析医療機関の状況を把握し、断水等により水の供給がないため人工透析を実施できない恐れのある医療機関に対しては、市町村、水道事業者等と連携し給水車による応急給水を実施する。(略)</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
■緊急時の近隣市町村等との連携	緊急時の近隣市町村等との連携は図られているか	<p>○昭65環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について」 (別添)厚生省防災業務計画「第1編第5章第2節第2」</p> <p>3 水道事業者等は、水道施設に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。 (2)地方公共団体の防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備すること。 (3)他の水道事業者等と調整し、災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を可能な限り広域にわたって確立すること。</p> <p>○昭61環水第116号(課長通知)「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」4(2) 送・配水系統等相互間の連絡施設(隣接水道との連携を含む)の整備</p> <p>○平15健水第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の4 また、水源の汚染又はそのおそれのある事実を発見したときは、直ちに適切な対策が講ぜられるよう平常より連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておくこと。なお、必要に応じ、各水系ごとに関係水道事業者等及び関係行政機関の間の相互連絡通報体制を整えるよう努めること。</p> <p>○平13健水発第87号(課長通知)「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) 緊急時対応の体制の確立の観点から、(略)緊急時における水道事業体内外の関係者に対する連絡体制を確立すること。(略)</p> <p>○平26健水発0319第4号(課長通知)「水道事業ビジョンの作成について」別添「水道事業ビジョン作成の手引き」別表2 強靱 (災害時の応急活動体制の構築) ・他の水道事業者等との応援協定の締結及び共同防災訓練等の実施 (具体的な応急給水体制の構築) ・他の水道事業者間での緊急時用連絡管の整備 (災害時の資機材調達体制の構築) ・近隣の水道事業者や業者との連携により、災害時においても資機材の調達が可能となる体制を構築する。</p> <p>○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 関係機関との緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○平成18年健水発第1109001号(課長通知)「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について」 (略) 水道用水供給事業者の送水施設(隧道)破損事故により、広範囲かつ長時間の断水が発生したことに鑑み(略)貴事業の基幹施設(導水管渠、送水管、配水本管等)について次の内容を適切に実施されたい。</p> <p>3、上記の実施にあたっては、別紙フロー図に基づき現状分析を行い、維持管理及び事故対応に係る水準に応じた対応策を講ずること。</p> <p>4、水道用水供給事業とその受水水道事業者においては、共同での検討を行うなど相互に整合を図り実施すること。</p> <p>○平25健水発0328第2号「水道水源における水質事故への対応の強化について」2(1) ②水源を共有する水道事業者等の間の連携を密にする(略)</p>
■危機管理を想定した訓練	水道の緊急停止措置等の緊急事態を想定した訓練等に努めているか。	<p>○法第23条第1項(給水の緊急停止) 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。</p> <p>○法第31条(準用) (略)第23条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、(略)第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と(略)読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>○平13健水発第87号(課長通知)「米国の同時多発テロを契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) (略)緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ること。</p>
■危機管理対策としての住民への対策	危機管理対策として住民への対策を適切に講じることが出来る体制が整備されているか	<p>○法第23条第1項(給水の緊急停止) 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。</p> <p>○法第31条(準用) (略)第23条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、(略)第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と(略)読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○昭49環計第36号(部長通知)「湯水対策について」II 4 広報活動の重要性 湯水対策を進めるに当たって住民の理解と協力は不可欠なものであり、従って効果的に直接影響するものといえる。このため、湯水状況に応じ、随時適切な広報媒体を活用して広報活動を積極的に行う必要がある</p> <p>5 給水制限の基本ルール (3)需要者に対し、十分に事情を説明するため広報活動を強化し理解と協力を求めること。</p> <p>6 第1段階における自主制限 需要家による自主制限は広報活動と、これを受けての需要家の理解と協力実施に期待するものであるが、かなりの効果を得た実績もある。この場合、一般家庭ならびに各種大口需要者(官公署、ビル、工場等)に、それぞれの用途に応じた具体的な節水方法を盛り込んで協力依頼するよう配慮すること。</p> <p>8 第三段階における時間給水 (1)各地域の実態を十分勘案し、区域、時間等に関する具体的計画を組んで、事前にPRを行いつつ実施すること。(略) (2)需要者が無駄な溜め置きをしないよう協力を求め、また水の有効利用方策について特段のPRを行うこと。</p> <p>○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)厚生省防災業務計画」第1編第5章第2節第3 水道事業者等は、地方公共団体の防災担当部局と協力し、2~3日分の飲料水の備蓄や、給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民等が自主的に取り組むよう啓発にめる。</p> <p>○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)厚生省防災業務計画」第2編第5章第1節第3 (略)水道事業者等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての確な情報提供を行う。</p> <p>○昭61環水第116号(課長通知)「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」1(2) (1)広域的な停電時における水道利用者に対する水道事業者等毎及び水道事業者等共同の広報体制の整備・強化 (2)水道利用者からの問い合わせに対する応答体制の整備・強化</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○平6衛水第213号(課長通知)「濁水時における飲料水の衛生対策について」1 (1)溜め置かれた水道水等については、残留塩素による消毒効果の消失により保健衛生上問題が生じる可能性があることから、これを飲用する場合には煮沸してから飲む等の注意をすること。特に浄水器を通した水は、浄水器により残留塩素が除去されている場合が多いことから、特段の注意が必要であること。</p> <p>(2)水道の断水又は減水に伴う給水圧の低下等により、給水栓及び給水栓にとりつけたホース等から給水管への汚水逆流が生じる可能性があることから、それらの給水用の装置が、溜め置き用タンク、洗濯機、浴槽その他の水につからない状態に保つこと。</p> <p>○平13健水発第87号(課長通知)「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) 緊急時対応の体制の確立の観点から、一般住民からの連絡窓口を設定し関係情報の周知を図り、情報収集に努めること(略)</p> <p>○平26健水発0319第4号(課長通知)「水道事業ビジョンの作成について」別添「水道事業ビジョン作成の手引き」別表2 強靱(住民との連携体制の構築) ・地域住民との共同防災訓練の実施。 ・各種メディアを活用した効果的な広報の実施</p> <p>○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有化を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。</p>
(5)水源監視・水道施設の警備強化	①テロ等危機管理対策として水源監視の強化、水道施設の警備強化、防護対策の確立等に努めているか。	<p>○平13健水発第87号(課長通知)「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」1、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(1) 水道施設においては、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図り、バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。(略)</p> <p>○平16健水発第0226002号(課長通知)「不法行為の未然防止のための警備強化について」 1 自主警備体制の徹底 同施設周辺の点検頻度の増強等、自主警備強化等の徹底</p>
(現場にて確認)	②ろ過池等が外部から容易に毒物投入できる配置・構造となっている場合、防止策等を講じているか。	

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・関係機関との緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。</p> <p>・水源の監視を強化すること。 ・水道施設の防護対策を確認すること。 ・バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。</p>
(6)施設内への来訪者管理 (現場にて確認)	施設内への来訪者、施設出入業者の管理を行っているか。	<p>○平13健水発第87号(課長通知)「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」1、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(1) (略)また、水道施設関係者等の管理の一環として、来訪者、施設出入業者の管理の徹底を図ること。</p> <p>○平16健水発第0226002号(課長通知)「不法行為の未然防止のための警備強化について」 1 自主警備体制の徹底 施設出入者の管理</p> <p>○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。</p>
(7)薬剤等の保管・管理 (現場にて確認)	薬剤等の保管・管理について、取り扱い責任者の明確化、薬品台帳の作成等が適切になされているか。	<p>○平13健水発第86号(課長通知)「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」1、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(1) (略)備品、薬品等の管理(略)など情報管理に努めること。</p> <p>○平16健水発第0226002号(課長通知)「不法行為の未然防止のための警備強化について」 3 水道施設等における毒・劇物等の保管に対する管理強化</p> <p>○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・備品、薬品等の管理を徹底すること。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
(8) 新型インフルエンザ対策	新型インフルエンザ対策として事業継続計画を策定しているか。	<p>○平成21年2月23日付健水発0223001水道課長通知「水道事業者等における新型インフルエンザ対策の推進について」 (前略)当課では、新型インフルエンザの流行時においても、水道事業者等(水道事業者及び水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)が社会機能維持者として安全確保を前提として水道水を安定的に供給していく必要があることを踏まえ、平成19年10月に「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」をとりまとめ、各水道事業者等の状況に応じて適切な新型インフルエンザ対策が推進されるよう、周知したところであります。</p> <p>今般、行動計画及び各種ガイドラインが改定されたこと等を踏まえ、「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」についても見直しを行い、今般、同ガイドライン改訂版を策定しましたので、送付します。</p> <p>各水道事業者等におかれては、本ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進するようお願いいたします。(後略)</p>
(9) 情報セキュリティ対策	各水道事業者等の状況に応じて適切な情報セキュリティ対策(サイバー攻撃や情報システム障害等により安全な水の安定供給に支障をきたすことがないようにするための対策)が実施されているか。	<p>○平成18年10月31日付健水発第1031001水道課長通知「水道分野における情報セキュリティガイドラインの送付について」</p> <p>近年、水道事業においても情報システムの利用が積極的に図られているが、情報システム障害によって安全な水の安定供給に支障をきたすことがないよう適切な対策をとることが求められています。</p> <p>情報セキュリティ政策会議では、平成17年12月に「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」を策定し、水道を含む9分野の重要インフラにおける情報セキュリティ対策の具体的な内容を示しています。その中で、各重要インフラ事業分野は、必要又は望ましい情報セキュリティ対策の水準を「安全基準等」に明示するよう努力することとされています。</p> <p>こうしたことを踏まえ、今般、別添のとおり、「水道分野における情報セキュリティガイドライン」を作成しました。</p> <p>つきましては、本ガイドラインを参考にして、各水道事業者の状況に応じて、適切な情報セキュリティ対策を実施するようお願い致します。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○平成20年3月27日付健水発第0327001水道課長通知「水道分野における情報セキュリティガイドライン改訂版の送付について」</p> <p>(前略)ガイドラインは、情報セキュリティ政策会議が平成18年2月に決定した「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定に当たっての指針」に基づいて策定していますが、平成19年6月14日に開催された情報セキュリティ政策会議において、当該指針の改定がなされたところであります。</p> <p>また、平成20年3月には、水道分野の情報セキュリティ対策に係る「情報収集・分析機能」(セブター)が(社)日本水道協会に設置されたところであり、平成20年4月よりセブターとしての運用を開始することとしています。</p> <p>このような状況を踏まえ、今般、別添のとおりガイドラインの改訂版を策定しましたので、送付します。</p> <p>つきましては、ガイドライン改訂版を参考にして、引き続き情報セキュリティ対策の徹底をお願いいたします。</p> <p>(別添)「水道分野における情報セキュリティガイドライン改訂版」(略)</p> <p>○平成25年6月3日付健水発0603第3水道課長通知「水道分野における情報セキュリティガイドライン(第3版)の送付について」</p> <p>(前略)政府の情報セキュリティ政策会議において「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定に当たっての指針(第3版)」の通り改定がなされました。当該指針の改定を踏まえ、「水道分野における情報セキュリティガイドライン(第3版)」を策定しましたので、送付します。つきましては、ガイドライン(第3版)を参考にして、引き続き情報セキュリティ対策の徹底をお願いいたします。</p> <p>(別添)「水道分野における情報セキュリティガイドライン(第3版)」(略)</p>
(10) 運転手引書	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているか。	<p>○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。</p> <p>1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査</p> <p>○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)大規模地震対策等特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災強化計画等の作成について」3(1) 緊急貯水に係る水道施設操作要領</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
(11) 施設図等の整備・保管	施設図、配管図等は適切に更新され、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	<p>○昭44衛水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」2(1) 水道事業者は、水道施設の完工図その他の記録の整備を図り、新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、すみやかに完工図を修正すること等、常に最新の記録を整備しておくこと。</p> <p>○平14健水発第1206001号(課長通知)「給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について」1 水道事業者は、水道施設の完工図その他の記録について、必要な情報が明示されたものを整備し、新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、速やかに完工図等を修正すること等、常に最新の記録を整備しておくこと。</p> <p>○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 施設関係図面等の管理を徹底すること。</p>
(12) 汚染源の把握	①水源付近及びその後背地域において汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場の立地状況等(工場、事業場の有無、種類、汚染物質の排出状況等)について把握されているか。	<p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の3 平常より、水源付近及びその後背地域について、汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の有無及び種類並びに汚染物質の排出状況などの把握に努めること。また、そのために、必要に応じ関係行政機関などの協力を得るよう努めること。</p> <p>○平26健水発0319第4号(課長通知)「水道事業ビジョンの作成について」別添「水道事業ビジョン作成の手引き」別表2 安全 (水質管理体制の構築・水源保全の取組) ・水質改善や水質監視、水質異常時の対応など流域関係者等との連携した取り組みを推進する。(定期的な流域連携会議の実施。)</p> <p>○平25健水発0328第2号「水道水源における水質事故への対応の強化について」2 (2) 水源のリスク把握の強化</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
	②水源が汚染されるおそれのある水道事業者等においては、水源の監視を強化しているか。	<p>○平14健水発第0327001号(課長通知)「水道法の施行について」第4の2 水道水質管理に関して、汚染の早期発見を図るため、水源の監視、魚類の飼育等の導入を図る等の体制整備を図り(略)</p> <p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4 4 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備について 水道原水が汚染されるおそれのある水道事業者等にあつては水源の監視を強化し、また必要に応じて水道原水による魚類の飼育、自動水質監視機器の導入を考慮するなど、毒劇物等による汚染の早期発見に努めること。(略)</p> <p>別添3 水質異常時の対応について 1 新基準省令の表中1の項から30の項までの上欄に掲げる事項 (3) 水源の監視 原水における水質異常を早期に発見するため、各水道にあつては水源の監視を強化するとともに、水道水源による魚類の監視、自動水質監視機器の導入等を図ること。(略)</p> <p>○平26健水発0319第4号(課長通知)「水道事業ビジョンの作成について」別添「水道事業ビジョン作成の手引き」別表2 安全 (水質管理体制の構築) ・水源周辺地域における水源汚染リスクの監視、管理を強化する。</p> <p>○平25健水発0328第2号「水道水源における水質事故への対応の強化について」2 (3) 水源の監視体制の強化</p>
	③事故時の対応として、水源地域の関係水道事業者等及び関係行政機関の間の相互連絡通報体制を整えているか。	<p>○平14健水発第0327001号(課長通知)「水道法の施行について」第4の2 水道水質管理に関して、汚染の早期発見を図るため、(略)外部から情報を受付窓口の設置等も併せて行うことが望ましい。また、水源の汚染等を見つけたときに、直ちに適切な対策が講ぜられるよう平常より関係者の体制整備に努めること。(略)</p> <p>○平15健水発第1010004号(局長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」第5の2 将来にわたり水質基準に適合する水を供給するためには、良好な水源を確保することが基本であるが、富栄養化による異臭味問題の拡大、化学物質の検出など水源水質の悪化は今後も懸念されることから、水道水源保全対策が早期に講じられるよう、水道事業者等、関係部局等との連携を密にするよう留意されたいこと。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」 第4 その他の留意事項 4 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備について (略)水源の汚染又はそのおそれのある事実を発見したときは、直ちに適切な対策が講ぜられるよう平常より連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておくこと。なお、必要に応じ、各水系ごとに関係水道事業者等及び関係行政機関の間の相互連絡通報体制を整えるよう努めること。</p> <p>別添3 水質異常時の対応について 1 新基準省令の表中1の項から30の項までの上欄に掲げる事項 (3)水源の監視 (略)水源の水質異常時に直ちに適切な対応が講じられるよう、平時より関係者との連絡通報体制を整備する等を図ること。</p> <p>○平26健水発0319第4号(課長通知)「水道事業ビジョンの作成について」別添「水道事業ビジョン作成の手引き」別表2 安全 ・水質改善や水質監視、水質異常時の対応などの流域関係者等との連携した取り組みを推進する。</p> <p>○平25健水発0328第2号「水道水源における水質事故への対応の強化について」2 (1) ②水源を共有する水道事業者等との連携を密にする(略)</p>
(13)水安全計画	①水安全計画等の策定により、危害管理の徹底がなされているか。	<p>○平20健水発第0530001号(課長通知)「水安全計画策定ガイドライン」の送付について (略)厚生労働省においては、この水安全計画の策定を推奨することとし、今般、別添のとおり、水安全計画策定のためのガイドラインをとりまとめた。 については、貴職におかれては、本ガイドラインを活用し、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、これまで以上に良質で安全な水道水の供給確保に努められたい。なお、こうした取組については、平成23年度頃までを目途に行われることが望ましい。</p> <p>○平26健水発0319第4号(課長通知)「水道事業ビジョンの作成について」別添「水道事業ビジョン作成の手引き」6.4 (1)戦略的アプローチによる方策推進 方策の推進にあたっては、「持続」「安全」「強靱」のそれぞれについて、課題解決のための基本的な取り組みとして、施設の再構築等を考慮した「アセットマネジメント」の実施並びに「水安全計画」及び「耐震化計画」の策定を必須事項とする。(略)</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
8. 住民対応		
(1)住民への情報提供	水道の需要者に対して、法第24条の2に基づく施行規則第17条の2第1項に掲げる情報を積極的に提供しているか。	<p>○法第24条の2(情報提供) 水道事業者は、水道の需要者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第20条第1項の規定による水質検査の結果、その他以下の水道事業に関する情報を提供しなければならない。</p> <p>○法第31条(準用) (略)第24条の2の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、第24条の2中「水道の需要者」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道の需要者」と、「第20条第1項」とあるのは「第31条において準用する第20条第1項」と、「水道事業」とあるのは「水道用水供給事業」と(略)読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>○施行規則第17条の2(情報提供) 法第24条の2の規定による情報の提供は、第1号から第6号までに掲げるものにあつては毎年1回以上定期に(第1号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に)、第7号及び第8号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。</p> <p>(1)水質検査計画及び法第20条第1項の規定により行う定期的水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項 (2)水道事業の実施体制に関する事項(法第24条の3第1項の規定による委託の内容を含む) (3)水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項 (4)水道料金その他需要者の負担に関する事項 (5)給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項 (6)水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項 (7)法第20条第1項の規定により行う臨時の水質検査の結果 (8)災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項</p> <p>○施行規則第52条(準用) (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○平14健水発第0327001号(課長通知)「水道法の施行について」第5 改正水道法において、水道事業者、水道用水供給事業者が需要者に対して、水質検査の結果等について情報提供を行うことを義務付けることとしたものである。この規定は、行政処分や罰則適用を伴うものではないものの、水道事業者、水道用水供給事業者、今後ますます積極的な情報提供を求められる状況の中、その責任を可能な限り明確とする観点から定められたものである。(略)また、水道事業の効率化、水道料金の妥当性などを含め、需用者に対して、規定された情報提供事項以外の情報についても積極的に提供し、水道事業に対する理解を得るよう努力をすることが望ましい。</p> <p>○平26健水発0319第4号(課長通知)「水道事業ビジョンの作成について」別添「水道事業ビジョン作成の手引き」別表2 安全・強靱 ・需用者への安全性に関する情報公開を積極的に実施 ・需用者への災害対策に関する情報の周知</p> <p>○平12衛水発第40号(課長通知)「水道事業における情報公開の推進について」 (略)公共料金分野における情報公開のより一層の推進のため(略)より一層積極的な情報公開に取り組まれますよう、お願いいたします。(略)</p> <p>○平成20健水発第0408002号(課長通知)「水道施設の耐震化の計画的実施について」 2. 水道の利用者に対する情報の提供 水道施設の耐震化のために必要な投資を行っていく上で、水道の利用者の理解を得ることが不可欠であることから、水道事業者等は水道の利用者に対し、水道施設の耐震性能や耐震化に関する取り組みの状況、断水発生時の応急給水体制などについて定期的に情報を提供するよう努められたい。</p>
	<p>①需要者の入手しやすい方法や理解しやすい形式となっているか</p> <p>②生活困難者及び身体の不自由な高齢者等のパソコンを利用できない、役所等に出向くことが出来ない者に対して配慮されているか</p>	<p>○施行規則第17条の2(情報提供) 法第24条の2の規定による情報の提供は、第1号から第5号までに掲げるものにあつては毎年1回以上定期的に(第1号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に)、第6号及び第7号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。</p> <p>○平14健水発第0327001号(課長通知)「水道法の施行について」第5 併せて情報提供事項についてまで規定されているが、その方法、形式等については、各事業者の判断に委ねることとしており、事業者として需用者の入手しやすい形式を工夫すべきである。</p> <p>○平26健水発0319第4号(課長通知)「水道事業ビジョンの作成について」別添「水道事業ビジョン作成の手引き」別表2 強靱 ・各種メディアを活用した効果的な公法の実施</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
■住民参加の取組	住民が参加するパブリックコメント、モニター制度等、需要者の声を水道事業に反映させるような取組を行っているか	<p>○平26健水発0319第4号(課長通知)「水道事業ビジョンの作成について」別添「水道事業ビジョン作成の手引き」別表2 持続 (水道サービスの向上に向けた情報収集) ・水道サービスに関する新しい知見及び情報の収集、整理。(住民との連携強化。)</p>
(2) 苦情等の適切な対応	需要者からの水質検査等の請求(苦情等を含む)に対し適切に対応・処理しているか。	<p>○法第18条(検査の請求) 1 水道事業によつて水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。 2 水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。</p> <p>○水道法逐条解説(第18条関係) 1 検査の請求 水道事業者からの水の供給を受ける者は、常時、水質基準に適合する水の供給を保障されているところであるが、給水装置の破壊、老朽化等に伴い水質基準に適合しない水の供給を受けるおそれがある。このような場合において、需要者に給水装置及び供給を受ける水の水質についての検査請求権を認めたのが本条である。なお、供給を受ける水の水質検査の請求は、給水装置の異常によるものでなくても、水に異常を認めたととき等において行う得るものである。また、正常な作動を疑わせるような量水器の検査についても本条の規定によつて検査を請求できる。</p> <p>2 検査の実施及び結果の通知 水道事業者は、検査の請求を受けたときは速やかにその状況に応じて必要な検査を行うこととされている。本条は、この検査に要する費用の負担についてふれているが、検査をすべき合理的な根拠のない請求による者については、供給規程に定めることによつて手数料(地方自治法第227条参照)を徴収することも許されるであろう。なお、検査を行ったときは、その結果を検査請求者に通知しなければならない。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
(3)供給規定の策定・周知 (4)貯水槽水道	供給規程の記載内容は適切か。	<p>○法第14条(供給規程) 1 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。</p> <p>2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。</p> <p>(2)料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。</p> <p>(3)水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。</p> <p>(4)特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>(5)貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。</p> <p>3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。</p> <p>○施行規則第12条～第12条の4(法第14条第2項各号を適用するについて必要な技術的細目)(略)</p>
(5)給水停止の処理	①法第15条第2項に基づく給水停止を実施する場合には、供給規程に基づき、給水停止の区域及び期間をあらかじめ関係者に周知しているか。	<p>○法第15条第2項(給水義務) 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第40条第1項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。</p> <p>○法第31条(準用) (略)第15条第2項、(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、(略)第15条第2項中「常時」とあるのは「給水契約の定めるところにより」と、「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と(略)読み替える(略)。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○水道法逐条解説(第15条関係) 供給条例(規程)(例) 第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合の他、制限又は停止することはない。</p> <p>2 前項の給水を制限又は停止使用とするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。</p>
	②料金未納及び正当な理由なしに給水栓の検査を拒んだ時に伴う給水停止等を実施する場合は、供給規程に基づき処理しているか。	<p>○法第15条第3項(給水義務) 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>○施行規則第12条の2第2号口(法第14条第2項各号を適用するについて必要な技術的細目) 料金、給水装置工事の費用等の支払義務及びその支払遅延又は不払の場合の措置</p> <p>○水道法逐条解説(第15条関係) 供給条例(規程)(例) 第33条 市(町村)長は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1)水道の使用者が第9条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金、又は第29条の手数料を指定期限内に納入しないとき。</p> <p>(2)水道の使用者が、正当な理由がなく、第24条の使用水量の計算、又は第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。</p> <p>(3)給水栓を、汚染のおそれがある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発しても、なお、これを改めないとき。</p>
	給水停止の際、生活困窮者に関して福祉部局と連絡・連携をとっているか。	<p>○平12.4.13事務連絡「福祉部局との連絡・連携体制の強化について」 (略)2歳女児が必要な福祉施策を受けられず、死亡するとの事件がありました。また、マスコミ等の報道では、水道も生活に困窮していることを発見できる機関の一つであり、水道料金滞納を理由にした機械的な給水停止をすべきではなかったといった意見が少なからず出されているところです。福祉行政への対応は市町村の福祉部局で対応するのが基本ではありますが、今回の事件を契機に、水道も市町村の行政サービスの一翼を担っているとの視点、及び、水道も生活に困窮していることを発見できる機関の一つであるという視点に立ち、真に生活に困窮している者に対する機械的な給水停止を行うといった事態を回避するため、関係部局との連絡・連携体制の強化が地域の実情に応じ適正に行われまう、管下の子水道事業者に対する周知及び注意喚起方お願いいたします。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>(参考)平成13.3.30社援保発第27号(保護課長通知)「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」 (略)最近も生活困窮から料金等を滞納し水道・電気等のライフラインが止められ、死亡等に至るといふ大変痛ましい事件が発生したところである。そのため、更に地域の実情に応じ、水道・電気等の事業者や居宅介護支援事業者等の福祉サービス提供事業者等との連絡・連携体制についても強化を図り、要保護者の把握、適正な保護の実施に努められるよう管内実施機関に対して周知されたい。(略)</p> <p>(参考)平21.2「全国水道担当者会議」資料(抜粋) 3. 水道施策の推進について (10) 住民対応について ・給水停止に係る福祉部局との連絡・連携体制の強化について 生活困窮者に対する給水停止に関しては、平成12年4月13日付け厚生省水道整備課事務連絡「福祉部局との連絡・連携体制の強化について」を各都道府県に発出し、福祉行政への対応は市町村の福祉部局で対応するのが基本ではあるものの、死亡事故を契機に、水道も市町村の行政サービスの一翼を担っているとの視点、及び、水道も生活に困窮していることを発見できる機関の一つであるという視点に立ち、真に生活に困窮している者に対する機械的な給水停止を行うといった事態を回避するため、関係部局との連絡・連携体制の強化が地域の実情に応じ適正に行われるよう、管下の水道事業者に対する周知及び注意喚起を御願している。</p> <p>また、要保護者の把握に関しては、厚生労働省社会・援護局保護課から各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長に対して平成13年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」を各都道府県に発出し、福祉行政への対応は市町村の福祉部局で対応するのが基本ではあるものの、死亡事故を契機に、水道も市町村の行政サービスの一翼を担っているとの視点、及び、水道も生活に困窮していることを発見できる機関の一つであるという視点に立ち、真に生活に困窮している者に対する機械的な給水停止を行うといった事態を回避するため、関係部局との連絡・連携体制の強化が地域の実情に応じ適正に行われるよう、改めて御願する。</p> <p>○平24 健水発0509第1号「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」 今般、生活に困窮され亡くなった方が公共料金を滞納し電気・ガス等の供給が止められた状態で発見されるという大変痛ましい事案が新聞等で報道されております。(中略)福祉部局との連絡・連携体制の構築の際に、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)との関係から福祉部局への情報提供について躊躇しているのではないかと指摘も聞いております。法第16条(利用目的による制限)及び第23条(第三者提供の制限)で「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は制限の適用外とされていますが、地方公共団体である水道事業者においては、条例と同様の規定がある場合は当該規定を適用すること等により、引き続き、福祉部局との十分な連絡・連携体制を構築して頂くようお願い申し上げます。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
9. 資源・環境関係		
(1) 浄水場からの排水処理	<p>①水濁法の特定施設にあっては、浄水場等から排出される汚水の処理は適切になされているか。</p>	<p>○平12厚省令第15号第5条(水道施設の技術的基準を定める省令) 5 浄水施設 (10)ろ過設備の洗浄排水、沈殿地等からの排水その他の浄水処理過程で生じる排水(浄水処理排水という)を公共用水域に放流する場合には、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な施設が設けられていること。</p> <p>(12)浄水処理排水を原水として用いる場合にあっては、浄水又は浄水処理の工程に支障が生じないように必要な措置が講じられていること。</p> <p>(参考) ○水質汚濁防止法第2条(定義)第2項 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。 (1)カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものをいう。 (2)化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く)を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。</p> <p>○水質汚濁防止法第3条(排出基準) 1 排水基準は、排出水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ)について、環境省令で定める。 2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあっては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、前条第2項第2号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。 3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第1項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。 4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。 5 都道府県が第三項の規定により排水基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境大臣及び関係都道府県知事に通知しなければならない。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○水質汚濁防止法第4条(総量削減基本方針)第1項 環境大臣は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域(ほとんど陸岸で囲まれている海域に限る)であり、かつ、第3条第1項又は第3項の排水基準のみによつては環境基本法第16条第1項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準(以下「水質環境基準」という)の確保が困難であると認められる水域であつて、第2条第2項第2号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の政令で定める項目(以下「指定項目」という)ごとに政令で定めるもの(以下「指定水域」という)における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に係る地域として指定水域ごとに政令で定める地域(以下「指定地域」という)について、指定項目で表示した汚濁負荷量(以下単に「汚濁負荷量」という)の総量の削減に関する基本方針(以下「総量削減基本方針」という)を定めるものとする。</p> <p>○水質汚濁防止法第4条の5(総量規制基準) 1 都道府県知事は、指定地域にあつては、指定地域内の特定事業場で環境省令で定める規模以上のもの(以下「指定地域内事業場」という)から排出される排出水の汚濁負荷量について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、新たに特定施設が設置された指定地域内事業場(工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となつたものを含む)及び新たに設置された指定地域内事業場について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、それぞれ前項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。</p> <p>3 第1項又は前項の総量規制基準は、指定地域内事業場につき当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度とする。</p> <p>4 都道府県知事は、第1項又は第2項の総量規制基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。</p> <p>○水質汚濁防止法第12条(排出水の排出の制限) 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。</p> <p>○水質汚濁防止法第14条(排出水の汚染状態の測定等) 1 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p> <p>2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○水質汚濁防止法施行令第1条(特定施設) 水質汚濁防止法第2条第2項の政令で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。</p> <p>別表第1 64の2 水道施設(水道法第3条第8項に規定するものをいう)、(略)のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p> <p>イ 沈でん施設 ロ ろ過施設</p>
	②水濁法の特定施設でなくとも排水をそのまま公共用水域に放流する場合には、水濁法に準じた測定を行うなど、排水が生活環境保全上支障がないかどうか確認しているか。	<p>○平12厚省令第15号第5条(水道施設の技術的基準を定める省令) 5 浄水施設 (10)ろ過設備の洗浄排水、沈澱地等からの排水その他の浄水処理過程で生じる排水(浄水処理排水という)を公共用水域に放流する場合にあつては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な施設が設けられていること。</p> <p>(12)浄水処理排水を原水として用いる場合にあつては、浄水又は浄水処理の工程に支障が生じないように必要な措置が講じられていること。</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
10. その他		
■(1) 地域水道ビジョン	地域水道ビジョンを策定しているか。	○平26健水発0319第4号(課長通知)「水道事業ビジョンの作成について」別添「水道事業ビジョン作成の手引き」(略)
■(2) 水道事業の広域化・統合	広域的な事業統合等について検討しているか。	○平14.3.27健水発第0327001号「水道法の施行について」第2の2 水道事業、水道用水供給事業の認可は、事業経営主体を一にできる範囲で行うもので水道施設の一体性等を問うものではない。このため、連続しない二つ以上の水道施設を一つの事業とする、いわゆるソフトな統合も可能である。 ○平26健水発0319第4号(課長通知)「水道事業ビジョンの作成について」別添「水道事業ビジョン作成の手引き」6.4(2) ①連携 ・地域ごとの連携を深め、発展的広域化の推進に寄与する枠組みを設定。 ・広域化や官民連携を視野に入れつつ、人材の確保や施設の効率的な配置、経営の効率化など事業の運営基盤を強化。 ②挑戦 ・多角的な視点から、事業の根本的な見直しを含めた検討や近隣水道事業者との連携に着手
■(3) 第三者委託制度等	第三者委託制度やPFI等多様な運営形態を検討しているか。	○法第24条の3(業務の委託)第1項 1 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。 2 水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失ったときも、同様とする。 3 第1項の規定により業務の委託を受ける者(以下「水道管理業務受託者」という)は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者1人を置かなければならない。 4 受託水道業務技術管理者は、第1項の規定により委託された業務の範囲内において第19条第2項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。 5 受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

検査事項	確認項目	根拠法令等
		6 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合には、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第13条第1項(水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る)及び第2項、第17条、第20条から第22条まで、第23条第1項、第36条第2項並びに第39条の規定(これらの規定に係る罰則を含む)を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。 7 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合には、当該委託された業務の範囲内において、水道技術管理者については第19条第2項の規定は適用せず、受託水道業務技術管理者が同項各号に掲げる事項に関するすべての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合には、水道事業者については、同条第1項の規定は、適用しない。 ○法第31条(準用) (略)第24条の3の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、第24条の3第4項中「第19条第2項各号」とあるのは「第31条において準用する第19条第2項各号」と、同条第6項中「第13条第1項」とあるのは「第31条において準用する第13条第1項」と、「第17条、第20条から第22条まで、第23条第1項、第36条第2項並びに第39条」とあるのは「第20条から第22条まで並びに第23条第1項並びに第36条第2項及び第39条」と、同条第7項中「第19条第2項」とあるのは「第31条において準用する第19条第2項」と、「同条第1項」とあるのは「第31条において準用する第19条第1項」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○施行令第7条(業務の委託) 法第24条の3第1項(法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む)の規定による水道の管理に関する技術上の業務の委託は、次に定めるところにより行うものとする。 (1) 水道施設の全部又は一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一の者に委託するものであること。 (2) 給水装置の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、当該水道事業者の給水区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務の全部を委託するものであること。 (3) 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。(略) ○施行令第8条 法第24条の3第1項(法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む)に規定する政令で定める要件は、法第24条の3第1項の規定により委託を受けて行う業務を適正かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。

検査事項	確認項目	根拠法令等
		<p>○施行令第9条(受託水道業務技術管理者の資格) 法第24条の3第5項(法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む)に規定する政令で定める資格は、第6条の規定により水道技術管理者たる資格を有する者とする。</p> <p>○施行規則第17条の3(委託契約書の記載事項) (略)</p> <p>○施行規則第17条の4(業務の委託の届出) (略)</p> <p>○施行規則第52条(準用) (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)</p> <p>○平14事務連絡「水道事業等における第三者への業務委託の対象業務の考え方について」(略)</p> <p>○平15事務連絡「総合規制改革会議においてまとめられた、「規制改革の推進に関する第2次答申—経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革—」について」 別添の後段中に、「事業の一層の効率化を図るため、料金設定への関与等を含めた包括的な民間委託を推進すべきである。」とありますが、料金設定への関与とは、料金算定に関する算出根拠や料金低廉化に関するアドバイスの関与であると整理されています。なお、料金設定そのものを民間事業者等が行う場合には、受託者が水道事業経営の認可をとる必要がありますのでご注意ください。</p> <p>別添 地方公共団体が経営する水道事業については、可能な場合には、地方公共団体の判断により、できる限り民営化、民間への事業譲渡、民間委託を図るべきである。その際より多様な経営主体の参入を確保するため、設備の所有は水道法上の水道事業者となるための要件とされていないことについて、直ちに周知徹底すべきである。また、平成13年の水道法改正により、水道の管理に関する技術上の業務を民間委託することができることとされたが、事業の一層の効率化を図るため、料金設定への関与等を含めた包括的な民間委託を推進すべきである。</p> <p>○平26健水発0319第4号(課長通知)「水道事業ビジョンの作成について」別添「水道事業ビジョン作成の手引き」別表2 持続 (官民連携やPPPの検討) ・効率的で持続可能な事業運営のための民間活用の導入を検討する。</p> <p>(参考)平26「水道事業における官民連携に関する手引き」</p>

検査事項	確認項目	根拠法令等
■(4)技術者の確保、技術の継承	技術者の確保、技術の継承等について、対策を講じているか。	<p>○平26健水発0319第4号(課長通知)「水道事業ビジョンの作成について」別添「水道事業ビジョン作成の手引き」別表2 持続 (業務に応じた人材の確保) ・専門性のある人材育成の手法を確立 ・職員の施術力、組織力を強化 ・地域の中核的水道事業との間に必要な連携体制の構築</p>
■(5)水道事業ガイドライン	水道事業ガイドラインを活用した取組を行っているか。	<p>○平26健水発0319第4号(課長通知)「水道事業ビジョンの作成について」別添「水道事業ビジョン作成の手引き」6.1 定量的分析には、「水道事業ガイドライン JWWA Q 100」に基づく業務指標(PI)の活用等が有効であるが、算出が困難な指標についてもその根拠を研究する等の配慮が必要。</p> <p>(参考)平17. 1水道事業ガイドライン(日本水道協会規格) (参考)平17. 5Excel版PI計算ツール(水道技術研究センター)</p>

※『助言』は現地にて口頭で行う。

※水道法第24条の3第1項に基づく(第三者委託先の)水道管理業務受託者に対し立入検査を実施した場合は、その検査結果(指摘内容)を委託元の水道事業者等に対しても通知する。

(別添) 水質基準項目等の検査における、給水栓以外での採取の可否、検査の回数、検査の省略の可否

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
—	色、濁り及び消毒の残留効果	不可	1日1回以上	不可	不可
1	一般細菌	不可	概ね1月に1回以上	不可	不可
2	大腸菌				
3	カドミウム及びその化合物	一定の場合可 ^{注1}	概ね3月に1回以上	注2の通り	注3の通り
4	水銀及びその化合物				
5	セレン及びその化合物				
6	鉛及びその化合物	不可			注4の通り
7	ヒ素及びその化合物	一定の場合可 ^{注1}			注3の通り
8	六価クロム化合物	不可			注4の通り
9	亜硝酸態窒素	一定の場合可 ^{注1}			不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可		不可	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一定の場合可 ^{注1}		注2の通り	注3の通り
12	フッ素及びその化合物				注3の通り
13	ホウ素及びその化合物				注3の通り
14	四塩化炭素				注3の通り
15	1,4-ジオキサン				注3の通り
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				注3の通り
17	ジクロロメタン				注3の通り
18	テトラクロロエチレン				注3の通り
19	トリクロロエチレン				注3の通り
20	ベンゼン				注3の通り
21	塩素酸	不可		不可	注3の通り
22	クロロ酢酸				注3の通り
23	クロロホルム				注3の通り
24	ジクロロ酢酸				注3の通り
25	ジブromクロロメタン				注3の通り

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
26	臭素酸	不可	概ね3月に1回以上	不可	注3の通り。(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブromoホルムのそれぞれの濃度の総和)				不可
28	トリクロロ酢酸				
29	ブromoジクロロメタン				
30	ブromoホルム				
31	ホルムアルデヒド				
32	亜鉛及びその化合物			注2の通り	注4の通り
33	アルミニウム及びその化合物				
34	鉄及びその化合物				
35	銅及びその化合物				
36	ナトリウム及びその化合物	一定の場合可 ^{注1}			注3の通り
37	マンガン及びその化合物	不可			
38	塩化物イオン		概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。	不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	一定の場合可 ^{注1}	概ね3月に1回以上	注2の通り	注3の通り
40	蒸発残留物				
41	陰イオン界面活性剤				

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
42	(4S, 4a S, 8a R) - オクタヒドロ - 4, 8a - ジメチルナフタレン-4a (2H) - オール (別名ジェオオスミン)	不可	概ね1月に1回以上 (左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。)	不可	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ [2, 2, 1] - ヘプタン-2-オール (別名2-メチルイソボルネオール)				
44	非イオン界面活性剤	一定の場合可 ^{注1}	概ね3月に1回以上	注2の通り	注3の通り
45	フェノール類				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。	不可
47	pH値				
48	味				
49	臭気				
50	色度				
51	濁度				

注1 一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであることと認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。

注2 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設定の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであることと認められる場合、省略可。

注4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであることと認められる場合、省略可。

立入検査実施フロー

全水道事業者（4月）

厚生労働大臣所管水道事業者リスト票の更新

- ・水道技術管理者及び担当者の変更

*電子メールアドレス等の変更は随時受付

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課（4月～5月）

立入検査該当事業者選定作業

- ・年間計画の策定
- ・重点内容の確定

該当事業者（5月～翌年2月）

立入検査実施についての事前調整（メール等）（約1ヶ月前）

日程、立入検査会場、連絡者の確認、事業者名の確認、事前報告書の送付等、返信日までにメール等により回答

立入検査実施の通知 立入検査事前報告書の提出（検査日の21日前までに提出）

立入検査の実施

書類検査、施設検査、講評

↓ 指摘等がある場合

検査結果の通知

改善報告

全事業者・都道府県水道行政部局

- ・立入検査結果をHPで公表
- 年度毎に集計、指導事項、立入検査数等

8. 水道水質管理について

(1) 水質基準制度の円滑な施行

① 水質基準等の見直し状況

水道の水質基準については、水道法第4条に基づく「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）により、項目とその基準値が定められている。水質基準については、常に最新の知見に照らして改正していくべきとされており、厚生労働省では、水質基準逐次改正検討会を設置して、必要な知見の収集及び調査研究を実施し、継続的に検討を進めているところである。

本年1月31日に開催された第18回厚生科学審議会生活環境水道部会において、内閣府食品安全委員会による最新の食品健康影響評価等に基づき、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知）の「別添2 農薬類（水質管理目標設定項目15）の対象農薬リスト」に掲げる農薬類（ピロキロン、ベンゾフェナップ、ダゾメット、メタム（カーバム））及び「水道水質管理計画の策定にあたっての留意事項について」（平成4年12月21日付衛水第270号水道整備課長通知）の「別表第5」に掲げる要検討農薬類（メチルイソチオシアネート、テフリルトリオン、プロマシル）の目標値等を見直すことについて了承された。

さらに、平成30年4月1日より、対象農薬リスト掲載農薬類の2物質（イソキサチオン、グリホサート）の目標値を見直すための手続きを進めることについても審議を行い、了承された。

② 検出状況の把握

水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず幅広く汚染物質の監視を行うことが望ましい。そのため、各水道事業者等においては、引き続きその実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行うとともに、当該監視結果を水質基準の逐次改正の検討に役立てるため、データの収集・提供につき協力をお願いする。

③ その他の留意事項

農薬類は、水道原水から検出される可能性の大きさから、平成25年4月1日より、水質基準農薬類（現在該当なし）、対象農薬リスト掲載農薬類、要検討農薬類、その他農薬類、除外農薬類の5つに分類されている。

検査の対象とする農薬類は、各水道事業者等が各地域の状況を勘案して適切に選定するものであり、取水地点上流域近傍における農薬類の使用実態の把握に努めるとともに、対象農薬リスト掲載農薬類以外の農薬についても、必要に応じて測定を実施されたい。

(2) 統合的アプローチによる水道水質の向上

① 水安全計画の策定の検討

厚生労働省では、水源水質事故にみられるような工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設等の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、世界保健機関（WHO）が提案している「水安全計画」の策定を推奨している。

水安全計画は、水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステム作りを目指すものであり、水源のリスクの把握はもとより、把握したリスクに対応した施設・体制であることの確認、関係マニュアル類の見直し事項や施設整備の必要事項を抽出することが可能となるものである。

厚生労働省では、平成 20 年 5 月の「水安全計画策定ガイドライン」の策定、周知を始めとして、計画の策定を促進してきており、平成 27 年 6 月には中小規模の水道事業者等の使用を念頭に「水安全計画作成支援ツール簡易版」を開発・公開している。平成 28 年 3 月末時点での上水道事業及び水道用水供給事業の水安全計画の策定状況は、策定済の事業者は 20.7%（前年比+4.7%）、策定中の事業者は 6.1%と前年に比べて向上が見られ、また、支援ツールを用いて策定中の事業者も多くあることから、今後、策定率の向上が見込まれる。

未策定の水道事業者等においては、できるだけ早期に水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底による安全な水供給の確保に向けて検討を進めるようお願いする。また、策定済の水道事業者等においても、水安全計画が常に安全な水を供給していくうえで十分なものになっているかを定期的に確認し、必要に応じて改善を行うようお願いする。

② 耐塩素性病原生物対策の推進

ア 対策指針に基づく対策の徹底

クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策については、その汚染のおそれの程度に応じて、ろ過設備又は紫外線処理設備を整備する等の対応措置を講じることとし、平成 19 年 3 月に施設基準省令を改正するとともに、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（以下「対策指針」という。）を定めた。現在、各水道事業者等においてこれらに基づき対策が進められているところである。

平成 8 年に、我が国で初めて水道水に起因するクリプトスポリジウムによる感染症が埼玉県越生町で発生して以来、水道水中のクリプトスポリジウム等が原因と判明した感染症発生事例は報告されていなかったが、平成 22 年に千葉県成田市の貯水槽水道が原因とみられるジアルジア症が発生した。また、水道原水からは全国的に検出されているほか、水処理に問題が生じた結果、浄水から検出された事例や貯水槽水道から検出された事例も報告されている。

施設基準省令においては、「原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合」は、浄水施設にろ過設備又は紫外線処理設備等の措置を講じることが義務づけられている。これに該当するか否かは、大腸菌及び嫌気性芽胞菌（以下「指標菌」という。）の検出状況と原水水源の種類によって判断されるため、原水中の指標菌の検査を行わなければ、当該浄水施設は施設基準省令に適合していない可能性を否定できないことに留意されたい。

また、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設については、濁度管理の徹底等の措置について遺漏なきようお願いする。なお、水道原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法第 20 条第 1 項の水質検査に準ずることとし、水質検査計画に位置付けることとしている。定期的に水道原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施して水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するようお願いする。なお、未だ汚染のおそれの程度を把握していない場合には、早期に水道原水に係る検査の実施及び必要な措

置を講じるようお願いする。

さらに、クリプトスポリジウム等の検査については、クリプトスポリジウム等の判別が困難な場合には、検査結果の正確を期するため、「飲料水におけるクリプトスポリジウム等の検査結果のクロスチェック実施要領について」（平成19年3月30日付け厚生労働省健康局水道課長通知）に基づくクロスチェックの実施に遺漏なきようお願いする。

イ 汚染のおそれの判断の実施

リスクレベルの判断が行われていない施設数は、平成19年度末時点の7,848施設から平成28年3月末現在、1,729施設と毎年減少しているが、調査対象施設数の約9%を占めている。

前述のとおり、原水の指標菌検査は、浄水施設の施設基準省令との適合性を確認するために、実質的に検査の実施が義務づけられていることから、未だ指標菌の検査を実施していない水道事業者等は、検査機関への委託などにより指標菌の検査を行い、早急にリスクレベルの判断をお願いする。

ウ 施設整備等の推進

平成28年3月末現在、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の実施状況に関しては、レベル4の4,090施設及びレベル3の3,361施設のうち、対策施設を検討中の施設はレベル4で約13%（540施設）、レベル3で約53%（1,787施設）で、合わせて31%（2,327施設）であった。対策施設を検討中の施設は、昨年度（レベル4は549施設、レベル3は1,795施設）と比べて減少している。

対策指針に基づき、レベル4の施設においては、ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過設備導入の対策を早急に進める必要がある、また、レベル3の施設においては、ろ過設備又は紫外線処理設備導入の対策を進める必要がある。なお、浄水処理の安全性を一層高めるために、ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過設備と紫外線処理設備を併用してもよい。

なお、施設基準省令では、浄水施設において満足すべき耐塩素性病原生物対策に係る要件として、「原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあつては、これらを除去することができるろ過等の設備が設けられていること」とされており、当該要件を満足すれば、対策指針で必ずしも明確に位置付けられていない浄水技術であっても、クリプトスポリジウム等対策として排除されるものではないことにご留意願いたい。ただし、そのような浄水技術を導入しようとする場合は浄水方法の変更に該当し、水道法の規定に基づく事業変更認可が必要であり、当該認可にあたり、紫外線処理技術等と同様に、実験データ等により当該技術の有効性や施設基準への適合性等について個別に確認する必要がある。

(3) 水質検査の信頼性確保

① 水道法施行規則の改正

1) 水道事業者等が登録検査機関等に水質検査を委託する場合の措置の明確化、2) 登録検査機関が遵守すべき検査方法の明確化、3) 検査機関の審査時に必要な提出書類や保存すべき書類の追加等に関する水道法施行規則の一部改正が平成23年10月3日に公布、平成24年4月1日に施行された。水質検査の委託契約手続の適正化及び委託先の検査機関の監督並びに水質検査計画の充実について、引き続き水道

事業者へのご指導をお願いする。

② 妥当性評価ガイドラインについて

標準検査法には、同等以上の機器等の使用を認める記述がなされているものの、同等以上であるかどうかの判断は個々の検査機関に委ねられていたが、各検査機関が定める検査等の標準作業書の妥当性を確認する方法として、「水道水質検査における妥当性評価ガイドラインについて」（平成 24 年 9 月 6 日付け厚生労働省健康局水道課長通知）を発出し、平成 25 年 10 月 1 日から適用している。また、本ガイドラインに係る質疑応答集を平成 26 年 1 月に発出しているため、妥当性評価の実施にあたり参考としていただきたい。

各検査機関にて実施した妥当性評価結果は、水質検査の結果の根拠となる書類（水道法施行規則第 15 条第 8 項第 1 号ホ）となることから、水質検査を委託している水道事業者等においては、委託先の検査機関を監督するにあたり、本ガイドラインに基づく妥当性評価の実施状況を確認するようお願いする。また、水質検査を自ら実施又は受託する水道事業者等の検査機関において、妥当性が未評価の場合には、速やかな評価の実施をお願いする。

③ 外部精度管理調査の実施について

厚生労働省では、水質検査に係る技術水準の把握及び向上を目的として、平成 12 年度から、登録水質検査機関、水道事業者等、地方公共団体の機関を対象に水道水質検査精度管理のための統一試料調査（以下「厚生労働省精度管理調査」という。）を実施し、調査結果に基づき階層化評価を行っている。

階層化評価の結果については、水道課ウェブサイトに掲載しているため、登録水質検査機関の選定、監督等にあたり参考とされたい。

また、自己検査を実施している水道事業者等においては、平成 29 年度の厚生労働省精度管理調査（フッ素及びその化合物、ホルムアルデヒドを予定）への積極的な参加をお願いする。

④ 登録水質検査機関の指導・監督について

厚生労働省では、登録水質検査機関の指導・監督について、登録時及び 3 年ごとの登録更新時に「登録の手引き」に基づいて作成された申請書類を審査するほか、毎年度実施する厚生労働省精度管理調査によって問題が発覚した検査機関に対する助言及び「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領」（平成 24 年 9 月 21 日付け厚生労働省健康局水道課長通知）による指導を行っているところである。

また、従前から実施している厚生労働省精度管理調査に加え、平成 24 年度から、登録水質検査機関が行う日常の水質検査業務において、精度が確保された適切な水質検査が実施されているか確認することを目的とした日常業務確認調査を実施しており、調査結果をとりまとめて公表しているところである。

水道法施行規則では、水道事業者等も日常業務確認調査を行うことができると規定されており、水道事業者等においても当省の取組を参考にした日常業務確認調査の実施をお願いする。

⑤ 第三者委託における水質検査業務の適正な実施を確保について

水道法第 24 条の 3 に基づく第三者委託により水質検査業務を実施する場合、第

三者委託受託者が水質検査業務を水質検査機関に外部委託している場合は、水質検査業務が適切に行われているか水道事業者等が確認できるようにするなどの留意が必要である。

このため、厚生労働省では、第三者委託における水質検査業務の適正な実施を確保するため、平成28年12月「水道事業における官民連携に関する手引き」にその委託やモニタリングにおける留意事項等を追記した。

具体的な留意点等は次のとおり。

- ・ 第三者委託受託者が水質検査を検査機関に外部委託する場合、水道事業者が検査機関から直接検査結果を受け取る関係にないこと。
- ・ 第三者委託契約の際、水質検査業務が適切に行われているかを水道事業者が確認するための方法を定めること。
 - 水質検査機関から、民間事業者と水道事業者の双方に同時に水質検査結果を提出させる。
 - 採水日・採水地点を含めた水質検査の予定を予め提出させ、検査機関から報告された結果書との相違を確認する。

(4) 水質管理の充実・強化

① 専用水道、簡易専用水道及び飲用井戸等に係る権限の移譲

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）により、平成25年4月1日から、専用水道及び簡易専用水道に係る事務権限がすべての市に移譲されている。また、飲用に供する井戸等、水道法等の規制対象とならない水道の衛生対策についても、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について」（平成23年8月30日付け厚生労働省健康局長通知）により、「飲用井戸等衛生対策要領」を改正し、すべての市が実施することとされている。

移譲先の市において円滑に事務が執行されるよう、市移譲先部局と情報を共有するなど、積極的な連携体制を図るとともに適切な助言を行うようお願いする。

② 専用水道における水質管理

専用水道の管理に係る技術上の業務に関しては、都道府県及びすべての市等の指導の下、水道法に基づき水道技術管理者を中心に行われているところである。

しかしながら、平成28年には、排水管の破損により、生活排水が地下受水槽に混入し、当該受水槽が一時的に使用不能になった事案が発生した。

専用水道設置者が水道法に基づき定期及び臨時の水質検査を確実に実施し、また、水質異常時に直ちに原因究明を行い所要の対策を講じるよう、都道府県及びすべての市等において、専用水道設置者の指導の強化に努めることが期待される。なお、小規模水道において、給水量の増加や施設規模の拡大等によって専用水道に該当する場合がありますため留意されたい。

③ 貯水槽水道への指導等の推進

簡易専用水道については、水道法に基づき、その設置者は毎年定期的に管理状況等についての検査を受けなければならないこととされており、管理基準に適合していない場合は、都道府県知事及びすべての市長等は設置者に対し必要な措置を指示することができることとされている。また、簡易専用水道に該当しない小規模貯水槽水道につい

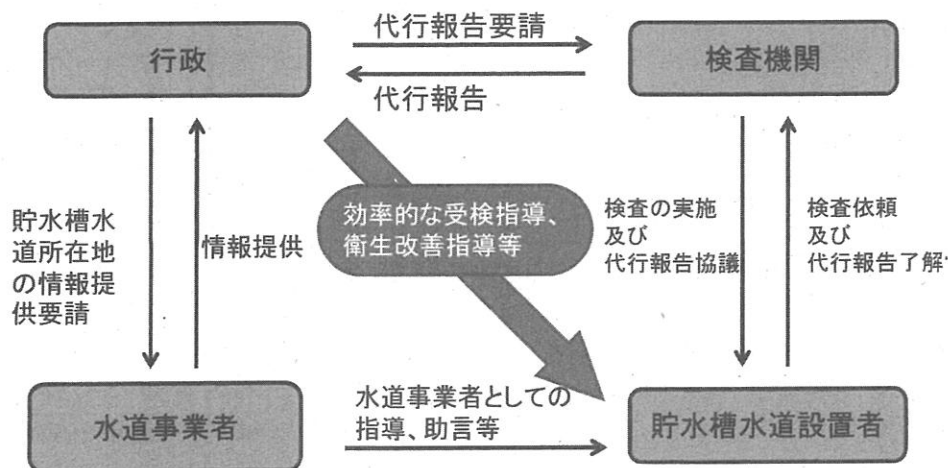
ては、都道府県及び市等の条例・要綱に基づき指導されているところである。

簡易専用水道の管理の検査受検状況は、平成 27 年度は 78.3%であった。簡易専用水道の検査において指摘のあった施設の割合は 23.8%であり、特に衛生上問題があったために報告された割合は 0.4%であった。

また、小規模貯水槽水道(貯水槽の有効容量が 10m³以下のもの)の検査受検状況は、平成 27 年度は 3.2%であった。その中で検査において指摘のあった施設の割合は 26.9%であり、特に対策の充実が急務となっている。

厚生労働省が毎年実施している水道水質関連調査結果においては、簡易専用水道の受検情報自体を把握できていないと思われるデータも散見されており、貯水槽水道への指導が十分に実施できていない可能性がある。また、簡易専用水道に係る事務権限がすべての市に移譲されたが、保健所設置市を除く市の検査受検率は 74.0%であり、最新の設置情報について水道事業者と情報共有しているものは約 4 割にとどまっている。

厚生労働省では、貯水槽水道について管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」(平成 22 年 3 月 25 日付け厚生労働省健康局水道課長通知)を発出し、都道府県等に対し、水道事業者との施設所在地の情報共有や登録簡易専用水道検査機関からの代行報告の活用、未受検施設に対する指導の実施等貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組を推進するようお願いしているところである。水道事業者においても、引き続き配慮をお願いする。



なお、平成 18 年 3 月に貯水槽水道に関する管理運営マニュアルが作成されているので、参考とされたい。

(貯水槽水道に関する管理運営マニュアル)

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/04_01.html

④ 飲用井戸等の衛生確保のための対策の推進

水道法の規制対象とならない飲用井戸等において、依然として、水質基準を超過している事例が見られることから、これらの施設における衛生確保についての対応が急務となっている。

飲用井戸における水質検査の受検率は低いですが、検査を実施している井戸においては

水質基準に適合していない飲用井戸が多数存在し、健康影響等の問題も懸念される。平成 18 年には井戸水に起因して乳児ボツリヌス症の発症があり、また平成 24 年 11 月には井戸水から水道水質基準を約 100 倍上回る六価クロムが検出されるなど、一層の衛生対策の強化が求められる。都道府県等においても、「飲用井戸等衛生対策要領」（昭和 62 年 1 月 29 日付け厚生省生活衛生局長通知別紙）により、飲用井戸等の衛生対策の徹底を図ることが期待される。

特に、汚染が判明した場合の措置については、その汚染原因を調査するとともに、必要に応じて当該汚染井戸のみならず、その周辺井戸についても水質調査等を併せて実施する必要がある。なお、汚染井戸の設置者に対しては、水道への加入等の措置が指導されることになるので、水道事業者におかれては留意いただきたい。

(5) 危機管理対応について

① 飲料水健康危機管理について

厚生労働省では、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、平成 9 年に「飲料水健康危機管理実施要領」（最終改正：平成 25 年 10 月）を策定して対応しているが、塩素消毒の不徹底や耐塩素性病原生物による汚染等の事態は毎年発生している。

水道事業者等が通常予測できない水道原水の水質変化により、水道供給に支障が生ずるため、取水・給水の制限・停止や特殊薬品（粉末活性炭等）の使用等を行った水質汚染事故の発生件数は、平成 27 年度は 132 件であった。水質汚染事故による健康被害の発生予防、拡大防止等危機管理に関する取組が迅速かつ適正に行われるよう、引き続き特段の配慮をお願いする。

また、飲料水の水質異常等の情報を把握した場合の厚生労働省への連絡方法については、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成 25 年 10 月 25 日付け厚生労働省健康局水道課長通知）により通知しているところであるが、飲料水に起因して健康被害が発生した可能性のある場合のほか、健康に影響を及ぼすおそれのある飲料水の水質異常が発生した場合（浄水の遊離残留塩素が 0.1 mg/L 未満となった場合、一般細菌や大腸菌等の基準超過の場合、健康に影響を及ぼすおそれのある物質の基準超過の継続の場合等）については、直ちに、厚生労働省水道課に連絡をいただくとともに、改めて、緊急時の迅速・円滑な対応をお願いする。

なお、地方公共団体である水道事業者等は、水道水の供給に起因して消費者安全法に規定する「重大事故等」が発生したことを把握した場合、同法の規定に基づき、直ちに消費者庁へ通知するよう義務付けられている。ただし、地方公共団体から各府省に対して重大事故等に関する情報の通知がなされる場合には、通知を受けた各府省が消費者庁へ通知することとして差し支えないこととされている。水道事業者等においては、水道に係る事故等が発生した場合、「消費者庁関連法の施行に伴う水道事故等に関する情報提供の徹底について」（平成 21 年 9 月 30 日付け事務連絡）を参考にし、当課への速やかな情報提供をお願いする。

② 水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について

水道水は飲用のみならず、都市機能の維持のために使用されており、断水は市民生活における大きな影響に及ぼすことから、近年の水質事故の経験も踏まえ、水道事業

者が断水による影響も考慮し、摂取制限を行いつつ給水を継続することを選択肢として適切に判断できるよう、その考え方を取りまとめ、「水質異常時における摂取制限等を伴う給水継続の考え方について」（平成28年3月31日生食水発0331第3号）にて通知した。

この通知における考え方は、突発的な水質事故等により水質異常が生じた場合の対応について示している「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け厚生労働省健康局水道課長通知）を補完するものであり、変更するものではないことに留意が必要である。

また、水質異常時に摂取制限を伴う給水継続を実施する場合は、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成25年10月25日健水発1025第1号）に基づき、厚生労働省水道課あてに報告をお願いします。

水質基準等の見直しについて

1. 概要

水質基準については、平成15年の厚生科学審議会答申において、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しを行うこととされており、厚生労働省では水質基準逐次改正検討会を設置し所要の検討を進めている。

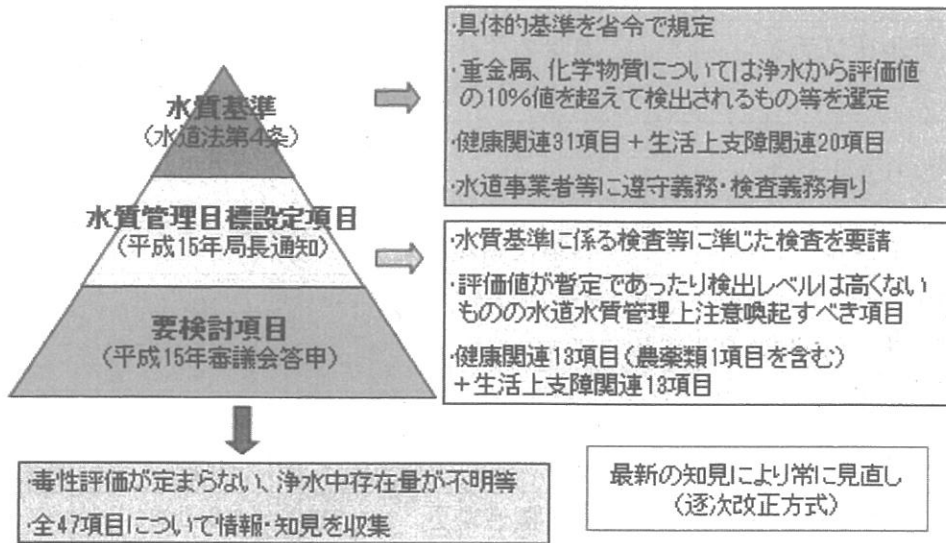


図 水質基準等の体系

平成29年1月31日に開催された第18回厚生科学審議会生活環境水道部会において、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価の結果等に基づき、今後の水質基準等を2のとおり見直すことについて審議を行い、了承された。

2. 水質基準等の見直し予定

【農薬類】(平成 29 年 4 月 1 日施行予定)

略号 ^{※1}	項目	見直し内容	現行目標値 (mg/L 以下)	新目標値 (mg/L 以下)
対	ピロキロン	目標値変更	0.04	0.05
対	ベンゾフェナップ	目標値変更	0.004	0.005
対	ダゾメット	対象農薬リスト掲載農薬類 「ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート」に項目を統合	0.006	0.01 (メチルイソチオシアネートとして)
対	メタム(カーバム)		0.01	
要	メチルイソチオシアネート		-	
要→対	テフリルトリオン	要検討農薬から対象農薬リスト掲載農薬類に格上げ	0.002	0.002
要	プロマシル	目標値新規設定	-	0.05

【農薬類】(平成 30 年 4 月 1 日施行予定)

略号 ^{※1}	項目	見直し内容	現行目標値 (mg/L)	新目標値(案) ^{※2} (mg/L)
対	イソキサチオン	目標値変更	0.008	0.005
対	グリホサート	目標値変更	2	2.5

※1 略号について

対： 対象農薬リスト掲載農薬類

要： 要検討農薬類

都道府県別・水安全計画の策定状況

平成 28 年 3 月末時点での上水道事業及び水道用水供給事業の水安全計画 (Water Safety Plan : WSP) の策定状況は、以下のとおりである。

都道府県	上水道事業又は水道用水供給事業を経営				
	事業者数	WSP 策定済み	策定済み割合	WSP 策定中	策定中割合
北海道	94	17	18.1%	6	6.4%
青森県	26	3	11.5%	3	11.5%
岩手県	26	6	23.1%	0	0.0%
宮城県	34	7	20.6%	3	8.8%
秋田県	19	2	10.5%	1	5.3%
山形県	29	2	6.9%	1	3.4%
福島県	39	6	15.4%	0	0.0%
茨城県	43	4	9.3%	1	2.3%
栃木県	25	3	12.0%	0	0.0%
群馬県	33	12	36.4%	3	9.1%
埼玉県	59	16	27.1%	5	8.5%
千葉県	47	21	44.7%	5	10.6%
東京都	6	3	50.0%	0	0.0%
神奈川県	19	7	36.8%	0	0.0%
新潟県	27	5	18.5%	2	7.4%
富山県	14	1	7.1%	2	14.3%
石川県	19	1	5.3%	0	0.0%
福井県	17	2	11.8%	0	0.0%
山梨県	17	3	17.6%	1	5.9%
長野県	55	3	5.5%	2	3.6%
岐阜県	39	12	30.8%	2	5.1%
静岡県	38	8	21.1%	4	10.5%
愛知県	44	17	38.6%	3	6.8%
三重県	27	4	14.8%	1	3.7%
滋賀県	19	7	36.8%	1	5.3%
京都府	23	4	17.4%	7	30.4%
大阪府	45	24	53.3%	4	8.9%
兵庫県	42	12	28.6%	1	2.4%
奈良県	29	3	10.3%	1	3.4%
和歌山県	23	1	4.3%	1	4.3%
鳥取県	12	2	16.7%	1	8.3%
島根県	11	1	9.1%	3	27.3%
岡山県	27	6	22.2%	2	7.4%
広島県	19	6	31.6%	0	0.0%
山口県	15	4	26.7%	3	20.0%
徳島県	19	3	15.8%	0	0.0%
香川県	17	3	17.6%	0	0.0%
愛媛県	20	5	25.0%	0	0.0%
高知県	16	2	12.5%	0	0.0%
福岡県	55	9	16.4%	1	1.8%
佐賀県	18	4	22.2%	1	5.6%
長崎県	18	2	11.1%	1	5.6%
熊本県	28	2	7.1%	2	7.1%
大分県	15	2	13.3%	2	13.3%
宮崎県	20	2	10.0%	2	10.0%
鹿児島県	30	4	13.3%	1	3.3%
沖縄県	26	5	19.2%	3	11.5%
合計	1343	278	20.7%	82	6.1%

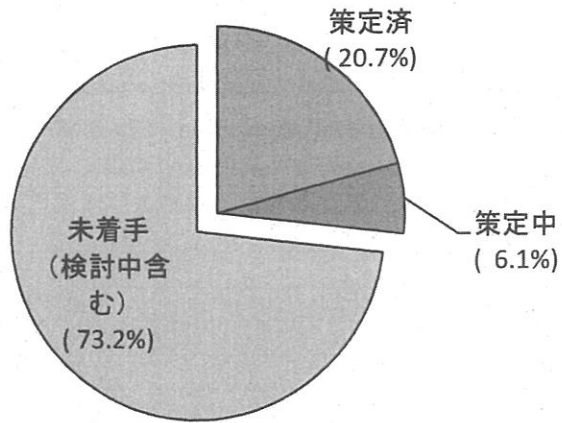


図1 水安全計画策定済み及び策定中の事業者数の割合
(上水道事業又は用水供給事業を営む事業者)

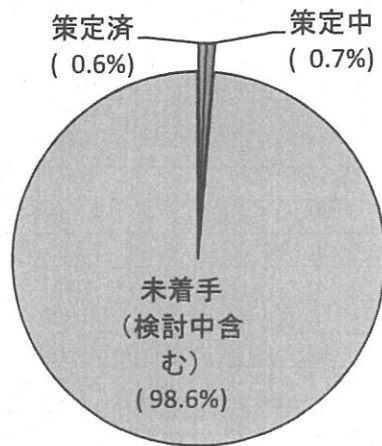


図2 水安全計画策定済み及び策定中の事業者数の割合
(簡易水道事業のみを営む事業者)

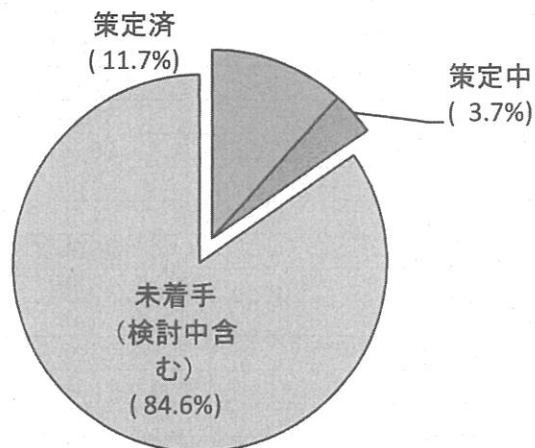


図3 水安全計画策定済み及び策定中の事業者数の割合 (全事業者)

水道におけるクリプトスポリジウム等対策の実施状況について

1. 調査内容及び方法

水道事業、水道用水供給事業及び専用水道における「水道水におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（以下「対策指針」という。）に基づく浄水施設でのろ過又は紫外線処理施設の整備や水源変更等によるクリプトスポリジウム等対策の実施状況について平成28年3月末現在の調査を行った。また、これまでのクリプトスポリジウム等の検出による給水停止等の対応状況をとりまとめた。

2. 調査結果等

(1) 平成28年3月末現在の対策指針に基づく予防対策の実施状況は表-1, 2, 3及び図-2, 3のとおり。

①表流水、伏流水、浅井戸又は深井戸を水源とする浄水施設（全量浄水受水以外の施設）19,961施設のうち、水道原水のクリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある施設（予防対策の必要な施設）は7,451施設（約37%）である。

②このうち5,124施設では、既に対策施設設置等の予防対策について実施済みである。

③残る2,327施設については、対策施設設置等について検討中である。このような施設には簡易水道等の小規模な水道事業者によるものが多い。

・給水人口ベース

簡易水道：約80万人（23.3%）、上水道：約255万人（74.0%）

・施設数ベース

簡易水道：1,467施設（63.0%）、上水道：637施設（27.4%）

これらの施設では、当面の措置として対策指針に基づき原水の水質監視を徹底し、クリプトスポリジウム等が混入するおそれが高まった場合には、取水停止等を行うこととされている。

④クリプトスポリジウム等の汚染のおそれの判断を行っていない施設数（レベル未判定施設数）は1,729施設あり、調査対象浄水施設数の約9%を占めている。

(2) 水道の浄水等でクリプトスポリジウム等が検出され、給水停止等の対応を行ったとして、平成28年1月末までに厚生労働省水道課に報告された事例は表-4のとおり。平成8年の埼玉県越生町上水道における事故以降、水道事業、水道用水供給事業及び専用水道が供給する水を原因とするクリプトスポリジウム等による感染症発生事例は報告されていないが、平成22年の千葉県成田市において貯水槽での汚染が原因と見られるジアルジア症が発生した。

(参考)クリプトスポリジウム等対策の促進策について

厚生労働省においては、平成9年度から膜処理施設の整備を国庫補助の対象とし、さらに、平成17年度には、簡易水道におけるクリプトスポリジウム等対策としてろ過施設整備に代替して開発する水源施設の整備を国庫補助対象に加え、積極的に対策を進めてきたところである。また、平成19年3月の水道施設の技術的基準を定める省令の改正を踏まえ、一般的なるろ過施設より安価に整備することができる紫外線処理施設の整備を国庫補助対象に加えるとともに、対策が必要な既存水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合等に必要な施設の整備を国庫補助対象に加え、クリプトスポリジウム等対策の一層の推進を図ることとしている。

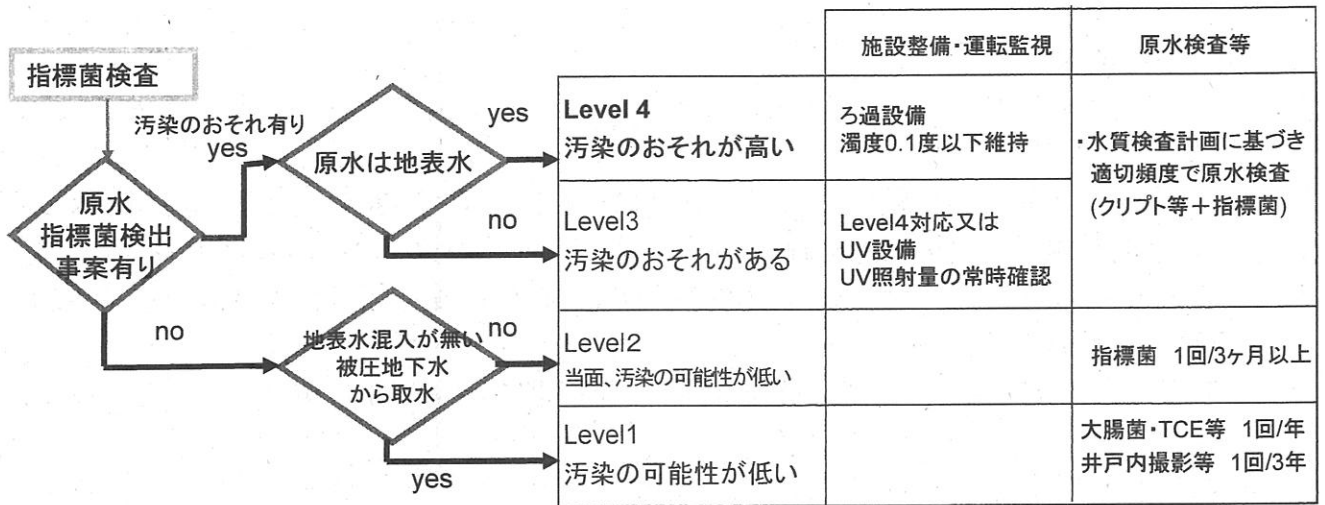


図-1 水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断の流れ

表一 1 対策指針に基づく予防対策の実施状況（平成28年3月末現在）

	水道事業		水道用水 供給事業	専用水道	合計	(参考) H27年3月 末時点
	上水道	簡易水道				
調査対象浄水施設 ^{注1} 数	5,722 (100%)	7,477 (100%)	168 (100%)	6,594 (100%)	19,961 (100%)	20,167 (100%)
給水人口 ^{注2} (人)	119,672,904 (100%)	4,195,517 (100%)	— (—%)	397,709 (100%)	124,266,130 (100%)	124,369,524 (100%)
レベル4施設数	1,315 (23%)	2,318 (31%)	155 (92%)	302 (5%)	4,090 (20%)	4,134 (20%)
対応済みの浄水施設 数	1,276	1,866	155	253	3,550	3,585
対策施設を検討中の 浄水施設 ^{注3} 数	39 (12)	452 (97)	0 (0)	49 (9)	540 (118)	549 (130)
給水人口(人)	162,420 (0.1%)	376,500 (9.%)	0 (—%)	43,056 (10.8%)	581,976 (0.5%)	407,280 (0.3%)
レベル3施設数	1,240 (22%)	1,773 (24%)	5 (3%)	343 (5%)	3,361 (17%)	3,339 (17%)
対応済みの浄水施設 数(ろ過)	505	699	4	145	1,353	1,323
対応済みの浄水施設 数(紫外線照射)	150	61	0	24	235	221
対策施設を検討中の 浄水施設 ^{注3} 数	598 (258)	1,015 (293)	1 (1)	173 (31)	1,787 (583)	1,795 (559)
給水人口(人)	2,386,172 (2%)	424,950 (10%)	0 (—%)	52,746 (13%)	2,863,868 (2%)	3,065,049 (2%)
レベル2施設数	1,211 (21%)	1,301 (17%)	5 (3%)	1,554 (24%)	4,071 (20%)	4,039 (20%)
レベル1施設数	1,784 (31%)	1,295 (17%)	3 (2%)	3,628 (55%)	6,710 (34%)	6,773 (34%)
レベル不明施設数 ^{注4}	172 (3%)	790 (11%)	0 (0%)	767 (12%)	1,729 (9%)	1,882 (9%)

注1) 「調査対象浄水施設」とは、調査で回答のあった浄水施設のうち、表流水、伏流水、湧水、地下水（浅井戸及び深井戸）を水源とする浄水施設（全量浄水受水以外の施設）であり、水道統計の数値とは異なる。

注2) 厚生労働省水道課調べ（平成26年度）による。

注3) 「対策施設設置等を検討中の浄水施設」とは、対応に必要な浄水施設のうち、対策指針に示すろ過施設の設置等の恒久的な予防対策を検討中（実施中を含む）の施設であり、このうち具体的な導入予定のある施設数を括弧内に示す。なお、これらの施設では、当面の措置として原水の水質監視を徹底し、クリプトスポリジウム等が混入するおそれが高まった場合には、取水停止等を行っている。

注4) 水道原水に係わる指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）の検査結果に基づくレベル判断を未実施である施設の数。ろ過等による浄水処理対策を実施済みの施設も含まれる。

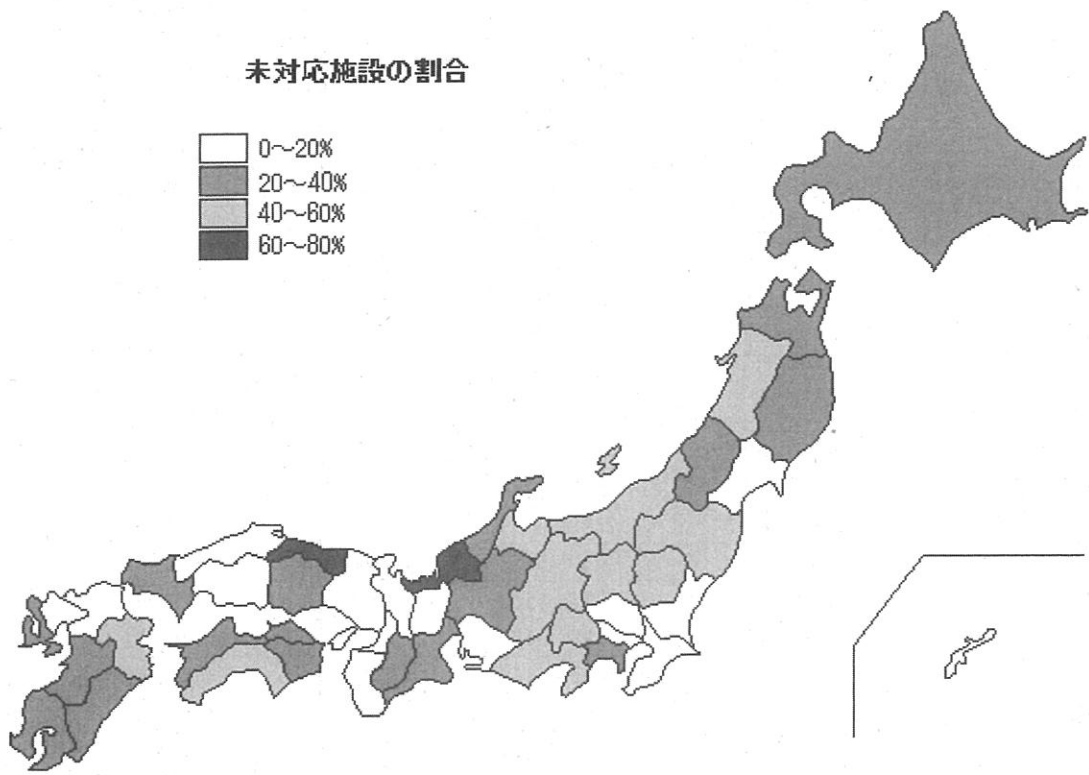
表一 2 都道府県別対応状況 (施設数)

都道府県	調査対象浄水施設(A)	対応の必要な浄水施設数(B)	B/A(%)	対応済みの浄水施設数(C)	C/B(%)	対策施設設置等検討中の浄水施設数(D)	D/B(%)
北海道	1,026	422	41.1%	311	73.7%	111	26.3%
青森県	244	77	31.6%	60	77.9%	17	22.1%
岩手県	434	226	52.1%	168	74.3%	58	25.7%
宮城県	260	111	42.7%	89	80.2%	22	19.8%
秋田県	403	139	34.5%	74	53.2%	65	46.8%
山形県	213	103	48.4%	66	64.1%	37	35.9%
福島県	518	192	37.1%	99	51.6%	93	48.4%
茨城県	418	82	19.6%	69	84.1%	13	15.9%
栃木県	522	98	18.8%	51	52.0%	47	48.0%
群馬県	530	166	31.3%	98	59.0%	68	41.0%
埼玉県	464	87	18.8%	70	80.5%	17	19.5%
千葉県	899	86	9.6%	69	80.2%	17	19.8%
東京都	289	62	21.5%	56	90.3%	6	9.7%
神奈川県	448	87	19.4%	55	63.2%	32	36.8%
新潟県	589	294	49.9%	140	47.6%	154	52.4%
富山県	364	85	23.4%	42	49.4%	43	50.6%
石川県	275	61	22.2%	37	60.7%	24	39.3%
福井県	237	106	44.7%	38	35.8%	68	64.2%
山梨県	530	174	32.8%	70	40.2%	104	59.8%
長野県	817	352	43.1%	179	50.9%	173	49.1%
岐阜県	671	341	50.8%	219	64.2%	122	35.8%
静岡県	909	211	23.2%	106	50.2%	105	49.8%
愛知県	421	124	29.5%	121	97.6%	3	2.4%
三重県	367	162	44.1%	98	60.5%	64	39.5%
滋賀県	186	96	51.6%	80	83.3%	16	16.7%
京都府	407	236	58.0%	195	82.6%	41	17.4%
大阪府	250	61	24.4%	56	91.8%	5	8.2%
兵庫県	505	326	64.6%	271	83.1%	55	16.9%
奈良県	204	71	34.8%	43	60.6%	28	39.4%
和歌山県	210	144	68.6%	127	88.2%	17	11.8%
鳥取県	367	69	18.8%	18	26.1%	51	73.9%
島根県	314	196	62.4%	167	85.2%	29	14.8%
岡山県	268	174	64.9%	139	79.9%	35	20.1%
広島県	352	199	56.5%	171	85.9%	28	14.1%
山口県	233	127	54.5%	90	70.9%	37	29.1%
徳島県	208	103	49.5%	74	71.8%	29	28.2%
香川県	122	93	76.2%	66	71.0%	27	29.0%
愛媛県	462	276	59.7%	220	79.7%	56	20.3%
高知県	327	101	30.9%	54	53.5%	47	46.5%
福岡県	536	146	27.2%	134	91.8%	12	8.2%
佐賀県	175	72	41.1%	59	81.9%	13	18.1%
長崎県	604	289	47.8%	217	75.1%	72	24.9%
熊本県	669	110	16.4%	70	63.6%	40	36.4%
大分県	493	181	36.7%	108	59.7%	73	40.3%
宮崎県	290	168	57.9%	104	61.9%	64	38.1%
鹿児島県	848	311	36.7%	228	73.3%	83	26.7%
沖縄県	83	54	65.1%	48	88.9%	6	11.1%
合計	19,961	7,451	37.3%	5,124	68.8%	2,327	31.2%

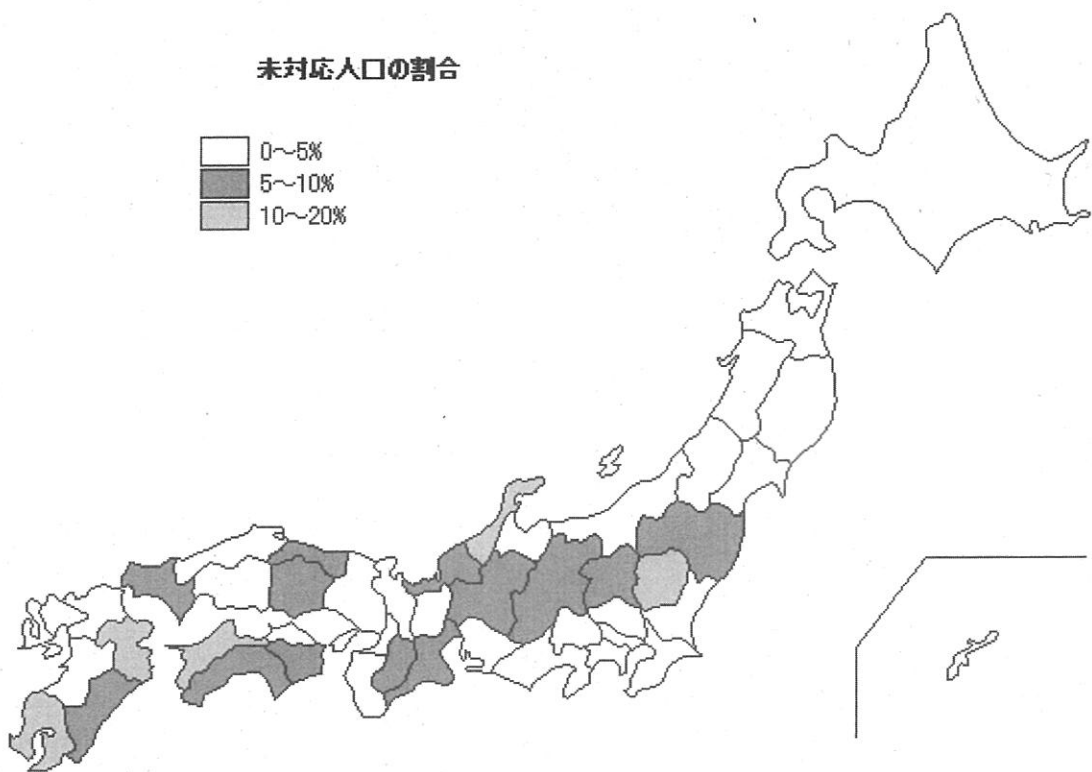
表―3 クリプトスポリジウム等対応状況（給水人口）

都道府県	現在給水人口(A)	対応不要又は対応済みの浄水施設人口(B)	B/A(%)	対策施設設置等検討中の浄水人口(C)	C/A(%)
北海道	5,286,899	5,157,323	97.5%	129,576	2.5%
青森県	1,276,034	1,236,310	96.9%	39,724	3.1%
岩手県	1,201,183	1,158,277	96.4%	42,906	3.6%
宮城県	2,294,396	2,276,073	99.2%	18,323	0.8%
秋田県	933,854	888,308	95.1%	45,546	4.9%
山形県	1,105,251	1,056,369	95.6%	48,882	4.4%
福島県	1,734,145	1,608,992	92.8%	125,153	7.2%
茨城県	2,732,773	2,714,672	99.3%	18,101	0.7%
栃木県	1,913,268	1,587,194	83.0%	326,074	17.0%
群馬県	1,961,596	1,830,441	93.3%	131,155	6.7%
埼玉県	7,225,067	7,150,474	99.0%	74,593	1.0%
千葉県	5,893,806	5,889,656	99.9%	4,150	0.1%
東京都	13,430,880	13,429,515	100.0%	1,365	0.0%
神奈川県	9,087,273	8,969,115	98.7%	118,158	1.3%
新潟県	2,280,437	2,204,916	96.7%	75,521	3.3%
富山県	993,163	975,511	98.2%	17,652	1.8%
石川県	1,139,572	929,341	81.6%	210,231	18.4%
福井県	768,637	703,358	91.5%	65,279	8.5%
山梨県	835,637	800,037	95.7%	35,600	4.3%
長野県	2,072,420	1,920,742	92.7%	151,678	7.3%
岐阜県	1,946,087	1,834,274	94.3%	111,813	5.7%
静岡県	3,653,860	3,579,183	98.0%	74,677	2.0%
愛知県	7,429,652	7,427,209	100.0%	2,443	0.0%
三重県	1,844,526	1,698,984	92.1%	145,542	7.9%
滋賀県	1,412,031	1,388,864	98.4%	23,167	1.6%
京都府	2,601,552	2,498,875	96.1%	102,677	3.9%
大阪府	8,840,165	8,825,896	99.8%	14,269	0.2%
兵庫県	5,514,638	5,399,490	97.9%	115,148	2.1%
奈良県	1,367,143	1,277,141	93.4%	90,002	6.6%
和歌山県	959,225	928,188	96.8%	31,037	3.2%
鳥取県	566,257	525,016	92.7%	41,241	7.3%
島根県	669,998	654,103	97.6%	15,895	2.4%
岡山県	1,901,512	1,775,757	93.4%	125,755	6.6%
広島県	2,696,828	2,667,230	98.9%	29,598	1.1%
山口県	1,307,108	1,222,815	93.6%	84,293	6.4%
徳島県	733,183	674,207	92.0%	58,976	8.0%
香川県	969,893	940,748	97.0%	29,145	3.0%
愛媛県	1,318,946	1,182,270	89.6%	136,676	10.4%
高知県	689,994	629,110	91.2%	60,884	8.8%
福岡県	4,766,788	4,743,534	99.5%	23,254	0.5%
佐賀県	800,408	798,260	99.7%	2,148	0.3%
長崎県	1,352,246	1,294,123	95.7%	58,123	4.3%
熊本県	1,555,539	1,543,199	99.2%	12,340	0.8%
大分県	1,065,059	954,848	89.7%	110,211	10.3%
宮崎県	1,078,999	1,009,318	93.5%	69,681	6.5%
鹿児島県	1,637,640	1,449,416	88.5%	188,224	11.5%
沖縄県	1,420,562	1,411,604	99.4%	8,958	0.6%
合計	124,266,130	120,820,286	97.2%	3,445,844	2.8%

注）現在給水人口は水道統計（平成26年度）による。



図一 2 都道府県別未対応状況（施設数）



図一 3 都道府県別未対応状況（給水人口）

表-4 水道におけるクリプトスポリジウム等検出状況と対応の事例（給水停止等の対応を行ったもの）

平成 28 年 12 月末現在

年度	件数	都道府県市町村	種別	浄水処理	長期的対応	備考
平成 8	1	埼玉県 越生町	上水道	急速ろ過処理	膜ろ過施設設置	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 住民 14,000 人のうち 8,800 人が感染。
平成 9	2	鳥取県 鳥取市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成 10	2	福井県 永平寺町	簡易水道	急速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 夢前町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成 11	1	山形県 朝日村	上水道	塩素処理のみ	広域用水供給事業から受水	原水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検出。感 染症患者なし。
平成 12	3	青森県 三戸町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		沖縄県 名護市	小規模 水道	簡易ろ過及び 塩素処理	上水道事業に併合	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 平泉町	簡易水道	塩素処理のみ	水源変更、急速ろ過施設設置	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成 13	5	愛媛県 今治市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 釜石市	簡易水道	緩速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		鹿児島県 財部町	上水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置予定	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		愛媛県 北条市	上水道	急速ろ過、活 性炭処理	ろ材入替、浄水処理管理強化を 予定	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成 14	1	山形県 新庄市	簡易水道	塩素処理のみ	応急対策として膜処理装置設 置、長期的には上水道事業と統 合予定	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成 15	2	大分県 別府市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		山形県 米沢市	小規模 水道	塩素処理のみ	応急対策として膜ろ過施設設 置、長期的には水源変更	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成 16	1	兵庫県 宝塚市	上水道	急速ろ過処理	安全確認迄の間飲用制限、 浄水処理管理強化を実施	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成 17	0	該当なし				
平成 18	1	大阪府 能勢町	簡易水道	急速ろ過	濁度計を設置し常時濁度管理を 徹底	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成 19	2	富山県 富山市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		富山県 高岡市	簡易水道	急速ろ過 (濁度管理不可)	紫外線処理施設設置予定	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成 20	1	山形県 村山市	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成 21	0	該当なし				
平成 22	2	富山県 南砺市	専用水道	塩素処理のみ	紫外線処理施設の設置あるいは 隣接簡易水道への切り替え	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		千葉県 成田市	小規模貯 水槽水道	—	貯水槽を更新	給水栓水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検 出。 小規模貯水槽水道の利用者 43 人のうち 28 人が 体調不良。4 人がジアルジアに感染。
平成 23	1	長野県 伊那市	簡易水道	急速ろ過		原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成 24	1	群馬県	用水給水	急速ろ過		浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成 25	3	北海道 島牧村	飲料水 供給施設	塩素消毒のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		東京都 八王子市	専用水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		岐阜県	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化、危機管理マニ ュアル作成	原水からクリプトスポリジウムを検出。感染症患者な し。

年度	件数	都道府県市町村	種別	浄水処理	長期的対応	備考
平成 26	4	北海道 島牧村	簡易水道	塩素消毒のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岐阜県	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化	原水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		長野県 伊那市	簡易水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		長野県 辰野町	飲料水 供給施設	塩素消毒のみ	飲料水供給施設の統合	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成 27	0	該当なし				
平成 28	3	長野県 箕輪町	簡易水道	塩素消毒のみ	深井戸への水源切替	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		長野県 辰野町	簡易水道	塩素消毒のみ	膜ろ過施設の設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		千葉県 千葉市	専用水道	沈砂、塩素消毒	検討中	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
計	36					

※原水からクリプトスポリジウム等が検出された場合で「対策指針」に基づく対策が講じられていない施設の事例を含む。

貯水槽水道及び飲用井戸等に係る衛生管理状況について

1. 調査内容

(1) 簡易専用水道の衛生管理状況

水道法第34条の2で定められている簡易専用水道の管理の検査の受検状況、検査事項の不適合状況等について調査を行った。

(2) 小規模貯水槽水道の衛生管理状況

小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が10m³以下のもの）について、都道府県、すべての市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の条例・要綱等の制定状況、施設数並びに検査実施状況等の調査を行った。

(3) 飲用井戸等の衛生管理状況

水道法の規制を受けない水道であって、人の飲用に用いられているものについて、厚生労働省では、飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年1月29日付衛水第12号、平成26年3月31日最終改正）において都道府県等に対して適正管理について通知している。また、条例、要綱等を制定する都道府県等についてはそれぞれの例規に基づき指導がなされている。条例・要綱等の制定状況、飲用井戸等の水質検査結果等について調査を行った。

2. 調査方法及び時期

都道府県等の水道担当部局に対し簡易専用水道、小規模貯水槽水道及び飲用井戸について、平成26年度の衛生管理状況の調査を実施した。

平成26年度の簡易専用水道の検査実績については、都道府県等から収集した簡易専用水道検査機関（地方公共団体の機関及び登録検査機関）による検査実績をもとに集計した。

3. 調査結果

(1) 簡易専用水道

簡易専用水道の定期検査の実施施設数及び検査における指摘事項は表1-1、1-2に示すとおりである。また、特に衛生上問題があったために報告された施設についての指摘事項は表1-3、行政による立入検査数は表1-4、都道府県、保健所設置市、保健所設置市を除く市、特別区別の施設設置状況、検査実施状況等は表1-5、全国の施設数及び受検率の経年変化は図1-1のとおりである。

※島根県については前年度データを使用している。

表1-1 簡易専用水道の設置状況及び検査実施状況

	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27
検査対象施設数	211,717	213,558	216,324	213,386	208,798
検査実施施設数	168,026	167,995	165,416	163,019	163,482
受検率	79.4%	78.7%	76.5%	76.4%	78.3%

注) 各都道府県、保健所設置市、保健所設置市を除く市、特別区毎の受検率は表1-5参照

表1-2 簡易専用水道の検査における不適合内容

		平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	
検査指摘施設数		42,464	43,964	42,138	39,440	38,903	
検査指摘率		25.3%	26.2%	25.5%	24.2%	23.8%	
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	14.6%	12.4%	11.6%	11.8%	11.5%
		受水槽本体の状態	19.8%	16.4%	15.8%	15.8%	15.3%
		受水槽上部の状態	9.2%	7.5%	7.2%	7.5%	7.1%
		受水槽内部の状態	13.4%	11.7%	11.6%	11.9%	12.0%
		マンホールの状態	22.4%	20.0%	19.5%	20.5%	20.7%
		オーバーフロー管の状態	8.8%	7.9%	7.6%	7.9%	8.1%
		通気管の状態	12.7%	11.3%	10.9%	11.3%	11.5%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	9.5%	9.5%	8.7%	9.1%	8.5%
		高置水槽上部の状態	2.2%	1.8%	1.7%	1.9%	1.8%
		高置水槽内部の状態	9.2%	8.2%	7.7%	7.5%	7.5%
		マンホールの状態	16.2%	14.4%	13.8%	14.2%	13.6%
		オーバーフロー管の状態	6.0%	5.3%	4.8%	5.0%	4.8%
		通気管の状態	14.4%	13.3%	12.3%	13.3%	13.3%
	他	水抜き管の状態	2.1%	1.7%	1.9%	2.0%	2.1%
水 質 検 査	給水管等の状態	1.5%	1.3%	1.1%	1.1%	1.2%	
	臭気	0.01%	0.02%	0.00%	0.07%	0.03%	
	味	0.02%	0.05%	0.00%	0.06%	0.01%	
	色	0.01%	0.03%	0.02%	0.08%	0.05%	
	色度	0.05%	0.08%	0.07%	0.09%	0.10%	
	濁度(濁りを含む)	0.04%	0.07%	0.03%	0.10%	0.14%	
書類の整備保存の状況		0.6%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	
書類の整備保存の状況		34.8%	32.3%	31.7%	33.0%	35.1%	

注)

※1: 検査指摘施設数は、検査機関から上記 23 項目についての指摘を受けた施設数

※2: 検査指摘率は、検査実施施設数に対する検査指摘施設数の割合

※3: 検査項目別の指摘率は、検査指摘施設数に対する割合 (複数回答あり)

表1-3-1 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	
報告施設数		877	756	694	575	732	
報告率		0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	6.0%	8.6%	17.9%	17.0%	19.8%
		受水槽本体の状態	28.3%	30.2%	36.9%	37.9%	36.1%
		受水槽上部の状態	5.0%	8.6%	10.8%	10.4%	16.7%
		受水槽内部の状態	15.5%	22.5%	36.2%	48.2%	51.5%
		マンホールの状態	18.5%	39.9%	34.4%	35.5%	34.4%
		オーバーフロー管の状態	4.1%	6.9%	9.9%	9.4%	9.3%
		通気管の状態	7.9%	13.5%	14.1%	13.7%	15.2%
		水抜き管の状態	6.6%	3.6%	6.8%	8.0%	8.1%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	15.3%	15.7%	14.6%	20.3%	21.3%
		高置水槽上部の状態	2.2%	2.5%	5.3%	3.5%	4.8%
		高置水槽内部の状態	8.7%	13.2%	13.4%	15.1%	20.4%
		マンホールの状態	13.7%	22.4%	20.6%	18.8%	23.8%
		オーバーフロー管の状態	3.9%	7.1%	10.5%	5.0%	6.6%
		通気管の状態	9.1%	14.9%	13.1%	12.7%	16.3%
水抜き管の状態		1.7%	2.0%	4.3%	1.6%	2.2%	
他	給水管等の状態	2.7%	6.7%	3.0%	1.9%	4.5%	
水 質 検 査	臭気	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	
	味	0.2%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	
	色	0.5%	0.1%	0.0%	4.9%	0.5%	
	色度	1.7%	1.5%	1.2%	0.9%	1.2%	
	濁度(濁りを含む)	0.6%	1.1%	0.4%	0.5%	0.5%	
	残留塩素	13.1%	19.0%	20.3%	14.6%	12.0%	
書類の整備保存の状況		12.3%	23.5%	19.3%	17.7%	23.0%	

注)

※1：報告施設数は、平成 15 年 7 月 23 日付厚生労働省告示第 262 号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた（代行報告等を含む。）施設数である。

※2：報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告(通報)された施設数の割合である。

※3：検査項目別の報告率は、報告施設数に対する割合（複数回答あり）

表1-3-2 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27
報告施設数		877	756	694	575	732
報告率		0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%
内 訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	24.9%	25.7%	16.7%	15.5%	14.3%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	3.8%	6.5%	4.2%	4.7%	3.8%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	14.8%	18.9%	21.3%	15.3%	13.7%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	4.2%	11.9%	5.0%	6.1%	6.6%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	50.3%	73.3%	50.9%	61.2%	50.3%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	11.2%	12.2%	10.5%	12.2%	20.4%

注)

※1：報告施設数は、平成 15 年 7 月 23 日付厚生労働省告示第 262 号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む)施設数である。

※2：報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告(通報)された施設数の割合である。

※3：内訳別の報告率は、報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表1-4 簡易専用水道における行政立入検査・指導数(平成 27 年度)

	立入検査 件数	(参考) 平成 26	改善指導件数		
			口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県(以下を除く)	607	617	106	51	0
保健所設置市を除く市	810	946	420	191	30
保健所設置市	3,406	6,082	1,466	1,147	0
特別区	182	185	47	34	3
合計	5,005	7,830	2,039	1,423	33

表1-5 簡易専用水道の設置状況及び検査(平成27年度)

都道府県(町村のみ)

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
北海道	666	363	54.5
青森県	186	150	80.6
岩手県	279	190	68.1
宮城県	518	380	73.4
秋田県	70	60	85.7
山形県	133	85	63.9
福島県	456	264	57.9
茨城県	322	245	76.1
栃木県	308	181	58.8
群馬県	414	269	65.0
埼玉県	491	473	96.3
千葉県	265	220	83.0
東京都	2,592	2,577	99.4
神奈川県	793	598	75.4
新潟県	168	123	73.2
富山県	35	31	88.6
石川県	122	102	83.6
福井県	91	64	70.3
山梨県	169	23	13.6
長野県	575	364	63.3
岐阜県	199	177	88.9
静岡県	489	341	69.7
愛知県	461	353	76.6
三重県	115	93	80.9
滋賀県	136	69	50.7
京都府	227	188	82.8
大阪府	223	183	82.1
兵庫県	303	279	92.1
奈良県	210	207	98.6
和歌山県	144	116	80.6
鳥取県	69	66	95.7
島根県	54	43	79.6
岡山県	98	94	95.9
広島県	225	220	97.8
山口県	30	26	86.7
徳島県	186	98	52.7
香川県	290	171	59.0
愛媛県	171	90	52.6
高知県	16	17	106.3
福岡県	482	318	66.0
佐賀県	151	144	95.4
長崎県	140	117	83.6
熊本県	154	129	83.8
大分県	36	34	94.4
宮崎県	111	74	66.7
鹿児島県	118	118	100.0
沖縄県	581	513	88.3
合計	14,072	11,040	78.5

保健所設置市

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
札幌市	3,456	2,690	77.8
函館市	440	337	76.6
小樽市	229	215	93.9
旭川市	445	325	73.0
青森市	441	342	77.6
盛岡市	819	557	68.0
仙台市	3,906	3,123	80.0
秋田市	579	440	76.0
郡山市	728	564	77.5
いわき市	461	382	82.9
宇都宮市	1,193	780	65.4
前橋市	562	383	68.1
高崎市	510	395	77.5
さいたま市	2,962	1,940	65.5
川崎市	1,074	589	54.8
千葉市	1,602	1,314	82.0
船橋市	1,138	835	73.4
柏市	574	503	87.6
八王子市	746	646	86.6
町田市	481	439	91.3
横浜市	7,246	6,535	90.2
川崎市	2,879	2,682	93.2
相模原市	1,150	1,042	90.6
横須賀市	516	448	86.8
藤沢市	930	661	71.1
新潟市	1,529	1,425	93.2
富山市	477	421	88.3
金沢市	490	476	97.1
長野市	484	451	93.2
岐阜市	409	407	99.5
静岡市	1,534	1,338	87.2
浜松市	1,102	838	76.0
名古屋市	5,407	4,679	86.5
豊橋市	565	380	67.3
岡崎市	620	470	75.8
豊田市	610	419	68.7
四日市市	250	209	83.6
大津市	697	532	76.3
京都市	3,606	3,233	89.7
大阪市	7,653	6,285	82.1
堺市	1,256	1,034	82.3
豊中市	784	655	83.5
高槻市	293	270	92.2
東大阪市	877	726	82.8
神戸市	2,594	2,120	81.7
姫路市	1,172	1,149	98.0
尼崎市	924	715	77.4
西宮市	1,329	1,187	89.3
奈良市	728	446	61.3
和歌山市	676	615	91.0
岡山市	1,190	1,054	88.6
倉敷市	499	453	90.8
広島市	2,656	2,252	84.8
呉市	420	360	85.7
福山市	662	487	73.6
下関市	508	335	65.9
高松市	884	886	100.2
松山市	1,108	632	57.0
高知市	829	469	56.6
北九州市	2,630	1,777	67.6
福岡市	4,460	4,117	92.3
大牟田市	130	123	94.6
久留米市	394	266	67.5
長崎市	795	676	85.0
佐世保市	487	331	68.0
熊本市	1,146	1,098	95.8
大分市	871	782	89.8
宮崎市	509	467	91.7
鹿児島市	993	852	85.7
那覇市	1,144	902	78.9
合計	93,448	76,966	82.4

本表は、市、特別区を除いた各都道府県の検査実績を示す。

※ 把握検査実施施設数及び把握受検率は、都道府県等が把握している検査を実施した施設数によるものであり、簡易専用水道検査機関による検査実績の報告により都道府県等が把握している施設以外に検査を受検している施設が存在する場合がある。

(保健所設置市を除く市)

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)	都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
北海道	室蘭市	98	58	59.2	宮城県	名取市	113	71	62.8
北海道	釧路市	190	188	98.9	宮城県	角田市	38	27	71.1
北海道	帯広市	123	111	90.2	宮城県	多賀城市	130	74	56.9
北海道	北見市	62	52	83.9	宮城県	岩沼市	75	55	73.3
北海道	夕張市	14	6	42.9	宮城県	登米市	64	52	81.3
北海道	岩見沢市	66	66	100.0	宮城県	栗原市	84	63	75.0
北海道	網走市	39	38	97.4	宮城県	東松島市	69	49	71.0
北海道	留萌市	36	36	100.0	宮城県	大崎市	152	76	50.0
北海道	苫小牧市	241	159	66.0	秋田県	能代市	57	56	98.2
北海道	稚内市	58	20	34.5	秋田県	横手市	80	62	77.5
北海道	芦別市	11	11	100.0	秋田県	大館市	85	77	90.6
北海道	江別市	114	100	87.7	秋田県	男鹿市	62	29	46.8
北海道	赤平市	12	6	50.0	秋田県	湯沢市	32	40	125.0
北海道	紋別市	23	22	95.7	秋田県	鹿角市	30	26	86.7
北海道	士別市	14	11	78.6	秋田県	由利本荘市	69	63	91.3
北海道	名寄市	29	19	65.5	秋田県	潟上市	15	15	100.0
北海道	根室市	27	25	92.6	秋田県	大仙市	50	42	84.0
北海道	千歳市	132	120	90.9	秋田県	北秋田市	25	22	88.0
北海道	滝川市	54	50	92.6	秋田県	にかほ市	32	20	62.5
北海道	砂川市	20	2	10.0	秋田県	仙北市	30	26	86.7
北海道	歌志内市	6	6	100.0	山形県	山形市	433	317	73.2
北海道	深川市	14	14	100.0	山形県	米沢市	115	102	88.7
北海道	富良野市	32	15	46.9	山形県	鶴岡市	118	89	75.4
北海道	登別市	61	58	95.1	山形県	酒田市	0	0	-
北海道	恵庭市	63	42	66.7	山形県	新庄市	47	0	0.0
北海道	伊達市	10	7	70.0	山形県	寒河江市	40	29	72.5
北海道	北広島市	74	36	48.6	山形県	上山市	32	26	81.3
北海道	石狩市	54	0	0.0	山形県	村山市	11	10	90.9
北海道	北斗市	69	53	76.8	山形県	長井市	20	20	100.0
北海道	三笠市	0	0	-	山形県	天童市	84	13	15.5
青森県	弘前市	214	183	85.5	山形県	南陽市	23	0	0.0
青森県	八戸市	235	235	100.0	福島県	福島市	640	443	69.2
青森県	黒石市	16	16	100.0	福島県	会津若松市	282	218	77.3
青森県	五所川原市	29	28	96.6	福島県	白河市	64	59	92.2
青森県	十和田市	57	54	94.7	福島県	須賀川市	87	49	56.3
青森県	三沢市	39	37	94.9	福島県	喜多方市	45	30	66.7
青森県	むつ市	42	41	97.6	福島県	相馬市	52	29	55.8
青森県	つがる市	11	11	100.0	福島県	二本松市	75	51	68.0
青森県	平川市	14	12	85.7	福島県	田村市	24	14	58.3
岩手県	宮古市	0	0	-	福島県	南相馬市	111	63	56.8
岩手県	大船渡市	67	46	68.7	福島県	伊達市	43	36	83.7
岩手県	花巻市	118	118	100.0	福島県	本宮市	46	33	71.7
岩手県	北上市	126	111	88.1	茨城県	水戸市	526	384	73.0
岩手県	久慈市	30	28	93.3	茨城県	日立市	159	106	66.7
岩手県	遠野市	25	16	64.0	茨城県	土浦市	260	172	66.2
岩手県	陸前高田市	25	15	60.0	茨城県	古河市	141	104	73.8
岩手県	釜石市	0	0	-	茨城県	石岡市	59	59	100.0
岩手県	二戸市	36	30	83.3	茨城県	結城市	46	37	80.4
岩手県	八幡平市	30	25	83.3	茨城県	龍ヶ崎市	67	58	86.6
岩手県	滝沢市	40	33	82.5	茨城県	下妻市	44	28	63.6
岩手県	一関市	173	126	72.8	茨城県	常総市	74	37	50.0
宮城県	石巻市	277	208	75.1	茨城県	常陸太田市	67	39	58.2
宮城県	塩竈市	82	38	46.3	茨城県	高萩市	39	33	84.6
宮城県	気仙沼市	135	76	56.3	茨城県	北茨城市	47	42	89.4
宮城県	白石市	34	27	79.4	茨城県	笠間市	94	66	70.2

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
茨城県	取手市	118	104	88.1
茨城県	牛久市	64	54	84.4
茨城県	つくば市	450	280	62.2
茨城県	ひたちなか市	219	187	85.4
茨城県	鹿嶋市	71	52	73.2
茨城県	潮来市	29	17	58.6
茨城県	守谷市	52	48	92.3
茨城県	常陸大宮市	61	39	63.9
茨城県	那珂市	52	39	75.0
茨城県	筑西市	70	54	77.1
茨城県	坂東市	53	38	71.7
茨城県	稲敷市	40	30	75.0
茨城県	かすみがうら市	53	30	56.6
茨城県	桜川市	35	27	77.1
茨城県	神栖市	128	88	68.8
茨城県	行方市	28	24	85.7
茨城県	鉾田市	36	29	80.6
茨城県	つくばみらい市	48	30	62.5
茨城県	小美玉市	42	29	69.0
栃木県	足利市	180	147	81.7
栃木県	栃木市	186	123	66.1
栃木県	佐野市	166	106	63.9
栃木県	鹿沼市	95	62	65.3
栃木県	日光市	211	198	93.8
栃木県	小山市	208	124	59.6
栃木県	真岡市	92	56	60.9
栃木県	大田原市	99	62	62.6
栃木県	矢板市	59	29	49.2
栃木県	那須塩原市	281	126	44.8
栃木県	さくら市	58	28	48.3
栃木県	那須烏山市	22	14	63.6
栃木県	下野市	83	45	54.2
群馬県	桐生市	92	82	89.1
群馬県	伊勢崎市	224	160	71.4
群馬県	太田市	338	223	66.0
群馬県	沼田市	48	46	95.8
群馬県	館林市	99	78	78.8
群馬県	渋川市	115	86	74.8
群馬県	藤岡市	57	49	86.0
群馬県	富岡市	85	60	70.6
群馬県	みどり市	47	47	100.0
群馬県	安中市	85	62	72.9
埼玉県	ふじみ野市	446	154	34.5
埼玉県	羽生市	74	54	73.0
埼玉県	越谷市	503	315	62.6
埼玉県	桶川市	115	82	71.3
埼玉県	加須市	123	79	64.2
埼玉県	吉川市	97	66	68.0
埼玉県	久喜市	240	143	59.6
埼玉県	狭山市	316	188	59.5

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
埼玉県	熊谷市	419	272	64.9
埼玉県	戸田市	433	349	80.6
埼玉県	幸手市	57	51	89.5
埼玉県	行田市	95	56	58.9
埼玉県	鴻巣市	170	131	77.1
埼玉県	坂戸市	173	134	77.5
埼玉県	三郷市	189	155	82.0
埼玉県	志木市	136	87	64.0
埼玉県	春日部市	364	263	72.3
埼玉県	所沢市	661	444	67.2
埼玉県	上尾市	331	212	64.0
埼玉県	新座市	376	207	55.1
埼玉県	深谷市	213	128	60.1
埼玉県	川口市	1197	1084	90.6
埼玉県	草加市	435	322	74.0
埼玉県	秩父市	125	63	50.4
埼玉県	朝霞市	418	305	73.0
埼玉県	鶴ヶ島市	172	122	70.9
埼玉県	東松山市	405	96	23.7
埼玉県	日高市	73	41	56.2
埼玉県	入間市	290	204	70.3
埼玉県	白岡市	65	43	66.2
埼玉県	八潮市	141	82	58.2
埼玉県	飯能市	149	125	83.9
埼玉県	富士見市	203	135	66.5
埼玉県	北本市	100	75	75.0
埼玉県	本庄市	141	85	60.3
埼玉県	蓮田市	68	36	52.9
埼玉県	和光市	266	170	63.9
埼玉県	蕨市	232	137	59.1
千葉県	銚子市	63	22	34.9
千葉県	浦安市	276	130	47.1
千葉県	市川市	718	547	76.2
千葉県	館山市	81	61	75.3
千葉県	木更津市	146	123	84.2
千葉県	松戸市	771	390	50.6
千葉県	野田市	139	127	91.4
千葉県	茂原市	107	97	90.7
千葉県	成田市	193	148	76.7
千葉県	佐倉市	285	151	53.0
千葉県	東金市	55	51	92.7
千葉県	旭市	49	41	83.7
千葉県	習志野市	325	275	84.6
千葉県	勝浦市	51	24	47.1
千葉県	市原市	305	291	95.4
千葉県	流山市	223	189	84.8
千葉県	八千代市	192	172	89.6
千葉県	我孫子市	165	102	61.8
千葉県	鴨川市	75	70	93.3
千葉県	鎌ヶ谷市	83	75	90.4

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)	都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
千葉県	君津市	100	88	88.0	神奈川県	南足柄市	44	39	88.6
千葉県	富津市	52	44	84.6	神奈川県	綾瀬市	120	99	82.5
千葉県	四街道市	83	74	89.2	新潟県	長岡市	396	298	75.3
千葉県	八街市	29	0	0.0	新潟県	三条市	113	106	93.8
千葉県	印西市	105	102	97.1	新潟県	柏崎市	128	106	82.8
千葉県	白井市	52	47	90.4	新潟県	新発田市	140	140	100.0
千葉県	富里市	48	37	77.1	新潟県	小千谷市	33	24	72.7
千葉県	南房総市	56	45	80.4	新潟県	加茂市	29	29	100.0
千葉県	匝瑳市	35	23	65.7	新潟県	十日町市	75	44	58.7
千葉県	香取市	75	66	88.0	新潟県	見附市	24	24	100.0
千葉県	山武市	5	5	100.0	新潟県	村上市	65	59	90.8
千葉県	いすみ市	36	36	100.0	新潟県	燕市	67	51	76.1
千葉県	大網白里市	32	32	100.0	新潟県	糸魚川市	31	29	93.5
千葉県	袖ヶ浦市	59	55	93.2	新潟県	妙高市	71	52	73.2
東京都	立川市	369	341	92.4	新潟県	五泉市	32	1	3.1
東京都	武蔵野市	329	303	92.1	新潟県	上越市	181	196	108.3
東京都	三鷹市	301	292	97.0	新潟県	阿賀野市	39	39	100.0
東京都	青梅市	208	202	97.1	新潟県	佐渡市	89	65	73.0
東京都	府中市	425	420	98.8	新潟県	魚沼市	44	33	75.0
東京都	昭島市	173	163	94.2	新潟県	南魚沼市	75	73	97.3
東京都	調布市	401	382	95.3	新潟県	胎内市	39	23	59.0
東京都	小金井市	163	152	93.3	富山県	高岡市	121	105	86.8
東京都	小平市	254	234	92.1	富山県	魚津市	43	42	97.7
東京都	日野市	179	161	89.9	富山県	氷見市	43	40	93.0
東京都	東村山市	203	190	93.6	富山県	滑川市	29	27	93.1
東京都	国分寺市	138	135	97.8	富山県	黒部市	23	20	87.0
東京都	国立市	115	102	88.7	富山県	砺波市	105	35	33.3
東京都	福生市	79	72	91.1	富山県	小矢部市	17	17	100.0
東京都	狛江市	72	68	94.4	富山県	南砺市	50	50	100.0
東京都	東大和市	84	82	97.6	富山県	射水市	124	83	66.9
東京都	清瀬市	98	94	95.9	石川県	七尾市	75	45	60.0
東京都	東久留米市	147	135	91.8	石川県	小松市	118	81	68.6
東京都	武蔵村山市	39	38	97.4	石川県	輪島市	22	14	63.6
東京都	多摩市	197	183	92.9	石川県	珠洲市	15	10	66.7
東京都	稲城市	88	88	100.0	石川県	加賀市	117	27	23.1
東京都	羽村市	100	88	88.0	石川県	羽咋市	18	14	77.8
東京都	あきる野市	59	55	93.2	石川県	かほく市	10	10	100.0
東京都	西東京市	276	252	91.3	石川県	白山市	47	40	85.1
神奈川県	平塚市	503	339	67.4	石川県	能美市	36	32	88.9
神奈川県	鎌倉市	248	149	60.1	石川県	野々市市	52	45	86.5
神奈川県	小田原市	331	166	50.2	福井県	坂井市	82	65	79.3
神奈川県	茅ヶ崎市	272	241	88.6	福井県	福井市	240	221	92.1
神奈川県	逗子市	92	78	84.8	福井県	敦賀市	68	51	75.0
神奈川県	三浦市	71	45	63.4	福井県	小浜市	27	23	85.2
神奈川県	秦野市	239	175	73.2	福井県	大野市	7	7	100.0
神奈川県	厚木市	435	190	43.7	福井県	勝山市	9	9	100.0
神奈川県	大和市	508	281	55.3	福井県	鯖江市	76	47	61.8
神奈川県	伊勢原市	156	103	66.0	福井県	あわら市	53	37	69.8
神奈川県	海老名市	262	57	21.8	福井県	越前市	43	42	97.7
神奈川県	座間市	245	194	79.2	山梨県	甲府市	509	412	80.9

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
山梨県	富士吉田市	76	45	59.2
山梨県	都留市	70	0	0.0
山梨県	大月市	41	29	70.7
山梨県	韭崎市	51	51	100.0
山梨県	南アルプス市	80	54	67.5
山梨県	北杜市	129	71	55.0
山梨県	甲斐市	98	48	49.0
山梨県	笛吹市	85	63	74.1
山梨県	甲州市	47	22	46.8
山梨県	中央市	15	5	33.3
山梨県	上野原市	30	22	73.3
長野県	松本市	303	269	88.8
長野県	上田市	182	138	75.8
長野県	岡谷市	56	55	98.2
長野県	飯田市	44	39	88.6
長野県	諏訪市	78	75	96.2
長野県	須坂市	62	31	50.0
長野県	小諸市	53	35	66.0
長野県	伊那市	50	46	92.0
長野県	駒ヶ根市	16	16	100.0
長野県	中野市	27	22	81.5
長野県	大町市	15	15	100.0
長野県	飯山市	26	17	65.4
長野県	茅野市	68	47	69.1
長野県	塩尻市	72	58	80.6
長野県	佐久市	96	93	96.9
長野県	千曲市	42	38	90.5
長野県	東御市	36	25	69.4
長野県	安曇野市	68	41	60.3
岐阜県	大垣市	129	125	96.9
岐阜県	高山市	95	79	83.2
岐阜県	多治見市	157	127	80.9
岐阜県	関市	84	77	91.7
岐阜県	中津川市	77	71	92.2
岐阜県	美濃市	21	21	100.0
岐阜県	瑞浪市	37	35	94.6
岐阜県	羽島市	37	33	89.2
岐阜県	恵那市	66	54	81.8
岐阜県	美濃加茂市	52	49	94.2
岐阜県	土岐市	50	44	88.0
岐阜県	各務原市	122	105	86.1
岐阜県	可児市	91	83	91.2
岐阜県	山県市	7	7	100.0
岐阜県	瑞穂市	30	29	96.7
岐阜県	飛騨市	30	23	76.7
岐阜県	本巣市	24	21	87.5
岐阜県	郡上市	28	26	92.9
岐阜県	下呂市	41	34	82.9
岐阜県	海津市	22	21	95.5
静岡県	沼津市	473	343	72.5

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
静岡県	熱海市	281	199	70.8
静岡県	三島市	266	184	69.2
静岡県	富士宮市	163	109	66.9
静岡県	伊東市	150	98	65.3
静岡県	島田市	98	80	81.6
静岡県	富士市	244	244	100.0
静岡県	磐田市	181	146	80.7
静岡県	焼津市	212	159	75.0
静岡県	掛川市	198	158	79.8
静岡県	藤枝市	151	141	93.4
静岡県	御殿場市	184	128	69.6
静岡県	袋井市	116	89	76.7
静岡県	下田市	61	37	60.7
静岡県	裾野市	73	57	78.1
静岡県	湖西市	88	65	73.9
静岡県	伊豆市	78	40	51.3
静岡県	御前崎市	57	44	77.2
静岡県	菊川市	72	54	75.0
静岡県	伊豆の国市	88	63	71.6
静岡県	牧之原市	67	57	85.1
愛知県	一宮市	227	311	137.0
愛知県	瀬戸市	175	159	90.9
愛知県	半田市	159	142	89.3
愛知県	春日井市	458	333	72.7
愛知県	豊川市	179	152	84.9
愛知県	津島市	84	67	79.8
愛知県	碧南市	79	55	69.6
愛知県	刈谷市	276	247	89.5
愛知県	安城市	461	290	62.9
愛知県	西尾市	131	100	76.3
愛知県	蒲郡市	105	76	72.4
愛知県	犬山市	87	74	85.1
愛知県	常滑市	80	50	62.5
愛知県	江南市	97	94	96.9
愛知県	小牧市	367	158	43.1
愛知県	稲沢市	219	101	46.1
愛知県	新城市	50	50	100.0
愛知県	東海市	169	145	85.8
愛知県	大府市	136	103	75.7
愛知県	知多市	85	65	76.5
愛知県	知立市	116	94	81.0
愛知県	尾張旭市	163	121	74.2
愛知県	高浜市	63	21	33.3
愛知県	岩倉市	70	51	72.9
愛知県	豊明市	109	82	75.2
愛知県	日進市	160	111	69.4
愛知県	田原市	72	61	84.7
愛知県	愛西市	42	35	83.3
愛知県	清須市	75	39	52.0
愛知県	北名古屋市	71	67	94.4

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
愛知県	弥富市	78	46	59.0
愛知県	みよし市	100	27	27.0
愛知県	あま市	70	59	84.3
愛知県	長久手市	13	0	0.0
三重県	津市	421	309	73.4
三重県	伊勢市	117	80	68.4
三重県	松阪市	156	114	73.1
三重県	桑名市	222	158	71.2
三重県	鈴鹿市	259	199	76.8
三重県	名張市	112	67	59.8
三重県	尾鷲市	17	12	70.6
三重県	亀山市	51	44	86.3
三重県	鳥羽市	73	20	27.4
三重県	熊野市	14	11	78.6
三重県	いなべ市	27	23	85.2
三重県	志摩市	111	53	47.7
三重県	伊賀市	94	48	51.1
滋賀県	彦根市	192	148	77.1
滋賀県	長浜市	124	94	75.8
滋賀県	近江八幡市	240	93	38.8
滋賀県	草津市	471	279	59.2
滋賀県	守山市	110	101	91.8
滋賀県	栗東市	185	113	61.1
滋賀県	甲賀市	119	86	72.3
滋賀県	野洲市	83	77	92.8
滋賀県	湖南市	86	62	72.1
滋賀県	高島市	56	45	80.4
滋賀県	東近江市	97	77	79.4
滋賀県	米原市	49	31	63.3
京都府	福知山市	154	83	53.9
京都府	舞鶴市	168	86	51.2
京都府	綾部市	53	44	83.0
京都府	宇治市	415	288	69.4
京都府	宮津市	41	38	92.7
京都府	亀岡市	115	72	62.6
京都府	城陽市	79	68	86.1
京都府	向日市	93	69	74.2
京都府	長岡京市	134	123	91.8
京都府	八幡市	81	49	60.5
京都府	京田辺市	156	140	89.7
京都府	京丹後市	58	37	63.8
京都府	南丹市	59	35	59.3
京都府	木津川市	89	64	71.9
大阪府	岸和田市	339	245	72.3
大阪府	池田市	334	185	55.4
大阪府	吹田市	633	596	94.2
大阪府	泉大津市	167	104	62.3
大阪府	貝塚市	158	131	82.9
大阪府	守口市	306	183	59.8
大阪府	枚方市	804	569	70.8

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
大阪府	茨木市	667	392	58.8
大阪府	八尾市	320	214	66.9
大阪府	泉佐野市	208	135	64.9
大阪府	富田林市	184	143	77.7
大阪府	寝屋川市	356	290	81.5
大阪府	河内長野市	158	122	77.2
大阪府	松原市	149	116	77.9
大阪府	大東市	165	108	65.5
大阪府	和泉市	322	232	72.0
大阪府	箕面市	197	138	70.1
大阪府	柏原市	112	79	70.5
大阪府	羽曳野市	113	100	88.5
大阪府	門真市	290	141	48.6
大阪府	摂津市	121	86	71.1
大阪府	高石市	119	101	84.9
大阪府	藤井寺市	91	74	81.3
大阪府	泉南市	79	65	82.3
大阪府	四條畷市	79	50	63.3
大阪府	交野市	80	66	82.5
大阪府	大阪狭山市	130	95	73.1
大阪府	阪南市	49	42	85.7
兵庫県	明石市	737	519	70.4
兵庫県	洲本市	60	51	85.0
兵庫県	芦屋市	443	412	93.0
兵庫県	伊丹市	379	334	88.1
兵庫県	相生市	58	42	72.4
兵庫県	豊岡市	139	76	54.7
兵庫県	加古川市	306	282	92.2
兵庫県	赤穂市	73	70	95.9
兵庫県	西脇市	51	41	80.4
兵庫県	宝塚市	464	433	93.3
兵庫県	三木市	119	119	100.0
兵庫県	高砂市	87	87	100.0
兵庫県	川西市	282	265	94.0
兵庫県	小野市	65	61	93.8
兵庫県	三田市	231	217	93.9
兵庫県	加西市	73	55	75.3
兵庫県	篠山市	55	36	65.5
兵庫県	養父市	26	16	61.5
兵庫県	丹波市	57	57	100.0
兵庫県	南あわじ市	51	40	78.4
兵庫県	朝来市	19	19	100.0
兵庫県	淡路市	65	62	95.4
兵庫県	宍粟市	15	15	100.0
兵庫県	加東市	95	50	52.6
兵庫県	たつの市	98	77	78.6
奈良県	大和高田市	9	81	900.0
奈良県	大和郡山市	172	244	141.9
奈良県	天理市	239	206	86.2
奈良県	橿原市	214	127	59.3

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
奈良県	桜井市	76	120	157.9
奈良県	五條市	0	15	-
奈良県	御所市	30	47	156.7
奈良県	生駒市	200	317	158.5
奈良県	香芝市	90	52	57.8
奈良県	葛城市	6	31	516.7
奈良県	宇陀市	29	40	137.9
和歌山県	海南市	49	0	0.0
和歌山県	橋本市	58	57	98.3
和歌山県	有田市	15	15	100.0
和歌山県	御坊市	33	33	100.0
和歌山県	田辺市	61	0	0.0
和歌山県	新宮市	25	23	92.0
和歌山県	紀の川市	30	0	0.0
和歌山県	岩出市	64	55	85.9
鳥取県	鳥取市	318	236	74.2
鳥取県	米子市	270	257	95.2
鳥取県	倉吉市	66	63	95.5
島根県	松江市	432	313	72.5
島根県	浜田市	95	77	81.1
島根県	出雲市	199	194	97.5
島根県	益田市	59	49	83.1
島根県	大田市	39	35	89.7
島根県	安来市	30	26	86.7
島根県	江津市	23	22	95.7
島根県	雲南市	25	20	80.0
岡山県	津山市	89	84	94.4
岡山県	玉野市	63	54	85.7
岡山県	笠岡市	43	43	100.0
岡山県	井原市	22	21	95.5
岡山県	総社市	45	44	97.8
岡山県	高梁市	33	25	75.8
岡山県	新見市	15	15	100.0
岡山県	備前市	39	35	89.7
岡山県	瀬戸内市	20	19	95.0
岡山県	赤磐市	14	13	92.9
岡山県	真庭市	25	17	68.0
岡山県	美作市	30	23	76.7
岡山県	浅口市	17	17	100.0
広島県	竹原市	49	41	83.7
広島県	三原市	178	148	83.1
広島県	尾道市	213	171	80.3
広島県	府中市	39	31	79.5
広島県	三次市	73	68	93.2
広島県	庄原市	65	43	66.2
広島県	大竹市	34	30	88.2
広島県	東広島市	325	224	68.9
広島県	廿日市市	207	138	66.7
広島県	安芸高田市	27	20	74.1
広島県	江田島市	11	11	100.0

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
山口県	宇部市	145	93	64.1
山口県	山口市	269	156	58.0
山口県	萩市	42	31	73.8
山口県	防府市	194	62	32.0
山口県	下松市	53	44	83.0
山口県	岩国市	113	85	75.2
山口県	光市	26	26	100.0
山口県	長門市	24	21	87.5
山口県	柳井市	23	23	100.0
山口県	美祢市	37	17	45.9
山口県	周南市	197	151	76.6
山口県	山陽小野田市	47	31	66.0
徳島県	徳島市	613	351	57.3
徳島県	鳴門市	84	39	46.4
徳島県	小松島市	35	21	60.0
徳島県	阿南市	74	47	63.5
徳島県	吉野川市	0	17	-
徳島県	阿波市	26	17	65.4
徳島県	美馬市	41	13	31.7
徳島県	三好市	41	28	68.3
香川県	丸亀市	194	118	60.8
香川県	坂出市	97	88	90.7
香川県	善通寺市	47	38	80.9
香川県	観音寺市	75	56	74.7
香川県	さぬき市	71	0	0.0
香川県	東かがわ市	44	35	79.5
香川県	三豊市	43	35	81.4
愛媛県	今治市	229	152	66.4
愛媛県	宇和島市	108	67	62.0
愛媛県	八幡浜市	59	40	67.8
愛媛県	新居浜市	240	144	60.0
愛媛県	西条市	72	47	65.3
愛媛県	大洲市	102	32	31.4
愛媛県	伊予市	51	35	68.6
愛媛県	四国中央市	146	63	43.2
愛媛県	西予市	33	20	60.6
愛媛県	東温市	64	23	35.9
高知県	安芸市	40	2	5.0
高知県	土佐市	63	2	3.2
高知県	須崎市	11	13	118.2
高知県	土佐清水市	44	2	4.5
高知県	四万十市	2	3	150.0
高知県	室戸市	7	7	100.0
福岡県	直方市	57	44	77.2
福岡県	飯塚市	212	150	70.8
福岡県	田川市	59	0	0.0
福岡県	柳川市	55	24	43.6
福岡県	八女市	24	17	70.8
福岡県	筑後市	33	16	48.5
福岡県	大川市	67	38	56.7

都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)	都道府県	市名	検査対象 施設数	把握検査 実施施設 数※	把握受検 率※(%)
福岡県	行橋市	117	59	50.4	大分県	別府市	336	210	62.5
福岡県	豊前市	21	17	81.0	大分県	中津市	75	70	93.3
福岡県	中間市	41	27	65.9	大分県	日田市	57	51	89.5
福岡県	小郡市	35	8	22.9	大分県	佐伯市	47	43	91.5
福岡県	筑紫野市	211	139	65.9	大分県	臼杵市	40	39	97.5
福岡県	春日市	288	165	57.3	大分県	津久見市	7	7	100.0
福岡県	大野城市	273	163	59.7	大分県	竹田市	18	18	100.0
福岡県	宗像市	76	51	67.1	大分県	豊後高田市	16	13	81.3
福岡県	太宰府市	51	20	39.2	大分県	杵築市	7	7	100.0
福岡県	古賀市	112	67	59.8	大分県	宇佐市	34	34	100.0
福岡県	福津市	69	47	68.1	大分県	豊後大野市	20	20	100.0
福岡県	うきは市	1	0	0.0	大分県	由布市	37	36	97.3
福岡県	宮若市	19	4	21.1	大分県	国東市	23	22	95.7
福岡県	嘉麻市	39	18	46.2	宮崎県	都城市	94	67	71.3
福岡県	朝倉市	25	0	0.0	宮崎県	延岡市	124	87	70.2
福岡県	みやま市	33	27	81.8	宮崎県	日南市	38	28	73.7
福岡県	糸島市	104	75	72.1	宮崎県	小林市	17	17	100.0
佐賀県	佐賀市	529	264	49.9	宮崎県	日向市	79	44	55.7
佐賀県	唐津市	174	151	86.8	宮崎県	串間市	8	3	37.5
佐賀県	鳥栖市	121	110	90.9	宮崎県	西都市	16	9	56.3
佐賀県	多久市	24	23	95.8	宮崎県	えびの市	9	7	77.8
佐賀県	伊万里市	66	65	98.5	鹿児島県	鹿屋市	65	62	95.4
佐賀県	武雄市	87	60	69.0	鹿児島県	枕崎市	11	8	72.7
佐賀県	鹿島市	31	27	87.1	鹿児島県	阿久根市	23	23	100.0
佐賀県	小城市	36	30	83.3	鹿児島県	出水市	41	40	97.6
佐賀県	嬉野市	29	17	58.6	鹿児島県	指宿市	39	37	94.9
佐賀県	神埼市	34	34	100.0	鹿児島県	西之表市	22	22	100.0
長崎県	島原市	26	26	100.0	鹿児島県	垂水市	10	10	100.0
長崎県	諫早市	138	114	82.6	鹿児島県	薩摩川内市	104	96	92.3
長崎県	大村市	115	109	94.8	鹿児島県	日置市	36	32	88.9
長崎県	平戸市	40	31	77.5	鹿児島県	曾於市	14	14	100.0
長崎県	松浦市	43	29	67.4	鹿児島県	霧島市	163	156	95.7
長崎県	対馬市	42	42	100.0	鹿児島県	いちき串木野市	21	20	95.2
長崎県	壱岐市	20	20	100.0	鹿児島県	南さつま市	37	36	97.3
長崎県	五島市	32	32	100.0	鹿児島県	志布志市	23	23	100.0
長崎県	西海市	19	19	100.0	鹿児島県	奄美市	68	68	100.0
長崎県	雲仙市	32	25	78.1	鹿児島県	南九州市	10	10	100.0
長崎県	南島原市	12	12	100.0	鹿児島県	伊佐市	16	16	100.0
熊本県	八代市	56	51	91.1	鹿児島県	始良市	46	44	95.7
熊本県	人吉市	76	38	50.0	沖縄県	宜野湾市	206	173	84.0
熊本県	荒尾市	33	33	100.0	沖縄県	石垣市	84	78	92.9
熊本県	水俣市	22	21	95.5	沖縄県	浦添市	274	248	90.5
熊本県	玉名市	26	25	96.2	沖縄県	名護市	127	123	96.9
熊本県	菊池市	22	20	90.9	沖縄県	糸満市	132	97	73.5
熊本県	宇土市	8	8	100.0	沖縄県	沖縄市	301	192	63.8
熊本県	上天草市	7	7	100.0	沖縄県	豊見城市	98	86	87.8
熊本県	宇城市	23	22	95.7	沖縄県	うるま市	237	141	59.5
熊本県	阿蘇市	16	15	93.8	沖縄県	宮古島市	81	77	95.1
熊本県	天草市	38	38	100.0	沖縄県	南城市	90	64	71.1
熊本県	合志市	21	19	90.5	合計		83,801	61,983	74.0

※ 検査対象施設数が「-」は未回答であった市を示す

特別区

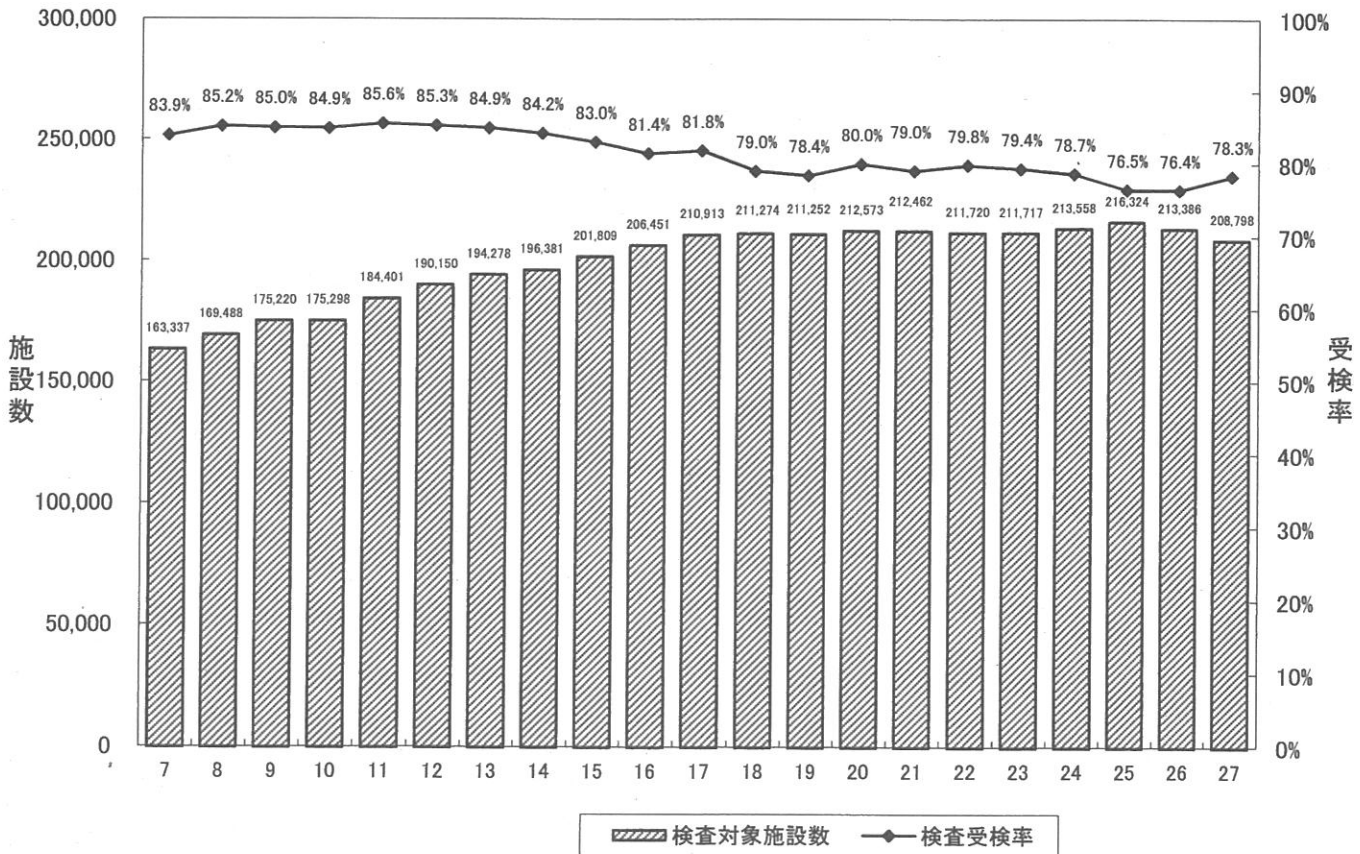
	検査対象施設数	把握検査実施施設数※	把握受検率※(%)
千代田区	624	576	92.3
中央区	1,421	927	65.2
港区	1,330	1,226	92.2
新宿区	1,395	445	31.9
文京区	435	350	80.5
台東区	526	448	85.2
墨田区	496	203	40.9
江東区	1,061	921	86.8
品川区	825	433	52.5
目黒区	428	348	81.3
大田区	862	813	94.3
世田谷区	905	855	94.5
渋谷区	925	739	79.9
中野区	384	275	71.6
杉並区	428	392	91.6
豊島区	669	462	69.1
北区	473	453	95.8
荒川区	315	242	76.8
板橋区	843	752	89.2
練馬区	836	702	84.0
足立区	882	813	92.2
葛飾区	676	508	75.1
江戸川区	738	610	82.7
合計	17,477	13,493	77.2

合計

	検査対象施設数	把握検査実施施設数※	把握受検率※(%)	(参考)平成 26
都道府県	14,072	11,040	78.5	78.3
保健所設置市	93,448	76,966	82.4	79.6
保健所設置市を除く市	83,801	61,983	74.0	73.1
特別区	17,477	13,493	77.2	73.5
合計	208,798	163,482	78.3	76.4
(参考)平成 26	213,386	163,019	76.4	

※ 特別区内のビル管理法の適用のある簡易専用水道の一部(延べ面積 10,000m² 以上)については、東京都分として計上した。

※ 把握検査実施施設数及び把握受検率は、都道府県等が把握している検査を実施した施設数によるものであり、簡易専用水道検査機関による検査実績の報告により都道府県等が把握している施設以外に検査を受検している施設が存在する場合がある。



※ 平成 20 年度までの検査対象施設数及び検査受検率については、都道府県等が把握している検査を実施した施設数及び簡易専用水道検査機関から収集した検査実績をもとに厚生労働省で集計した。平成 21 年度以降の検査対象施設数及び検査受検率については、都道府県等の取組を明確にするため、都道府県等が把握している検査を実施した施設数を集計している。

図1-1 簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

○ 衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報に係る情報共有の調査結果

衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報に係る情報共有について、保健所設置市、保健所設置市を除く市、特別区の状況を図1-2に示す。平成25年4月1日に都道府県から権限の移譲があった保健所設置市を除く市は、全数の約半数が未回答であり、回答数のうち半数が計画無し又は検討中であった。衛生行政担当部局と水道事業者の間で、施設所在地情報の共有化を促進し、衛生行政担当部局において受験指導を効果的に行うことで法定検査受検率向上の推進をお願いしたい。

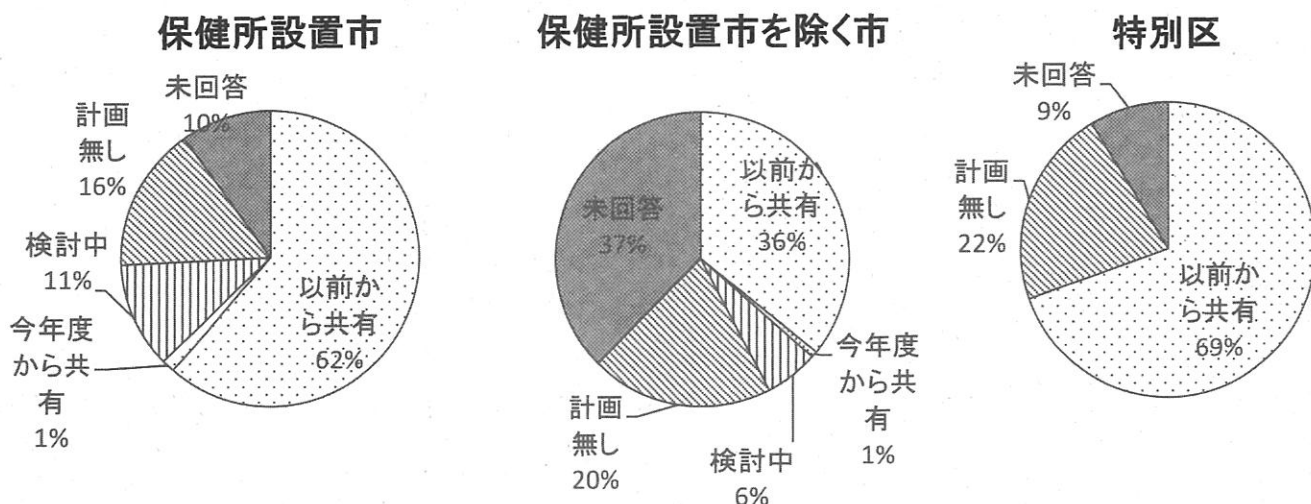
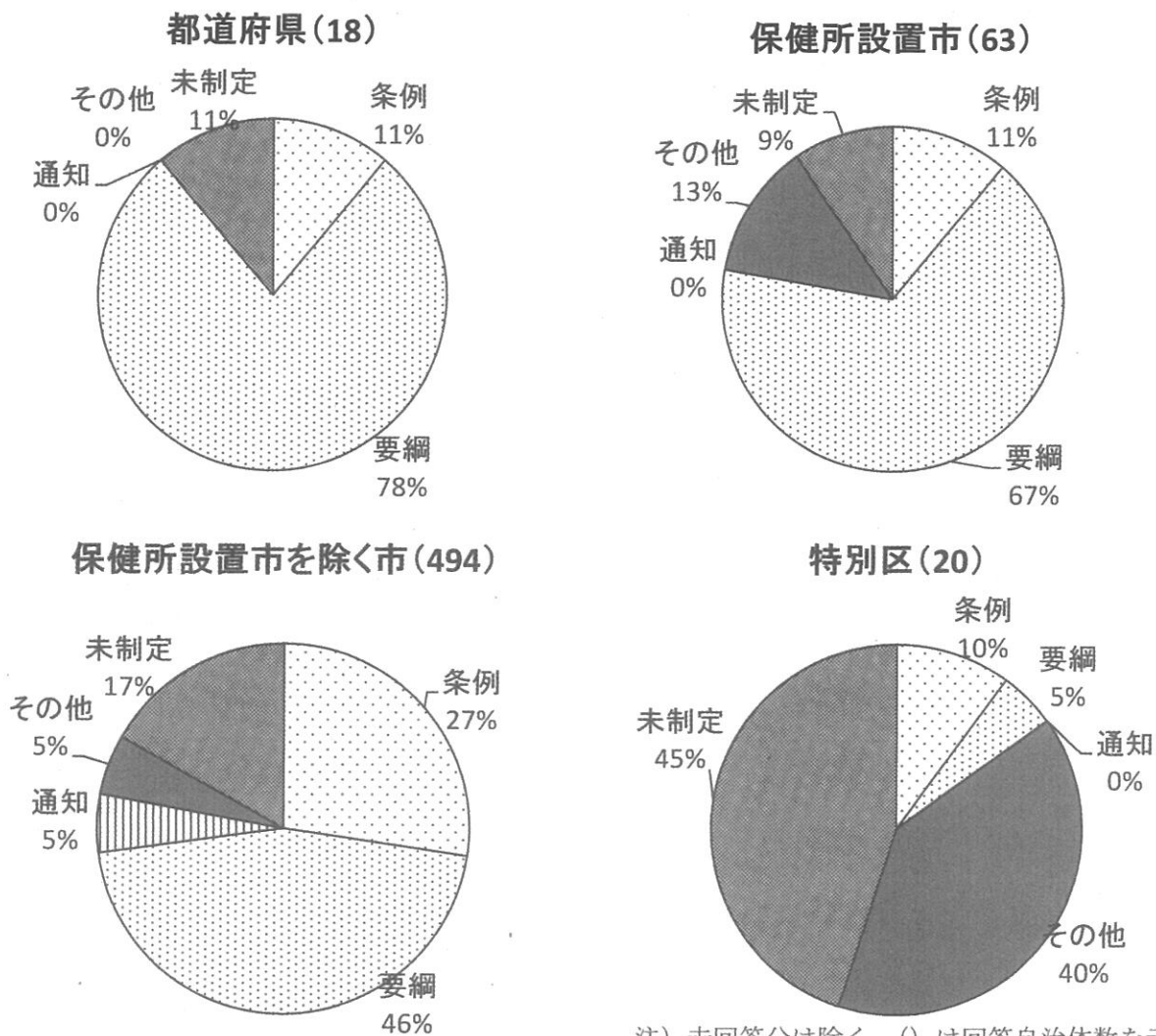


図1-2 衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報共有状況

○ 簡易専用水道の指導監督に関する規定の策定状況

簡易専用水道等の指導監督に関する規定策定状況を図1-3に示す。



注) 未回答分は除く、() は回答自治体数を示す。

(参考) 登録検査機関と都道府県等における把握施設数の比較

厚生労働省では、都道府県等への調査とは別に、簡易専用水道登録検査機関を対象に検査実施施設等について調査を行った。登録検査機関と都道府県等でそれぞれ把握している検査実施施設数及び不適合施設数を比較した結果(表1-6)、特に不適合施設数において、都道府県等が把握できていない施設が多く存在する可能性が示唆された。各施設の状況を把握するために、登録検査機関の協力による代行報告を活用し、併せて、法定検査未受検施設に対する指導等を徹底することにより管理水準の向上の推進をお願いしたい。

表1-6 登録検査機関と都道府県等における把握施設数の比較結果(平成27年度)

	検査実施 施設数	不適合 施設数
登録検査機関における把握数	166,195	45,623
都道府県等における把握数	163,482 (155,313)	38,903 (38,242)

注) () は都道府県等が登録検査機関から把握している施設数を示す。

(2)小規模貯水槽水道

小規模貯水槽水道については、都道府県等において条例、要綱等による受検指導等が実施されている。実施された検査の状況について、都道府県等より報告のあったものを表2-1、2-2に示す。また、小規模貯水槽水道に係る条例、要綱等の制定状況は表2-3、図2-1のとおりである。

表2-1 小規模貯水槽水道の設置状況及び検査実施状況

	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27
検査対象施設数	873,088	873,345	905,758	861,707	845,345
検査実施施設数	25,929	27,710	26,789	26,714	27,281
受検率	3.0%	3.2%	3.0%	3.1%	3.2%

表2-2 小規模貯水槽水道の検査における不適合内容の推移

		平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	
検査指摘施設数		8,409	8,127	7,621	7,547	7,343	
検査指摘率		32.4%	29.3%	28.4%	28.3%	26.9%	
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	10.9%	9.8%	7.8%	9.4%	8.8%
		受水槽本体の状態	11.1%	10.0%	9.2%	9.3%	9.2%
		受水槽上部の状態	5.0%	4.4%	4.1%	4.1%	4.1%
		受水槽内部の状態	21.6%	20.2%	19.2%	16.9%	16.6%
		マンホールの状態	25.9%	22.2%	18.4%	20.9%	21.8%
		オーバーフロー管の状態	14.7%	13.9%	11.4%	11.2%	11.5%
		通気管の状態	11.1%	10.0%	8.6%	9.8%	9.7%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	6.6%	6.7%	6.4%	6.1%	5.3%
		高置水槽上部の状態	1.6%	1.2%	1.3%	1.4%	1.4%
		高置水槽内部の状態	9.4%	7.6%	7.3%	7.6%	5.7%
		マンホールの状態	15.6%	13.8%	12.8%	12.7%	11.6%
		オーバーフロー管の状態	7.2%	5.5%	5.6%	5.3%	4.9%
		通気管の状態	10.7%	10.6%	12.8%	9.7%	9.5%
		水抜き管の状態	3.1%	2.6%	2.8%	4.8%	2.7%
他	給水管等の状態	1.0%	1.1%	1.3%	1.2%	1.4%	
水 質 検 査	臭気	0.05%	0.15%	0.26%	1.71%	0.08%	
	味	0.06%	0.03%	0.05%	0.39%	0.07%	
	色	0.06%	0.02%	0.07%	1.75%	0.10%	
	色度	0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.2%	
	濁度(濁りを含む)	0.1%	0.1%	0.1%	0.5%	0.1%	
	残留塩素	3.4%	3.3%	3.1%	2.7%	2.1%	
書類の整備保存の状況		36.8%	43.5%	40.1%	47.5%	50.3%	

注)

- ・上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記 23 項目についての指摘を受けた施設である。
- ・検査項目別の指摘率は検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

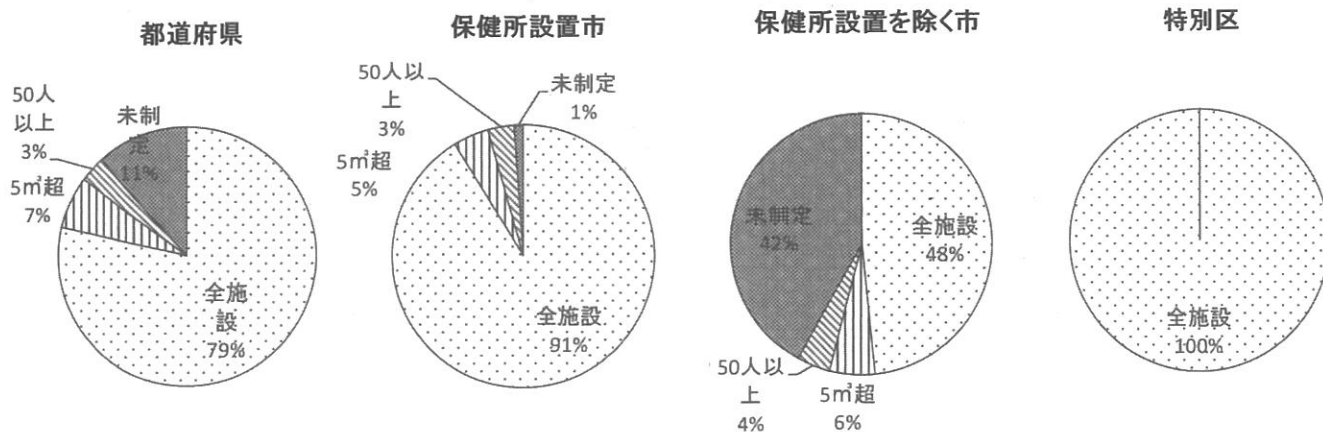
表2-3 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況 (平成28年4月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	要領	H26.4.1	5m3超
岩手県	要領	H15.3.31	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	5m3超
秋田県	要領	S62.4.1	全施設
山形県	要領	H3.11.20	全施設
	条例		全施設
福島県	条例	S54.10.1	5m3超
	要領	H1.10.1	全施設
茨城県	条例	S56.4.1	5m3超
栃木県	要領	H1.6.5	全施設
群馬県	要領	H23.2.25	受水槽 10m3以下
埼玉県			
千葉県	条例	S55.5.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
新潟県	要綱	H25.4.1	全施設
	要綱	H14.10.18	全施設
富山県	条例	H15.4.1	全施設
石川県	要領	H21.4.1	全施設
	その他	H21.4.1	全施設
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	要領	H18.4.1	全施設
長野県	要綱	S61.8.29	全施設
岐阜県			
静岡県	(要綱)		要綱等あり
愛知県	要領	S62.4.1	全施設
	要領	H3.4.1	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	要領	H7.7.26	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設
兵庫県	要領	H24.4.1	全施設
奈良県			
和歌山県	要領	H19.7.20	全施設
	条例		全施設
鳥取県	その他	H15.3.25	全施設
	条例	H17.3.31	全施設
	条例	H10.12.16	全施設
	条例	S45.7.1	全施設
島根県			
岡山県	要領	H15.4.1	全施設
広島県	要領	H24.4.1	全施設
	要領	H15.12.1	有効容量 10m3以下
山口県	条例		全施設
	要綱		全施設
	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	条例		全施設
	その他		全施設
高知県	要領	H9.4.1	全施設
	要領	H3.1.1	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県			
長崎県			
熊本県			
大分県	要綱	S60.1.10	全施設
宮崎県	要領	H19.4.1	全施設
鹿児島県	要領	H18.4.1	全施設
沖縄県	要領	H25.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設
函館市	要綱	H1.5.1	全施設
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	5m3超
盛岡市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H15.4.1	全施設
仙台市	要綱	H12.4.1	5m3以下
	条例	S50.7.1	5m3超
秋田市	要領	H10.4.1	全施設
郡山市	条例	H9.4.1	5m3超
いわき市	条例	H11.4.1	5m3超
	条例	S44.10.17	全施設
宇都宮市	要領	H20.5.20	全施設
前橋市	要領	H24.10.29	全施設
高崎市	条例	S36.4.1	全施設
さいたま市	条例	H13.5.1	全施設
	要領	H21.5.1	全施設
川崎市	条例	H12.4.1	全施設
	その他	H16.3.31	全施設
千葉市	要領	H12.6.1	全施設
	条例	H4.4.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
	その他	H19.4.1	全施設
町田市	その他	H27.7.16	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H18.12.22	"
川崎市	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.12.8	"
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H19.4.1	全施設
横須賀市	条例	H8.3.27	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設
新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
富山市	条例	H17.4.1	全施設
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
	条例	H15.4.1	全施設
長野市	要綱	H11.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	全施設
名古屋市	要綱	S52.1.1	全施設
豊橋市	要領	H24.4.1	全施設
豊田市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.2.12	全施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
四日市市	要領	H16.4.1	全施設
大津市	条例	H14.12.20	全施設
	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市	要綱	S60.4.1	全施設
堺市	要綱	H6.4.1	全施設
豊中市	要領	H24.4.1	全施設
東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
	条例	S42.2.1	全施設
高槻市	要領	H15.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
神戸市	要綱	H19.4.1	全施設
	要綱	H11.4.1	$0\text{m}^3 < V \leq$
尼崎市	要綱	S60.10.15	全施設
西宮市	要綱	H14.11.22	全施設
姫路市	要綱	H15.4.1	全施設
奈良市	条例	H15.4.1	全施設
和歌山市			
岡山市	要領	H16.4.1	全施設
倉敷市	要領	H13.11.29	全施設
広島市	要領	H3.9.1	全施設
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市	条例	H17.2.13	全施設
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
	条例	H24.12.24	$V \leq 10$
松山市	要領	S62.7.1	全施設
高知市	要綱	H16.7.1	全施設
	要綱	H10.4.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
久留米市	要綱	H24.6.1	全施設
	要綱	H15.4.1	全施設
北九州市	要領	H15.4.1	全施設
大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
	条例	S35.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市	要領	-	
熊本市	要綱	H5.7.1	10m ³ 以下
大分市	要綱	H15.4.1	全施設
宮崎市	要領	H17.4.1	全施設
	要領	H15.4.1	10m ³ 以下
鹿児島市	条例		全施設
那覇市	条例	H9.12.26	全施設
	条例	H10.3.31	$V \leq 10\text{m}^3$

特別区	種類	施行日	対象施設
千代田区	要綱	S59.6.1	全施設
中央区	要綱	S59.7.1	全施設
港区	要綱	H9.4.1	全施設
新宿区	要綱	S59.4.1	全施設
文京区	要綱	S59.3.31	全施設
	要綱	H16.7.1	全施設
台東区	要領	H16.7.1	-
	要綱	S60.4.1	全施設
墨田区	要綱	S60.5.24	全施設
品川区	要綱	H21.4.1	全施設
	要領	H1.4.1	全施設
目黒区	要綱	S59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積 500m ² 以上
	要領	S59.5.1	全施設
大田区	要綱	S52.4.1	全施設
世田谷区	要綱	H10.2.1	全施設
渋谷区	要綱	H18.6.15	全施設
	要領	H22.2.4	全施設
中野区	要綱	S61.11.1	全施設
杉並区	要綱	S59.6.1	全施設
	要領	S59.6.8	全施設
豊島区	要綱	S59.4.1	全施設
北区	要綱	S59.7.1	全施設
	要綱	S60.5.1	全施設
荒川区	要領	S60.5.1	全施設
	要綱	S55.9.30	全施設
板橋区	要綱	S59.6.1	全施設
練馬区	その他	H10.11.4	全施設
	要綱	S59.5.1	全施設
足立区	要領	H10.11.4	全施設
	要綱	S59.9.1	全施設
葛飾区	要綱	S52.5.23	全施設
江戸川区	要綱		



注) 未制定は、未回答分も含んでいる。

図2-1 小規模貯水槽に係る条例・要綱等の制定状況

○ その他貯水槽水道の管理に係る集計結果

貯水槽水道全体の規模別施設数、受検施設数、不適合施設数などの全国計は表2-4のとおりである。また、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査において指摘された不適合の区分別割合を図2-2、2-3に示す。

表2-4 貯水槽水道衛生管理状況一覧表(平成27年度全国計)

		施設数	検査実施施設数	受検率	検査指摘施設数	検査指摘率	未改善施設数	是正未確認施設数
簡易専用水道	全体計*	208,798	163,482	78.3%	38,903	23.8%	1,886	12,479
	100m ³ <V	7,409	5,579	75.3%	907	16.3%	39	344
	80m ³ <V≤100m ³	4,891	3,892	79.6%	762	19.6%	45	278
	60m ³ <V≤80m ³	7,527	6,063	80.6%	1,189	19.6%	76	448
	40m ³ <V≤60m ³	18,741	15,104	80.6%	3,181	21.1%	156	1,162
	20m ³ <V≤40m ³	61,911	50,084	80.9%	11,933	23.8%	677	4,243
	10m ³ <V≤20m ³	92,514	65,903	71.2%	18,318	27.8%	888	5,864
小規模貯水槽水道	全体計*	845,345	27,281	3.2%	7,343	26.9%	413	2,118
	5m ³ <V≤10m ³	145,541	14,781	10.2%	3,851	26.1%	221	1,067
	0m ³ <V≤5m ³	598,597	7,759	1.3%	2,342	30.2%	157	661

注) ※「全体計」には容量を把握していない施設数も含まれるため、容量毎の施設数の合計と全体計は一致しない。

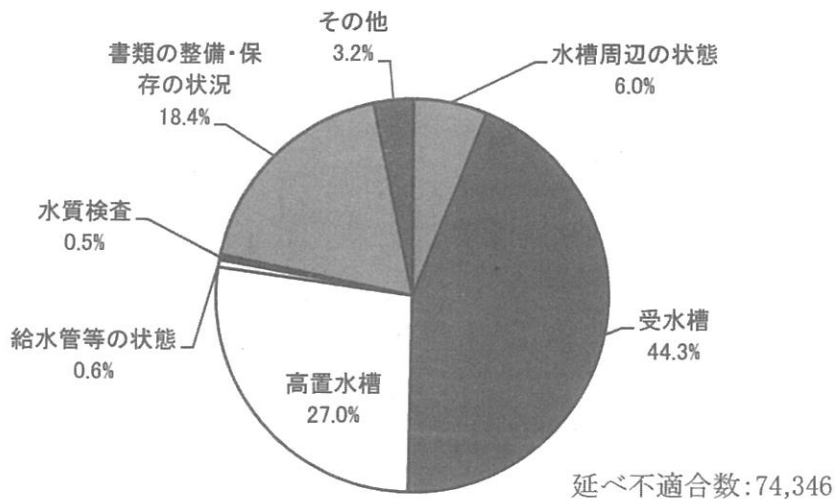


図2-2 簡易専用水道の不適合項目区別割合(平成 27 年度)

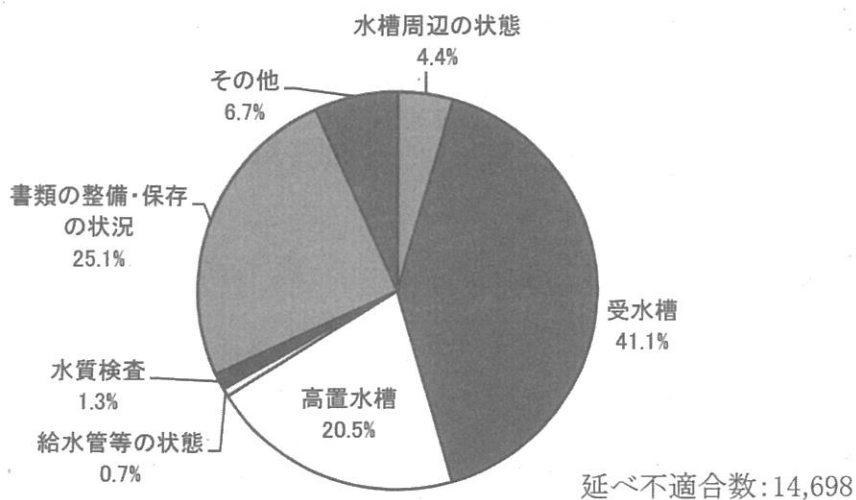


図2-3 小規模貯水槽水道の不適合項目区別割合(平成 27 年度)

注)

- ・ 図2-1は表1-2、図2-2は表2-2に示す指摘件数を区別に集計し、その総計に対する百分率である。
- ・ その他とは、地方公共団体の機関及び登録検査機関が独自に規定した検査項目である。

○貯水槽水道の適正管理に係る取組み事例

①衛生行政担当部局と水道事業者との連携

衛生行政担当部局と水道事業者とで、定期的に協議会を開催し、簡易専用水道、小規模貯水槽の指導情報や施設数等の情報共有を行っている。

また、貯水槽水道設置者からの届出と水道局からの情報提供に基づき、台帳を作成している。さらに水道局から、給水開始・停止、設備改造、廃止などの詳細なデータを入手して、台帳の更新を行っていた。

②水道事業者による小規模貯水槽の点検・指導の実施

給水区域内にある全ての小規模貯水槽水道を対象に、水道事業者による点検・指導の実施について設置者に案内し、同意を得た上で、立ち会いのもとで点検・指導を実施している。同一年度内に衛生行政担当部局の指導と重複しないように調整している。

③条例・要綱等の整備

貯水槽水道に関する条例・要綱等を制定し、貯水槽水道設置者に、簡易専用水道の管理について厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けたときは、衛生行政担当部局に報告を求めたり、衛生上問題があるとして、その旨を報告するよう助言を受けたときは、直ちに報告するよう求めたりしている。

④施設設置者への啓発・指導

衛生行政担当部局が作成する貯水槽水道施設台帳と登録検査機関から受検報告を受けて、検査を実施していない施設を抽出し、電話・訪問による指導を実施している。

また、貯水槽水道設置者への啓発の為、年複数回の講習会を実施している。

(3) 飲用井戸等に係る衛生管理状況

各水質基準項目の水質検査状況並びに水質基準超過井戸の対応状況は、表3-1から3-6、図3-1、3-2のとおりである。また、条例等による規制別飲用井戸水質検査実施状況は表3-7、都道府県等が実施した設置者への啓発・指導等の実施状況は表3-8、飲用井戸等に係る条例、要綱等の制定状況は表3-9のとおりである。

① 一般項目水質検査状況

表3-1 一般項目^{※1}に係る水質検査状況(平成23~27年度)

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
検査井戸数 ^{※2}	41,825	34,997	38,979	34,552	32,253
基準超過井戸数 (超過率 ^{※3})	7,018 (16.8%)	7,437 (21.3%)	8,762 (22.5%)	7,143 (20.7%)	6,788 (21.0%)
一般細菌	5,135 (12.3%)	4,529 (12.9%)	5,344 (13.7%)	3,960 (11.5%)	4,017 (12.5%)
大腸菌(群)	2,105 (5.0%)	1,878 (5.4%)	1,775 (4.6%)	1,670 (4.8%)	1,608 (5.0%)
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	1,723 (4.1%)	1,300 (3.7%)	1,203 (3.1%)	941 (2.7%)	933 (2.9%)
その他項目 ^{※1}	4,488 (10.7%)	3,779 (10.8%)	3,933 (10.1%)	4,535 (13.1%)	4,366 (13.5%)

表3-2 一般項目の水質基準超過井戸の対応状況(平成23~27年度)

年 度	対 応 状 況 ^{※4}									
	専 用 井 戸 ^{※5}					併 用 井 戸 ^{※5}				
	水道加入	煮沸	消毒	その他	計	飲用中止	煮沸	消毒	その他	計
平成22	156	283	67	317	823	489	114	34	69	706
平成23	84	649	57	183	973	855	285	35	120	1,295
平成24	89	448	50	428	1,015	688	132	13	52	885
平成25	37	551	109	301	998	692	281	36	34	1,043
平成26	49	700	99	253	1,101	392	88	22	69	571
平成27	11	170	68	300	549	336	83	11	68	498

注)

- ※1: 一般項目とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌(群)、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、その他項目(塩化物イオン、有機物等、pH値、味、臭気、色度及び濁度)をいう。
- ※2: 検査井戸数とは、原則として一般項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。
- ※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。
- ※4: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。
- ※5: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。
 - ・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

② トリクロロエチレン等項目の水質検査状況

表3-3 トリクロロエチレン等^{※1}の水質基準超過状況(平成 23~27 年度)

	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27
検査井戸数 ^{※2}	5,235	4,878	6,347	4,914	4,457
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	122 (2.3%)	163 (3.3%)	121 (1.9%)	104 (2.1%)	93 (2.1%)
四塩化炭素	0 (0.0%)	4 (0.1%)	27 (0.4%)	27 (0.5%)	27 (0.6%)
1,4-ジオキサン ^{※1}	1 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (0.1%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)
1,1-ジクロロエチレン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
シス-1,2-ジクロロエチレン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	11 (0.2%)	14 (0.3%)	13 (0.2%)	7 (0.1%)	6 (0.1%)
ジクロロメタン	0 (0.0%)	1 (0.0%)	5 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
テトラクロロエチレン	83 (1.6%)	93 (1.9%)	76 (1.2%)	47 (1.0%)	53 (1.2%)
トリクロロエチレン	42 (0.8%)	86 (1.8%)	52 (0.8%)	47 (1.0%)	31 (0.7%)
ベンゼン	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,2-ジクロロエタン ^{※1}	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1,1,1-トリクロロエタン ^{※1}	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
その他有機溶剤等 ^{※1}	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

表3-4 トリクロロエチレン等の水質基準超過井戸の対応状況(平成 23~27 年度)

年 度	対 応 状 況 ^{※4}							
	専 用 井 戸 ^{※5}				併 用 井 戸 ^{※5}			
	水道加入	煮沸	その他	計	飲用中止	煮沸	その他	計
平成 23	1	3	6	10	42	10	3	55
平成 24	2	44	32	78	34	5	7	46
平成 25	5	6	29	40	28	1	2	31
平成 26	3	2	38	43	23	2	2	27
平成 27	4	1	35	40	24	1	0	25

注)

- ※1: トリクロロエチレン等とは、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)に規定する水道水質基準項目等のうち、四塩化炭素をはじめとする有機溶剤系物質項目である。1,4-ジオキサンについては平成 19 年度から集計している。
- ※2: 検査井戸数とは、原則としてトリクロロエチレン等のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。
- ※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。
- ※4: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。
- ※5: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。
- 各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

③ その他水質基準項目水質検査状況

表3-5 その他項目^{※1}の水質基準超過状況(平成23~27年度)

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
検査井戸数 ^{※2}	19,488	17,962	20,966	18,491	16,473
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	1,323 (6.8%)	1,498 (8.3%)	1,469 (7.0%)	1,313 (7.1%)	1,218 (7.4%)
ヒ素	265 (1.4%)	183 (1.0%)	172 (0.8%)	236 (1.3%)	182 (1.1%)
フッ素	324 (1.7%)	295 (1.6%)	268 (1.3%)	389 (2.1%)	365 (2.2%)
水銀	16 (0.1%)	7 (0.0%)	17 (0.1%)	7 (0.0%)	6 (0.0%)
六価クロム	6 (0.0%)	2 (0.0%)	2 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他水質基準項目 ^{※4}	1,566 (8.0%)	1,351 (7.5%)	1,319 (6.3%)	1,121 (6.1%)	1,013 (6.1%)

表3-6 その他項目の水質基準超過井戸の対応状況(平成23~27年度)

年 度	対 応 状 況 ^{※5}					
	専 用 井 戸 ^{※6}			併 用 井 戸 ^{※6}		
	水道加入	その他 ^{※7}	計	飲用中止	その他 ^{※7}	計
平成23	13	222	235	129	145	274
平成24	11	253	264	92	6	98
平成25	7	239	246	135	8	143
平成26	2	247	249	45	14	59
平成27	1	122	123	27	23	50

注)

- ※1: その他項目とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目の内、①一般項目、②トリクロロエチレン等で調査した項目以外のヒ素、フッ素等の項目である。
- ※2: 検査井戸数とは、原則としてその他項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。
- ※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。
- ※4: その他水質基準項目とは、その他項目のうち、ヒ素、フッ素、水銀及び六価クロム以外の項目(鉄、マンガン、硬度等)である。
- ※5: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。
- ※6: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。
- ※7: その他とは、浄水設備設置、水源変更、煮沸、飲用制限等の措置を指す。
 - ・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

④ 全体（基準値超過井戸状況、対策状況）

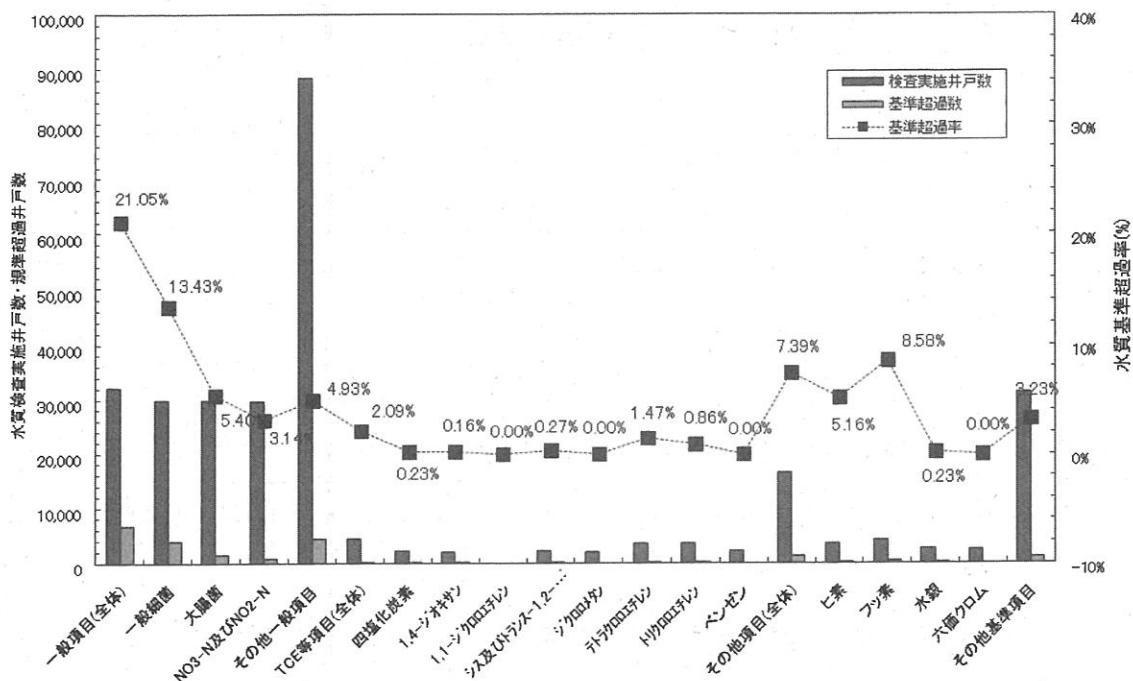


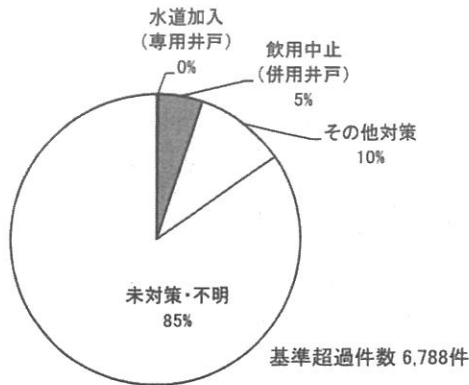
図3-1 飲用井戸等における項目別水質検査状況(平成 27 年度)

表3-7 規制種別による飲用井戸等の水質検査実施状況(平成 27 年度)

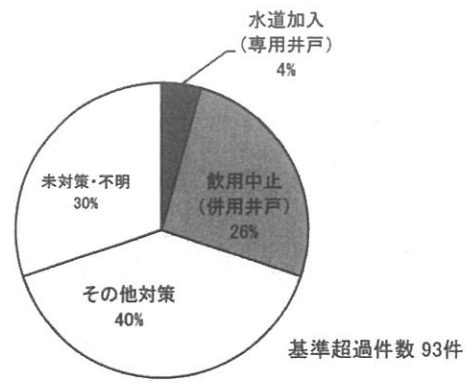
規制種別	区分	設置数	検査井戸数		
			一般項目	TCE等項目	その他項目
条例対象施設	公営	(556)	298	179	212
	その他	(4,550)	3,013	1,213	2,233
	小計	(5,106)	3,311	1,392	2,445
要綱・要領等対象施設	一般飲用井戸	177,362 (37,065)	6,694	715	1,989
	業務用飲用井戸	18,124 (5,454)	3,972	265	1,854
	その他の井戸	53,884 (11,011)	1,096	150	306
	小計	249,370 (53,530)	11,762	1,130	4,149
規制対象外施設	一般飲用井戸	77,476 (33,300)	11,434	1,495	8,057
	業務用飲用井戸	2,667 (1,310)	2,092	165	823
	その他の井戸	35,879 (1,753)	1,435	151	932
	小計	116,022 (36,363)	14,961	1,811	9,812
合計		370,498 (94,999)	30,034	4,333	16,406

注)

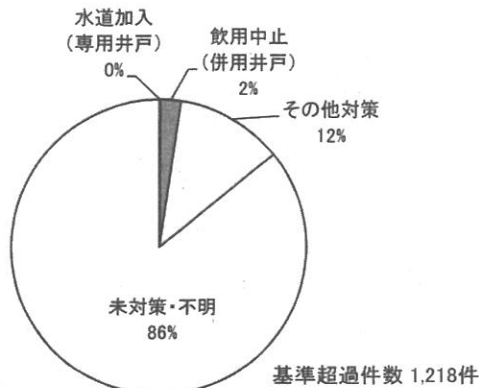
一般飲用井戸とは、個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設。
 業務用飲用井戸とは、官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設。
 その他の井戸とは、一般用・業務用の区別ができない給水施設。
 設置数のうち括弧内は、台帳等により実数が把握できている井戸数を示す。



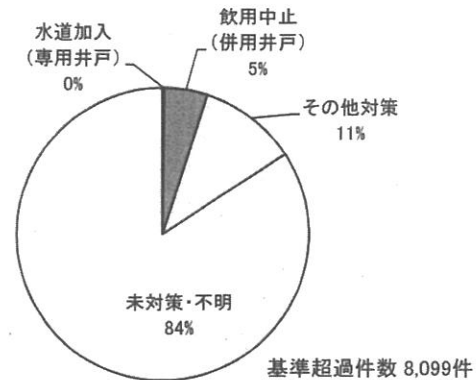
一般項目基準超過井戸対策状況



トリクロロエチレン等基準超過井戸対策状況



その他基準超過井戸対策状況



水質基準超過井戸対策状況

図3-2 基準超過飲用井戸の対策実施状況(平成27年度)

注) その他対策とは、表3-2, 4, 6に示す専用井戸の水道加入及び併用井戸の飲用中止以外の対策であり、専用井戸と併用井戸を合計したもの。未対策・不明とは、基準超過井戸のうち、その後の対応がなされていない又は把握されていないものを指す。

表3-8 都道府県等が実施した設置者への啓発・指導等の実施状況(平成27年度)

啓発・指導等を実施した都道府県等数 (啓発・指導等を実施した割合)

各種対象	条例対象		要綱・要領等対象			対象外・未制定		
	公営	その他	一般 飲用井戸	業務用 井戸	その他 の井戸	一般 飲用井戸	業務用 井戸	その他 の井戸
規制状況別都道府県等数	49		70			94		
啓発・指導等の内容								
検査項目・結果への助言	25 (51.0%)	35 (71.4%)	47 (95.9%)	39 (79.6%)	27 (55.1%)	22 (44.9%)	11 (22.4%)	8 (16.3%)
周辺汚染情報の提供	16 (32.7%)	21 (42.9%)	23 (46.9%)	20 (40.8%)	14 (28.6%)	6 (12.2%)	5 (10.2%)	3 (6.1%)
条例等による水質検査の 指導	26 (53.1%)	37 (75.5%)	37 (75.5%)	35 (71.4%)	15 (30.6%)	4 (8.2%)	3 (6.1%)	3 (6.1%)
設置届出指導	17 (34.7%)	26 (53.1%)	12 (24.5%)	13 (26.5%)	6 (12.2%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)
PRパンフレット	12 (24.5%)	16 (32.7%)	25 (51.0%)	22 (44.9%)	16 (32.7%)	9 (18.4%)	3 (6.1%)	2 (4.1%)
研修会、講習会	3 (6.1%)	4 (8.2%)	5 (10.2%)	3 (6.1%)	4 (8.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注) 対象外・未制定とは、条例・要領等を制定している都道府県等が対象外施設に対して行った啓発・指導等と条例・要領等を制定していない都道府県等が行った啓発・指導等の合計。

表3-9 飲用井戸等に係る条例・要綱等制定状況(平成28年4月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
	条例	S47.12.23	一般需要で100人以下又は、一般需要以外で30人以上100人以下
	要領	S62.8.21	全施設
岩手県			
宮城県	条例	S50.7.1	100人以下30人以上
秋田県	条例	S35.7.1	100人以下30人以上
山形県	要領	S62.4.1	全施設
	条例	S44.4.1	50人以上
	要領	H3.11.20	50人以下
福島県	条例	S54.10.1	50人超
	要領	H1.10.1	
茨城県	条例	S56.4.1	50人以上及び賃貸住宅
栃木県	条例	S38.10.8	50人以上の施設、学校
	要領	H1.6.15	50人未満
	条例	H23.4.1	30人以上
群馬県	条例	S32.3.30	50人以上又は10世帯以上
埼玉県	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.10.1	全施設
	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
神奈川県	要綱	H19.10.23	全施設
	条例	S33.3.31	30人以上
新潟県	要領	H14.4.22	全施設
富山県	要領	S63.4.1	
石川県	要領	S63.4.1	全施設
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	条例	H16.11.1	全施設
	要領	H14.12.4	全施設
長野県	要領	H4.12.21	全施設(旅館等を除く)
岐阜県	要綱	H13.4.1	全施設
愛知県	要領	S55.4.16	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	条例	S24.3.22	業務用井戸及び10世帯以上
	その他	H25.7.1	全施設
大阪府	条例	S33.10.13	50人以上または1日最大給水量7.5m3以上のもの
	要領	S60.7.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m3未満のもの
兵庫県	条例	S39.4.1	50人以上等
	要領	H25.4.1	
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	要領	H3.7.24	
島根県			
岡山県	要領	H1.4.1	
広島県	要領	H5.12.1	全施設
山口県	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.19	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	
高知県			
福岡県			
佐賀県	条例	S35.11.1	50人以上
長崎県			
熊本県	要領	H26.9.1	飲用井戸等
大分県	要領	H16.3.25	全施設
宮崎県	要領	S62.4.1	全施設
鹿児島県	条例	H17.4.1	全施設
	要領	H27.4.1	全施設
沖縄県			

特別区	種類	施行日	対象施設
新宿区	要綱	S62.11.18	全施設
目黒区	要綱	S63.4.1	全施設
北区	要綱	S63.6.1	全施設
足立区	要綱	H17.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
函館市	要領	H1.5.1	全施設
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	全施設
盛岡市	要領	H25.4.1	
	条例	S50.7.1	30人以上
	要綱	H12.4.1	30人未満
秋田市	条例	S35.3.30	30人以上
	要領	H10.4.1	30人未満
郡山市	条例	H9.4.1	50人超
	条例	H11.4.1	50人超
いわき市	要領	H12.4.1	50人以下
	要領	H14.12.1	50人未満
宇都宮市	要領	H14.12.1	50人未満
前橋市	条例	H21.4.1	30人以上
高崎市	条例	H23.4.1	30人以上
さいたま市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
川越市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
千葉市	条例	H4.4.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
	要綱	H19.4.1	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H23.4.1	全施設
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	条例	H7.3.20	
川崎市	要綱	S62.12.8	専ら一戸の住宅
	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
相模原市	要綱	H27.4.1	全施設
	条例	H8.10.1	全施設
横須賀市	要領	H23.4.1	全施設
	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
新潟市	条例	H12.4.1	水道水以外の水を利用する食品営業施設
富山市			
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
長野市	要綱	H16.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.4.1	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	
名古屋市	要綱	S52.1.1	受水タンクを有する建築物
豊橋市	要領	H24.4.1	全施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
豊田市	その他	H16.1.12	全施設
四日市市			
大津市	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市			
堺市	条例	S33.10.13	50人以上
豊中市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H24.4.1	全施設
高槻市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H15.4.1	全施設
東大阪市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	S63.4.1	全施設
神戸市	条例	S39.4.1	50人以上
	条例	S39.4.1	50人以上
姫路市	その他	H17.4.1	全施設
	条例	S39.4.1	50人以上
尼崎市	要綱	H20.2.1	全施設
	条例	S39.4.1	50人以上
西宮市	要領	H25.4.1	50人未満
	要領	H25.4.1	50人未満
奈良市			
和歌山市			
岡山市	要領	H6.4.1	全施設
倉敷市			
広島市			
呉市			
福山市			
下関市			
高松市	要綱	H11.4.1	全施設
松山市	条例	S38.7.10	50人以上
	要領	S62.7.1	全施設
高知市			
北九州市			
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
久留米市			
長崎市	要綱	H15.4.1	
佐世保市			
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
大分市	条例	S33.11.1	50人以上
	要領	H16.4.1	全施設
	要領	H25.4.1	全施設
宮崎市	要領	H17.4.1	
鹿児島市			
那覇市			

飲料水に関する健康危機管理・水質事故

1. 飲料水健康危機管理実施要領の概要

(1) 趣旨及び目的

「飲料水健康危機管理実施要領」（平成9年1月策定、平成25年10月最終改正）は、「厚生労働省健康危機管理基本指針」（平成9年1月策定、平成24年11月最終改正）に基づき、飲料水を原因とする健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図るため、厚生労働省における責任体制及び権限行使の発動要件について定めたものである。

(2) 対象となる飲料水

水道事業者等（水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者）並びに簡易専用水道設置者が供給する水道水、水道法の規制が適用されない小規模水道により供給される水、井戸水 等

(3) 情報の収集

飲料水に係る健康危険情報を入手したときに、厚生労働省及び都道府県等の所管に応じ情報収集を行い、さらに詳細な情報の収集を行う手順や継続的なフォローアップを実施することなどを定めている。

(情報の例) 水道原水に係る水質の異常、水道水を原因とする食中毒等の発生 等

(4) 情報の伝達

厚生労働大臣、官邸への情報伝達及び厚生労働省内部や関係省庁との間の情報伝達のルールなどを定めている。

(5) 対策の決定

飲料水を原因とする健康危険情報を入手した場合に、水道法に基づく権限の発動要件と手順、継続して情報収集して対策内容に反映させることや、対策の情報を公開することなどを定めている。

(権限の例) 立入検査の実施、水道用水の緊急応援の実施 等

(6) 健康危険情報の提供

情報提供の窓口を明らかにし、電子メール等の活用により、迅速に情報提供することなどを定めている。

2. 最近の水質事故事例

①健康被害発生事例

平成28年度は健康被害が確認された水質事故は報告されていない。（平成29年1月現在）

②残留塩素濃度低下事例

➤ 滅菌装置の薬注ポンプが詰まり、塩素消毒ができなくなったことにより、残留塩素が低下し、一般細菌が基準値を超過及び大腸菌が検出されたため、煮沸を呼びかけた。

➤ 塩素剤の不足によって塩素消毒ができなくなったことにより、残留塩素が低下し、大腸菌が検出された。そのため、全世帯に個別に飲用制限を周知し、飲料水をポリタンクで配布した。

③臭気発生事例

今夏の高温に伴い、オシラトリア等のプランクトンが増殖したことで、カビ臭物質の濃度が高くなった。高性能粉末活性炭注入による異臭味の除去、他浄水場からの浄水の融通による希釈等の対策を行い、カビ臭物質の低減化を図ったが、2-メチルイソボルネオール（2-MIB）が水質基準を超過した。

3. 健康影響の発生した水質汚染事故

発生年月日	発生場所	原因飲料水	原因物質等	発生施設	摂食者数*1	患者数
H15.3.17	新潟県	井戸水	ノロウイルス、ウェルシュ、黄色ブドウ球菌、カンピロバクター、大腸菌	飲食店	227	151
H15.6.10	石川県	井戸水	ノロウイルス	飲食店	522	76
H15.7.4	大分県	井戸水	腸管出血性大腸菌(VT産生)	家庭	4	3
H15.7.20	千葉県	冷水器(簡易専用水道)	A群ロタウイルス	学校	86	47
H15.9.5	愛媛県	冷水器(推定、水源は専用水道(深井戸))	カンピロバクター・ジェジュニ／コリ	学校	525	69
H16.3月上旬	広島県	井戸水	大腸菌群が検出されたが特定できず	家庭	17	15
H16.8.18	石川県	簡易水道(表流水)	カンピロバクター・ジェジュニ／コリ	宿泊施設	78	52
H17.3.16	秋田県	簡易水道(地下水)	ノロウイルス	家庭等		29
H17.6.30	山梨県	簡易水道(表流水)	カンピロバクター・ジェジュニ／コリ	家庭等		76
H17.7.6	大分県	専用水道(無認可、表流水)	プレシオモナス・シゲロイデス	宿泊施設	280	190
H17.7.18	大分県	井戸水	病原大腸菌(O168)	キャンプ場	348	273
H17.8.2	長野県	湧水	病原大腸菌(O55)	宿泊施設	81	43
H17.8.13	高知県	井戸水	不明	家庭等	28	16
H18.8.20	福島県	湧水	カンピロバクター・ジェジュニ	家庭等		71
H18.9.17	宮城県	井戸水?	A型ボツリヌス菌(芽胞菌)	家庭等	9	1
H21.9.24	鳥取県	不明(飲料水:簡易水道の可能性あり)	不明	家庭等		36
H22.11.15	千葉県	小規模貯水槽水道	クリプトスポリジウム、ジアルジア	家庭等	43	28
H23.7.23	長野県	専用水道(沢水)	病原大腸菌(O121)	宿泊施設		16
H23.8.1	山形県	湧水	病原大腸菌(O157)	家庭等	5	2
H24.7.14	富山県	簡易水道(地下水)	エルシニア・エンテロコリチカ	家庭等		3
H25.5.9	大阪府	簡易専用水道?	ノロウイルス、カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店		不明
H25.5.29	神奈川県	簡易専用水道	一般細菌、大腸菌	家庭等	85	11*2
H26.9.9	熊本県	簡易水道(地下水)	灯油	家庭等	128	2

(平成29年1月末現在)

*1 摂食者数が不明の場合は給水人口

*2 水道水(受水槽水)が原因であったかは不明。

水質汚染事故による水道の被害及び水道の異臭味被害状況について

1. 調査内容及び方法

(1)水質汚染事故による水道の被害状況

水道事業者等が通常予測できない水道原水の水質変化により、水道水を供給するにあたって問題が生じ、平成27年度に取水・給水の制限・停止や特殊薬品（粉末活性炭等）の使用等を行った水質汚染事故による被害について、都道府県等を通じて水道事業者、水道用水供給事業者、専用水道（以下「水道事業者等」という。）を対象に調査を行った。

(2)異臭味等による水道の被害状況

湖沼の富栄養化等の水道水源状況の悪化により、平成27年度に水道原水がカビ臭等による異臭味被害を受け、応急的な対応を行った水道事業者等の数及び給水栓で異臭味の被害を受けた利用者数を、都道府県を通じて水道事業者等（専用水道を除く。）を対象に調査を行った。

2. 調査結果

(1)水質汚染事故による水道の被害状況

水質汚染事故の発生状況等を表1-1から1-3、図1-1から1-3に示す。

平成27年度に水質汚染事故により被害を受けた水道事業者等の数は132であり、これは全水道事業者等※（15,558事業）の約0.8%にあたる。水道の事業形態別では上水道事業が91事業、簡易水道事業は5事業、専用水道は17施設、水道用水供給事業は19事業であった。また、水源別の発生状況は、全76水源のうち表流水が56水源（73.7%）、伏流水4水源（5.3%）、地下水10水源（13.2%）、その他6水源（7.9%）となっている。

発生した事故件数は、全132件であり、原因物質別では油類が57.6%（76件）を占め、以下件数が多い順に、アンモニア態窒素14.4%（19件）、濁度7.6%（10件）、となっている。また、汚染原因としては、不明が全体の64.4%を占めるが、工場等6.8%、車両3.0%、農業・畜産業9.8%、土木工事0.8%となっている。

※厚生労働省水道課調べ（平成26年度）による。

表 1-1 水質汚染事故による被害を受けた水道事業者等の経年変化

	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平均
上水道	49 (4)	154 (21)	44 (0)	46 (0)	91 (1)	73 (6)
簡易水道	11 (5)	7 (2)	5 (2)	8 (1)	5 (2)	8 (4)
専用水道	6 (3)	4 (2)	6 (0)	8 (3)	17 (1)	8 (2)
水道用水供給	15 (1)	15 (2)	10 (4)	29 (1)	19 (1)	17 (2)
合計	81 (13)	180 (27)	65 (6)	91 (5)	132 (5)	106 (13)

注)

- ・ 水質汚染事故とは、水道事業者等が通常予測できない水道原水の水質変化により、①給水停止又は給水制限、②取水停止又は取水制限、③特殊薬品（粉末活性炭等）の使用のいずれかの対応措置を行ったものとした。
- ・ 右側括弧内の数字は、被害を受けた水道事業者等のうち、①給水停止又は給水制限を行った事業者等の数を示す。

表 1-2 水質汚染事故による被害を受けた水源数（平成 27 年度）

区分	上水道				簡易水道				専用水道				用水供給				合計				
	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	計
北海道	4																4				4
東北	3				1												3	1			4
関東	10				1					2			5				16		2		18
中部	9				1		1	1					2				12		1	1	14
近畿	4	1								2			2				6	1	2		9
中国	4				1		2	3	1								6		2	3	11
四国		1																1			1
九州	8			1				1		1	3						8	1	3	2	14
沖縄													1				1				1
小計	42	2		1	3	1	3	5	1	1	7		10				56	4	10	6	76
合計	45(91)				12(5)				9(17)				10(19)				76(132)				

注) 合計欄の () 内の数字は、被害を受けた水道事業者数を示す。

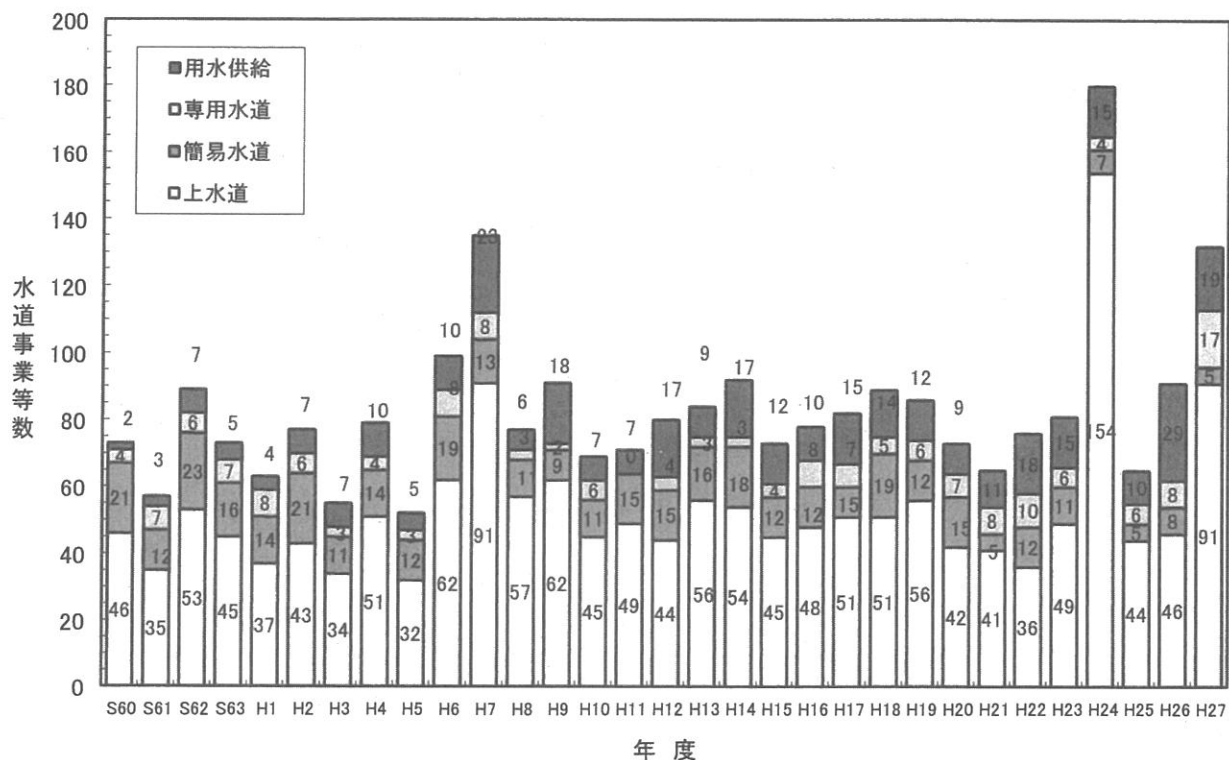


図 1-1 水質汚染事故により被害を受けた水道事業者等数の経年変化

表 1-3 水質汚染項目別水質汚染事故件数の経年変化

汚染原因物質	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
油類	110	57.9%	102	64.2%	96	67.1%	40	44.0%	76	57.6%
有機物	8	4.2%	7	4.4%	4	2.8%	4	4.4%	5	3.8%
濁度	11	5.8%	4	2.5%	5	3.5%	8	8.8%	10	7.6%
臭気	14	7.4%	4	2.5%	2	1.4%	3	3.3%	6	4.5%
pH	0	0.0%	1	0.6%	0	0.0%	1	1.1%	2	1.5%
農薬	4	2.1%	2	1.3%	2	1.4%	0	0.0%	2	1.5%
無機物	4	2.1%	2	1.3%	5	3.5%	3	3.3%	1	0.8%
界面活性剤	2	1.1%	2	1.3%	2	1.4%	0	0.0%	1	0.8%
色度	1	0.5%	0	0.0%	3	2.1%	2	2.2%	0	0.0%
硝酸態窒素	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.1%	0	0.0%
アンモニア態窒素	13	6.8%	22	13.8%	18	12.6%	20	22.0%	19	14.4%
塩素イオン	4	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%
その他	19	10.0%	13	8.2%	6	4.2%	9	9.9%	9	6.8%
合計	190		159		143		91		132	

注) 左欄は汚染原因物質別事故発生件数、右欄は全体に占める各項目の割合を示す。

※事故件数は平成 27 年度に発生したもの全てであり、一つの事業者が複数の事故について報告した場合すべての事故を計上している。

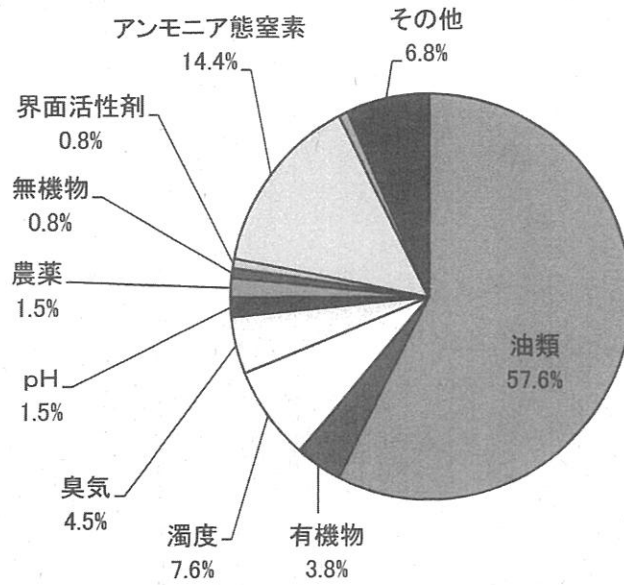


図 1-2 水質汚染事故における水質汚染項目（平成 27 年度、全 132 事故）
 注）本図は表 1-3 の平成 27 年度分のデータについてグラフ化したもの。

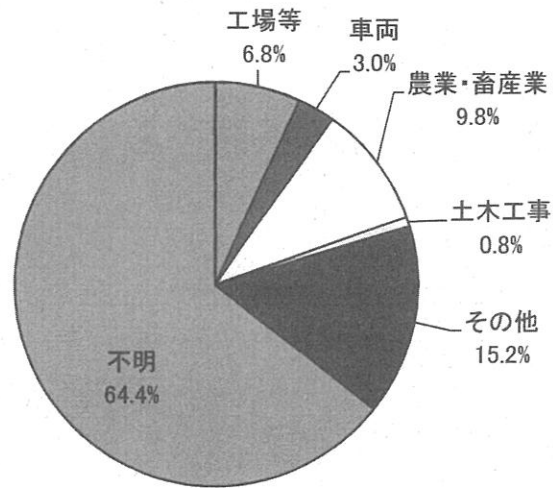


図 1-3 水質汚染事故の汚染原因（平成 27 年度、全 132 事故）

(2) 異臭味等による水道の被害状況

近年の異臭味等による水道の被害発生状況は、表2-1、図2-1のとおりである。また、図2-2は平成27年度に浄水で異臭味被害を受けたとして報告のあった事例についての異臭味の種類別割合を示す。

湖沼の富栄養化等の水源水質の悪化により、カビ臭等の異臭味による被害を受けた人口（以下、「異臭味被害人口」という。）は、平成2年度のピーク時に2千万人台まで増加したが、高度処理の導入等により改善し、平成19年度以降は、100万人～300万人で推移している。

平成27年度の異臭味被害人口は約136万人となっており、平成26年度の約284万人からは減少した。異臭味被害を受けた水道事業者数は114あり、平成26年度の82からは増加した。平成27年度の状況を地域別に見ると、異臭味被害人口は中部地方が最も多い。また、北海道及び中部地方では前年度に比べて増加し、東北、関東、近畿、中国、四国及び九州地方では前年度に比べて減少した。

表 2-1 水道における異臭味等による被害の発生状況（原水又は浄水）

地域	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	被害事業者数※1	被害人口(千人)※2	被害事業者数※1	被害人口(千人)※2	被害事業者数※1	被害人口(千人)※2	被害事業者数※1	被害人口(千人)※2	被害事業者数※1	被害人口(千人)※2
北海道	0	0	7 (1)	3	3	3	0	0	4	184
東北	6	54	5 (2)	275	8	53	5	127	5 (1)	0
関東	30 (14)	708	46 (18)	1,369	50 (13)	190	26 (3)	846	49 (19)	26
中部	0	0	1	0	2	701	3	0	11 (2)	459
近畿	15 (3)	196	26 (4)	288	22 (3)	502	18 (2)	572	12	76
中国	25 (6)	951	18 (3)	305	19 (3)	51	14 (3)	539	16 (2)	340
四国	3	426	4 (2)	194	6	260	3	320	7 (1)	56
九州	19 (2)	248	16 (2)	327	24 (1)	660	13	432	10	214
計	98 (25)	2,583	123 (32)	2,761	134 (20)	2,420	82 (8)	2,836	114 (25)	1,355

注)

- ・ 異臭味等による被害とは、原水及び浄水中の異臭味（カビ臭、ヘドロ臭等）、カルキ臭（クロラミン臭）、ろ過障害、着色障害、排水処理障害の発生により、凝集剤等薬品注入量の増加等、浄水処理の強化等により対応したものをいう。ただし、管路からの金属臭は除く。
- ※1：被害事業者数には原水のみ異臭味が発生し、浄水では被害が発生していない事業者を含む。また、被害事業者数右の（ ）内の数字は、水道用水供給事業の数を内数で表したものである。
- ※2：被害人口とは、浄水で1日以上期間異臭味による被害が発生した浄水施設に係る給水人口である。また、被害人口は、百の位を四捨五入し、千人単位で表示しているため、各ブロックの総計と計の数は必ずしも一致しない。

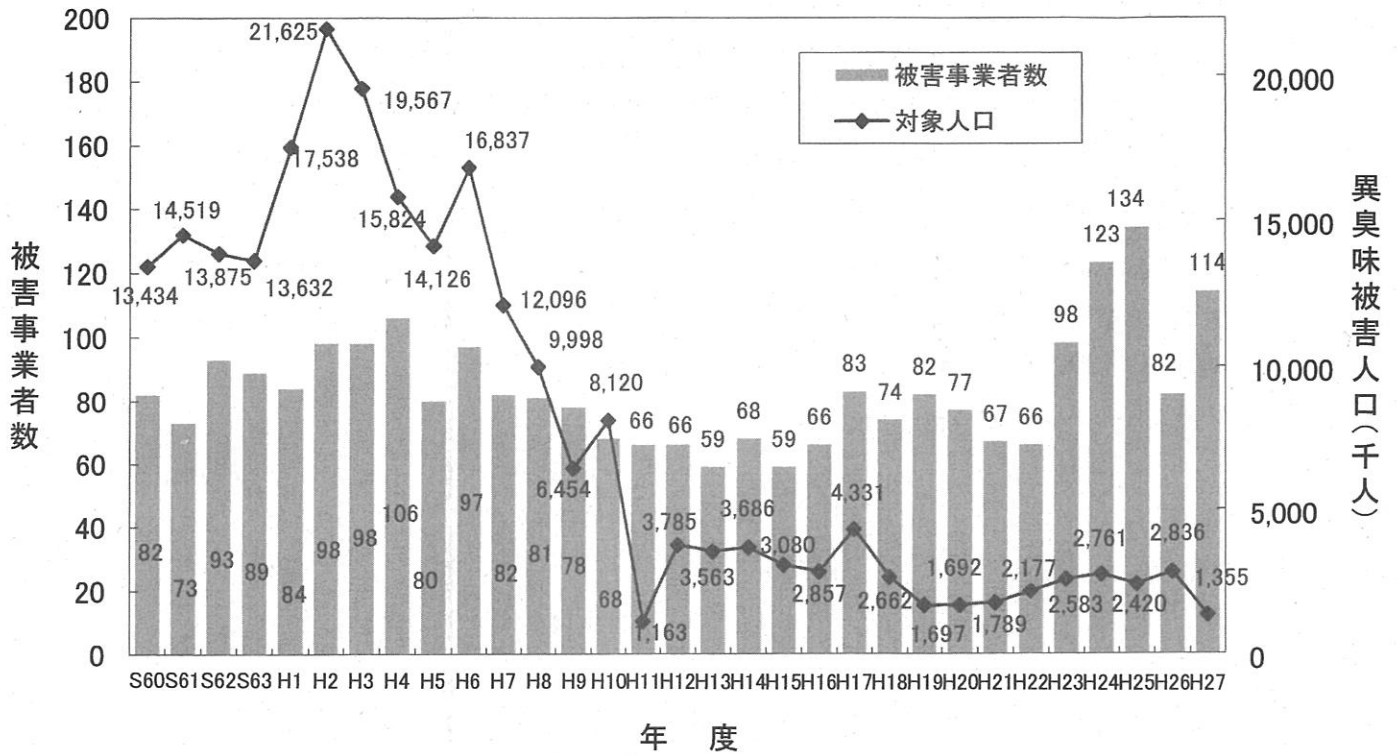


図 2-1 水道における異臭味被害の発生状況経年変化

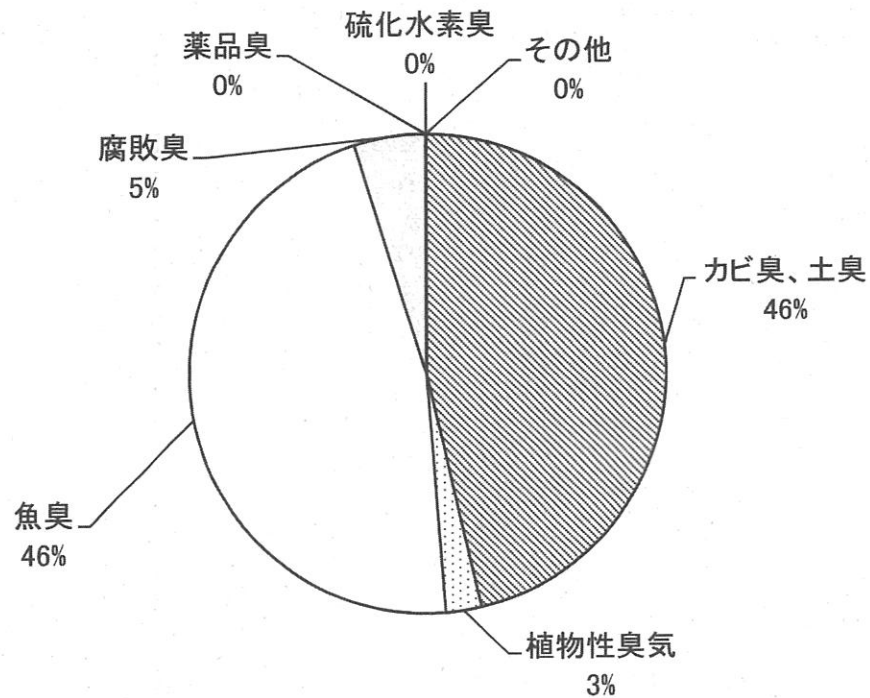


図 2-2 浄水における異臭味被害の種類別内訳（平成 27 年度、全 41 件）

注）全 41 件に対する異臭味の種類別割合。被害別に該当する異臭味項目を選択（複数回答あり）。

